

【資料集 5】

原始仏教聖典における釈尊の雨安居記事

岩井 昌悟

はじめに 073

釈尊の雨安居記事とする表現様式 074

凡例 088

【1】パーリ資料と漢訳資料が共通するもの 090

【2】パーリ資料と漢訳資料の一部が共通するもの 123

【3】パーリ資料のみが伝えるもの 135

【4】漢訳資料のみが伝えるもの 143

【5】その他 196

はじめに

釈尊成道後 45 年間の、それぞれの年度の雨安居地点を知ることが、原始仏教聖典に記される「如是我聞」された釈尊の事績を時系列にしたがって再構築するために有益であることは言うまでもない。現在のところ、【論文 5】「原始仏教聖典資料に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承」で取り上げた、その年次と地点あるいはある地点での回数を伝える「雨安居地伝承」が、それを知りうる唯一の貴重な資料であるが、しかしこれらは原始仏教聖典よりはかなり後に成立した註釈書類になってはじめて登場してくるため、後世の創作であるという可能性をも否定することはできない。

そこでこの伝承の資料的価値を決定するためには、この伝承の根拠となったものが何で、これがどのように形成されてきたかということを知ることが不可欠である。そしてそのためのもっとも有力な材料が原始仏教聖典であることは論を俟たない。もしこの伝承が原始仏教聖典から得られる情報と一致するなら、これらは原始仏教聖典に基づいて作成されたという結論が得られるであろうし、信頼度は高いということになる。しかもしもし一致しないとするなら、改めてこの伝承の根拠と形成過程が問われなければならない。

筆者はすでに先に示した論文において、雨安居地伝承のヴァリエーションの整理と、原始仏教聖典中に記される釈尊の雨安居地の調査を行い、両者を比較対照して、雨安居地伝承において釈尊が雨安居されたとされるけれども原始仏教聖典には記されない土地があることや、雨安居地伝承が記す雨安居年を原始仏教聖典の記す情報と照らし合わせると矛盾が認められることなどを指摘するとともに、これらの土地が原始仏教聖典においてはどこに相当するかを検討した上で、原始仏教聖典からみると雨安居地伝承はその蓋然性が疑われる可能性が高いことを示唆しておいた。

しかしながら一方では、原始仏教聖典が記す雨安居記事自身にも、例えばパーリと漢訳諸文献に同一のエピソードが記載されながら、文献によっては雨安居への言及がない場合や、雨安居記事があるに拘わらず地名が相違する場合があるなど、かなりの揺れがあるために、

原始仏教聖典の雨安居記事をより綿密に調査整理する必要性を感じていた。

本資料集は以上を背景に、原始仏教聖典中の釈尊の雨安居記事を漏れがないように、その採用基準を増やして再度調査したものであって、また資料の提示については、前記論文で行ったような地名別ではなく、雨安居に係わって記されている記事別に整理して掲げるようにした。また基準に順位を付したのは、雨安居が明言されているものと雨安居されたと推測されるものがあり、その信頼度を判定する材料とするためであり、記事別に整理したのは、雨安居地の揺れや雨安居に言及しない資料をも参考にするためである。

釈尊の雨安居記事とする表現様式

[1] 原始仏教聖典中には、釈尊が雨安居を過ごされたということがさまざまに表現されている。「釈尊が某処で雨安居を過ごされた」というように直接的に表現される場合もあれば、「釈尊が某処で自恣を迎えた」とか、「釈尊が某処におられた時、諸比丘が釈尊の衣を作っていた」というように間接的に表現される場合もある。自恣は雨安居の最後の日に行われる行事であり、衣を作る期間は「作衣時」と呼ばれ、これは「迦縫那衣を受けなければ雨期の最後の1ヶ月、迦縫那衣を受ければ5ヶ月」と規定されて、これが終わらないと雨安居の地を出てはいけないことになっている。このように自恣と作衣は雨安居と密接に関連しており、ある土地で釈尊が自恣を迎えられ、作衣されたということは、釈尊がその地で雨安居を過ごされたことを間接的に表現することになる。

さらに釈尊が某処で雨安居されたのではないかと推測させる表現もある。例えば「釈尊が某処におられた時、仏弟子が雨安居に入るため訪ねてきた」という表現は、おそらく釈尊もそこで雨安居に入られたということを推測させる。あるいは「仏弟子たちが他のところで雨安居を過ごして、某処におられた釈尊に会いに来た」という表現さえも、釈尊がそこで雨安居を過ごされたことを推測させる。後に詳しく述べるように、仏弟子たちには雨安居を過ごした後に釈尊を訪ねるという習慣があった。漢訳文献ではこれは「夏の大会」と呼ばれる。もし釈尊が雨安居を終えられてすぐに遊行に出られるということになると、情報伝達手段に乏しい当時の弟子たちはどこに釈尊を訪ねたらよいものか分からなくなってしまう。したがって釈尊は雨安居を終えられた後も、仏弟子たちを待ってしばらくの間はその場所に留まっていたと推測されるからである。

このように釈尊が雨安居を過ごされたということは、直接的あるいは間接的に、さらには推測させるような形で表現される。釈尊の雨安居地を漏れなく収集するためには、その信頼性が乏しいものまで、ともかく考えうるかぎりの表現様式のものを対象としなければならない。

そこで本資料集では、次のような表現様式をとっているものを、釈尊の雨安居記事として取り上げた。ただし直接的な表現については疑いがないものの、推測させる表現は必ずしもそれが釈尊の雨安居であったとは確言できない。そこでそれぞれの表現様式ごとに番号を付した。番号の若いものは信頼度が高く、大きいものは信頼度が低いということを表す。また資料を紹介するところでも、雨安居記事と判断する根拠となる文章の下に下線を施し、その

文頭にこの番号を付した。

本資料集で取り上げた釈尊の雨安居記事の表現様式は以下の通りである。

- ①釈尊が某処で雨安居を過ごされたと明記される場合
- ②釈尊が某処で自恣の日を迎えられた場合、その地が釈尊のその年の雨安居地である。
- ③釈尊が某処におられた時、某比丘が某処で雨安居を過ごしたという場合
- ④釈尊が某処におられた時、某比丘が作衣を行っていたという場合
- ⑤釈尊が A 処におられた時、某が釈尊に B 処で雨安居されるよう要請して受諾される場合、B 処は釈尊の雨安居地である。
- ⑥某比丘が雨安居に入るために某処におられる釈尊に会いに来たという場合
- ⑦某比丘が雨安居を終えて某処におられる釈尊に会いに来たという言う場合
- ⑧釈尊が 3 ヶ月乃至 4 ヶ月間、もしくはそれ以上の期間（例えば 7 ヶ月）、某処に留まつておられたという場合
- ⑨釈尊が某処におられた時、某比丘が 3 ヶ月乃至 4 ヶ月間、某処に留まっていたという場合
- ⑩四月葉の自恣請に関するもの
- ⑪釈尊がコームディー（komudī カッティカ月の満月の日）を迎えた場合、その地が釈尊のその年の雨安居地である。
- ⑫釈尊のもとに到来した某比丘に対して、釈尊が「がまんできるか。元気にしてるか。労苦なくやって来られたか。どこからやってきたのか」（kacci bhikkhu khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci appakilamathena addhānam āgato, kuto ca tvam bhikkhu āgacchasi）などと声をかける場合
- ⑬釈尊のもとに至った某比丘が「我々は久しく釈尊に対面して法話を聞きしていない。」（cirassutā kho no bhagavato sammukhā dhammī kathā）と阿難などにうたえる場合。
- ⑭釈尊が某処におられた時、某比丘が雨安居に入ろうとしていたという場合
- ⑮釈尊が阿難に周辺の諸比丘を講堂に集めさせて説法する場合

[2] 以下に上記の①から⑯までの表現様式が、いかなる理由で雨安居記事の指標となるのか、またそれが原始仏教聖典の中にどのように現れるか、簡単に記しておきたい。

[2-1] 釈尊が某処で雨安居を過ごされたと明記される場合

これは直接的に「釈尊が某所で雨安居を過ごされた」とするもの、または文脈上それが明記されているに等しいものであり、説明の必要はない。

「釈尊が某処で雨安居を過ごされた」という表現は漢訳には多いが、パーリには少ない。例としては以下のようなものがある。

DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.099) : 世尊もまたそこ竹林村で雨安居に入った (bhagavā pana tatth' eva beluvagāmake vassam upagañchi)。

中阿含 009 「七車經」 (大正 01 p.429 下) : 我聞如是。一時佛遊王舍城在竹林精舍、與大比丘衆共受夏坐。

文脈上釈尊の雨安居が明記されているに等しいとは、例えば以下のようなものである。

SN.055-052 (vol.V p.405) : ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた。その時、舍衛城で雨安居を終えたある比丘が所用でカピラ城に至った (tena kho pana samayena aññataro bhikkhu sāvatthiyam vassam vuttho kapilavatthum anuppatto hoti kenacid eva karanīyena)。釈迦族の人々が彼に「大徳よ、世尊は無病、壮健でおられますか」 (kacci bhante bhagavā arogo c' eva balavā ca) と言って、釈尊、舍利弗、目連、比丘僧伽の安否を尋ね、また「大徳よ、汝はこの雨安居中に世尊の面前で何か聞き、受けた教えがありますか (athī pana te bhante kiñci iminā antaravassena bhagavato sammukhā sutam sammukhā paṭiggahitam) と訊ねる。比丘はそれに答え、彼が聞いた教えを説く。

AN.009-002-011 (vol.IV p.373) : ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (ekam samayaṁ bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。それから舍利弗長老が世尊に近づいて……このように言った「大徳よ、舍衛城での雨安居を終えたので私は遊行に出ようと思います」と (atha kho āyasmā sāriputto bhagavantam etad avoca ‘vuttho me bhante sāvatthiyam vassāvāso, icchām’ aham bhante janapadacārikam pakkamitun’ ti)。

[2-2] ②釈尊が某処で自恣の日を迎えた場合、その地が釈尊のその年の雨安居地である。

釈尊が某処で自恣の日を迎えたことが記される場合、その地は間違いなく釈尊のその年の雨安居地と考えられる。雨安居中に遊行することは禁じられており⁽¹⁾、住処を変えることは原則的に許されないため、釈尊が自恣の日を過ごされた地は、その年に雨安居を過ごされた地でなければならないからである。

「自恣」 (pavāraṇā) とは雨安居の終わりの日に行われる布薩 (uposatha) である。前雨安居 (purimikā vassupanāyikā) と後雨安居 (paccimā vassupanāyikā) の別があるが、前雨安居はサーヴァナ (Pāli ; Sāvaṇa, Skt. ; Śrāvaṇa) 月の黒分の第1日に始まり、アッサユージヤ (Pāli ; Assayuja, Skt. ; Āśvina) 月の満月の日に自恣を迎える。後雨安居はポッタパーダ (Pāli ; Poṭṭhapāda, Skt. ; Bhādrapada) 月の黒分の第1日に始まり、カッティカ (Pāli ; Kattika, Skt. ; Karttika) 月の満月の日に自恣を迎える。

自恣を迎えることによって比丘は法臘を一つ重ね、またアッサユージヤの満月の日は中国の暦では「七月十五日」または「八月十五日」に対応するため⁽²⁾、自恣の日が「受歲之日」と表現される場合やその日付で示されることもある。

これによって釈尊の雨安居記事であると判断できるものには、以下のようなものがある。

MN.118 ‘Ānāpānasati-s.’ (vol.III p.078) : ある時、世尊は舍衛城の東園鹿子母講堂に、衆多のとても有名な諸の長老・声聞とともにおられた。……その時、長老比丘らが新参の諸比丘を教誡し、新参の比丘らは以前よりも勝れた境地を知る。その時、世尊は布薩の日、第15日、自恣の日の、満期の日、満月の日の夜に、比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tatahu 'posathe pannarase pavāraṇāya puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā bhikkhusamghaparivuto abbhokāse nisinno hoti)。

増一阿含 032-005 (大正 02 p.676 中) : 聞如是。一時佛在舍衛國東苑鹿母園中、與大

比丘衆五百人俱。是時世尊七月十五日於露野地敷座。比丘僧前後圍遶。……今七月十五日是受歲之日。

別訳雜阿含 228 (大正 02 p.457 上) : 如是我聞。一時佛在王舍城迦蘭陀竹林、夏坐安居。爾時世尊與大比丘衆五百人俱。……於七月十五日、自恣時到。

- (1) *Vinaya ‘Vassupanāyikakkhandhaka’* (vol. I p.137) 、 *Vinaya ‘(Bhikkhunī) Pācittiya039’* (vol.IV p.296)
- (2) 『根本有部律』は以下のように記す。

根本有部律「波羅市迦 004」(大正 23 p.675 上) : 爾時薄伽梵、與五百漁人出家圓具已、從薛舍離詣竹林聚落北。有升摸波林依之而住。時逢飢饉乞食難得。……爾時世尊告諸苾芻曰。……汝等宜應各隨親友得意之處、於薛舍離隨近聚落而作安居。我與阿難陀於此林住。……爾時世尊未入涅槃安住於世、與諸弟子二時大集、一謂五月十五日欲安居時、二謂八月十五日隨意了時。

根本有部律「僧伽伐尸沙 008」(大正 23 p.691 中) : 爾時薄伽梵在王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中。……(p.695 上) 時馬勝苾芻所有弟子門人、隨其意樂所學差別悉令受已、詣餘村坊城邑聚落而作安居。至八月十五日前安居滿、作衣已竟執持衣鉢、往波波城水蛭林所。

この「八月十五日」は、カッティカ月の満月の日になされる後雨安居の自恣を示しているのではなく、これはアッサユジャ月の満月の日である。本「モノグラフ」第 1 号【論文 2】 - 【3】 - [5] および平川彰『二百五十戒の研究Ⅱ』、春秋社、1993 年、p.470 参照。

[2-3] ③釈尊が某処におられた時、某比丘が某処で雨安居を過ごしたという場合

「ある時、釈尊は某処におられた」と書き出され、それに続いて「その時、某比丘が某処で雨安居に入った」と記述されている場合であり、これは原始佛教聖典における ‘tena kho pana samayena’ や「爾時.....」といった表現の不明確さ故に①②ほど明確とは言い難いものの、素直に読むならば、釈尊が雨安居を過ごされたと見なし得るものである。なおこのケースがもっとも一般的であり、件数が多い。例を挙げれば以下のようなものである。

Vinaya ‘Pārājika002’ (vol. III p.041) : その時、仏・世尊は王舍城・耆闍崛山におられた。その時、多くの比丘がイシギリ山腹に草屋を作つて雨安居に入った (tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati gjjhakūṭe pabbate. tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū isigilipasse tiṇakuṭiyo karitvā vassam upagacchimṣu)。

十誦律「波羅夷 002」(大正 23 p.003 中) : 佛在王舍城。爾時衆多比丘共一処安居。

[2-4] ④釈尊が某処におられた時、某比丘が作衣を行っていたという場合

「作衣」 (*cīvarakamma*) は (1) 「作衣時」 (*cīvarakārasamaya*) になされる。この「作衣時」 (*cīvarakārasamaya*) とは「迦縫那衣を受けなければ、雨期の最後の 1 ヶ月、迦縫那衣を受ければ 5 ヶ月である (*cīvarakārasamayo nāma anatthate kaṭhine vassānassa pacchimo māso, attthate kaṭhine pañca māsā*)」 (*Vinaya ‘Nissaggiya028’* vol. III p.261) (2)。「雨期 (vassāna) の最後の 1 ヶ月」とは、「雨期」がサーヴァナ月の黒分の第 1 日からカッティカ月の満月の日までの 4 ヶ月であるので、前雨安居を過ごした場合なら、アッサユジャ月の満月の日の翌日からカッティカ月の満月の日まで、すなわち自恣の後 1 ヶ月が「作衣時」である。ただし迦縫那衣を受ければ作衣時がさらに 4 ヶ月、すなわち最長でパッグナ月の満月の日まで延長されることになる。

自恣の後に作衣時があり、遊行に出たならば作衣時は終るのであるから、比丘が作衣を行っ

ている地は、確実にその比丘のその年の雨安居地である。釈尊が自身のために自ら作衣をなす記事は見出されないが、諸比丘が釈尊のために作衣を行っている記事は存在し、これは確実に釈尊のその年の雨安居地を示す。また、比丘が作衣を行っている時に釈尊がおられる場所もその年の釈尊の雨安居地であろう⁽³⁾。

以下の記事は、作衣が作衣時になされることを示しており、同時に釈尊がカピラ城・ニグローダ園で雨安居されたと解釈される資料である。

MN.122 ‘Mahāsuññata-s.’ (vol. III p.109) : ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた。釈尊が乞食を終えて食後に釈迦族のカーラケーマカ (*Kālakhemaka*) の精舎に行かれる。そこにはたくさんの臥坐具が用意されていた。その時、阿難長老は多くの比丘とともに釈迦族のガターヤの精舎で作衣を行っていた (tena kho pana samayena āyasmā ānando sambahulehi bhikkhūhi saddhim ghaṭāya-sakkassa vihāre cīvarakammam karoti)。その時、夕方に世尊は独坐から立たれてガターヤ (*Ghatāya*) の精舎に行って阿難に「カーラケーマカの精舎には大勢の比丘が住しているのか」と尋ねられる。阿難は「多くの比丘がカーラケーマカ精舎に住しています。大徳よ、私たちは今作衣時なのです (cīvarakārasamayo no, bhante, vattati)」と答える。

また以下の記事も、作衣と雨安居の関係をよく示している。

AN.011-002-012 (vol. V p.328) : ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた。その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて、衣が出来上がれば世尊は遊行に出発されるであろうと言って (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammam karonti ‘niṭṭhitacīvara bhagavā temāsaccayena cārikam pakkamissatī’ ti)。

雜阿含 932 (大正 02 p.238 中) : 如是我聞。一時佛住迦毘羅衛國尼拘律園中。時有衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。時釋氏摩訶男聞衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣、世尊不久三月安居訖、作衣竟、持衣鉢人間遊行。

上に「衣が出来上がれば」と訳した‘niṭṭhitacīvara’ 「作衣竟」は捨堕法の条文で重要な概念である。すなわち「長衣過限戒」 (*Vinaya ‘Nissaggiya001’* vol. III p.195) は「衣すでに竟り、迦縫那衣を捨てた後」 (niṭṭhitacīvarasmim bhikkhunā ubbhatasmim kathine) 、十日を限度に長衣を持つことを許す戒であり、「離三衣宿戒」 (*Vinaya ‘Nissaggiya 002’* vol. III p.198) は「衣すでに竟り、迦縫那衣を捨てた後」は一夜といえども三衣を離してはいけない、「月望衣戒」 (*Vinaya ‘Nissaggiya003’* (vol. III p.202) は「衣すでに竟り、迦縫那衣を捨てた後」に非時衣の布施があった場合、1ヶ月以内に衣が完成する期待があればそれを受けよいというものである。

すなわち ‘niṭṭhitacīvara’ 「作衣竟」とは「作衣時」の終了であり⁽⁴⁾、*SN.055-006* の記事が単に「3ヶ月」 (temāsa) としており、『雜阿含經』932のように雨安居であることが明記されていなくとも、表現様式⑨の「釈尊が3ヶ月乃至4ヶ月間、某處に留まっていた」という場合」とは異なり、この表現では「3ヶ月」が「雨安居の3ヶ月」であることが明確である。

(1) *MN.-A.* (vol. IV p.157) によると、「作衣」とは「老朽した垢で汚れた衣のつぎあて、洗浄

などによって、すでにある衣を修復することも、衣のために準備された布を計量、裁縫などして、まだ作られていない衣を準備することも意味する」 (cīvarakamman ti jīṇamalinānam aggalānuppādanadhovanādihi kataparibhaṇḍam pi cīvaratthāya uppannavatthānam vicāra-nasippanādihi akatasamāvidhānam pi vatṭati) 。

- (2) 通常、比丘は三衣しか持つことを許されず、それ以上の衣を持つことは「長衣」 (atirekacivara) として捨堕の罪になる (Vinaya ‘Nissaggiya 001’ vol. III p.195)。作衣時には、合法的に三衣以上を持つことを許されるが、この期間内に衣が整えられない場合があるので、そのために期間が延長されて、最長5ヶ月まで許されるようになったらしい。この衣時を過ぎて残りの4ヶ月の間に特別に合法的に所持できる長衣を「迦縊那衣」と呼ぶようである。なおこの権利は雨安居を正しく住した者にのみ認められるとされる。
- (3) ただし迦縊那衣によって延長された期間も「作衣時」と呼ばれると可能性があり、その場合、比丘が釈尊のために作衣を行っているならば、たといそれが迦縊那衣の期間であっても釈尊がそこで雨安居を過ごされたことは明確であるが（遊行に出れば迦縊那衣を捨てたことになるため）、比丘が自分の衣を作衣している場合、もしそれが雨安居終了後5ヶ月も後の時点であれば、釈尊が他処で雨安居を過ごし終えて遊行に出られてから到着された場面である可能性もある。しかし「作衣時」は雨安居の後1ヶ月を指すのが原則のようであるから、迦縊那衣が言及されていなければ考慮する必要はないと考える。
- (4) Vinaya ‘Nissaggiya001’ (vol. III p.196) によれば「衣すでに竟る」とは、「比丘の衣作られ、あるいは失われ、あるいは破れ、あるいは焼かれ、あるいは衣を作る期待が断たれたことである」 (niṭṭhitacivarasmīn ti, bhikkhuno cīvaraṇī kataṇī vā hoti naṭṭham vā vinaṭṭham vā daddham vā cīvaraṇā vā upacchinnā) 。

[2-5] ⑤釈尊がA処におられた時、某が釈尊にB処で雨安居されるよう要請して受諾される場合、B処は釈尊の雨安居地である。

釈尊がある地における雨安居に招待され、これを受諾されたことが記されていれば、釈尊がその地で雨安居を過ごされたことは確かであろう。多くのケースでは招待の場面の記述に統いて実際に釈尊が雨安居を過ごされることが記述されているため、そのようなケースではこの表現様式を特別に立てる必要はないであろうが、以下のように要請する場面の記述のみで、実際に釈尊がそこで雨安居に入る記述が存在しないケースでは、重要な表現様式になる。

Vinaya ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II p.154) : 紿孤独長者は所用で王舍城に来ていて、初めて「仏陀が世に出た」ことを聞き、シータ林に釈尊を尋ね、法眼淨を得て優婆塞となる。給孤独長者は釈尊に「大徳よ、世尊はどうか比丘僧伽とともに舍衛城での雨安居をご承認下さい (adhivāsetu me bhante bhagavā sāvatthiyam vassāvāsam saddhim bhikkhusamghenā) 」と乞う。給孤独長者は舍衛城に帰る途中途中で仏が世に出たことを宣伝しながら帰る。ジェータ王子の園に金を敷き詰めて園を買い取り精舎を建てる。小空地分の金が足らなかつたが、これはジェータ王子が寄進して門屋を建てる。

[2-6] ⑥某比丘が雨安居に入るために某処におられる釈尊に会いに来たという場合

ある比丘が雨安居に入るために釈尊のもとを訪れる場合、または赴く目的地が釈尊のおられる地である場合、その比丘の目的は釈尊とともに雨安居を過ごすことであると推測されるため、釈尊の雨安居地が特定できる。以下の例はそれをもっとも明確に示している。

Vinaya ‘Kathinakkhandhaka’ (vol. I p.253) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane

anāthapiṇḍikassa ārāma)。その時、30人のパーテッヤの比丘が、入雨安居が近づいていたにもかかわらず、世尊に会うために舍衛城に赴き、しかし舍衛城で雨安居に入ることができず、途中のサーケータにおいて雨安居に入った (tena kho pana samayena tiṁsamattā pāṭheyayakā bhikkhū sāvatthim gacchantā bhagavantam dassanāya upakaṭṭhāya vassūpanāyikāya nāsakkhiṁsu sāvatthiyam vassūpanāyikam sambhāvetum, antarā magge sākete vassam upagacchiṁsu)。「あと6由旬先に釈尊がおられるのに」と嘆いて不満の雨安居を過ごす。それから雨安居を過ごし終えた彼ら諸比丘は3ヶ月の終わりに自恣を終えて舍衛城・祇園精舎の世尊のもとに至る。

[2-7] ⑦某比丘が雨安居を終えて某処におられる釈尊に会いに来たという言う場合

以下の⑦⑪⑫⑬⑭の表現様式によって釈尊の雨安居記事として認めるためには、ある前提を必要とする。⑦の検討に入る前にその前提について述べる。

その前提とは、釈尊が雨安居の始まる少し前にその年の雨安居地に入り、雨安居終了後もしばらく雨安居を過ごされた地に留まっていたという前提である。

これには以下のような記事を例証として挙げることができる。

Vinaya ‘Pārājika004’ (vol. III p.088)：世尊に会うために到来するのは、雨安居を過ごし終わった諸比丘の常法である (āciṇṇam kho pan’ etam vassamvutṭhānam bhikkhūnam bhagavantam dassanāya upasaṅkamitum)。それから、彼ら雨安居を過ごし終えた諸比丘は3ヶ月の終わりに臥坐具をたたんで、鉢と衣を持って、ヴェーサーリーにむかって出発した (atha kho te bhikkhū vassamvutṭhā temāsaccayena senāsanam saṁsāmetvā pattacīvaraṁ ādāya yena vesālī tena pakkamiṁsu)。次第にヴェーサーリー・大林重閣講堂におられる世尊のもとに近づいた。近づいて世尊に挨拶して一方に坐った。……客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇam kho pan’ etam buddhānam bhagavantānam āgantukehi bhikkhūhi saddhim paṭisammoditum)。それから世尊はヴァッグムダー河岸で〔雨安居を過ごした〕諸比丘にこう言われた。「諸比丘よ、がまんできるか。元気にしてるか。和合し、相喜び、争いなく、安穩に雨安居を過ごし、乞食に苦勞がなかったか」 (kacci bhikkhave khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci samaggā sammodamānā avivadamānā phāsukam vassam vasittha na ca piṇḍakena kilamittha)。

五分律「波羅夷004」(大正22 p.009上)：佛在毘舍離。時世飢饉、乞食難得。諸比丘入城分衛、都無所獲。爾時世尊告諸比丘。汝等各隨知識就彼安居。……諸佛常法。二時大会春夏末月。諸方比丘皆來問訊。摩竭國諸比丘安居竟。羸瘦憔悴來詣佛所、頂禮佛足却住一面。諸佛常法。客比丘來皆加慰問。問言汝等安居和合乞食易得道路不疲耶。

十誦律「波羅夷004」(大正23 p.011上)：佛、在維耶離國、夏安居時、與大比丘衆俱。……諸佛在世法。歲二時大会、春末後月夏末後月。春末月者、諸方國土廻廻諸比丘來作是念、佛所說法我等當安居時修習得安樂住、是名初大会。夏末月者、諸比丘廻廻夏三月安居竟、作衣畢、持衣鉢、詣佛所作是念、我等久不見佛、久不見世尊、是第二大会。

DN.-A. (vol. III p.1053)：ブッダの在世時、2つの機会に諸比丘は集合する (buddhakāle dve vāre bhikkhū sannipatanti) —— 入雨安居が近づいている時 (upakaṭṭhavassūpanāyikakāla) と自恣の時 (pavāraṇakāla) とである。入雨安居が近

づいている時に10人でも、20人、30人、40人、50人でも諸比丘は群れをなして観想の対象のためにやってくる。世尊は彼らと挨拶を交わし、「諸比丘よ、何故、汝らは入雨安居が近づいている時に遊歩しているのか」と尋ねられる。それから、彼らは「世尊よ、われわれは観想の対象のためにやってきました。観想の対象をわれわれに与えてください」と請う。……彼らは観想の対象を得て、もし適切ならばまさにそこに住し、もし適切でなければ〔他の〕適切な住処を問うて〔そこに〕行く。彼らはそこに住しつつ、3ヶ月間道を得て努め励みつつ、預流や一來、不還、阿羅漢になる。それから雨安居を過ごし終えた〔諸比丘は〕自恣を行ってから師のもとに行って「世尊よ、私はあなたのもとで観想の対象を得て、預流果を得ました。……私は最上の果である阿羅漢果を〔得ました〕」と獲得した徳を告げる。

以上の記述を総合すると、釈尊はこれからそれぞれ雨安居を過ごす地に散っていく諸比丘に雨安居の始まる前に修行の指導を与え（春の大会）、雨安居を過ごし終わって「私たちは久しく釈尊にお会いしていない」といって再び世尊のもとに戻ってくる諸比丘からその報告を受けたという（夏の大会）。そして到来した諸比丘に対して釈尊は「がまんできるか。元気になっているか」などとねぎらいの言葉をかけられる。

ところで釈尊が雨安居のはじまる直前に雨安居地に入り、雨安居終了直後に遊行に出発されたとしたならば、釈尊に会おうとする諸比丘はどうしたらいいだろうか。春の大会、夏の大会が可能になるためには、釈尊が雨安居の開始よりも早くにその年の雨安居地に入り、雨安居の終了後もしばらくその地に留まっていなければならなかつたと考えられる。

それゆえ⑦の「某比丘が雨安居を終えて某処におられる釈尊に会いに来た」というケースは、それを上に見た「夏の大会」の場面と見ることで、釈尊のその年の雨安居地を示していると認められる。以下のようない例がある。

MN.024 ‘Rathavinīta-s.’ (vol. I p.145) : ある時、世尊は王舎城・竹林園におられた。それから、衆多のその土地に生まれた諸比丘がその生地において雨安居を過ごし終わり、世尊のもとに至った (atha kho sambahulā jātibhūmakā bhikkhū jātibhūmiyam vassam vutthā yena bhagavā ten' upasaṅkamim̄su)。釈尊が諸比丘にその生地において誰が称誉されたかを尋ね、諸比丘はブンナ・マンターニブッタ (Punna Mantāniputta) であると答える。

これが夏の大会の時であったと考えるならば、釈尊は王舎城で雨安居を過ごし終えた後、しばらく王舎城に留まっていて、他の地で雨安居を過ごした諸比丘を迎えたと考えられる。

[2-8] ⑧釈尊が3ヶ月乃至4ヶ月間、もしくはそれ以上の期間（例えば7ヶ月）、某処に留まっておられたという場合

このケースは、3ヶ月乃至4ヶ月釈尊が某処に滞在されたというだけであって、それが雨安居時であるか否か明確ではない。しかし正に雨期を示す数字であり、雨安居を示している可能性は高いと思われる。また、釈尊が雨安居時以外には遊行していたとする資料⁽¹⁾、釈尊が一年中遊行に出られなかった時に人々から非難が出たとする記事⁽²⁾、比丘尼に対する規定ではあるが、雨安居を終えたら遊行にでなければならないと釈尊が制戒されたとする記事があり⁽³⁾、これらからも釈尊が3ヶ月乃至4ヶ月も雨安居時以外に一ヶ所に留まることは考え難いのである。

よって以下の例も雨安居時の記事である可能性がある。

SN.054-011 (vol. V p.325) : ある時、世尊はイッチャーナンガラのイッチャーナンガラ林におられた。釈尊は諸比丘に「諸比丘よ、私は3ヶ月間、独坐しようと思う」(icchāmaham bhikkhave temāsam paṭisallīyitum)と呼びかけられ、食事を運ぶ者以外が近づくことを禁じる。それから世尊はその3ヶ月が過ぎてから独坐から起って諸比丘に呼びかけられた(atha kho bhagavā tassa temāsassa accayena paṭisallānā vuṭṭhito bhikkhū āmantesi)。

- (1) AN.-A. (vol. II p.125) によれば、釈尊は成道第20年以降、祇園精舎か東園鹿子母講堂のどちらかで雨安居されたが、「雨期以外には遊行された」(utuvassam cārikam caritvā)とある。本「モノグラフ」第6号【論文5】- [1] - [2-1] 参照。
- (2) Vinaya ‘Mahākhandhaka’ (vol. I p.079)、四分律「受戒捷度」(大正22 p.805下)
- (3) Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya040’ (vol. IV p.297)、四分律「(比丘尼) 单提096」(大正22 p.746中)、五分律「(比丘尼) 墓094」(大正22 p.089中)、僧祇律「(比丘尼) 波逸提135」(大正22 p.542中)、根本有部律「(比丘尼) 波逸提102」(大正23 p.1003中)

[2-9] ⑨釈尊が某処におられた時、仏弟子が3ヶ月乃至4ヶ月、某処にとどまっていたという場合

⑧の表現様式により、ある比丘の某処における3ヶ月乃至4ヶ月の滞在をその比丘の雨安居ととらえるならば、③と同様に釈尊の雨安居記事と考えられる。ただし③よりも確実さは低い。

これはパーリには見られず、漢訳のみであり、例としては以下のものがある。

『阿那律八念經』(大正01 p.835下)：聞如是。一時佛在誓牧山求師樹下、賢者阿那律、在彼禪空澤中坐思惟言。……佛以聖心逆知其意、譬如力士屈申臂頃飛到其前、讚言。善哉善哉阿那律、汝所念者爲大士念。聽吾語汝、大士八念善思行之。……賢者阿那律、聞佛說經、開導其意受行三月、漏盡意解得三治以爲證已。自覺得羅漢。

[2-10] ⑩四月薬の自恣請に関するもの

四月薬の自恣請は必ずしも雨期に限られるものではない。雨期の4ヶ月以外にも冬の4ヶ月、春の4ヶ月の自恣請もあったらしい⁽¹⁾。しかしながら原則的には雨期の4ヶ月であったと考えられ、それは対応する漢訳のいくつかからも確認できる。よって以下のような資料も雨安居記事として無視することはできない。

Vinaya ‘Pācittiya047’ (vol. IV p.101) : その時、仏・世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた(tena kho pana samayena buddho bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmimnigrodhārāme)。釈迦族のマハーナーマンに多量の薬があり、彼が釈尊に「大徳よ、私は僧伽を4ヶ月、薬をもって満足させたいのです」(icchām' aham bhante samgham cātumāsam bhesajjena pavāretum)と申し出る。

五分律「墓062」(大正22 p.061中)：佛在拘薩羅國、與大比丘僧五百人俱、向迦維羅衛城。諸釋種、聞佛從彼國來、共立制。若不出迎佛、罰金錢五百。便各將大小出迎世尊、頭面禮足却住一面。佛爲說法示教利喜。共請佛及僧夏四月安居。世尊默然許之。

十誦律「波夜提074」(大正23 p.117下) 佛在釈氏國。爾時摩訶男釈、四月請佛及僧。所須薬一切自恣皆從我取。爾時六群比丘過夏四月不病。

(1) 平川彰『二百五十戒の研究Ⅲ』、春秋社、1994年、pp.506-516

[2-11] ⑪釈尊がコームディー (komudī カッティカ月の満月の日) を迎えられた場合、その地が釈尊のその年の雨安居地である。

コームディー (komudī) とは、カッティカ月の満月の日、15日であり、白蓮華 (Kumuda) がこの頃に花をつけることからこのように呼ばれる。これは雨期の4ヶ月の終わりの日とされ、また一年の終わりであるともされる⁽¹⁾。

前雨安居を過ごした場合、この日は迦縫那衣を受けなければ作衣時の下限であり、後雨安居を過ごした場合は自恣の日に当る。釈尊がこの日まで毎年その年の雨安居地に留まっていたことが確認されれば、釈尊がコームディーを迎えられたことを記す記事は、釈尊のその年の雨安居地を示すと見なすことができる。そしてこれが正しければ、コームディーはカッティカ月の最終日であるため⁽²⁾、釈尊がカッティカ月を過ごされている地はその年の雨安居地であることになる。

ここで前述の夏の大会を考慮に入れれば、釈尊がコームディー以前に遊行に出られることは考え難いため、この推測は十分に有効であると思われる。余処で雨安居を過ごし、自恣を終えて、そこで作衣を終えてから到来する比丘を迎えるためには、たとい彼らが前雨安居を過ごした比丘であっても、釈尊はコームディーの前に遊行に出発することはできないからである。

さらにまた、以下のように釈尊が自恣を延期してコームディーまで同じ地に留まるケースを記述する記事もある。これは前雨安居を過ごしたのにもかかわらず、自恣をコームディーに行うケースである。

MN.118 ‘Ānāpānasati-s.’ (vol. III p.078) 私はこのように聞いた。ある時、世尊は舍衛城の東園鹿子母講堂に、衆多のとても有名な諸の長老・声聞とともにおられた。……その時、長老比丘らは新参の諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは10人の諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは20人の諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは30人の諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは40人の諸比丘を教誡し訓戒した。そして彼ら新参の諸比丘は長老比丘らによって教誡されつつ、訓戒されつつ、以前よりも勝れた境地を知った。

その時、世尊は布薩の日、第15日、自恣の日の、満期の日、満月の日の夜に、比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tadahu 'posathe pannarase pavāraṇāya puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā bhikkhusaṃghaparivuto abbhokāse nisinno hoti)。それから世尊は沈黙している比丘僧伽を見やり、諸比丘に言わた。「諸比丘よ、私はこの〔汝らの〕進歩の仕方 (paṭipadā) に満足している。私の心はこの〔汝らの〕進歩の仕方 (paṭipadā) に満足している。それゆえここに、諸比丘よ、さらに一層、いまだ得ていないものの獲得、到達していないところへの到達、作証していないことの作証のために勇猛に励め。ここ舍衛城で、私はコームディーを迎えよう」と (idh' evāham sāvatthiyam komudim cātumāśinim āgamessāmī ti)。

田舎の諸比丘は「世尊がそこ舍衛城でコームディーを迎えるそうだ」と聞いた。彼ら田舎の諸比丘は世尊に見えるために舍衛城を訪れた。彼ら長老比丘らはさらに一層、新参の諸比丘を教誡し訓戒した。ある長老比丘らは20人の諸比丘を教誡し訓戒した。

ある長老比丘らは30人の諸比丘を教戒し訓戒した。ある長老比丘らは40人の諸比丘を教誡し訓戒した。そして彼ら新参の比丘らは長老比丘らによって教誡されつつ、訓戒されつつ、以前よりも勝れた境地を知った。

その時、世尊は布薩の日、第15日、コームディー、4ヶ月の満期の日、満月の日の夜に、比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tadahu 'posathe pannarase komudiyā cātumāsiniyā puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā bhikkhusaṃghaparivuto abbhokāse nisinno hoti)。それから世尊は沈黙している比丘僧伽を見やり、諸比丘に言われた。「諸比丘よ、この会衆は無駄口をきかず、清らかで、核心に定住している。諸比丘よ、このような比丘僧伽、このような会衆は、供食されるべき、饗應されるべき、供養されるべき、合掌されるべきであり、世に無上の福田である」。

上記は特異なケースである可能性もあるが、MN.-A. (vol. IV p.137) によれば「『舍衛城を訪れる』とは、『世尊によって自恣の攝取が与えられた』と、各自がそれを聞いたところで、そのまま (yathāsabhāvena) 1ヶ月を過ごして、カッティカ月の満月の日に布薩を行つてから、〔舍衛城を〕訪れたということについて、このように言われる」 (sāvatthim osarantī ti bhagavatā pavāraṇasaṅgaho dinno ti sutasutaṭṭhāne yeva yathāsabhāvena ekaṁ māsam vasitvā kattikapuṇṇamāyam uposatham katvā osarante, sandhāya idam vuttam) とあるので、ここでは釈尊がコームディーよりさらに後まで舍衛城に滞在されていたことになる。

釈尊が前雨安居の終了直後に遊行に出ることはありえず、後雨安居の終了日 (コームディー) までは確実にその年の雨安居地に滞在したであろう。しかも後雨安居を過ごし終わった比丘の来訪をも迎えるとすれば、釈尊はコームディーよりさらに後まで遊行に出発されなかつたことになる。

またコームディーがカッティカ月の最終日であるから、カッティカ月中に現れて雨安居明けに布施が集まったところで比丘を襲ったという、「カッティカ賊」 (kattikacoraka) が登場する記事において釈尊が滞在している地も、釈尊のその年の雨安居地と見なすことができる。

Vinaya 'Nissaggiya029' (vol. III p.262) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anātha-piṇḍikassa ārāme)。その時、諸比丘は雨安居を過ごし終わって阿蘭若住処に住していた (tena kho pana samayena bhikkhū vutthavassā āraññakesu senāsanaesu viharanti)。カッティカ賊が比丘は財を持っているとして襲った (kattikacorakā bhikkhū laddhalābhā' ti paripātentī)。

(1) DN.-A. (vol. I p.139) : 「komudīにおいて」とは「kumudavatīにおいて」の意である。その時、白蓮華 (kumuda) が満開であるそうだ。白蓮華がその時にあるということで「komudī」と呼ばれる。「cātumāsinīにおいて」とは cātumāsiにおいてと同義であり、それは4ヶ月が終わりになるということで「cātumāsi」と呼ばれ、「cātumāsinī」とも呼ばれる。月の満期、季節の満期、年の満期の満期であるということで「puṇṇā」と言われる。「mā」とは月のことであり、月がこの時に満ちるので「満月 (puṇṇamā)」と言われる。このようにして、puṇṇāya puṇṇamāyā と2つの語で言われている。

(2) 「満月おわり」の暦に基づいている。本「モノグラフ」第1号【論文2】参照。

[2-12] ⑫の釈尊のもとに到来した比丘に対して、釈尊が「がまんできるか。元気しているか。労苦なくやって来られたか。どこから来たのか」 (kacci bhikkhu khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci appakilamathena addhānam āgato, kuto ca tvam bhikkhu āgacchasi) などと声をかける場合

この「がまんできるか云々 (kacci khamanīyam) 」という呼び掛けは必ず雨安居と結びついているわけではなく、病者を見舞うケース、釈尊が出向いた先で諸比丘に呼びかけるケースが数多くある⁽¹⁾。このようなケースでは雨安居との関連はない。しかし、上に見た春夏の大会の記事において、夏の大会時に釈尊が処々で雨安居を過ごしてから到来する諸比丘に対して呼びかけるいたわりの言葉として見出されるため、客比丘への呼びかけとして釈尊がこの言葉を発しているという限定のもとには、雨安居と結びつけて解することができると考えられる。

実際、釈尊が雨安居を終えて到来する比丘を迎える場面を記す記事において、この表現は定型句として多く見出され、しかもこれは「諸仏の常法」と関連付けられている。

Vinaya ‘Kammakkhandhaka’ (vol. II p.009) : アッサジとプナッバスの徒がキターギリに住して数々の悪行を行っていた時、ある比丘がカーシで雨安居を過ごし、釈尊に会おうと舍衛城・祇園精舎に向かう途中でキターギリを通りかかってこれを知り、祇園精舎に至る。「客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である。それから世尊はその比丘にこう言われた。『比丘よ、がまんできるか。元気をしているか。労苦なくやって来られたか。汝は、比丘よ、どこからやってきたのだ』」 (āciṇṇam kho pan' etam buddhānam bhagavantānam āgantukehi bhikkhūhi saddhim paṭisammoditum. atha kho bhagavā tam bhikkhum etad avoca: kacci bhikkhu khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci appakilamathena addhānam āgato, kuto ca tvam bhikkhu āgacchasi)。

これが雨安居を示す表現様式として有効であれば、例えば以下のような雨安居に直接言及していない記事も雨安居と関連づけることが妥当であることになる。

Vinaya ‘Campeyyakkhandhaka’ (vol. I p.312) : 釈尊がチャンパー (Campā) 国のガッガラー (Gaggarā) 池の辺におられた時、カーシ国ヴァーサヴァ村 (Vāsabhagāma) にカッサパゴッタ (Kassapagotta) という比丘があつて執事 (tantibaddha) になる。そこに大勢の比丘が到来し、当初、カッサパゴッタは客比丘を種々にもてなしたが、客比丘らがそのまま住みついたので、疲れも取れたころにもてなしを止める。これを客比丘が怒って拳罪し、カッサパゴッタはチャンパーの釈尊のもとに行って訴える。チャンパーに至ったカッサパゴッタに、釈尊は「比丘よ、がまんできるか。元気をしているか。労苦なくやって来られたか。比丘よ、汝はどこからやって来たのか」 (kacci bhikkhu khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci appakilamathena addhānam āgato, kuto ca tvam bhikkhu āgacchasi) と声をかける。カッサパゴッタを拳罪した客比丘も後悔してチャンパーに来る。釈尊が「諸比丘よ、がまんできるか。元気をしているか。労苦なくやって来られたか。諸比丘よ、汝らはどこからやって来たのか」 (kacci bhikkhave khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci appakilamathena

addhānam āgatā, kuto ca tumhe bhikkhave āgacchatha) と声をかける。

(1) 釈尊や仏弟子が病にかかった比丘のところへ見舞いに行くケースがあり、例としては以下のものがある。

SN.022-087 (vol. III p.119) : 釈尊が王舍城・竹林園におられた時、ヴァッカリが陶師の家にあって病気に罹り、釈尊が彼の病床に見舞う。釈尊は彼に「ヴァッカリよ、がまんできるか。元気か。苦痛は減って増えていないか。〔苦痛が〕減退するばかりで増進しないか」(kacci te vakkali khamaniyam kacci yāpaniyam kacci dukkhā vedanā paṭikkamanti no abhikkamanti, paṭikkamosānam paññāyati no abhikkamo)と問いかける。

これと同様の表現は *MN.097 ‘Dhānañjāni-s.’* (vol. II p.184)、*MN.143 ‘Anātha-piṇḍikovāda-s.’* (vol. III p.258)、*MN.144 ‘Channovāda-s.’* (vol. III p.263)、*SN.022-088* (vol. III p.124)、*SN.022-089* (vol. III p.126)、*SN.035-074* (vol. IV p.046)、*SN.035-075* (vol. IV p.047) などに見られる。

また釈尊が出向かれた先で呼びかける例としては以下のものがある。、

MN.031 ‘Cūlagosiṅga-s.’ (vol. I p.205) : 釈尊がナーディカー村の煉瓦の家 (giñjakāvasatha)におられた時、ゴーシンガ・サーラ樹林園 (Gosiṅgasālavanadāya) に阿那律とナンディヤとキンビラを訪ねていく。釈尊は3人に暮らしぶりを尋ねて「阿那律よ、がまんできるか。元気か。乞食に苦労しないか」(kacci vo anuruddhā khamaniyam, kacci yāpaniyam, kacci piṇḍakena na kilamatha) と言う。

これと同様のケースは *MN.128 ‘Upakkilesa-s.’* (vol. III p.155)、*Vinaya ‘Kosambakkhandhaka’* (vol. I p.351) にも見える。

[2-13] ⑬釈尊のもとに至った比丘が「我々は久しく釈尊に対面して法話をお聞きしていない」(cirassutā kho no bhagavato sammukhā dhammī kathā) と阿難などにうたつえる場合

このケースは、聖典中には件数が少なくあまり確実ではないが、ただし上に見たように『十誦律』がこれを夏の大会と関連付けている。以下の例が見出される。

SN.022-081 (vol. III p.094) : 釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時、コーサンビーで乞食されて還った後、侍者にも告げず独りで出て行かれた。ある比丘がアーナンダのところに来て、釈尊が独りで出て行かれたことを告げた。アーナンダは「そういう時には誰もついていってはならない」と注意した。釈尊は遊行されてパーリレッヤカのバッダサーラ樹下 (Pārileyyaka Bhaddasālamūla) に住された。その時、多くの比丘⁽¹⁾が阿難のところに来て「久しく世尊にお会いしていない。説法を聞きたい」(cirassutam kho no, āvuso ānanda, bhagavato sammukhā dhammī kathā; icchāma mayam, āvuso ānanda bhagavato sammukhā dhammim katham sotum) 」と言うので、阿難は皆とともにパーリレッヤカに赴いて、釈尊より説法を聞く。

そして *SN.-A.* (vol. II p.305) がこの記事の「多くの比丘」(ambahulā bhikkhū) を「釈尊がそこ (パーリレッヤカ) におられる間に、処々で雨安居を過ごし終わった500人の諸比丘である (atha kho sambahulā bhikkhū ti, atha evam tattha viharante pañcasata disāsu vassam vutthā bhikkhū) と注釈している。

[2-14] ⑭釈尊が某処におられた時、某比丘が雨安居に入ろうとしていたという場合 春の大会を考慮に入れれば、釈尊はまず入雨安居前に集まつくる諸比丘を待ち受け、彼

らを教導し、各自の雨安居地に散っていく諸比丘を送りだしてから、自身も雨安居に入られることになる。この場合、釈尊は入雨安居直前まで散っていく諸比丘を送りだしておられたと考えるべきであろう。春の大会の後に釈尊が移動してから他処で雨安居に入られるとは考え難い。また、もし釈尊が春の大会の後に移動して他の地で雨安居に入られるとするならば、春の大会と夏の大会は異なる地で開かれることになり、情報伝達手段に乏しい当時では不都合が起きるに違いない。

このように考えるならば、釈尊は入雨安居に先立ってその年の雨安居地に入っておられたと考えられるため、以下のような、ある比丘がこれから雨安居に入ろうとしている場所に釈尊がおられる場合、釈尊はそのままそこで雨安居に入られると考えられる。

Vinaya ‘Pācittiya017’ (vol. IV p.044) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anātha-piṇḍikassa ārāme)。その時、十七群比丘がある辺地の大精舎を「ここで我々は雨安居を過ごそう」といって修理していた (tena kho pana samayena sattarasavaggiyā bhikkhū aññataram paccantimam mahāvihāram paṭisamkharonti, ‘idha mayam vassam vasissāmā’ ti)。

[2-15] ⑯釈尊が阿難に周辺の諸比丘を講堂に集めさせて説法する場合

この表現様式は以下のような諸「涅槃經」に記される釈尊のヴェーサーリーの竹林村における最後の雨安居の記事をヒントにしている。

DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.119) : (釈尊がヴェーサーリーの竹林村で雨安居を過ごす間に病に罹り、回復されてからチャーパーラ・チエーティヤのもとで捨命し、3ヶ月後に般涅槃することを阿難に説いた後) それから世尊は阿難長老とともに大林重閣講堂に近づいた (atha kho bhagavā āyasmata ānandena saddhim yena mahāvanaṁ kūṭāgārasālā ten’ upasaṅkami)。近づいてから阿難長老に呼びかけた「阿難よ、行ってヴェーサーリーに住しているかぎりの諸比丘を全員、講堂に集めなさい」と (upasamkamitvā āyasmantam ānandam āmantesi, ‘gaccha tvam ānanda, yāvatikā bhikkhū vesālim upanissāya viharanti, te sabbe upaṭṭhānasālāyam sannipātēhi’ ti)。阿難は「かしこまりました」と世尊に答えて、ヴェーサーリーに住しているかぎりの諸比丘を全員、講堂に集めてから世尊のもとに近づいた (‘evam, bhante’ ti kho āyasmā ānando bhagavato paṭissutvā yāvatikā bhikkhū vesālim upanissāya viharanti, te sabbe upaṭṭhānasālāyam sannipātētvā, yena bhagavā ten’ upasamkami)。(この後釈尊は諸比丘に説法し、3ヶ月後の入滅を告げ、バンダ村へ赴く。)

この最後の釈尊の雨安居中の記事と同様の表現が諸「涅槃經」の、釈尊が最後の遊行に出発される直前の王舎城の記事に見られる。

DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.076) : (阿闍世王に派遣されて釈尊のもとに至ったヴァッサカーラ大臣に、七不退法を守るヴァッジ族を破ることの困難を説いて後) それから世尊はマガダの大臣ヴァッサカーラ・バラモンが去って後、阿難長老に呼びかけた。「阿難よ、行って王舎城に住しているかぎりの諸比丘を全員、講堂に集めなさい」と (gaccha tvam, ānanda yāvatikā bhikkhū rājagaham upanissāya

viharanti, te sabbe upatthānasālāyam sannipātehī ti)。阿難は「かしこまりました」と世尊に答えて、王舎城に住しているかぎりの諸比丘を全員、講堂に集めてから世尊のもとに近づいた（‘evam bhante’ ti kho āyasmā ānando bhagavato paṭissutvā yāvatikā bhikkhū rājagahaṁ upanissāya viharanti, te sabbe upatthānasālāyam sannipātētvā yena bhagavā ten’ upasampkami）。（この後、釈尊は諸比丘に七不退法を説かれ、王舎城に随意とどまったく後、アンバラッティカ一園に赴く。）

王舎城の記事には雨安居が言及されていないにも関わらず、周辺の比丘の全員を集めよと阿難に命じる記述は全く一致する。またこの記事は両者ともに釈尊の周辺にかなりの人数の比丘が集まっていることを前提とするように思われる。これは遊行中の時よりも、雨安居時や既述の春夏の大会の時のことに相応しい（ここでは釈尊がこの後に遊行に出られるため春の大会の可能性は排除される）。そのため竹林村における雨安居中の記事と同様の記述を有する王舎城の記事も雨安居記事として判断できるのではないかと考えられる。

しかしながらこれは以上の①～⑯の表現様式とは異なって、用例が僅少であるために傍証が得られず、表現様式として説得力が弱いものである。よってこの表現様式によって釈尊の雨安居記事と判断されるものは【5】「その他」に資料を挙げる。

凡例

[0] ここで扱う資料の範囲は以下のものである。

パーリ資料：*Dīghanikāya* (DN.) 、*Majjhimanikāya* (MN.) , *Samyuttanikāya* (SN.) , *Aṅguttaranikāya* (AN.) 、*Khuddakanikāya* 中の *Udāna*、*Vinaya*

漢訳資料：長阿含經、中阿含經、雜阿含經、增一阿含經、別訳雜阿含經、（息諍因縁經などの）單經、四分律、五分律、十誦律、摩訶僧祇律（僧祇律）、根本有部律

その他、梵文の *Mahāparinirvāṇasūtra* と *Mūlasarvāstivādavinaya* を含めた。上記以外の資料に言及する場合は参考資料として〔参考〕に挙げるか、注記の中で処理した。

[1] 本資料集では雨安居記事を以下の5つに分類して示した。

【1】の「パーリ資料と漢訳資料が共通するもの」とは、パーリ資料と漢訳資料の双方に、釈尊の雨安居中、またはその前後に、ある同一の事績が行われたとするいわゆる「同一の雨安居記事」を記す資料が見出され、しかもそれらの全てが一致して同一地における雨安居とするものである。ただし「祇園精舍」「東園鹿子母講堂」は「舍衛城」として、「竹林園」「耆闘崛山」は「王舎城」と見なし同一地として扱った。

【2】の「パーリ資料と漢訳資料の一部が共通するもの」とは、パーリ資料と漢訳資料の双方に「同一の雨安居記事」を記す資料が見出されるが、パーリ・漢訳の一部あるいはすべてが異なる雨安居地とするものである。

【3】の「パーリ資料のみが伝えるもの」とは、パーリ資料のみに「雨安居記事」が見出され、漢訳資料には雨安居が言及されないものや、その事績そのものの記述がないものである。

【4】の「漢訳資料のみが伝えるもの」とは、漢訳資料のみに「雨安居記事」が見出され、パーリ資料には雨安居が言及されないものや、その事績そのものの記述がないものである。

【5】の「その他」は、一応表現様式の枠の中には入っているが、雨安居記事として疑わしいものであって、その理由は資料の下に注記した。ここには上の【1】～【4】のすべての分類が混在し得る。

これらの関係を図示すれば以下のようになる。

	パーリ	漢訳1	漢訳2	漢訳3
【1】パ漢共通	○	○	○	□
	○	○	□	
【2】パ漢一部共通	○	○	△	□
	○	△	□	
【3】パーリのみ	○	□		
	○			
【4】漢訳のみ	□	○	△	
	□	○		
		○		

○=事績、雨安居地を有し、パーリと共に通か、またはパーリ・漢訳でそれのみ。

△=事績あり。ただし雨安居地が他と異なる。

□=事績があっても雨安居に言及なし。

[2] 《 》付きの数字の後的小見出しはその下に挙げられる釈尊の雨安居記事資料の共通項を示し、小見出しの下の〔 〕に記した地名はそこから得られる釈尊の雨安居地である。

【2】においては必ず2つ以上の地名が挙げられることになるが、【4】【5】にもその場合がある。

[3] [参考]として雨安居記事資料の下にポイントを下げて紹介した資料は、同一の事績を記しながら、それが雨安居時であると判断するための情報を含まない資料(○)、または釈尊の所在を記さないために釈尊の雨安居記事ではない資料(◎)、そして上記[0]に挙げた以外の、例えば*Jātaka-A.*や『大正藏経』の「本縁部」の資料である(☆)。これを()内の記号を資料の前に付して区別した。なお律藏資料については、釈尊によって制定される学処の一致を基準にしているため、学処制定の因縁譚が異なる場合は、記述されている事績の異なるものも少なくない。

[4] 個々の資料において、それが釈尊の雨安居記事として判断される根拠となる表現様式の箇所に下線を施し、それが表現様式のいずれに該当するかを①～⑯の数字を付して示した。なお根拠となる特定の箇所を示しにくいものの、全体的な文脈で明らかに釈尊の雨安居記事である場合には下線は付さずに文頭に①として示した。

[5] 注は個々の資料の直後に置いた。個々の資料中のある特定箇所に付した注は（ ）入りの数字で示し、個々の資料の特徴などについてのコメントは*で示した。またそのコメントが複数の文献にまたがって関係する場合は※で示した。

[6] 資料を挙げた順序は以下に従う。*Dīghanikāya* (DN.) , *Majjhimanikāya* (MN.) , *Samyuttanikāya* (SN.) , *Ānguttaranikāya* (AN.) 、 *Khuddakanikāya* 中の *Udāna* 、 *Vinaya* (経分別、犍度部の順) 、長阿含經、中阿含經、雜阿含經、增一阿含經、別訳雜阿含經、單經、四分律、五分律、十誦律、摩訶僧祇律 (僧祇律) 、根本有部律、その他の順である。ただし文献の対応関係を明確に示すために順序を変更した場合もある。例えば DN. 、 MN. 、長阿含經、中阿含經が同様の事跡を記述しているながら、 DN. と長阿含、 MN. と中阿含により密接な対応関係が見出される場合、 DN. 、長阿含經、 MN. 、中阿含經の順序で挙げた。

[7] 個々の資料の梗概については最初の記事についてもっとも詳しく付し、その下に続く対応記事については、その上の記事と著しく異なる場合を除いて梗概をつけていない。

[8] 原語を挙げる場合、パーリ語のものについては原則的に PTS 版に従っているが、明らかな誤植などは特に注記せずに訂正してある。梵語のものを挙げる場合は個々の箇所で注記して典拠を示した。

【1】パーリ資料と漢訳資料が共通するもの

《1》釈尊が竹林村で雨安居し、重い病に罹る。

[ヴェーサーリー・竹林村]

<1-1>DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.098) : アンバパーリー女の林に止まった後、釈尊が比丘衆と竹林村 (Beluvagāmaka) に赴き、①そこで世尊は諸比丘に呼びかけられた「諸比丘よ、ヴェーサーリ一周辺で、……雨安居に入れ。私はここ竹林村で雨安居に入ろう」と (tatra kho bhagavā bhikkhū āmantesi: ‘etha tumhe bhikkhave, samantā vesālim vassam upetha, aham pana idh’ eva beluvagāmake vassam upagacchāmī’ ti) 。「かしこまりました」と、諸比丘は世尊に答えて、ヴェーサーリーの周辺で……雨安居に入った。①世尊もまたそこ竹林村で雨安居に入られた (‘evam, bhante’ ti kho te bhikkhū bhagavato patissutvā samantā vesālim vassam upagacchim̄su. bhagavā pana tatth’ eva beluvagāmake vassam upagañchi) 。①それから雨安居に入られた世尊に病が生じた (atha kho bhagavato vassūpagatassa kharo ābādho uppajji) 。

<1-2>SN.047-009 (vol. V p.152) : 同上。

<1-3>長阿含 002 「遊行經」 (大正 01 p.014 下) : 爾時世尊於毘舍離、隨宜住已、告阿難言。……與大衆侍從世尊、路由跋祇至彼竹林。……于時彼土穀貴飢饉、乞求難得。……爾時世尊即從座起、詣於講堂就座而坐、告諸比丘。此土飢饉乞求難得。汝等宜各分部隨

所知識、詣毘舍離及越祇國、於彼安居。可以無乏。①吾獨與阿難於此安居。所以然者。恐有短乏。是時諸比丘受教即行。佛與阿難獨留。於後①夏安居中、佛身疾生。

<1-4>*Mahāparinirvāṇasūtra* (Ernst Waldschmidt, Rinsen Book Co. 1986, p.190) : 釈尊は阿難を伴ってヴリジ族の村落を経めぐって、竹林村に至り、竹林村の北のシンシャパー樹林に住された (atha bhagavān vṛjiṣu janapadeṣu caryāṁ caran veṇugrāmakam anuprāpto veṇugrāmake viharaty uttareṇa grāmasya śīḍsapāvane)。その時飢饉が起ころる。そこで世尊は諸比丘に呼びかけた。「……諸比丘よ……汝らはヴァイシャーリーの周辺のヴリジ族の村で雨安居に入れ。①私もここ竹林村で侍者比丘の阿難とともに雨安居に入ろう」 (tatra bhagavān bhikṣūn āmantrayate eta yūyām bhikṣavo vaiśālisamantakena vṛjigrāmakeṣu varṣām upagacchata. aham apy asminn eva veṇugrāmake varṣām upagamiṣyāmy ānandena bhikṣuṇopasthāyakena)。「かしこまりました」と諸比丘は答えて……ヴァイシャーリーの周辺のヴリジ族の村で雨安居に入った (evam bhadanteti te bhikṣavo bhagavataḥ pratiśrutya vaiśālisamantakena vṛjigrāmakeṣu varṣām upagataḥ)。①世尊はそこ竹林村で侍者比丘の阿難とともに雨安居に入った (bhagavān tatraiva veṇugrāmake varṣām upagata ānandena bhikṣuṇopasthāyakena)。雨安居に入られた世尊に病が起つた (tasya khalu varṣopagatasyotpannah khara ābādhah)。

<1-5>根本有部律「波羅市迦 004」(大正 23 p.675 上) : 爾時薄伽梵、與五百漁人出家円具已、從薜舍離詣竹林聚落北。有升攝波林依之而住。時逢飢饉乞食難得。……爾時世尊告諸苾芻曰。……①汝等宜應各隨親友得意之處、於薜舍離隨近聚落而作安居。我與阿難陀於此林住。……爾時世尊未入涅槃安住於世、與諸弟子二時大集、一謂五月十五日欲安居時、二謂八月十五日隨意了時。若前安居者受教勅已往詣城邑村坊聚落、而作安居、至隨意了皆來集會。隨所證獲皆悉白知。其未證者請求證法。近薜舍離安居苾芻、三月既滿作衣已竟。顏色憔悴形容羸瘦、執持衣鉢往竹林村、既至村已。時具壽阿難陀遙見諸苾芻……又問具壽仁等何處安居而得來至。答言。我於佛栗氏聚落三月安居、今來至此。阿難陀曰。諸仁於彼安居三月之内、乞求飲食不勞苦耶。

<1-6>根本有部律「波逸底迦 008」(大正 23 p.773 下) : 爾時佛在廣嚴城獮猴池側高閣堂中。時有五百漁人、於勝慧河辺結侶而住。……廣說如前、第四波羅市迦。……爾時世尊在竹林聚落。時逢飢饉乞食難得。③奉世尊教隨處安居、彼諸苾芻俱往本村而作安居。……然佛住世與諸弟子二時大集。一謂五月十五日欲安居時。二謂八月十五日隨意了時。廣說如前。乃至諸苾芻三月既滿作衣已竟。顏色憔悴形容羸瘦。執持衣鉢往竹林村。欲禮佛足既至村已。時具壽阿難陀遙見諸苾芻來……阿難陀曰。仁等於彼安居三月之内。乞求飲食不勞苦耶。

※上記 2 資料<1-5><1-6>については、釈尊が病に罹る記事はない。

<1-7>根本有部律『雜事』(大正 24 p.387 上) : 爾時世尊復爲菴沒羅女、隨機說法示教利喜已、從座而去還至住處、告阿難陀曰。我今欲往竹林中。汝可告諸大衆。時阿難陀如佛所教、即與大衆隨佛至竹林北住升攝波林。時屬飢儉乞求難得。佛告諸苾芻。今時飢儉。汝等宜可求同意者、於薜舍離諸方聚落隨便安居。①我與阿難陀於此處住、若不如是求乞難得。時諸苾芻聞佛教已、各依善友隨處安居。①唯阿難陀獨留侍佛、在於樹下而作安居。

佛於夏内身嬰病苦。

《2》 プンナ・マンターニプッタと舍利弗の問答、七伝駅車の喩。

[王舍城・竹林園]

<2-1> MN.024 ‘Rathavinīta-s.’ (vol. I p.145) : ある時、世尊は王舍城・竹林園におられた (ekam̄ samayam̄ bhagavā rājagahe viharati veļuvane kalandakanivāpe)。⑦ それから、衆多のその土地に生まれた諸比丘がその生地において雨安居を過ごし終わり、世尊のもとに至った (atha kho sambahulā jātibhūmakā bhikkhū jātibhūmiyam̄ vassam̄ vutthā yena bhagavā ten’ upasaṅkamīm̄su)。釈尊が諸比丘にその生地において誰が称誉されたかを尋ね、諸比丘はプンナ・マンターニプッタ (Puṇṇa Mantāniputta) であると答える。舍利弗は仏の傍らにいてそれを聞き、彼に会うことを望む。釈尊は王舍城に住して後、舍衛城に向かう。釈尊が舍衛城に来られて、プンナ・マンターニプッタが釈尊に会いに行く。アンダ林でプンナ・マンターニプッタと舍利弗が会って問答し、プンナ・マンターニプッタが七駅伝車の喩をもって説く。

<2-2> 中阿含 009 「七車經」 (大正 01 p.429 下) : 我聞如是。①一時佛遊王舍城在竹林精舍、與大比丘衆共受夏坐。③尊者滿慈子、亦於生地受夏坐。⑦是時生地諸比丘、受夏坐訖過三月已、補治衣竟攝衣持鉢、從生地出向王舍城、展轉進前至王舍城、住王舍城竹林精舍。是時生地諸比丘、詣世尊所。

<2-3> 増一阿含 039-010 (大正 02 p.733 下) : 聞如是。一時佛在羅閱城迦蘭陀竹園所、與大比丘衆五百人俱。滿願子亦將五百比丘遊本生處。①爾時世尊於羅閱城九十日夏坐已、漸漸在人間遊化、來至舍衛城中祇樹給孤獨園。

《3》 釈尊が諸比丘に一坐食 (ekāsanabhojana) を食することを勧めるが、バッダーリ比丘がそれに従わず、3ヶ月間、釈尊に対面しない。

[舍衛城・祇園精舎]

<3-1> MN.065 ‘Bhaddāli-s.’ (vol. I p.437) : ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (ekam̄ samayam̄ bhagavā sāvatthiyam̄ viharati jetavane anāthapindikassa ārāme)。釈尊が諸比丘に一坐食を食するよう勧めるが、バッダーリ (Bhaddāli) 比丘がそれに従わない。⑧それからバッダーリ長老はまるまる3ヶ月間、釈尊に対面しなかった (atha kho āyasmā bhaddāli sabban tam̄ temāsam̄ na bhagavato sammukhībhāvam̄ adāsi)。④その時、諸比丘が、〔雨安居〕3ヶ月が過ぎて衣ができるがれば、世尊は遊行に出られるのだといって、世尊のために作衣を行った。(tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammam̄ karonti: niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikam̄ pakkamissatī ti)。バッダーリは他の比丘の勧めで釈尊に謝罪し許される。

<3-2> 中阿含 194 「跋陀和利經」 (大正 01 p.746 中) : 我聞如是。①一時佛遊舍衛國、在勝林給孤獨園、與大比丘衆俱而受夏坐。爾時世尊告諸比丘。我一坐食……於是尊者跋陀和利遂藏一夏不見世尊。……④時諸比丘爲佛作衣、①世尊於舍衛國受夏坐訖、過三月已、補治衣竟、攝衣持鉢、當遊人間。

<3-3>增一阿含 049-007 (大正 02 p.800 中) : 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊告諸比丘、我恒一坐而食。……爾時跋提婆羅白世尊言。我不堪任而一食。……
(カールダーインが妊婦を流産させる) (1) …… (p.801 中) ⑧爾時跋提波羅、及經三月不至世尊所。爾時阿難臨三月、初至跋提婆羅比丘所、而告之曰。④今諸衆僧皆補納衣裳、如是如來當人間遊行。今不往者後悔無益。是時阿難將跋提婆羅、至世尊所頭面禮足、並復白佛言。唯然世尊、聽我懺悔。

(1) 運留陀夷 (カールダーイン) が日が暮れて暗くなつてから長者の家に乞食に行って、長者の婦を驚かせ流産させる記事が挿入されている。釈尊は優陀夷 (=運留陀夷) を呵責し、阿難に言つて比丘を集めさせ、ウパーリの願いによって「一坐而食」の制を制定して非時食を戒め、迦葉比丘のように頭陀十一法を行うことと、面王 (モガラージヤ) 比丘のような質素な装いを勧める。カールダーインが妊婦を流産させる話は他に MN.066 'Laṭukikopama-s.' (vol. I p.447) 、中阿含 192 「加樓烏陀夷經」 (大正 01 p.740 下) 、四分律「單堤 037」 (大正 22 p.662 中) 、五分律「墮 038」 (大正 22 p.054 上) にあるが、そこでは雨安居に言及なし。

<3-4>僧祇律「單提 036、037」 (大正 22 p.359 中) : 佛住舍衛城。廣說如上。爾時佛告諸比丘。如來以一食故。身體輕便……爾時諸弟子、盡受世尊教。唯除跋陀利。⑧跋陀利慚愧故、三月不到佛所。如跋陀利線經中廣說

復次佛住舍衛城。爾時諸比丘非時乞食。爲世人所譏……此中亦應如優陀夷線經中廣說。

[参考]

☆『大莊嚴論經』 (大正 04 p.305 中) : 我昔曾聞、尊者黒迦留陀夷、爲食因緣故、佛爲制戒。……佛集比丘僧。讚一食法。乃至欲制一食戒法。時比丘僧咸各默然。猶如大海寂默無聲。時諸僧中有一比丘名婆多梨。白佛言。世尊。莫制是戒。我不能持。

《4》釈尊が外道サクルダーイと問答する。

〔王舎城・竹林園〕

<4-1>MN. 077 'Mahāsakuludāyisutta' (vol. II p.001) : ある時、世尊は王舎城・竹林精舎におられた (ekam samayam bhagavā rājagahe viharati veļuvane kalandakanivāpe)。その時、アヌガーラ、ヴァラダラ、サクルダーイ等の大勢の遊行者が孔雀林異学園 (Moranivāpa paribbājakārāma) に住していた。釈尊が乞食のために王舎城に入る前に孔雀林異学園へ向かう。遊行者サクルダーイが仲間と共に大声を挙げて雑談していたが、釈尊の姿を見ると沈黙する。彼らは、六師外道が多くの人々に尊ばれてもその弟子に離反されるのに対して、釈尊は弟子に尊ばれていることを述べる。釈尊はその理由として、最上戒蘊の成就、自證自知、最上慧蘊の成就、四諦を説くこと、四念処などの五法を説くことを挙げる。

サクルダーイの語る言葉の中に「先日、種々の外道、沙門、バラモンが論議堂にともに坐り、集まっていた時に、このような暫しの談話が生じました。『アンガ人とマガダ人は利得を得た。ここに、これらの沙門、バラモン、僧伽の主、ガナの主、ガナの師、有名な名声あり、大勢の人々に敬われる教祖が王舎城で雨安居に入るため到來した (yatth' ime saṃaṇabrahmaṇā saṃghino gaṇino gaṇācariyā nātā yassassino titthakarā sādhusammata bahujanassa rājagahaṇ vassavāsaṇ osaṭā)。プーラナ・カッサバも…ニガンタ・ナータブッタも…①僧伽の主、ガナの主、ガナの師、有名で名声あり、

多くの人々に敬われる教祖である沙門ゴータマも王舍城で雨安居に入るため到來した』

(ayam pi kho samano gotamo samghī c' eva gaṇī ca gaṇācariyo ca nāto yasassī titthakaro sādhusammato bahujanassa, so pi rājagahaṁ vassavāsam osaṭo) とある。

<4-2>中阿含 207 「箭毛経」（大正 01 p.781 中）：我聞如是。①一時佛遊王舍城、在竹林伽蘭哆園、與大比丘衆俱、千二百五十人而受夏坐。……我等與拘薩羅國衆多梵志、悉共集坐拘薩羅學堂說如是論。鳩摩竭陀國人有大善利。鳩摩竭陀國人得大善利。如此大福田衆在王舍城共受夏坐。謂不蘭迦葉……①此沙門瞿曇名德宗主、衆人所師有大名譽、衆所敬重領大比丘衆、千二百五十人之所尊也。亦在此王舍城共受夏坐。

《5》 ブラフマーユの弟子ウッタラが、ヴィデーハ国におられた釈尊に7ヶ月（漢訳では夏四月）付き従う。

〔ヴィデーハ〕

<5-1>MN.091. ‘Brahmāyu-s.’ (vol. II p.133) : ある時、世尊は500人の大比丘僧伽とともにヴィデーハを遊行させていた。(ekāṁ samayam bhagavā videhesu cārikāṁ carati mahatā bhikkhusamghena saddhim pañcamattehi bhikkhusatehi)。ミティラーにいた120歳のブラフマーユが釈尊の32相を確かめさせるために弟子のウッタラを派遣する。ウッタラはヴィデーハ国に赴く。⑧それからウッタラ年少バラモンは7ヶ月間、釈尊に影のように付き従った(atha kho uttarō māṇavo satta māsāni bhagavantam anubandhi chāyā va anapāyinī)。それからウッタラ年少バラモンは7ヶ月後にヴィデーハのミティラーに出発する(atha kho uttarō māṇavo sattānam māsānam accayena videhesu yena mithilā tena cārikāṁ pakkāmi)。ウッタラはミティラーに帰ってブラフマーユに報告する。釈尊がミティラーに来られマカーデーヴァ・アンバ林に滞在された時に、ブラフマーユが優婆塞になる。ブラフマーユの死。

<5-2>中阿含 161 「梵摩経」卷一（大正 01 p.685 上）：我聞如是。一時佛遊鞞陀提國、與大比丘衆俱。……(p. 686 上) 優多羅摩納復作是念。我寧可極觀威儀禮節及觀遊行所趣。①於是優多羅摩納尋隨佛行、於夏四月觀威儀禮節、及觀遊行所趣。優多羅摩納過夏四月、悅可世尊威儀禮節及觀遊行所趣。

《6》 ダーナンジャーニが死んで梵天界に生まれる。

〔王舍城・竹林園〕

<6-1>MN.097 ‘Dhānañjāni-s.’ (vol. II p.184) : ある時、世尊は王舍城・竹林園におられた(ekāṁ samayam bhagavā rājagahe viharati veluvane kalandakanivāpe)。舍利弗は大比丘衆とともにダッキナーギリを遊行していた。①それから王舍城で雨安居を過ごしたある比丘がやって来て舍利弗に近づいた(atha kho aññataro bhikkhu rājagahe vassam vuṭṭho yena dakkhināgirī yen' āyasmā sāriputto ten' upasampkami)。舍利弗はその比丘に「友よ、世尊は無病、壯健でおられますか」(kacc' āvuso, bhagavā arogo ca balavā ca) と言って、釈尊と比丘僧伽とタンドゥラパーラドヴァーラー(Tandulapāladvārā)のダーナンジャーニ・バラモンの息災を尋ね、ダーナンジャーニが放逸であると聞き、竹林園に戻って彼を諫める。後日、彼が病気に罹って危篤となり、

舍利弗は彼を見舞った際に、梵天との共住に至る道として四無量心を説き、その場を去る。彼は舍利弗が去って間もなく命終する。舍利弗が釈尊のもとを訪れると、釈尊はダーナンジャーニには更になすべきことがあったにもかかわらず、どうして梵天界に共住せしめただけで去ったのかと問われる。舍利弗はバラモンたちが梵天界に執着するからであるとのみ答える。

<6-2>中阿含 027 「梵志陀然經」（大正 01 p.456 上）：我聞如是。①一時佛遊王舍城在竹林加蘭哆園、與大比丘衆俱、共受夏坐。③爾時尊者舍梨子在舍衛國亦受夏坐。是時有一比丘、於王舍城受夏坐訖。過三月已補治衣竟、攝衣持鉢從王舍城往舍衛國、住勝林給孤獨園。彼一比丘往詣尊者舍梨子所、稽首禮足却坐一面。尊者舍梨子問曰。賢者。從何處來於何夏坐。彼一比丘答曰。尊者舍梨子、我從王舍城來在王舍城受夏坐。復問。賢者。①世尊在王舍城受夏坐。聖體康強安快無病、起居輕便氣力如常耶。

《7》 釈尊が舍衛城・東園鹿子母講堂で自恣の日に諸比丘に数息觀などを説く。

〔舍衛城・東園鹿子母講堂：祇園精舎〕

<7-1>MN.118 ‘Ānāpānasati-s.’ (vol. III p.078) : ある時、世尊は舍衛城の東園鹿子母講堂に (ekam̄ samayam̄ bhagavā sāvatthiyam̄ viharati pubbārāme migāramātupāsāde) 、衆多のとても有名な諸の長老・声聞とともにおられた。……その時、長老比丘らが新参の諸比丘を教誡し、新参の諸比丘は以前よりも勝れた境地を知る。その時、世尊は布薩の日、第 15 日、②自恣の日の、満期の日、満月の日の夜に、比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tadahu 'posathe pannarase pavāraṇāya puṇṇāya puṇṇamāya rattiya bhikkhusaṅghaparivuto abbhokāse nisinno hoti)。それから釈尊は諸比丘の進歩の仕方に満足され、諸比丘がさらに一層修行に励むよう「⑪ここ舍衛城で、私はコームディーを迎えよう」 (idh' evāham̄ sāvatthiyam̄ komudim̄ cātumāsinim̄ āgamessāmi) と述べられ、舍衛城に留まられる。

田舎の諸比丘が「世尊がそこ舍衛城でコームディーを迎えるそうだ」 (bhagavā kira tatth' eva sāvatthiyam̄ komudim̄ cātumāsinim̄ āgamessati) と聞き、⑦釈尊に見えるために舍衛城を訪れる。長老比丘らは一層新参の諸比丘を教誡し、新参の諸比丘は以前よりも勝れた境地を知る。

その時、世尊は布薩の日、第 15 日、⑪コームディー、4ヶ月の満期の日、満月の日の夜に、比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tadahuposathe pannarase komudiyā cātumāsiniyā puṇṇāya puṇṇamāya rattiya bhikkhusaṅghaparivuto abbhokāse nisinno hoti)。

それから世尊は沈黙している比丘僧伽を見やり、諸比丘に説かれた (atha kho bhagavā tuṇhibhūtam̄ tuṇhibhūtam̄ bhikkhusaṅgham̄ anuviloketvā bhikkhū āmantesi)。

「諸比丘よ、この会衆は無駄口をきかず、清らかで、核心に定住している (apalāpā 'yam̄, bhikkhave, parisā, nippalāpā 'yam̄, bhikkhave, parisā, suddhā sāre patiṭṭhitā)。諸比丘よ、このような比丘僧伽、このような会衆は、供食されるべき、饗應されるべき、供養されるべき、合掌されるべきであり、世に無上の福田である。……これに続いて釈尊が数息觀 (ānāpānasati) を説かれる。

<7-2>雜阿含 815 (大正 02 p.209 中) : 如是我聞。①一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園、夏安居。③爾時衆多上座聲聞、於世尊左右樹下窟中安居。……爾時世尊、十五日布薩時、於大衆前敷座而坐。爾時世尊、觀察諸比丘已、告比丘。善哉善哉、我今喜諸比丘行諸正事。是故比丘、當勤精進。於此舍衛國、⑪滿迦低月。①諸廸人間比丘、聞世尊於舍衛國安居。⑪滿迦低月滿已、作衣竟持衣鉢、於舍衛國人間遊行、漸至舍衛國、舉衣鉢洗足已、詣世尊所。

釈尊が舍衛城・祇園精舎で雨安居された時、衆多の上座・声聞は周辺の樹下、窟中で雨安居した。衆多の年少比丘が釈尊のところに来て説法を聞く。年少比丘らは上座のもとに行き、上座は彼らを摂受する。ある上座は一人で一人の年少比丘を、ある上座は一人で二三多人を、一人で60人を摂受する上座まであった。釈尊は15日の布薩時に諸比丘を觀察し、諸比丘の行ないが正しいことを讃め、迦低月が満了するまで舍衛国で精進するよう指示する。

諸廸人間比丘は釈尊が舍衛国で安居されたことを聞き、迦低月の満了に作衣を終えて、舍衛国において人間を遊行し、舍衛国に至って釈尊に会う。釈尊は人間比丘のために法を説く。人間比丘らは上座のもとに行って、上座は彼らを受けて教誡教授した。……一人で60人の人間比丘を教誡教授する上座まであった。釈尊は15日の布薩時に諸比丘を觀察されて讃め、「過去の諸仏の時も、現在のように諸比丘が正事を行じていたし、未来もまたそうであろう。安那般那念を修するように」と説かれる。

* 2回の布薩が言及されている。人間比丘は迦低月が過ぎてから遊行に出たことになる。

[参考]

○AN.004-019-190 (vol. II p.183) : ある時、世尊は舍衛城・東園鹿子母講堂におられた (ekam samayañ bhagavā sāvatthiyam viharati pubbārāme migāramātupāsāde)。その時、世尊は布薩の日に、比丘僧伽に囲まれて坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tadahuposatthe bhikkhusaṅgha-parivuto nisinno hoti) それから世尊は沈黙している比丘僧伽を見やり、諸比丘に説かれた (atha kho bhagavā tuṇhībhūtam tuṇhībhūtam bhikkhusaṅgham anuviloketvā bhikkhū āmantesi)。「諸比丘よ、この会衆は無駄口をきかず、清らかで、真髓に定住している (apalāpā 'yam, bhikkhave, parisā nippalāpā 'yam, bhikkhave, parisā suddhā sāre patitthitā)。

* この経は一部 MN.118 に一致するが、それに続く教説は異なる。

○○『治意經』(大正 01 p.919) : 佛言。安般守意具行如法已、欲次第學。如如佛說爲在天下得明如陰解。

《8》作衣時に仕事をしないでじっとしていた新参の比丘を、釈尊がすでに阿羅漢果を得ていると称える

[舍衛城 (・祇園精舎)]

<8-1>SN.021-004 (vol. II p.277) : [釈尊は] 舍衛城におられた (sāvatthiyam viharati)。その時、ある新参の比丘が食後に乞食からもどって、精舎に入り、無関心に、沈黙してじっとしており、④作衣時に諸比丘の営みを為さなかった (tena kho pana samayena aññataro navo bhikkhu pacchābhattam piñḍapātapaṭikkanto vihāram pavisitvā apposukko tuṇhībhūto saṅkasāyati, na bhikkhūnañ veyyāvaccam karoti cīvarakārasamaye)。諸比丘がこれを釈尊に報告にし、釈尊はその新参の比丘を呼びよ

せて、手伝わない理由を問われる。彼は「自分の為すべきことを為していた」と答え、釈尊は彼の心を知って、「彼に過失はない。彼はすでに阿羅漢を得ている」と説いて偈を唱えられる。

<8-2>雜阿含 1070（大正 02 p.277 下）：如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。時有衆多比丘集供養堂悉共作衣。時有一年少比丘、出家未久初入法律、④不欲營助諸比丘作衣。

<8-3>別訳雜阿含 009（大正 02 p.376 上）：如是我聞。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。④當于爾時、有衆多比丘集講堂中、各作衣服。時有一年少比丘、出家未久新受具戒在僧中坐、不作僧衣。時諸比丘作衣已訖、往至佛所。時衆多比丘詣世尊所。

《9》釈尊がカーラケーマカ精舎とガターヤの精舎に行って、作衣を行っていた阿難のため空について説く。

〔カピラ城・ニグローダ園〕

<9-1>MN.122 ‘Mahāsuññata-s.’ (vol. III p.109)：ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (ekam samayam bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmīm nigrodhārāme)。釈尊が乞食を終えて食後に釈迦族のカーラケーマカ (Kālakhemaka) の精舎に行かれる。そこにはたくさんの臥坐具が用意されていた。④その時、阿難長老は多くの比丘とともに釈迦族のガターヤ (Ghaṭāya) の精舎で作衣を行っていた (tena kho pana samayena āyasmā ānando sambahulehi bhikkhūhi saddhim ghaṭāya-sakkassa vihāre cīvarakammam karoti)。その時、夕方に世尊は独坐から立たれてガターヤの精舎に行って阿難に「カーラケーマカの精舎には大勢の比丘が住しているのか」と尋ねられる。阿難は「多くの比丘がカーラケーマカ精舎に住しています。④大徳よ、私たちは今作衣時なのです (cīvarakārasamayo no, bhante, vattati)」と答える。釈尊は比丘が集団生活を喜んではならないと説いた上で、遠離独住の功徳と空について説く。

<9-2>中阿含 191「大空経」（大正 01 p.738 上）：我聞如是。一時佛遊釋中迦維羅衛、在尼拘類園。……彼時世尊從加羅差摩釋精舍出、往詣加羅釋精舍。④爾時尊者阿難與衆多比丘、在加羅釋精舍中集作衣業。

* MN.121 ‘Cūla-suññata-s.’ (vol. III p.104)、『中阿含經』190「小空経」（大正 01 p.736 下）では、舍衛国・東園鹿子母講堂において、阿難が「かつて釈尊が釈迦族のナガラカ (Nagaraka) 村（漢訳「釈都村」）で空について説かれた」と述べている。

《10》釈尊がコーサンビー（または舍衛城）からパーリレッヤ力に赴く。

〔パーリレッヤ力〕

※この部分については本「モノグラフ」第6号【論文5】[3] - [8] を参照されたい。

<10-1>SN.022-081 (vol. III p.094)：ある時世尊はコーサンビーのゴーシタ園におられた (ekam samayam bhagavā kosambiyam viharati ghositārāme)。釈尊は午前中に衣を着けて鉢と衣をもってコーサンビーに乞食に入った (atha kho bhagavā pubbañhasamayam nivāsetvā pattacīvaram ādāya kosambim piṇḍāya pāvīsi)。乞食の

ためにコーサンビーを歩き、食後に乞食から還られて後、自ら臥坐具を片づけられ、鉢と衣をもって侍者に呼びかけず、僧伽に許可を受けず、独りで伴もなく遊行に出発された（*kosambiyam piṇḍāya caritvā pacchābhattam piṇḍapātapatikkanto sāmāṇ senāsanam saṃsāvetvā pattacīvaram ādāya anāmantetvā upatṭhāke anapaloketvā bhikkhusaṅgham eko adutyo cārikam pakkāmi*）。ある比丘が阿難のところに来て、釈尊が独りで出て行かれたことを告げる。阿難は「そういう時には誰もついていってはならない」と注意する。それから世尊は次第に遊行しつつパーリレッヤカに至られた。そこで世尊はパーリレッヤカのバッダサーラ樹下に住された（*atha kho bhagavā anupubbena cārikaṇ caramāno yena pālileyyakam tad avasari. tatra sudam bhagavā pālileyyake viharati bhaddasālamūle*）。その時、多くの比丘（*sambahulā bhikkhū*）⁽¹⁾が阿難のところに来て⑬「友、阿難よ、我々は久しく世尊に相対して法話を聞きしていない。友、阿難よ、我々は世尊に相対して法話を聞きしたい（*cirassam sutā kho no āvuso ānanda, bhagavato sammukhā dhammī kathā, icchāma mayam, āvuso ānanda bhagavato sammukhā dhammī katham sotum*）」と言うので、阿難は皆とともにパーリレッヤカに赴いて、釈尊より説法を聞いた。

(1) 「多くの比丘」とは *Sāratthappakāśipī* (vol. II p.305) によれば、「如来がそこに滞在している間に処々で雨安居を過ごし終わった 500 人の諸比丘」（*tathāgate tattha viharante pañcasatā disāsu vassam vutthā bhikkhū*）である。

<10-2>雜阿含 057 (大正 02 p.013 下) : 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊著衣持鉢、入舍衛城乞食、還持衣鉢、不語衆、不告侍者、獨一無二、於西方國土人間遊行。時安陀林中有一比丘、遙見世尊。……見已進詣尊者阿難所、白阿難言。……爾時阿難語彼比丘。若使世尊。……獨一無二、而出遊行、不應隨從……爾時世尊。遊行北至半闍國波陀聚落、於人所守護林中、住一跋陀薩羅樹下。時有衆多比丘、詣阿難所、語阿難言……⑬尊者知、我等不見世尊已久。若不憚勞者、可共往詣世尊、哀愍故。阿難知時。默然而許。

<10-3>僧祇律「單提 041」(大正 22 p.363 中) : 爾時世尊、厭世供養、還向舍衛城、到時著入聚落衣、持鉢入舍衛城、次行乞食、食已彷彿經行。自收床褥、不語衆僧及侍者、佛獨遊行憍薩羅國。爾時諸比丘往阿難所、語阿難言。長老、世尊食後彷彿經行已。……阿難答言。長老、若如來應供正遍知食後彷彿經行。……諸比丘不應隨從。爾時世尊從憍薩羅國、遊行到波利耶娑羅林賢樹下住。時五百群象遊行。⑧象王……即便請佛、三月供養。佛知象王意。即受其請。……爾時五百比丘三月不見佛故、往詣尊者阿難所白言。長老、我等久不見佛。又不聞法。我等今欲往禮觀世尊。聽受法教。

* コーサンビーからではなく舍衛城からパーリレッヤカに向かう点が異なっている。

[参考]

- *Udāna* 004-005 (p.041) : 釈尊がコーサンビー・ゴーシタ園におられた時、比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷・王・大臣・外道とその信者に煩わされて独りになりたいと思い、侍者にも告げずにパーリレッヤカに赴き、バッダサーラ樹下に住される。そこで象の供養を受け、偈を説く。
- *Vinaya ‘Kosambakkhandhaka’* (vol. I p.337) : 釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時、ある比丘の行ないについて、それが罪であるか否かをめぐってそこの比丘僧伽に破僧が起る。釈尊は長寿王の物語によって忍辱を説いて調停を試みるが、比丘らはそれを聞かない。釈尊はバー

ラカローナカーラガーマ (Bālakaloṇakāragāma) にてバグ (Bhagu) 比丘に会い、それから、パチーナヴァンサダーヤ (Pācīnavamsadāya) にて阿那律、ナンディヤ (Nandiya) 、キンビラ (Kimbila) の3人に会う。それから、パリレッヤカ (Pārileyyaka) のラッキタヴァナサンダ (Rakkhitavanasanḍa) のバッダサーラ (Bhaddasāla) 樹下に住して、他の諸象に悩まされた象の奉仕を受ける。その後、釈尊が舍衛城の祇園精舎にいる時に、事を知ったコーサンビーの人々が比丘への供養を止めてしまい、反省したコーサンビーの比丘らが舍衛城にやってくる。舍利弗、目連、大迦葉、マハーカッチャーナ、マハーコッティタ、マハーカッピナ、マハーチュンダ、阿那律、レーヴァタ、ウパーリ、阿難、ラーフラ、マハーパジャーパティー・ゴータミー、給孤独、ヴィサーカー・ミガーラマーターが、釈尊にコーサンビーの比丘衆にどのように接したらいいかを尋ね、ウパーリは非法の僧伽和合と如法の僧伽和合について質問する。

○中阿含 072 「長寿王本起経」（大正 01 p.532 下）：釈尊が拘舍彌・瞿師羅園におられた時、拘舍彌の諸比丘が共に争つたので、とどめるために長寿王の物語を説く。それから釈尊は婆羅樓羅村 (Bālakaloṇakāragāma) に赴いて尊者婆咎釋家子 (Bhagu) に説法した後、護寺林 (Rakkhitavanasanḍa) に赴いて一樹下に坐して象の供養を受ける。護寺林から般那蔓闍寺林 (Pācīnavamsadāya) に行って阿那律陀、難提、金毘羅に説法する。

○MN.128 ‘Upakkilesa-s.’ (vol.Ⅲ p.152) : 釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時、コーサンビーの諸比丘が争う。釈尊が調停しようとしたが争う比丘らはきかない。釈尊はコーサンビーに乞食に出て帰られると食後に偈を述べてからバーラカローナカーラ村に赴かれて、そこでバグに会い安否を尋ねて説法される。それからパチーナヴァンサダーヤに赴く。そこには阿那律、ナンディヤ、キンビラが住していて、守園者が釈尊の来るのを見て「3人の邪魔をするな」と言って入れまいとするが、阿那律が彼にそれが釈尊であることを告げ、ナンディヤとキンビラを呼んで釈尊を迎える。釈尊は3人の暮らしぶりを尋ねられ、阿那律らはそれに答える。釈尊の説法。

*ただしパリレッヤカに赴く記事はない。

○四分律「拘睞弥犍度」（大正 22 p.879 中）：爾時世尊在拘睞弥。時有比丘犯戒。是中或有言犯戒。或有言不犯。…… (p.880 中) 爾時世尊語彼比丘已此夜過明旦著衣持鉢。入拘睞彌乞食已還至僧伽藍中。以此因縁集比丘僧告言。乃往過去世。有伽奢国王梵施拘薩羅王長生。…… (p.882 下) 爾時世尊。以拘睞彌比丘鬭諍共相誹謗罵詈衆僧惱亂。世尊不喜。不語衆僧及供養人。自挙臥具着本処。執持衣鉢以神足力。從拘睞彌還舍衛国。

釈尊がコーサンビー（拘睞弥）におられた時、ある比丘の行ないについて、それが犯戒であるか不犯であるかをめぐってそこの比丘衆に破僧が起こった。釈尊は長生王の物語によって忍辱を説いて調停を試みるが、比丘らはそれを聞かなかった。釈尊はコーサンビーより舍衛城に還った。それを知って人々はコーサンビーの比丘らに供養しなかった。そこで彼らは釈尊の後を追って舍衛城に来た。舍利弗、摩訶波闍波提、阿難邠底（給孤独）、毘舍佉無夷羅母が、釈尊に彼らに対する処遇を尋ねた。ウパーリは非法の僧伽和合と如法の僧伽和合について質問した。

*ただしパリレッヤカに赴く記事はない。

○五分律「羯磨法下」（大正 22 p.158 下）：佛在拘舍彌城。爾時有一比丘犯戒。不知所犯語諸比丘。諸比丘或謂有犯或謂無犯。…… (p.159 上) 佛三止之。諸比丘答亦如初。佛復告諸比丘。乃往過世拘薩羅有王名曰長壽。…… (p.160 上) 世尊說此偈已。即以神力飛到波羅聚落。在跋陀婆羅樹下。無諸翼從。時彼有一大象。……漸向跋陀婆羅林見佛歡喜。爲佛取水除左右草。…… (p.160 中) 佛說偈已。從跋陀婆羅林之舍衛城住祇洹精舎。

釈尊がコーサンビー（拘舍彌）城におられた時、ある比丘の行ないについてそれが有犯であるか無犯であるかをめぐってそこの比丘衆に破僧が起こった。釈尊は長生王の物語によって忍辱を説いて調停を試みるが、比丘らはそれを聞かなかった。釈尊は神力で飛んで波羅聚落 (Pārileyyaka? Bālakaloṇakāragāma?) に至り、跋陀婆羅 (Bhaddasāla) 樹下に住され、そこで、他の諸象に悩まされた象の奉仕を受けた。その後、釈尊は跋陀婆羅より舍衛城・祇園精舎におられる時に、事を知つ

たコーサンビーの人々が比丘への供養を止めてしまった。反省した比丘らがやってきて、舍利弗、摩訶波闍波提、給孤独、毘舍佢母、阿難が、釈尊に彼らへの処遇を尋ねた。ウパーリはどんな場合に挙罪してよいかと質問した。

○十誦律「俱舎彌法」（大正23 p.214上）：佛在俱舍弥。爾時有一比丘。犯可悔過罪。諸比丘憐愍。欲益利安樂故。語其過罪。教令如法悔過。是比丘言。我不知所犯。既不知。當見何罪。云何懺悔。……（p.215中）佛在俱舍弥。爾時俱舍弥比丘。喜闡諍相言。佛爾時教化是諸比丘。汝等莫闡諍相言。何以故。用瞋恨者不滅瞋恨。唯忍辱力乃能滅之。是中有比丘。白佛言。世尊法王。且置。彼人惱我云何不報。爾時世尊小却不遠。作是念。我今得離常喜闡諍相言相罵俱舍弥比丘所行威儀法則。廣說長壽王經已。即從座起往支提國。漸漸遊行到舍衛國。

釈尊がコーサンビー（俱舍弥）におられた時、ある比丘の行ないについてそれが罪であるか否かをめぐってそこの比丘衆に破僧が起った。釈尊は長寿王経（内容が省略されている）を説き終えると座から起って、支提（Ceti）国に往いて、それから舍衛城に至られた。事を知ったコーサンビーの人々が比丘への供養を止めてしまったので、反省した比丘らは舍衛城の釈尊のところに赴いた。舍利弗、目連、阿那律、難提、金毘羅、摩訶波闍波提等比丘尼ら、波斯匿王、須達多等の大居士たち、末利夫人等の居士婦たちが、釈尊にコーサンビーの比丘らに対する処遇を尋ねた。

*ただしパーリレッヤカに赴く記事はない。「支提國」がパーリレッヤカと対応する可能性については本「モノグラフ」第6号【論文5】-【3】-【8-5】参照。

○*Mūlasarvāstivādavinaya Kauśāmbavastu* (*Gilgit Manuscripts* ed. by Nalinaksha Dutt, vol. III, part 2, First edition, Srinagar, 1942, Second edition, Delhi, 1984, p.173)：釈尊がコーシャーンビーのゴーシラ園（Ghoṣilārāma）にいた時、ヴァイシャーリーの諸比丘がコーシャーンビーに来ていて、コーシャーンビーの比丘らとの間に「水瓶が空であるのを見たものは、水を満たしてあつた場所に置いておくか、守寺師に水瓶が空であることを告げるべきである。自分で満たしもせず、守寺師に告げもしなかったら、その人は配慮が足りない。配慮が足りないので、我々はその人に波逸提の罪を宣告するだろう」という決まりをめぐって不和が生じる。調停できなかった釈尊は、コーシャーンビーから舍衛城、祇園精舎へ赴かれる。ここではこの争いは12年間つづいたとされ、和解も12年後に舍衛城でなされる。コーシャーンビーの比丘らに対する処遇を尋ねるのは、阿難、マハーピラジャーパティー・ガウタミー、アナータピンドダ。

☆*Jātaka-A.428 ‘Kosambi-j.’* (vol. III p.486)：上記 Vinaya の記事の要約。ただしコーサンビーの破僧のきっかけとなる事件を詳細に出し、またパーリレッヤカ滞在の期間を3ヶ月 (temāsam) とする。

☆『大莊嚴論經』（大正04 p.304上）：復次瞋恚因緣佛不能諫。是故智者應斷瞋恚。我昔曾聞。拘睞彌比丘以門諍故分爲二部。緣其門諍各競道理經歷多時。……于時如來聞斯語已即捨此處。離十二由旬在娑羅林一樹下坐作是思惟。我今離拘睞彌門諍比丘。爾時有一象王避諸群象來在樹下。

《11》マハーナーマンが遊行に出る直前の釈尊のもとを訪れる。

[カピラ城・ニグローダ園]

A.マハーナーマンが釈尊に優婆塞がどのように病優婆塞を慰めるべきかを訊ね、釈尊から説法を受ける。

<11-1>*SN.055-054* (vol. V p.408)：ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (ekam samayam bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṁ nigrodhārāme)。④その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。⑧〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣が出来上がれば、世尊は遊行にでられるのだと言って (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammam karonti niṭṭhitacīvara

bhagavā temāsaccayena cārikam pakkamissatī ti)。釈迦族のマハーナーマンがそれを聞き、釈尊のもとに至り、智慧ある優婆塞がどのようにして病にかかった智慧ある優婆塞を慰めるべきかを訊ねる。

〔参考〕

○雜阿含 1122 (大正 02 p.297 下) : 如是我聞。一時佛住迦毘羅衛國尼拘律園中。時有衆多釋氏集論議堂、作如是論議。時有釋氏語釋氏難提、我有時得詣如來恭敬供養、有時不得。有時得親近供養知識比丘、有時不得。又復不知有諸智慧優婆塞。有餘智慧優婆塞、智慧優婆夷、疾病困苦。復云何教化教誡說法。今當共往詣世尊所問如此義、如世尊教當受奉行。爾時難提與諸釋氏。俱詣佛所。

*対告衆がマハーナーマンではなく、難提である。作衣の記事なし。

B. 釈尊がマハーナーマンに五法を説く。

<11-2>AN.011-002-012 (vol. V p.328) : ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (ekam samayam bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmim nigrodhārāme)。④その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。⑧〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣が出来上がれば世尊は遊行に出発されるであろうと言って (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammañ karonti ‘niṭṭhitacīvara bhagavā temāsaccayena cārikam pakkamissatī’ ti)。釈迦族のマハーナーマンがそれを聞き、釈尊のもとに至る。釈尊が五法を具える人が六念を成就することを説かれる。信ある人 (saddha)、精進を起こした人 (āraddhavīriya)、念の現前する人 (upatṭhitassati)、定のある人 (samāhita)、智慧ある人 (paññava) が六念 (仏・法・僧・戒・捨・天) を成就する。

<11-3>雜阿含 932 (大正 02 p.238 中) : 如是我聞。一時佛住迦毘羅衛國尼拘律園中。④時有衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。時釋氏摩訶男聞衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣、①世尊不久三月安居訖、作衣竟、持衣鉢人間遊行。聞已往詣佛所、稽首佛足退坐一面、白佛言。世尊、我四體不攝、迷於四方、聞法悉忘。以聞衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣、世尊不久安居訖、作衣竟、持衣鉢人間遊行。是故我今思惟。何時當復得見世尊、及諸知識比丘。佛告摩訶男。汝正使見世尊、不見世尊。見諸知識比丘、及與不見。但當念於五法精勤修習。

<11-4>別訳雜阿含 157 (大正 02 p.433 中) : ①爾時世尊、在迦毘羅衛國尼拘陀林、夏坐安居。④爾時衆多比丘、於夏欲末、在講堂中、爲佛縫衣。諸比丘等、縫衣已訖、作是思惟。我等於今、縫衣已竟。當逐佛遊行。時釋摩男、聞諸比丘、縫衣已訖、欲隨佛遊行、聞斯語已、即往佛所、稽首禮足、在一面坐、而白佛言。世尊、我今身心甚爲重鈍、迷於諸方。雖復聽法、心不甘樂。所以者何。我聞諸比丘等、縫衣已竟、當隨佛遊行。即生念言。何時當復還見世尊及以修心。諸比丘等。佛告之曰。我及比丘、雖去餘處、汝若恒欲見於如來及比丘者、應以法眼至心觀察。常修五事。

C. 釈尊がマハーナーマンに六法を説く。

<11-5>AN.011-002-013 (vol. V p.332) : ある時、世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (ekam samayam bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmim nigrodhārāme)。その時、釈迦族のマハーナーマンは病み上がりであった。④その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。⑧〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣が出来上がりければ世尊は遊行に出発されるであろうと言って (tena kho pana samayena

sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammam karonti ‘ niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikam pakkamissatī’ ti)。マハーナーマンがそれを聞き、釈尊のもとに至る。釈尊が信、発勤、繫念、定、慧、六念を説かれる。

<11-6>雑阿含 933（大正 02 p.238 下）：如是我聞。一時佛住迦毘羅衛國尼拘律園中。④時有衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。時釋氏摩訶男聞、諸比丘集於食堂爲世尊縫衣、①世尊不久安居訖、作衣竟、持衣鉢人間遊行。聞已詣佛所、稽首禮足退坐一面、白佛言。世尊、我今四體不攝迷於四方、先所聞法今悉忘失。以聞衆多比丘集於食堂爲世尊縫衣、乃至人間遊行、我作是念。何時當復得見世尊及諸知識比丘。佛告摩訶男、汝見如來不見如來、見諸比丘不見諸比丘。且汝常當勤修六法何等爲六。正信爲本。戒・施・聞・空・慧以爲根本。非不智慧。是故摩訶男。依此六法已於上增修六隨念。念如來事。乃至念天。如是十二種念成就。

《12》イシダッタとプラーナが雨安居を終えた釈尊から説法を受ける。

〔舍衛城（・祇園精舎）〕

<12-1>SN.055-006（vol. V p.348）：舍衛城にて（sāvatthi nidānam）。④その時、多くの比丘が世尊のために作衣を行っていた。⑧〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣が出来上がれば世尊は遊行に出発されるであろうと言って（tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammam karonti niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikam pakkamissatī ti）。イシダッタ（Isidatta）とプラーナ（Purāṇa）の2人の大工はサードウカ（Sādhuka）村にいたが、〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて釈尊が遊行に出られることを聞いて見張りをたて、出発した釈尊が通りかかると出迎えて、「釈尊がコーサラ・舍衛城から遠ざかることを聞けば憂いを生じ、釈尊が舍衛城に近づいて来られることを聞けばうれしい」と語って説法を受ける。

<12-2>雑阿含 859（大正 02 p.218 下）：如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。①前三月結夏安居。如前説。差別者、時有長者、名梨師達多及富蘭那、兄弟二人、④聞衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。如上難提修多羅廣説。

*「如上難提修多羅廣説」とある。

<12-3>雑阿含 860（大正 02 p.218 下）：如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。①前三月結夏安居竟。④衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。時有長者梨師達多及富蘭那、兄弟二人。

《13》雨安居の終わりに舍利弗がある比丘に非難される。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<13-1>AN.009-002-011（vol. IV p.373）：ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた（ekam samayaṁ bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme）。①それから舍利弗長老が世尊に近づいて……このように言った「大徳よ、舍衛城での雨安居を終えたので私は遊行に出ようと思います」（atha kho āyasmā sāriputto bhagavantam etad avoca ‘vuttho me bhante sāvatthiyam vassāvāso, icchām’ aham bhante janapadacārikam pakkamitun’ ti。）舍利弗が出発してまもなく、ある比丘が

「舍利弗は私を叱責して、謝らずに遊行に出てしまった」と釈尊に告げる。釈尊は舍利弗を呼び戻させ、目連と阿難に諸比丘を集めさせる。舍利弗は皆の前で自らの潔白を述べる。

<13-2>中阿含 024 「師子吼經」（大正 01 p.452 中）：我聞如是。一時佛遊舍衛國、在勝林給孤獨園。①爾時世尊與大比丘衆俱於舍衛國而受夏坐。③尊者舍梨子亦遊舍衛國而受夏坐。於是尊者舍梨子舍衛國受夏坐訖。過三月已補治衣竟。攝衣持鉢往詣佛所、稽首禮足却坐一面白曰。①世尊、我於舍衛國受夏坐訖。世尊、我欲遊行人間。

<13-3>增一阿含 037-006（大正 02 p.712 下）：聞如是。一時佛在舍衛國、祇樹給孤獨園。爾時尊者舍利弗、往詣世尊所、頭面禮足在一面坐。①爾時舍利弗白世尊言。我今以在舍衛城夏坐、意欲人間遊化。

《14》ヤソージャが500人の比丘とともに舍衛城に至るが、騒々しくして、釈尊によつて追放され、ヴァッグムダー河畔で雨安居に入る。

[舍衛城（・祇園精舎）]

<14-1>Udāna 003-003（p.024）：ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた（ekam samayaṁ bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapindikassa ārāme）。⑥その時、ヤソージャをはじめとする500人の比丘が釈尊を拝するために舍衛城に至った⁽¹⁾（tena kho pana samayena yasojappamukhāni pañcamattāni bhikkhusatāni sāvatthim anuppattāni honti bhagavantam dassanāya）。彼らが騒々しくしたために釈尊は阿難に言ってヤソージャらを呼び寄せ、彼らを追放する。③彼ら〔ヤソージャをはじめとする〕諸比丘は……ヴァッジへ遊行に出て、ヴァッジ国を遊行しつつ、ヴァッグムダー河畔に草庵を作り雨安居に入った（te bhikkhū yena vajjī tena cārikam pakkamim̄su, vajjīsu anupubbena cārikañ caramānā vaggumudāya nadiyā tīre paññakutiyō karitvā vassam̄ upagacchim̄su）。彼らはこの間に三明を得る。釈尊は随意の間舍衛城に住した後、ヴェーサーリーへ赴いて大林重閣講堂に住される。釈尊は阿難に言ってヴァッグムダー河畔のヤソージャらを呼び寄せる。

(1) 文脈から⑥が適用できる。

<14-2>十誦律「雜法」（大正 23 p.288 下）：佛在舍衛國。⑥爾時長老耶舍、與五百比丘、從橋薩羅、來至舍衛國、欲安居。……佛語阿難。汝往語耶舍等五百人言、汝等作大聲故驅、汝等不得舍衛國安居。阿難受教、往語耶舍言、汝等作大聲故世尊驅。汝等不得舍衛國安居。③爾時耶舍等五百人、即往婆求摩河邊聚落中安居。

* これに続いて黙然を聽すなど様々な規則が定められる記事がある。釈尊が耶舍らを呼び寄せる記事なし。

《15》ヴェーランジャ・バラモンが優婆塞になる。釈尊がヴェーランジャーで馬糞を食して雨安居を過ごされる。

[ヴェーランジャー]

<15-1>Vinaya ‘Pārājika001’（vol.Ⅲ p.001）：①ある時、仏・世尊はヴェーランジャーのナレール・プチマンダ樹下に500人の大比丘僧伽とともに住された（tena samayena

buddho bhagavā verañjāyam viharati nalerupucimandamūle mahatā bhikkhu-samghena saddhim pañcamattehi bhikkhusatehi)。ヴェーランジャ・バラモンが釈尊との問答の末に優婆塞となり、「私のためにゴータマは比丘僧伽とともにヴェーランジャーにて雨安居をしてください（adhvāsetu ca me bhavam gotamo verañjāyam vassāvāsam saddhim bhikkhusamghena）」と釈尊に請う。

その時、ヴェーランジャーは飢餓で食が得難く、釈尊も諸比丘も北路の馬商人から得た馬の飼料である麦を食される。目連が大地をひっくりかえして、またはウッタラカルに行つて食事を得ることを提案するが釈尊はそれを拒まれる。舍利弗が波羅提木叉の誦出を請うが未だ比丘に有漏法が生じていないことを理由に拒まれる。雨安居を終わってヴェーランジャ・バラモンに暇乞いし、翌日の供養を受けて、遊行に出られる。

<15-2>四分律「波羅夷 001」（大正 22 p.568 下）：①爾時佛遊蘇羅婆國、與大比丘衆五百人俱、漸漸遊行至毘蘭若、即於彼宿那隣羅浜洲曼陀羅樹下。……爾時毘蘭若婆羅門、即往世尊所、到已共相問訊在一面坐。時世尊無數方便為說法開化令得歡喜。聞佛說法得歡喜已、即白佛言。世尊、唯見哀愍當受我請、及比丘僧三月夏安居。時世尊及比丘僧默然受請。

<15-3>四分律「捨墮 028」（大正 22 p.630 中）：①爾時佛在毘蘭若夏安居。佛告阿難。

釈尊がヴェーランジャ（毘蘭若）婆羅門の請いに応じてヴェーランジャー（毘蘭若）での雨安居を過ごし終えて、彼の請食を受け、夏衣を受くることを聽される。六群比丘が衣時を過ぎて蓄える。「七月十五日以前に特施衣を受け、衣時を過ぎれば捨墮」。

*釈尊が雨安居を終わってヴェーランジャ・バラモンに暇乞いし、翌日の供養を受けて、遊行に出られる場面からの記述。

<15-4>五分律「波羅夷 001」（大正 22 p.001 上）：①佛在須頬婆國、與大比丘衆五百人俱、詣毘蘭若邑住林樹下。其邑有婆羅門、名毘蘭若。……爾時世尊、為說妙法示教利喜。聞法歡悅即白佛言。願佛及僧、受我安居三月供養。……佛乃受之。

<15-5>十誦律「波夜提 044」（大正 23 p.098 中）：①佛在舍衛國。爾時毘羅然國、有婆羅門王、名阿耆達。以因緣故、向舍衛國、宿一居士舍。……聞已出居士舍、往詣祇桓。爾時佛與無量百千萬衆圍繞說法。阿耆達王、遙見佛在林間。……前詣佛所問訊畢一面坐。佛見坐已、種種因緣說法示教利喜。示教利喜已默然。時阿耆達。聞佛說法示教利喜已白佛言。世尊、願佛及僧受我毘羅然國夏安居一時。……佛作是念。我先世果報必應當受。作是念已默然受請。

<15-6>十誦律「医薬法」（大正 23 p.187 中）：①佛故在舍衛國。毘羅然國、有婆羅門王、字阿耆達。是王有小因緣事、來到舍衛國。……即從坐起偏袒着衣合掌白佛。願受我請夏坐一時并比丘僧。

ヴェーランジャー（毘羅然）国の王、阿耆達は祇園精舎におられる釈尊に会いに行き、雨安居に招く。それに応えて釈尊は500人の大衆とともにヴェーランジャー国に至られる。そこには精舎が無く、城北の勝葉波という名の林にとどまられる。舍利弗は阿牟末迦山で、他の諸比丘はヴェーランジャー国で雨安居を過ごす。波羅奈国人の馬子が比丘等の飢餓するのを知つて馬糞を給する。一女が請われないので馬糞で乾飯を作る。

<15-7>根本有部律「薬事」（大正 24 p.045 上）：①爾時世尊、於勇軍聚落、人間遊行、

至鞞闍底城。在練木樹下而住。時此城中、有婆羅門、名曰火授。……嚴駕出城往詣佛所。以種種善言、慰問世尊、却坐一面。爾時世尊即為彼王、說微妙法、示教利喜、默然而住。時火授王即從坐起、偏袒右肩右膝着地、合掌向佛、而白佛言。唯願世尊及苾芻衆、受我三月雨安居四事供養飲食湯藥衣服臥具。爾時世尊默然受彼火授王請。

※僧祇律「波羅夷 001」（大正 22 p.229 上）は序分にヴェーランジャーの話を出さず、舍衛城において舍利弗が釈尊に波羅提木叉の誦出を請う。<15-1><15-2><15-4>では、舍利弗がヴェーランジャーで釈尊に波羅提木叉の誦出を願う。

[参考]

○AN.008-002-011 (vol.IV p.172) : 釈尊がヴェーランジャー・ナレールプチマンダ樹下におられた時、問答の末、ヴェーランジャ・バラモンが優婆塞になる。

*雨安居に言及せず、馬糞を食す記事もなく、ヴァーランジャ・バラモンが優婆塞になるという点のみが一致。

☆Jātaka-A.430 ‘Cullasuka-j.’ (vol. III p.495) : 釈尊が祇園精舎におられた時に、諸比丘がヴェーランジャーにおいて釈尊が植物の根の粉末と水の少量だけで (patthamūlakapīṭhadakena) 3ヶ月を過ごされたことについて語り合っているところに釈尊が来て、前生を物語られる。

《16》ダニヤ陶師子がレンガで房舎を作る。第二波羅夷（盜戒）の因縁

[王舍城（・耆闍崛山）]

<16-1>Vinaya ‘Parājika002’ (vol. III p.041) : その時、仏・世尊は王舍城・耆闍崛山におられた (tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati gjjhakūṭe pabbate)。③その時、多くの比丘がイシギリ山腹に草屋を作つて雨安居に入った (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū isigilipasse tiṇakuṭiyo karitvā vassam upagacchim̄su)。長老ダニヤ陶工子も雨安居に入った (āyasmāpi dhaniyo kumbhakāraputto vassam upagañchi)。それから諸比丘は雨安居を過ごし、3ヶ月が過ぎてから遊行に出たが、ダニヤ陶工子はそこで雨安居を過ごし、冬も夏もそこにとどまった (atha kho te bhikkhū vassam vutthā temasaccayena janapadacārikam pakkamim̄su, āyasmā pana dhaniyo kumbhakāraputto tatth' eva vassam vasi tattha hemantam tattha gimham)。

<16-2>十誦律「波羅夷 002」（大正 23 p.003 中）：佛在王舍城。③爾時衆多比丘共一処安居。……作是舍已囑諸比丘。二月遊行乞索。

[参考]

○四分律「波羅夷 002」（大正 22 p.572 中）：爾時世尊、遊羅閱城耆闍崛山中。時羅閱城中、有比丘字檀尼迦陶師子、在閑靜處止一草屋。彼比丘入村乞食、後有取薪人破其草屋持帰。

○五分律「波羅夷 002」（大正 22 p.005 中）：佛在王舍城。爾時有比丘、名達尼迦、是陶家子。於乙羅山作草庵住。至時持鉢入城乞食。取樵人於後輒壞其庵持材木去、食後還已復更治之。如是至三。……佛在耆闍崛山、遙見其屋種種刻画色赤嚴好、問阿難言。彼是何屋。阿難白佛。是達尼迦身力所作。

○僧祇律「波羅夷 002」（大正 22 p.238 上）：佛住王舍城。廣說如上。……爾時世尊雨後天晴於耆闍崛山側往來經行。

*下線部は雨期であることを示している可能性があるが、不確定に過ぎる。

○根本有部律「波羅市迦 002」（大正 23 p.635 下）：佛在王舍城竭闍鐸迦池竹林園中。時有但尼迦苾芻、先是陶師之子、於阿蘭若草室中住。時但尼迦入王舍城、於可行処次第乞食。時此城中牧牛羊

人取薪草人、正道活命、邪道活命人。苾芻去後打破其室取草木去。

《17》 アッサジとプナッバスがキターギリで悪行を行い、ある比丘がカーシ国で雨安居を過ごしてからキターギリにやってきてそれを見て、舍衛国に帰った時に釈尊に報告する。汚家擯謗違諫戒の因縁

[舍衛城・祇園精舎]

<17-1> Vinaya ‘Samghādisesa013’ (vol. III p.179) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。その時、アッサジとプナッバスという悪比丘がキターギリ村で悪行のかぎりを尽くしていた。⑦その時、ある比丘がカーシで雨安居を過ごし、世尊に会うために舍衛城に赴く途中、キターギリ村に至った (tena kho pana samayena aññataro bhikkhu kāśīsu vassam vuttho sāvatthim gacchanto bhagavantam dassanāya yena kitāgiri tad avasari)。彼はそこで2人の行状を聞いて、これを祇園精舎に至り釈尊に報告する。

客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇam kho pan' etam buddhānam bhagavantānam āgantukehi bhikkhūhi saddhim paṭisammoditum)。それから世尊はその比丘にこう言われた。「⑫比丘よ、がまんできるか。元気についているか。労苦なくやって来られたか。汝は、比丘よ、どこからやってきたのだ」 (atha kho bhagavā tam bhikkhum etad avoca: kacci bhikkhu khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci appakilamathena addhānam āgato, kuto ca tvam bhikkhu āgacchasi)。釈尊は舍利弗と目連をアッサジとプナッバスのもとに遣わせたが、彼ら2人は罪を認めないばかりか、却って罵り誹謗して還俗してしまう。「村や町に住んで俗家を汚して悪行を行じ、3度諫めても捨てなければ僧残」。

<17-2> Vinaya ‘Kammakkhandhaka’ (vol. II p.009) : ⑦⑫梗概は上に同じ。釈尊が「駆出羯磨」を制定されて舍利弗・目連にこれを実施させる。

<17-3> 四分律「僧残 012」(大正 22 p.596 下) : 翌時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。時騎連有二比丘、一名阿濕婆、二名富那婆娑、在騎連行惡行汚他家。……(p.597 上) 時有衆多比丘從迦尸國漸漸遊行至騎連止宿。……時諸比丘即從騎連往至舍衛城到世尊所、頭面禮足在一面坐。爾時世尊慰問客比丘言。⑫汝等住止安樂不、衆僧和合不、不以飲食爲苦耶。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、阿濕婆と富那婆娑という2人の比丘が騎連において悪行を行っていた。多くの比丘が迦尸國から騎連を経て舍衛城に行き、釈尊にこれを告げる。釈尊に命じられて、舍利弗と目連が五百人の比丘とともに迦尸國より遊行して騎連に至り⁽¹⁾、2人の比丘に擯羯磨を行う。「俗家を汚し悪行を行じて、3度諫めても捨てなければ僧残」。

(1) 「爾時舍利弗目連、聞佛教已、即從坐起禮佛足遶三匝而去。舍利弗目連、著衣持鉢與五百大比丘衆俱、從迦尸國遊行至騎連」(p.597 中)とあるも、舍利弗と目連は舍衛城から出発しなければ文意が通じない。

<17-4> 四分律「訶責犍度」(大正 22 p.890 中) : ⑫梗概は上に同じ。ただし釈尊が「擯白四羯磨」を制定される。

<17-5>十誦律「僧残012」（大正23 p.026中）：佛在舍衛國。爾時黑山土地、有二比丘。名馬宿満宿、在此処住、作惡行汚他家。皆見皆聞皆知。……爾時阿難、從迦尸國來、向舍衛城。到黑山邑宿。……阿難以種種因縁說法示教利喜已、從座起去、向自房舍。隨所受臥具。還付舊比丘、持衣鉢遊行、向舍衛國漸到佛所、頭面禮足在一面立。諸佛常法。有客比丘來、以如是語問訊。忍不足不、安樂住不、道路不疲、乞食不乏。⑫佛以如是語問訊阿難。忍不足不、安樂住不、道路不乏耶、乞食不難耶。

釈尊が舍衛城におられた時、黒山土地においてアッサジ（馬宿）とプナッバス（満宿）の2人の比丘が悪行をなす。阿難が迦夷国から舍衛城に向かう途中この村へ寄り、この村の優樓伽という賢者が二比丘の悪行を告げる。阿難は舍衛国に到って釈尊に報告し、釈尊は阿難に黒山邑に行って2人の比丘のために駆出羯磨を与えるように指示される。

「俗家を汚し惡行を行じて駆出羯磨されて、なおも固執すれば僧殘」。

〔参考〕

○五分律「僧残013」（大正22 p.021下）：佛在舍衛城。爾時吉羅邑有二比丘。一名頗髀二名分那婆。敷行惡行汚他家。作種種非威儀事。……時五百比丘威儀具足。從迦夷國來到此邑。……時舍利弗目連。亦從迦夷來向此邑。

釈尊が舍衛城におられた時、吉羅邑でアッサジ（頗髀）とプナッバス（分那婆）の2人の比丘がしばしば悪行をなす。迦夷国よりこの村へ来た舍利弗と目連に、この村の富闍と優樓伽という2人の優婆塞が二比丘の悪行を釈尊に伝えて欲しい旨を告げる。舍利弗と目連は舍衛城にいる釈尊に報告し、釈尊は阿難に吉羅邑に行って2人の比丘のために駆出羯磨を作るように指示される。駆出羯磨をなしても2人は去らない。「俗家を汚し惡行を行じて駆出羯磨されて、なおも固執すれば僧殘」。

○十誦律「般茶盧伽法」（大正23 p.223上）：佛在舍衛國。爾時黑山國土。有馬宿満宿二比丘。汚他家行惡行。污他家皆見皆聞皆知。行惡行亦見亦聞亦知。……作如是種種惡不淨事。諸比丘以是事白佛。佛語諸比丘。汝等與馬宿満宿比丘作駆出羯磨。

釈尊が舍衛国におられた時、黒山聚落に馬宿と満宿という2人の比丘があり、数々の惡行を行っていた。諸比丘がそれを告げ、釈尊は呵責して「駆出羯磨」を制定される。

○僧祇律「僧残013」（大正22 p.286下）：佛住舍衛城。廣說如上。時六群比丘於迦尸黑山聚落。

釈尊が舍衛城におられた時、六群比丘が迦尸の黒山聚落で諸の非威儀事をなす。黒山聚落の諸の優婆塞は舍衛城にいる釈尊のもとへ行って訴える。釈尊は阿難に命じて三十比丘とともに黒山聚落へ向かわせ、六群比丘のために駆出羯磨を行わせる。聚落に到って三十比丘が加わり六十の比丘となる。三文陀達多と摩醯沙達多は王道聚落へ逃走し、闍陀と迦留陀夷は阿難一行を一由旬迎えに出て懺悔し受け入れられる。残る2人（馬師・満宿）は4人の比丘が許されたのを不服として、駆出羯磨を受け入れない。阿難は舍衛城に戻ってそのことを世尊に伝える。釈尊は六群比丘を呼んで呵責し、六群比丘と闍陀比丘の本生譚を説かれる。「俗家を汚し惡行を行じて駆出羯磨されて、なおも固執すれば僧殘」。

○僧祇律「雜誦跋渠法」（大正22 p.424上）佛住舍衛城。爾時馬宿比丘自高自用諍訟相言。諸比丘諫言。長老馬宿比丘莫諍訟相言。如是一諫不止、二諫三諫不止。諸比丘以是因縁、往白世尊。佛告諸比丘。……佛告諸比丘。五法成就諍訟更起。僧應與作折伏羯磨。……（p.424下）佛住舍衛城。爾時馬宿比丘作折伏羯磨已、不隨順行、所應行事而不行、所應捨事而不捨。諸比丘以是因縁、往白世尊。……僧應與作不共語羯磨。

○根本有部律「僧伽伐尸沙012」（大正23 p.705上）：佛在室羅伐城逝多林給孤独園。時拏吒山有三苾芻。一名阿濕薄迦。二名補捺伐素。三名半豆盧嗚得迦。作汚家法行惡行。……爾時具壽阿難陀。於迦尸國人間遊行。次至拏吒山住。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、阿濕薄迦、補捺伐素、半豆盧嗚得迦の3人の比丘が拏吒

山で悪行を行う。阿難は迦尸国を遊行し拵吒山にやって来て乞食するが得られない。諸の婆羅門・居士五百人が集まるところで理由を尋ねて3人の悪行を聞く。阿難陀は舍衛城の給園へ行き、釈尊に報告する。釈尊は阿難に、六十比丘とともに拵吒山に行って阿濕薄迦と補捺伐素のために駆遣羯磨を作るように指示される。阿難一行は拵吒山で駆遣羯磨を作しあわって、舍衛城の釈尊のもとへ戻る。阿濕薄迦らは、この羯磨の際に駆者と不駆者があったと不服を言う。「俗家を汚し悪行を行じて駆出羯磨されて、なおも固執すれば僧殘」。

《18》釈尊の独坐中にウパセーナが到来し、釈尊が阿蘭若住者・乞食者・糞掃衣者に仏に随意に会うことを許す。

[舍衛城・祇園精舎]

<18-1>*Vinaya 'Nissaggiya015'* (vol. III p.230) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。⑧その時、世尊は諸比丘に呼びかけた「諸比丘よ、私は3ヶ月間独坐しようと思う」 (atha kho bhagavā bhikkhū āmantesi: icchām' aham bhikkhave temāsam paṭisalliyitum)。釈尊は食事を運ぶ者以外が近づくことを禁じられる。舍衛城の僧は「3ヶ月の間に釈尊の許に行く者は波逸提」と規約 (katikā) を作る。そこに阿蘭若住者・乞食者・糞掃衣者であるウパセーナ・ヴァンガンタプッタ (Upasena Vaṅgantaputta) が諸衆を率いて釈尊のもとに至る。⑫客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇam kho pan' etam buddhānam bhagavantānam āgantukehi bhikkhūhi saddhim paṭisammoditum)。釈尊はウパセーナに「がまんできるか。元気しているか。労苦なくやって来られたか」 (kacci vo upasena khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci 'ttha appakilamathena addhānam āgatā) と声をかけ、阿蘭若住者・乞食者・糞掃衣者が随意に来て仏に会うことを許される。諸比丘はこれを聞いて自分の敷具を捨てて釈尊に見えんとする。釈尊はこれを見て「古い敷具から一仏碟手を取り入れずに新しい敷具を作れば捨墮（不貼坐具戒）」と制戒される。

※他の律では「不貼坐具戒」に関して異なる因縁譚を挙げる。四分律「捨墮 015」(大正 22 p.616 下) ; 五分律「捨墮 025」(大正 22 p.035 下) ; 十誦律「尼薩耆 015」(大正 23 p.049 中) ; 僧祇律「尼薩耆波夜提 015」(大正 22 p.309 上) ; 根本有部律「泥薩祇波逸底迦 015」(大正 23 p.737 上)

<18-2>十誦律「尼薩耆 003」(大正 23 p.041 上) : ①佛在舍衛國、與大比丘衆安居。爾時諸比丘多得布施衣畜。佛欲制諸比丘多畜衣故、語安居比丘。我欲制諸比丘多畜衣故、語安居比丘。⑧我欲四月燕坐。令諸比丘不得來至我所。除一送食比丘及布薩。諸安居比丘受佛教。……爾時長老優波斯那。與多比丘衆五百人俱。皆阿練兒。……從橋薩羅遊行到舍衛國。時多比丘祇桓門間經行。

<18-3>根本有部律「泥薩祇波逸底迦 005」(大正 23 p.722 中) : 爾時世尊在室羅伐城逝多林中。……①爾時世尊告諸苾芻曰。汝等當知、我欲於此夏安居、三月之內宴默而住。勿令苾芻輒來見我。除一苾芻為我請食者。除長淨日。……爾時世尊於三月內宴默而住。無一苾芻輒得見佛。除請食人及長淨日。時有苾芻、名曰小軍、於王舍城作前三月安居。佛於室羅伐城作後月安居。是時小軍三月滿已、隨意事了并作衣竟、執持衣鉢順杜多行、

與諸門徒端嚴整肅往室羅伐城。……世尊常法、見客苾芻來、歎言慰問。汝從何至、何處安居。佛見小軍、歎言慰問。汝從何至、何處安居。

[参考]

☆*Jātaka-A.300 ‘Vaka-j.’* (vol. II p.449) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ウパセーナが法臘2歳で法臘1歳の弟子を連れて釈尊のもとに至り、釈尊から非難されて去る。その後、阿羅漢になり13頭陀を修し、釈尊が3ヶ月の独坐に入つておられる時にやって来て、上記 Vinaya の記事に続く。

*ウパセーナが法臘2歳で法臘1歳の弟子を連れて来る記事については【4】-《35》参照。

《19》遠地に行く大臣がその前に安居施を行おうとしたが、雨安居時にあたり比丘が拒む。

過前受急施衣過後畜戒の因縁

[舍衛城（・祇園精舎）]

<19-1>*Vinaya ‘Nissaggiya028’* (vol. III p.260) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。ある大臣が国外に行くことになり、諸比丘のもとに使者を遣わして、③「諸大徳よ、おいでください。安居施を布施したいのです (āgacchantu bhaddantā vassāvāsikam dassāmi)」と言う。諸比丘は、③「雨安居に入った比丘に世尊は安居施を許しておられない」 (vassam vutthānam bhagavatā vassāvāsikam anuññātam) と言って受けない。大臣は「これから戦に行く身で、生死が分らないのに」と非難し、これを聞いた諸比丘が釈尊に告げると、釈尊は特施衣 (accekacīvara) を受け蓄えることを許される。

その時、阿難が房舎を巡回して特施衣が衣時を過ぎても蓄えられているのを知り、諸比丘を非難して釈尊に報告する。「7月15日以前に特施衣を得ればこれを受領して衣時まで蓄えるべし。これを過ぎれば捨墮」。

*少なくとも安居施を請われた諸比丘は雨安居に入っている。よって③の表現様式が適用できる。

<19-2>四分律「捨墮 028」(大正 22 p.630 中) : 爾時佛在毘蘭若夏安居。佛告阿難。汝往語毘蘭若婆羅門。我受汝夏安居訖今欲人間遊行。……

(p.630 下) 時六群比丘聞世尊聽受夏衣。春夏冬一切時常乞衣。安居未竟亦乞衣亦受衣。時跋難陀釋子在一處安居竟。聞異處夏安居比丘大得利養衣。即往彼安居處。問諸人言。所得夏安居衣爲分未耶。答言未。持來我與汝分。復更至餘處如是非一。皆問言。汝得安居衣分未耶。答言未。持來我與汝分。……

(p.631 上) 爾時世尊在舍衛國。時波斯匿王境内人民有反叛者。時王遣二大臣、名利師達多富羅那、王敕使征。時二大臣作是念。我等今當征、未知為得還不。③我等常衆僧夏安居竟為僧設食及施衣。今者安居未竟。寧可辦食具并諸衣物。如安居法施僧衣耶。

釈尊がヴェーランジャ（毘蘭若）婆羅門の請に応じてヴェーランジャー（毘蘭若）での雨安居を終える。釈尊が彼の請食を受け、夏衣を受けることを聽される⁽¹⁾。

六群比丘が一切時に衣を乞う。雨安居の終らぬうちに衣を乞う。

ウパナンダ釈子が雨安居のあと各地の精舎を廻って衣の配分を求める。

反逆者の討伐に出征する2人の大臣が安居施を行おうとする。

(1) <15-3>に既出。

<19-3>五分律「捨墮 018」（大正 22 p.033 中）：佛在舍衛城。爾時六群比丘到估客村。估客言。長老住此安居。我等行還當施安居物。六群比丘言。欲令我住便可施我。我安居中作衣。安居竟著問訊佛。……爾時波斯匿王邊境有賊。違（遣？）乙師達多富蘭那往討伐之。二人共議。我等今行或能沒命、當共出物供養比丘。即持財物詣比丘所語言。我今討賊、恐不得還、以此物施、願爲受之。③諸比丘作是念。世尊不聽我等安居內受安居施。不知云何。以是白佛。

<19-4>十誦律「尼薩耆 027」（大正 23 p.057 中）：佛在舍衛國。爾時舍衛估客遊諸聚落。……諸比丘夏初月、分是物去、餘廻安居。……佛以是事集比丘僧。佛以種種因緣呵責。云何名比丘、夏初月分安居物。佛爾時但呵責未結戒

（p.057 下）佛又在舍衛國。……（p.058 中）闢將即往佛所。……白佛言。①世尊、受我等請舍衛國夏安居。憐愍故佛默然受之。……爾時餘十日在、未到自恣。波斯匿王復有小國反叛、即復遣先闢將往、以前破賊。是故今復使汝等往。是諸闢將聞已愁憂。何苦乃爾。先闢因緣殆而得脫。今復往者或能失命。……到祇陀林中打撻槌、諸比丘言。何以打耶。闢將答言。諸大德集、我以此衣布施衆僧。③諸比丘言。佛不聽我等未自恣夏月內分安居衣。

釈尊が舍衛国におられた時、達摩提那比丘尼が波斯匿王の闢將千人を教化する。波斯匿王が小国の反叛で闢將らを征伐に派遣する。凱旋してから闢將らが釈尊を舍衛国での雨安居に招く。自恣に到る十日前に再び小国の反叛があり、闢將らが再度の出征の前に安居施をしようとする。「七月十五日以前に特施衣を受け、衣時を過ぎれば捨墮」。

<19-5>僧祇律「尼薩耆波夜提 028」（大正 22 p.321 下）：佛住舍衛城。廣說如上。③時六群比丘在一聚落夏安居。初安居時、晨朝著入聚落衣。捉紙筆入聚落中。……

（p.322 上）復次佛住舍衛城。爾時波斯匿王大臣名彌尼刹利叛逆。王遣一大臣名仙人達多、往討伐之。此大臣臨欲行時、往到尊者阿難所、白言尊者。波斯匿王大臣叛逆。王今遣我往伐。方向強敵身命難保。我常年年安居竟、飯僧施衣。我今爲官所使不得待。時欲先施衣得安隱、還者後當施食。①尊者阿難。即以上事具白世尊。佛知而故問阿難。汝安居餘有幾日在。答言十日。

六群比丘が優婆塞に呼びかけて安居衣を求める。「安居未だ訖らざるに、先に安居衣を求むることを得ず」と制す。

釈尊が舍衛城におられた時、波斯匿王の大臣・仙人達多が反叛者の彌尼刹利を王の命で討伐することになる。彼は雨安居の終わる十日前に衣を布施したいと言う。「七月十五日以前に特施衣を受け、衣時を過ぎれば捨墮」。

<19-6>根本有部律「泥薩祇波逸底迦 026」（大正 23 p.750 下）：佛在室羅伐城給孤獨園逝多林。……

（p.752c）時勝軍王有二將帥。一名善劍、二名善弓。當爾之時善劍持兵出師他處。是時彼婦與外私通。近彼家邊有空閑處。法與求地遂便至此。……（p.754a）①時彼諸人蒙斯教已、皆往逝多林、請佛及僧。於三月夏安居內、有所須者悉皆供給。於日日中每於食前供養三寶。於食後時聽聞妙法。……我等宜可奉彼夏衣從軍而去。即持衣物往逝多林。于時世尊宴默而坐。諸人持物詣苾芻所。白言聖者。我等被使往伐邊隅。於彼戰亡難期再入。此是夏中施物幸爲受之。時諸苾芻報言。賢首。大師世尊已制學處。不許我等夏內分衣。

我不敢受。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ある聚落に一人の長者がいて、阿練若に寺を造り 60 人の比丘を住まわせて四事供養をしていたが、病に罹り亡くなり供養が途絶え、その寺が無比丘になる。やがてこの土地出身の 2 人の年老の比丘がこの寺に住し、北方の商主 60 人の比丘僧伽への供養の申し出があつて、老比丘は舍衛城の祇園へ行き、六群比丘と彼らの各々 10 人の弟子を連れて来る。彼らは前安居の 1 ヶ月で食べ物を食いつくし、衣も分配して舍衛城に帰って後雨安居に入る。戻って来た商人らは彼らの所行を非難する（未制戒）。

法興比丘尼が鹿子母毘舍併に比丘尼寺の造立を依頼する。また土地は勝鬘夫人を介して勝軍王から中宮を修造して使うことを許可されるが、彼女は王の将帥である善劍の家の近くの空閑処に造寺することにして、毘舍併に比丘尼寺を造立してもらう。また彼女はこの寺に住して善劍の婦人を教化し、婦人は優婆夷となる。この影響で善劍も仏教に深く傾倒し、一度目の出征から帰った後に 3 ヶ月の雨安居中に仏・僧を供養する。2 度目の出征には僧伽に安居衣を寄進しようとする。ところが諸比丘が「釈尊は夏中に衣を分けることを許可されていないから」と断ると、彼は「雨安居を終わるまで保管して分けるように」と言って房中に置いて去る。「施衣時まで蓄え、これを過ぎて蓄えれば捨墮」。

《20》 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、カッティカ賊が比丘を襲う。有難蘭君離衣戒の因縁

[舍衛城（・祇園精舎）]

<20-1> Vinaya ‘Nissaggiya029’ (vol. III p.262) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anā-thapiṇḍikassa ārāme)。③その時、諸比丘は雨安居を過ごし終わって阿蘭若住処に住していた (tena kho pana samayena bhikkhū vutthavassā āraññakesu senāsaneshu viharanti)。⑪カッティカ賊が比丘は財を持っているとして襲った (kattikacorakā bhikkhū laddhalābhā' ti paripātenti)。釈尊は「阿練若に住す者は三衣のうち一衣を村落の民家に預け置くことを許す」と制戒される。そこで諸比丘は三衣のうち一衣を民家に預け、6 夜を過ぎても預けたままだったので、衣が失われたり、破れたり、鼠にかじられてボロボロとなったりした。「雨安居を終えて 8 月 15 日までは盗賊の危険があるので、三衣うちの一衣を民家に預けてよい。ただし 6 夜に限る。これを過ぎれば捨墮」。

<20-2> 四分律「捨墮 029」(大正 22 p.632 上) : 爾時佛在舍衛國祇樹給孤独園。③諸比丘夏安居訖、⑪後迦提一月満在阿蘭若処住。時多有賊劫奪比丘衣鉢坐具針筒什物、兼打撲諸比丘。

<20-3> 五分律「捨墮 016」(大正 22 p.031 下) : 佛在舍衛城。⑪爾時有八月賊。

<20-4> 僧祇律「尼薩耆波夜提 029」(大正 22 p.323 上) : 佛住舍衛城。③爾時諸比丘阿練若処、夏安居。諸比丘時到入聚落乞食後、放牛羊人、取薪草人、持戶鈎來開諸比丘房戸。偷衣物。時諸比丘畏偷故。尽持衣物入聚落。……

復次佛住舍衛城祇洹精舎。③沙祇國夏安居中衆僧有諍事起。如法滅。佛語優波離。汝往沙祇國與。衆僧如法滅此諍事。……

釈尊が舍衛城におられた時、諸比丘が阿練若で雨安居し、乞食に出ていた間に衣物が盗まれる。

釈尊が舍衛城におられた時、サーケータ（沙祇）国で雨安居中の僧伽に争議が起きる。釈尊はウパーリに「争議を解決するように」と命じるが、彼は「僧伽梨が重く、しかも雨安居中に置いていけば捨墮となる」と言う。……釈尊は「6日なら衣を離してもよい」と告げる。ところが彼がサーケータ国に行くと、2日間では治まりそうにもないことが分かり、戻って釈尊に報告する。釈尊は彼に1ヶ月間の不失衣宿羯磨を行われた後、諸比丘に「衣を盗まれる恐れがあるときには、家の内に置くことを許す。因縁事があれば6夜を限って許す。これを過ぎれば、羯磨を除いて捨墮」と制戒される。

*雨安居であるということは一致するが、因縁譚は異なる。

<20-5>根本有部律「泥薩祇波逸底迦 029」（大正 23 p.755 上）：爾時薄伽梵在室羅伐城逝多林給孤独園。去斯不遠有一聚落。彼有長者……彼為僧伽造一住處。……③於此住處請六十苾芻。夏安居已隨意而去。……是時復有六十苾芻人間遊行。屆斯聚落……是時長者手執香鑪。於上座前白大衆曰。……願見哀愍於此夏安居。諸苾芻告長者曰。法主世尊今現在室羅伐城。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、舍衛城近くの聚落にいた長者が寺を造って、60人の比丘を招き、雨安居を過ごさせる。その比丘らが去った後も、この寺に守護人を置いて管理させた。長者は他の60人の比丘を寺に住まわせたが、雨安居を過ごさせた後にも、手厚く供養し続けたので、彼らはそのまま居座る。これを知ったカッティカ賊は比丘らが14日の布薩を行っている隙に、村人を装って寺に入り、財物を盗む。そこで比丘らは舍衛城にいる諸比丘のもとを訪れ、衣などを調達する。こうした種々の因縁を以て、釈尊が「盜難の恐れがあるときには、村の民家に預けてよい。ただし6夜を限る。これを過ぎれば、捨墮」と制戒される。

[参考]

○十誦律「尼薩耆 026」（大正 23 p.057 上）：佛在舍衛國。爾時長老毘訶比丘、留僧伽梨安陀林中、著上下衣入城乞食、後失僧伽梨、還覓不得、向諸比丘說。……諸比丘以是事白佛。佛以是事集比丘僧。

《21》六群比丘が雨安居に入るため、精舎を修理していた諸比丘を追い出す。奉他出房戒の因縁

[舍衛城（・祇園精舎）]

<21-1> Vinaya ‘Pācittiya 017’ (vol. IV p.044)：その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anātha piṇḍikassa ārāme)。⑭その時、十七群比丘がある辺地の大精舎を「ここは雨安居を過ごそう」といって修理していた (tena kho pana samayena sattarasavaggiyā bhikkhū aññataram paccantimam mahāvihāram paṭisamkharonti, ‘idha mayam vassam vasissāmā’ ti)。その十七群比丘を、六群比丘がやって来て「この精舎は私たちのものである」と言って無理矢理追い出してしまう。「僧伽の精舎から追い出せば波逸提」。

<21-2>十誦律「波夜提 016」（大正 23 p.078 中）：佛在舍衛国。⑥爾時長老耶舎、與五百眷屬俱、來向舍衛國欲安居。時諸比丘皆作安居先事。謂塞壁孔罅。……爾時六群比丘懈惰不作。遙見他作便生是念。我等上座。須彼作竟受臥具已。當於後入隨上座驅起。

釈尊が舍衛国におられた時、長老耶舎が 500 人の眷族とともに舍衛国で安居に入ろうとして房舎を修理する。六群比丘は怠けてそれを行わず、上座であることを理由に彼らを追い出す。波逸提。

<21-3>十誦律「臥具法」（大正 23 p.245 中）：爾時佛次第到舍衛國。⑭諸比丘欲安居。先作本事。泥塗壁孔及土埵。

釈尊が舍衛国に到った時、六群比丘は諸比丘がここで雨安居を過ごそうと思って修理しているのを知って、修理が終わったら上座であることを理由に取り上げようとした。

[参考]

◎Vinaya ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II p.166)：十七群比丘が大精舎の一角を修理してそこで雨安居を過ごそうと考えた。六群比丘はそれを横取りした。「比丘を僧伽の精舎より引きだすべからず」。

○四分律「単提 017」（大正 22 p.645 下）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤独園。爾時六群比丘及十七群比丘、在拘薩羅曠野道中行至小住處。

釈尊が舍衛国・祇園精舎におられた時、六群比丘が十七群比丘と共に拘薩羅国の曠野を遊行していくある狭い住處に至り、十七群比丘は先に寺に入り、房舎を掃除して坐具を整える。そこへ後から入って来た六群比丘が「上座であるから」と言って彼らを房舎から追い出す。

○五分律「墮 016」（大正 22 p.043 中）：佛在舍衛城。爾時十七群比丘新作房舎。六群比丘後來語舊住比丘言。爲我次第開房。舊比丘問。汝樂何者。答言。我樂十七群比丘所作新屋。便差與之。六群比丘即到其所語言汝出去。我等當於中住。十七群比丘言。此房幸大自可共住。

十七群比丘が新しく房舎を作り、そこへ六群比丘がやってきて共住し、十七群比丘に自分たちの悪行を気づかれてしまうことを恐れて、強引に追い出す。波逸提。

○僧祇律「単提 016」（大正 22 p.343 上）：佛住舍衛城。廣說如上。時有客比丘、來到六群比丘房裏。……復次尊者難陀是優波難陀兄難陀共行。弟子乃至驅出房。

釈尊が舍衛城におられた時、客比丘がやって来て六群比丘の房舎の裏に住もうとする。六群比丘は彼らを追い出す。ナンダ（兄）とウパナンダ（弟）の兄弟が弟子を房から追いだす。波逸提。

○根本有部律「波逸底迦 016」（大正 23 p.785 下）：爾時佛在室羅伐城逝多林給孤独園。爾時具寿鄖陀夷。至彼衆多少年苾芻處。勸喻之曰。汝等共我人間遊行。降伏他宗自獲名稱。汝等所欲讀誦禪思。及衣食利皆令無闕。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ウダーインが少年比丘を遊行に誘う。少年比丘らは各自自分の師がとめるのも聞かず、ウダーインと遊行に出る。ある聚落の寺に至り、ウダーインは寺の用事を避けて、少年比丘らを先に行かせて様子を窺う。少年比丘らは夜になつてもウダーインが来ないので、先に房で休んでいた。そこへ彼がやって来て、彼らを寺から追い出す。少年比丘らは露地で夜を明かす。

《22》作衣にとりかかっていたウダーインが、比丘尼に請われて衣を縫う。与非親尼作衣戒の因縁

[舍衛城・祇園精舎]

<22-1>Vinaya ‘Pācittiya026’ (vol. IV p.060)：その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane

anāthapiṇḍikassa ārāme)。④その時、ウダーイン長老が作衣にとりかかった (tena kho pana samayena āyasmā udāyi paṭṭho hoti cīvarakammam kātum)。ある比丘尼に請われて衣を縫い、色美しく染めたうえに男女交合の像を作る。人々はこの衣を着た比丘尼を見て非難する。「非親里の比丘尼の為に衣を縫えば、波逸提」。

<22-2>四分律「単提 025」（大正 22 p.651 上）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。④爾時有比丘尼欲作僧伽梨、以作衣故來至僧伽藍中、語尊者迦留陀夷。大德、我持此衣財欲作僧伽梨。願尊者與我作。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、比丘尼が迦留陀夷のもとにやって来て、「これで衣を作りて欲しい」と依頼する。そこで彼は彼女の為に衣を縫い、男女婬欲を行う像を作る。

<22-3>五分律「墮 027」（大正 22 p.047 下）：佛在舍衛城。④爾時有一少知識比丘尼、得未成衣不知自作、語諸比丘尼言。我不知作衣。願為作之。諸比丘尼言。姊妹、我多事不得作。可往比丘衆中問。有憐愍心者、必為汝作。即往比丘衆中言。……復詣長老優陀夷白之如上。優陀夷言。我能作耳。莫數數來催。隨我意作。當為汝作。答言。隨長老意。於是優陀夷取衣裁縫。

釈尊が舍衛城におられた時、一人の年少比丘尼が衣料を得たが、衣の作り方を知らなかった。優陀夷が作ってやり、男女交合の像を作る。摩訶波闍波提比丘尼はこれを知って釈尊に報告する。

<22-4>十誦律「波夜提 027」（大正 23 p.084 中）：佛在舍衛國。爾時迦留陀夷、與掘多比丘尼旧相識。數數共語親善狎習。④是掘多比丘尼有衣應割截作。是比丘尼語迦留陀夷。大德、能為我割截作是衣不。答言留置。即留便去。

釈尊が舍衛城におられた時、迦留陀夷は旧識の掘多比丘尼のために衣を縫い、男女交合の像を作る。

<22-5>僧祇律「単提 029」（大正 22 p.349 下）：佛住舍衛城廣說如上。④爾時善生比丘尼、是尊者優陀夷本二、持衣財與優陀夷言。尊者、為我作衣。優陀夷即受為作衣竟。作男女和合像作已、襞疊置箱中與比丘尼。比丘尼得已持還精舎。

釈尊が舍衛城におられた時、優陀夷の元の妻、善生比丘尼が衣料を得て、優陀夷に衣を作ってもらう。優陀夷は男女交合の像を作る。摩訶波闍波提比丘尼はこれを知って釈尊に報告する。

<22-6>根本有部律「波逸底迦 025」（大正 23 p.805 中）：爾時薄伽梵、在室羅伐城逝多林給孤獨園。時笈多苾芻尼五衣破壞。多有餘衣。④便作是念。誰當為我刺作大衣。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、グッター（笈多）比丘尼は五衣が破れたので大衣を作ろうとしてウダーインに頼む。十二群比丘尼にも頼まれるのではと躊躇したが、笈多に怨まれたくないで作る。六群比丘がひやかす。男女交合の像を作ったので、マハーパジャーパティー・ゴータミー（喬答彌大世主）はこれを知って釈尊に報告する。

《23》トゥッラナンダー比丘尼が非時衣として布施された布を時衣として分配してしまう。

(比丘尼) 非時衣戒の因縁

[舍衛城 (・祇園精舎)]

<23-1> Vinaya ‘(Bhikkhunī) Nissaggiya002’ (vol.IV p.245) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。⑦その時、多くの比丘尼が村中の住処において雨安居を過ごし終わり舍衛城に到った (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhuniyo gāmakāvāse vassam vutthā sāvatthim agamam̄su)。優婆塞らが彼女らの衣がいたんでいるのを見て非時衣 (akālacīvara 現前僧が受けられる衣) を布施するが、トゥッラナンダー比丘尼が「迦縫那衣式が行われたからこれは時衣 (kālacīvara 安居僧だけが受けられる布施) だ」と言って衣を分配してしまう。これを見た優婆塞は非難する。「いかなる比丘尼も、非時衣を時衣として分配すれば捨堕」。

<23-2> 十誦律「(比丘尼) 捨堕 020」(大正 23 p.313 中) : 佛在舍衛国。爾時有善比丘尼是旧。助調達比丘尼是客。是住処得布施衣、安居僧忁分。旧比丘尼言。⑪是夏末後月。是住処受迦縫那衣此是時衣、安居僧忁分。助調達比丘尼言。汝等不善知、雖夏末月受迦縫那衣。此是非時衣。現前僧忁分。爾時助調達比丘尼。時衣作非時衣分。

助提婆達多比丘尼が先住比丘で、善比丘尼が客であった時、現前僧伽で分かつべき衣を得る。客比丘尼が「この衣を分配しよう」と言ったが、彼女らは「この衣は時衣であるから安居僧で分つべし」と主張して、非時衣を時衣として分配した。釈尊は二部の僧伽を集め、「非時衣を時衣として分ければ捨堕」。

[参考]

○四分律「(比丘尼) 捨堕 027」(大正 22 p.732 下) : 爾時婆伽婆、在舍衛國祇樹給孤獨園。時六群比丘尼以非時衣受作時衣。諸比丘尼見語言。世尊許比丘尼畜五衣。此衣是誰衣。答言是我等時衣。即語言妹今是時非時。時諸比丘尼聞。其中有少欲知足行頭陀樂學戒知慚愧者。嫌責六群比丘尼。云何汝等。以非時衣受作時衣。諸比丘尼白諸比丘。諸比丘往白世尊。

六群比丘尼が非時衣を時衣とした。これを見た諸比丘尼が「釈尊は比丘尼に五衣を許されたが、この衣は誰のか」と尋ねると、六群比丘尼が「私たちの時衣である」と答えた。これを聞いた少欲知足の比丘尼が「今は非時である」と非難する。「比丘尼が非時衣を時衣とすれば捨堕」。

○五分律「(比丘尼) 捨堕 020」(大正 22 p.084 上) : 爾時諸比丘尼非時衣作時衣受。諸客比丘尼便不能得衣。諸長老比丘尼見、種種呵責以事白佛。

○根本有部律「(比丘尼) 捨堕 022、023」(大正 23 p.964 上) : 縁処同前(室羅伐城)。佛令諸尼忁捨羯恥那衣。時吐羅尼非時欲捨。……云何羯恥那衣時。謂從八月十六日終至正月半。除此皆是非時。

縁処同前。如世尊教、令諸苾芻尼依時忁捨羯恥那衣。吐羅難陀独不肯捨。同前有過。

※パーリ律のいのように迦縫那衣式がなされたとすれば、時衣の布施は雨安居後の5ヶ月までありえる。ここで〔参考〕に挙げた諸資料は釈尊の雨安居記事にはならない。

《24》 トゥッラナンダー比丘尼が雨安居中に他比丘尼に房を譲り、後で追い出す。(比丘尼) 牽他出房戒の因縁

[舍衛城・祇園精舎]

<24-1> Vinaya ‘(Bhikkhunī) Pācittiya035’ (vol.IV p.292) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。③その時、バッダー・カーピラーニーはサーケータにおいて雨安居に入った (tena kho pana samayena bhaddā kāpilānī sākete vassam

upagatā hoti)。トゥッラナンダー比丘尼が房を与えるというので舍衛城に移る。しかしトゥッラナンダー比丘尼はバッダー・カーピラーニーが尊敬を受けたので嫉妬して追い出してしまう。「房を与えた後追い出すと波逸提」。

<24-2>四分律「(比丘尼) 単提 094」(大正 22 p.745 下)：爾時婆伽婆。在舍衛國祇樹給孤獨園。③時偷羅難陀比丘尼安居。初聽餘比丘尼在房中敷床。安居中瞋恚挽床駆出時。彼比丘尼慚愧懼失宿即便休道。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、トゥッラナンダー比丘尼は雨安居に入り、初めは他の比丘尼にも房にいることを許したが、後で怒って追い出し住むところをなくさせた。「波逸提」。

<24-3>僧祇律「(比丘尼) 波逸提 136」(大正 22 p.542 下)：佛住舍衛城。③爾時偷蘭難陀語樹提言。此間安居。即往檀越家歎嘗。樹提比丘尼賢善持戒汝當供養。於是樹提威儀庠序。舉動視瞻不失儀法。見已生歡喜心。乃至後嫌訶惱触。

釈尊が舍衛城におられた時、トゥッラナンダー比丘尼は樹提比丘尼と一緒に雨安居に入り、後に惱ませた。「波逸提」。

[参考]

◎五分律「(比丘尼) 墮 167」(大正 22 p.096 下)：爾時差摩比丘尼來至舍衛城。旃荼修摩那比丘尼以精舍借令住止。差摩得慈心三昧、有大威德、眷屬成就。旃荼弟子皆共尊重、並欲隨逐。旃荼覺之便瞋罵言。我以精舍借汝令住。反更誘人弟子。諸長老比丘尼聞種種呵責。

差摩比丘尼が舍衛城にやって来て、旃荼修摩那比丘尼の精舎を借りて住した。差摩比丘尼は慈心三昧を得ていて旃荼修摩那比丘尼の弟子たちの尊敬を集めてしまったので、旃荼修摩那比丘尼が差摩比丘尼を追い出そうとした。「先に精舎に住まわせておいて後に誹謗すると波逸提」。

○十誦律「(比丘尼) 波夜提 086」(大正 23 p.320 中)：佛在舍衛國。爾時偷蘭難陀比丘尼惡性喜瞋。諸善比丘尼善比丘尼不喜共住。誑一無智比丘尼言。汝來共我住。諸所須物我當與汝。是比丘尼答言。可爾。

釈尊が舍衛国におられた時、トゥッラナンダー比丘尼は性格が良くなかったので誰も一緒に住もうとしなかった。無知な比丘尼に必要なものは何でもあげるからと言って一緒に住まわせ、足を揉め、腰を揉めと言って困らせ、断ると追い出した。その比丘尼は老病だったので、そこで死んでしまった。「波逸提」。

《25》比丘尼が比丘のいないところで雨安居を過ごし、教誨を受けられなかった。(比丘尼) 無比丘住處安居戒の因縁

[舍衛城(・祇園精舎)]

<25-1>Vinaya '(Bhikkhunī) Pācittiya056' (vol.IV p.313)：その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた(tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。⑦その時、多くの諸比丘尼が小村の住処で雨安居を過した後、舍衛城に至った(tena kho pana samayena sambahulā bhikkhuniyo gāmakāvāse vassam vutthā sāvatthim agamamāsu)。他の諸比丘尼が彼女らに「どこで雨安居に入ったのか。また、比丘の教誨には満足したか」と尋ねると、彼女らは比丘がないかったので、教誨に満足したはずがないと答える。これを聞いた少欲なる比丘尼が「どうして比丘のいない住処で雨安居に入ったのか」と非難する。「いかなる比丘尼も、比丘のいない住処で雨安居に入れば、波逸提」。

<25-2>四分律「(比丘尼) 単提 143」(大正 22 p.766 中) : 爾時婆伽婆、在舍衛國祇樹給孤独園。③時諸比丘尼、在無比丘處夏安居。

<25-3>十誦律「(比丘尼) 波夜提 149」(大正 23 p.339 中) : 佛在舍衛國。爾時有比丘尼。名修闍多。……③有一長者兒、名鬱多羅、旧相知識、共語共事。是兒住橋薩羅國鉢多羅聚落。是比丘尼為是兒故、離有比丘住處安居。

釈尊が舍衛国におられた時、修闍多比丘尼は、長者の子鬱多羅と旧知の間柄だったので、比丘の住処から離れて鬱多羅の住んでいた鉢多羅聚落で雨安居に入った。「波逸提」。

<25-4>根本有部律「(比丘尼) 波逸提 128」(大正 23 p.1009 上) : 縁處同前(室羅伐城)。時吐羅難陀、與尼伴遊行至一聚落。此有長者……③彼見尼衆遂前礼敬、告言。聖者、可於此住而作安居。……諸尼受語安居過竟。

吐羅難陀比丘尼が諸比丘尼と遊行していて富裕な村で雨安居に入った。「波逸提」。

[参考]

◎五分律「(比丘尼) 墮 091」(大正 22 p.89 上) : 爾時諸比丘尼於無比丘衆處安居。便有諸疑可應度不可應度。可與受戒不可與受戒。作衣如法不如法。於戒中有如是等種種疑。不知問誰。又為惡人外道之所輕陵。諸長老比丘尼見種種訶責。以事白佛。

《26》釈尊が少数の弟子を連れて南山に遊行する。10年間依止の規則を5年間に緩和する。

[王舎城(・竹林園)]

<26-1>*Vinaya 'Mahākhandhaka'* (vol. I p.079) : ①その時、世尊は王舎城で、雨期も冬も夏も過ごされた (tena kho pana samayena bhagavā tatth' eva rājagahe vassam vasi, tattha hemantam, tattha gimham)。人々が非難したので、釈尊は阿難に「これから南山に行くから、希望者を集めよ」と命じて、南山に行ってまた王舎城に戻られた。

「10年間依止すべし」という規則のために希望者が少数であったため、「聰明有能な比丘は5年間依止すればよい」という規則を作られる。

<26-2>四分律「受戒犍度」(大正 22 p.805 下) : 爾時世尊、遊羅閱城。時鬱毘羅迦葉。將諸徒衆捨家學道。刪若弟子將二百五十弟子捨家學道。羅閱城中有大富豪貴家子亦出家學道。如此大衆等住羅閱城。時諸大臣自相謂言。今諸外道出家學道、春秋冬夏人間遊行。①此沙門釈子、聚住此間不餘處遊行。

釈尊が王舎城で、ウルヴェーラ(鬱毘羅)迦葉とサンジャヤ(刪若)の弟子250人を出家させた後、春秋冬夏遊行に出なかった。人々が非難したため、釈尊は阿難に「これから南方に行くから、希望者を集めよ」と命じ、南山に行って王舎城に帰られる。「10年間依止すべし」という規則のために希望者が少数であったため、「聰明有能な比丘は5年間依止すればよい」という規則を作られる。

<26-3>五分律「受戒法」(大正 22 p.116 中) : 爾時諸比丘長住王舎城。諸居士譏呵言。外道尚知隨時移止。①沙門釋子樂著一處四時不動與世人何異。諸比丘以是白佛。佛告阿難。汝可宣語諸比丘。如來今當遊行南方。

* 釈尊も遊行されなかつたか否か明確でない。

<26-4>十誦律「受具足戒法」(大正 23 p.151 上) : ①②佛在王舎城、自恣竟欲二月南山

国土遊行。是時佛告阿難。汝語諸比丘、佛王舍城自恣竟、欲二月南山國土遊行。誰欲從佛、若欲去者集待佛。

* 釈尊または諸比丘が一年中遊行しなかったために人々から非難が出る記事なし。ウパーリの問い合わせあり。

<26-5>根本有部律「出家事」（大正23 p.1032上）：①佛在王舍城、羯蘭鐸迦池、竹林園。

三月坐雨安居已。時王舍城、耆宿苾芻數少。年少者多。爾時世尊欲往南山、遊行人間、告阿難陀曰。汝應告諸苾芻、欲隨世尊者、應修營支伐羅。

* これのみ王舍城・竹林園とする。釈尊または諸比丘が一年中遊行しなかったために人々から非難される記事なし。ウパーリの問い合わせあり。

《27》ウデーナ優婆塞が精舎を建立して僧伽を招待したが、雨安居の間待つように言われて怒る。7日に限っての外出が許される。

[舍衛城（・祇園精舎）]

<27-1>Vinaya ‘Vassupanāyikakkhandhaka’ (vol. I p.139) : それから世尊は王舍城に随意の間住してから、舍衛城に向けて遊行に出られ、祇園精舎に住された (atha kho bhagavā rājagahe yathābhīrantam viharitvā yena sāvatthi tena cārikam pakkāmi. tatra sudam bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。コーサラ国のウデーナという優婆塞が精舎を建立し、使いを遣って僧伽を招待する。③諸比丘は「友よ、世尊は雨安居に入って後、前の3ヶ月、もしくは後の3ヶ月を住さないで遊行に出てはならないと定められた」(bhagavatā āvuso paññattam na vassam upagantvā purimam vā temāsam pacchimam vā temāsam avasitvā cārikā pakkamitabbā ti) と言って辞退し、ウデーナが怒る。釈尊は7日に限っての外出を許される。

<27-2>十誦律「安居法」（大正23 p.173下）：佛在舍衛国。爾時迦夷國土有聚落、名象力。是中有居士、字憂田、……為僧興立僧坊、遣使言。是中多有好飲食及諸衣施。長老來受我飲食供養。僧坊臥具施四方僧。③時諸比丘發遣使還報居士言。佛為比丘結戒。夏中不應遊行諸國。汝莫愁惱以為憂苦。

[参考]

◎四分律「安居犍度」（大正22 p.833上）：爾時有檀越、請比丘言。我欲布施及房舍。彼比丘自念。彼處遠不得即日還。佛未聽有如是因縁得去。諸比丘往白佛。佛言。自今已去。聽受七日去。

* ウデーナの名なし。

◎五分律「安居法」（大正22 p.129中）：爾時舍衛城。有長者名憂陀延、信樂佛法、常供給諸比丘。安居中為僧作房、設入舍食欲因以房施、請左右住處諸比丘。諸比丘慚愧不受。長者便嫌訶言。

◎根本有部律「安居事」（大正23 p.1042中）：時衆村中、有一長者。名曰憂陀延。……是時長者於其家内、多出衣食、別為一庫、擬欲供養苾芻僧伽。即時遣信、往詣室羅伐城。請諸苾芻僧伽……諸苾芻等……各作是言。去此既遠。至暮不及迴來。世尊制我等安居。不得出界外宿。……時彼象村側近、別有苾芻、於彼安居。即便受請。既受請已、多獲衣食、三月夏安居滿已、著衣持鉢、往室羅伐城。

象村に憂陀延という富裕な長者がおり、比丘僧伽に多くの衣食を布施しようと思った。しかしそこは舍衛城から三由旬離れており、一日では帰れない距離であった。他の象村の近くに住していた比丘が請を受けて雨安居する。

《28》釈尊が舍衛城におられた時、諸比丘が沈黙の約束をして雨安居を過ごす。自恣捷度の記事。

[舍衛城（・祇園精舎）]

<28-1>Vinaya ‘Pavāraṇakkhandhaka’ (vol. I p.157) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎に住しておられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。③その時、多くの比丘がコーサラ国のある処で雨安居に入った (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū kosalesu janapadesu aññatarasmīm āvāse vassam upagacchiṁsu)。彼らは沈黙の約束をして雨安居を過ごす。

世尊に会うために到来するのは、雨安居を過ごし終わった諸比丘の常法である (āciṇṇam kho pan' etam vassam vutthānam bhikkhūnam bhagavantam dassanāya upasam̄kamitum)。⑦それから、彼ら雨安居を過ごし終えた諸比丘は3ヶ月の終わりに臥坐具をたたんで、鉢と衣を持って、舍衛城にむかって出発した (atha kho te bhikkhū vassam vutthā temāsaccayena senāsanam samsāmetvā pattacivaram ādāya yena sāvatthī tena pakkamimṣu)。彼らは舍衛城の釈尊のもとに至る。⑫客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇam kho pan' etam buddhānam bhagavantānam āgantukehi bhikkhūhi saddhim paṭisammoditum)。釈尊は「⑫諸比丘よ、がまんできるか。元気にしてるか。和合し、相喜び、争いなく、安穩に雨安居を過ごし、乞食に苦勞がなかったか (kacci bhikkhave khamanīyam, kacci yāpanīyasm, kacci samaggā sammodamānā avivadamānā phāsukam vassam vasittha na ca piṇḍakena kilamittha)」と声をかけられる。「雨安居に住する諸比丘は3事に依りて自恣を行うことを許す」。

<28-2>四分律「自恣捷度」(大正22 p.835下) : 爾時佛在舍衛國祇樹給孤独園。③時有衆多比丘、在拘薩羅國、於異住處夏安居。彼作如是念。我曹當云何得安樂住、不以飲食為疲苦。彼作如是語。我等當共作制結安居、不得共語礼拜問訊。……結安居自恣竟、詣舍衛國祇桓中。至佛所頭面禮足各坐一面。時世尊慰勞諸比丘。汝曹安樂不、飲食足不、住止和合不、不以飲食為疲苦耶。

<28-3>五分律「自恣法」(大正22 p.130下) : 佛在舍衛城。③爾時衆多比丘住一處安居。共議言。我等若共語者、或致增減。當共立制。勿復有言。……安居既竟。⑦諸佛常法。歲二大會。往到佛所頭面禮足却坐一面。佛慰問言。汝等安居和合乞食不乏道路不疲耶。

<28-4>十誦律「自恣法」(大正23 p.165上) : 佛在舍衛國。③諸比丘夏安居時、先作如是制限。長老、我等不共語言不相問訊。是諸比丘作是制已、一処夏安居。……諸佛常法兩時大會。春末月夏末月。春末月欲安居時、諸方國比丘來聽佛說法。心念、是法夏安居樂。是初大會。夏末月安居訖、自恣作衣竟、持衣鉢來詣佛所。如是思惟。我久不見佛、久不見修伽陀。是第二大會。⑦是諸比丘是中住處。夏安居自恣作衣竟、持衣鉢往到佛所、頭面禮畢一面坐。諸佛常法。如是語問訊客比丘。夏安居忍不足不、安樂住不、乞食不難。道路不疲耶。⑫今佛亦如是問訊諸比丘。夏安居忍不足不、安樂住不、乞食不難。道路不疲耶。

<28-5>僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.451上) : 佛住舍衛城。廣說如上。爾時諸比丘俱薩羅園遊行、見渠磨帝河邊有叢林。林中有一大空。中薩羅樹其蔭厚密。樹下平正寬博。

去聚落不遠不近。作是念。此中好可安居。如是前後人人見者皆作是念。至安居日一比丘先至。修治空樹安置衣鉢敷草而坐。須臾復有比丘來。問言。長老。欲此安居耶。答言。爾善好。如是相續乃至六十人。最初至者語後諸比丘言長老。盡欲此中安居耶。答言。爾善好。此樹中可容衣鉢。其下左右足以安居。③受安居法已復作是言。諸長老。我等當作何法得安樂住。諸人答言。所生患惱皆由身口。既得靜處宜共默然。應立不語制。立不語制竟。⑦三月已還舍衛城往世尊所頭面禮足却住一面。⑫佛知而故問。比丘汝何處安居。答言某處。佛問比丘。少病少惱乞食不。苦行道如法安樂住不。答言世尊。少病少惱乞食易得。默然樂住三月不語已別去。佛言。此是惡事。如怨家共住法。應共語

復次佛住舍衛城。廣說如上。⑦阿那律金毘盧跋提、預在塔山安居竟還舍衛城、至佛所頭面禮足却住一面。⑫佛知而故問。何處安居。答言。某處。復問。比丘少病少惱乞食不。苦行道如法安樂住不。答言。世尊。少病少惱乞食易得。默然樂住三月不語竟已別去。佛言。此是惡事。如怨家共住。從今日後不聽不共語欲方便少事不語得半月至布薩日。應共語共相問訊問事答事呪願。過布薩日續復如前。若憍慢若瞋恚不共語者。越毘尼罪。自恣法者。佛告諸比丘。從今日爲諸弟子制自恣法。

<28-6>根本有部律「隨意事」（大正 23 p.1044）：①爾時薄伽梵在室羅筏城逝多林給孤獨園、三月雨安居。③時有衆苾芻、於餘處安居、各共立制。作如是言。諸具壽。我等安居三月。不應言諸破戒。……制已各還舊處。如是不語、經三月滿已、補洗衣服訖、著衣持鉢、從安居處、漸已遊行、往室羅筏城。到已各置衣鉢、洗足已、至世尊所、頭面禮足、在一面坐。⑫諸佛常法。客苾芻來、先加慰問。汝從何來、道路安樂耶、何處安居。

《29》パーテッヤにいた諸比丘が舍衛城で雨安居しようと思いつつも間に合わず、サーケータで雨安居に入る。迦縫那衣の制定

[舍衛城（・祇園精舎）]

<29-1>Vinaya ‘Kathinakkhandhaka’ (vol. I p.253) : ①その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāma)。⑥その時、30人のパーテッヤの比丘が、入雨安居が近づいていたにもかかわらず、世尊に会うために舍衛城に赴き、しかし舍衛城で雨安居に入ることができず、③途中のサーケータにおいて雨安居に入った (tena kho pana samayena tiṁsamattā pāṭheyakā bhikkhū sāvatthim gacchantā bhagavantam dassanāya upakaṭṭhāya vassupāyikāya nāsakkhiṁsu sāvatthiyam vassupānāyikam sambhāvetum antarā magge sākete vassam upagacchiṁsu)。「あと6由旬先に釈尊がおられるのに」と嘆いて不満の雨安居を過ごす。⑦それから雨安居を過ごし終えた彼ら諸比丘は3ヶ月の終わりに自恣を終えて舍衛城・祇園精舎の世尊のもとに至った (atha kho te bhikkhū vassam vutthā temāsaccayena katāya pavāraṇāya yena sāvatthi jetavanam anāthapiṇḍikassa ārāmo yena bhagavā ten' upasamkamim̄su)。⑫客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇam kho pan' etam buddhānam bhagavantānam āgantukehi bhikkhūhi saddhim paṭisammoditum)。釈尊は「⑫諸比丘よ、がまんできるか。元気しているか。和合し、相喜び、争いなく、安穩に雨安居を過ごし、乞食に苦勞がなかったか (kacci bhikkhave khamaniyam, kacci yāpaniyam,

kacci samaggā sammodamānā avivadamānā phāsukam vassam vasittha na ca piṇḍakena kilamittha)」と声をかけられる。彼らはサーケータからの途上、雨に降られ、衣が濡れて疲れたと答える。「迦縊那衣を受けることを許す」。

*文脈上、この記事は①に相当する。

<29-2>四分律「迦縊那衣捷度」（大正 22 p.877 下）：爾時世尊在舍衛國。③時有衆多比丘、在拘薩羅國安居、⑦十五日自恣竟、十六日往見世尊。彼道路值天雨、衣服皆濕僧伽梨重疲極、詣舍衛國世尊所、頭面禮足已却坐一面。⑫爾時世尊慰勞諸比丘言。汝等住止和合安樂不。不以乞食爲苦。道路不疲極耶。

<29-3>五分律「捨墮 001」（大正 22 p.023 上）：爾時諸比丘。若須一一衣。衆僧羯磨。所應分物與之。時阿那律衣龜弊壞。諸比丘語言。汝衣弊壞。何不從僧取作使一日成。阿那律言。我不敢取。恐一日不成。犯尼薩耆波逸提罪」

⑥爾時波利邑諸比丘、來舍衛城欲後安居。時到不及、③便於娑鞞陀邑結坐安居訖。十六日便進佛所。道經塗水、三衣龜重極大疲極、到禮佛足却坐一面。佛問諸比丘。⑫安居和合乞食不乏道路不疲耶。

阿那律は衣が破れていたが、1日で衣を作ることはできないから長衣過限戒に違反することを恐れて衣を作らない。

婆利邑の諸比丘が舍衛城で後安居しようとしたが、間に合わずサーケータ（娑鞞陀）で雨安居に入り、過ごし終えて後、16日に重衣を担いで、雨の中を釈尊のもとに到来し、道中の苦労と阿那律のことを報告する。釈尊はこの2つの出来事を以て、比丘僧を集め、諸比丘に迦縊那衣法を定め、長衣過限戒を「迦縊那衣を捨ててより10日」と緩和する。

<29-4>五分律「迦縊那衣法」（大正 22 p.153 上）：佛在舍衛城。爾時諸比丘三衣中、若須一一衣於僧中取。時阿那律衣壞。諸比丘語言。大德可於僧中取物作。答言。世尊不聽畜長衣。我作不能使一日成。恐犯長衣罪。

⑦復有波利邑衆所知識比丘、來舍衛城後安居校一宿不至於娑竭陀安居。安居竟十六日擔重衣冒泥雨至佛所頭面禮足却住一面。⑫世尊常法。慰問客比丘言。汝等安居和合乞食易得道路不疲耶。……諸比丘亦以阿那律事白佛。

*迦縊那衣の制定までは上記資料とほぼ同じ。

<29-5>十誦律「迦縊那衣法」（大正 23 p.206 下）：佛在舍衛國。③爾時諸比丘、於桑祇陀國安居。⑦過三月自恣竟、作衣畢、持衣鉢、向舍衛國。道路多雨泥水。是諸比丘以多雨泥水故、甚大疲極熱風所惱。往詣佛所頭面禮足却坐一面。⑫諸佛常法。有客比丘來、以如是語勞問。忍不足不。安居樂不。乞食不乏。道路不疲耶。佛以如是語勞問諸比丘。忍不足不。安居樂不。乞食不乏。道路不疲耶。

<29-6>根本有部律「羯恥那衣事」（大正 24 p.097 中）：爾時佛在室羅筏城、逝多林給孤獨園。⑦時有衆多苾芻、在自來城。三月坐雨安居已、各持衣鉢、詣世尊所。路逢泥雨。……漸次遊行、至室羅筏城。……至世尊處、頂禮雙足、在一面坐。⑫世尊常法。見客苾芻來、共相慰問。汝於何處安居而來至此。白言。世尊。我等於自來城、三月安居已、而來至此。問言。汝等在彼安居、於三月中、得安樂住不、乞求飲食、不難得不。

《30》王舍城において給孤独が釈尊を舍衛城における雨安居に招く。

[舍衛城・祇園精舎]

<30-1> Vinaya ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II p.154) : 給孤独長者は所用で王舍城に来ていて、初めて「仏陀が世に出た」ことを聞き、シータ林に釈尊を訪ね、法眼淨を得て優婆塞となる。 (p.158) ⑤給孤独長者は釈尊に「大徳よ、世尊はどうか比丘僧伽とともに舍衛城での雨安居をご承認下さい (adhivāsetu me bhante bhagavā sāvatthiyam vassāvāsam saddhiṃ bhikkhusamghenā) 」と乞う。給孤独長者は舍衛城に帰る途中途中で仏が世に出たことを宣伝しながら帰る。ジェータ王子の園に金を敷き詰めて園を買い取り精舎を建てる。小空地分の金が足らなかったが、これはジェータ王子が寄進して門屋を建てる。

<30-2> 四分律「房舍犍度」(大正 22 p.938 中) : 爾時世尊在王舍城。舍衛国有居士名須達多、常好給施孤窮乞兒。……(p.939 上) 時給孤独食、即往迦蘭陀竹園中。……⑤唯願世尊、與衆僧俱受我夏安居九十日請。佛言。我已受王瓶沙請。即復白言。願受來年請。佛言。我已受王瓶沙請。復白言。大徳、願受後年請。佛報言。若有如是処。

* この資料は釈尊が少なくとも 2 回連続で王舍城で雨安居される予定にあったことを示すと同時に後年舍衛国で雨安居されることも示している。

<30-3> 五分律「臥具法」(大正 22 p.166 下) : 時舍衛城有長者名須達多、出三十萬金錢與王舍城人年年来債。長者常出一由旬迎以設大饌。不復得出。……問言。汝為婚姻節會為請王耶。答言。……佛出於世有大威德、其諸弟子亦皆如是。我今請之故設此供。所以不獲出相迎耳。須達多言。我亦聞有佛當出於世。……又問。今在何處。彼長者即偏露右肩、右膝着地右手指佛所在言。佛在彼處。須達多聞已歡喜踊躍。……即令夜明。須達多謂日已出、起趣城門。……須達多……遙見世尊……佛為說種種妙法乃至苦集盡道、即於座上得法眼淨。見法得果已受三歸五戒、白佛言。⑤世尊、願佛及僧受我舍衛城夏安居。如是三請。佛皆默然。至第四請乃告之言。若住處無有憒闊寂寞無聲、諸佛乃當於中安居。長者白佛。已解世尊。

<30-4> 十誦律「臥具法」(大正 23 p.243 下) : 佛在王舍城。爾時舍衛國給孤独氏、有少因緣至王舍城、宿一居士舍。是居士請佛及僧明日食。故後夜起。……給孤独氏初聞佛名。……又問。佛今所在。答言。近在寒林、欲見隨意。給孤独氏至心欲見。夜現明相、即從舍出至大勢神門。……爾時世尊、即於經行處坐。是居士頭面礼佛足却坐一面。佛為說法示教利喜。……世尊、我心樂佛法。知我盡壽作優婆塞。⑤願世尊及僧、受我夏請住舍衛國。佛知故問居士。汝字何等。答言。我字須達。供給孤独故、國人稱我、為給孤独氏。佛問須達、舍衛國有僧坊不。答言。未有世尊。佛言。若有僧坊住處、諸比丘可得來往。若無有者、諸比丘不得往來止頓。又言。願世尊但受我請、我能為辦僧坊。令諸比丘得來往止頓。

[参考]

○雜阿含 592 (大正 02 p.157 中) : 如是我聞。一時佛住王舍城寒林中丘塚間、時給孤獨長者有小因緣、至王舍城、止宿長者舍。……(p.158 中) 長者白佛言。世尊、在拘薩羅人間、城名舍衛。唯願世尊、來舍衛國。我當盡壽供養衣被飲食房舍床臥、隨病湯藥。佛問長者。舍衛國有精舍不。長者白佛。無也世尊。佛告長者。汝可於彼建立精舍、令諸比丘往來宿止。長者白佛。但使世尊來舍衛國。我當造作精舍僧房、令諸比丘往來止住。爾時世尊默然受請。時長者知佛世尊默然受請已、從座起、

稽首佛足而去。

○別訳雜阿含 186（大正 02 p.440 中）：如是我聞。一時佛在王舍城迦蘭陀竹林。時須達多長者、有少因縁、從舍衛國、至王舍城、詣護彌長者家。……（p.441 上）須達白言。我所出生舍衛國。唯願世尊、往詣彼國。我當終身施設供養。佛告須達多。彼國爲有僧坊以不。須達多白佛言。世尊、但往於彼。我當營造。使諸比丘、來往於彼。爾時如來、默然受請。時須達多、聞佛所說、并受其請、頂禮佛足、歡喜而去。

○僧祇律「雜誦跋渠法」（大正 22 p.415 上）：佛住王舍城尸陀林中。時城中有居士、名曰欝虔。宗室豪強財產無量、聞如來出現於世、在尸陀林中、歡喜踊躍、欲請佛及僧施設飯食、莊嚴室內灑掃塗地時。舍衛城中有居士。名阿那邠坻、素與欝虔特相親友、來到其家。……（p.415 下）白佛言。世尊、我欲還舍衛城起立精舍、請佛及僧。唯願世尊哀受我請。復願世尊遣一比丘鑑理處分。如比羅經中廣說。乃至佛告舍利弗目連。汝等往彼觀地形勢。

○根本有部律破僧事（大正 24 p.138 中）：爾時王舍城中有一長者、請佛世尊及苾芻衆於家供養。於此之時、給孤獨長者、別有緣事至王舍城、此長者家便即止宿。……（p.139 中）長者答曰。在此北方矯薩羅國室羅筏城外、有邑我住彼中。唯願世尊、而受我請、詣室羅筏城、受我供養、乃至盡形、及苾芻僧伽四事供養。佛告長者曰。室羅筏城中有寺以不。長者答曰。彼城無寺。世尊告曰。彼若有寺、僧伽應來往。彼既無寺、若爲安置。長老答曰。唯願世尊、而受我請向室羅筏城。我當造寺令苾芻衆來往安置止息思惟。世尊默然受請。是時長者知佛許已、即從座起頂禮佛足却還本處。

* 「唯願世尊、而受我請、詣室羅筏城、受我供養、乃至盡形、及苾芻僧伽四事供養」の箇所の梵文（*The Gilgit Manuscript of the Saṅghabheda-vastu, Being the 17th and Last Section of the Vinaya of the Mūlasarvāstivādin*, ed. by Raniero Gnoli, part I, Roma, 1977, p.170. および *The Gilgit Manuscript of the Śayanāsanavastu and the Adhikaraṇavastu, Being the 15th and 16th Section of the Vinaya of the Mūlasarvāstivādin*, ed. by Raniero Gnoli, Roma, 1978, p.018）は以下の通り。

「世尊がどうか舍衛城においてくださいますように。私は生きているかぎり、世尊と比丘僧伽を衣・食事・病に応じた薬・資具によって供養いたします」（āgacchatu bhagavān śrāvastiṁ; aham bhagavantam upasthāsyāmi yāvajjīvam cīvara piṇḍapātaglānapratyayabhaiṣajya pariṣkāraiḥ sārdhaṇi bhikṣusaṅghena）。

☆*Jātaka-A. ‘Nidānakatha’*（vol. I p.092）：給孤独が王舍城で釈尊に会って預流果を得て翌日の食事に仏・僧を招き、「舍衛城に来て下さるよう師（釈尊）の承認を得てから（sāvatthim āgamanatthāya satthu paṭiññam gahetvā）」舍衛城に帰って祇園精舎を建立することが記述されている。

※中阿含 028「教化病經」（大正 01 p.458 中）に病床の須達長者を舍利弗が見舞い、須達長者が「我往昔時少有所爲、至王舍城寄宿一長者家……」と回想して、釈尊との出会いから祇園精舎の建立までを物語る記事がある。そこでは（p.460 下）「世尊、願受我請於舍衛國而受夏坐及比丘衆。」とあり雨安居に言及している。

【2】パーリ資料と漢訳資料の一部が共通するもの

《1》チュンダ沙弥がニガンタ・ナータプッタの死を釈尊に伝える。

[釈迦国・ヴェーダンニヤのアンバ林：釈迦国・サーマ村：ヴァッジ国・舍弥村]

<1-1>*DN.029 ‘Pāsādika-s.’*（vol. III p.117）：ある時、世尊は釈迦国・ヴェーダンニヤ（Vedhañña）という釈迦族の家族の所有するアンバ林中の高殿におられた（ekam

samayaṁ bhagavā sakkesu viharati. vedhaññā nāma sakyā, tesam̄ ambavane pāsāde)。ニガンタ・ナータブッタがパーヴァーにおいて滅する。⑦その時、チュンダ沙弥がパーヴァーで雨安居を過ごし終わり、〔この知らせをもって、〕サーマガーマ (Sāmagāma)にいた阿難長老のもとへ到來した。……それから阿難長老とチュンダ沙弥は世尊に近づいた (atha kho cundo samanuddeso pāvāyam vassam̄ vuttho, yena sāmagāmo yen' āyasmā ānando ten' upasam̄kami atha kho āyasmā ca ānando cundo ca samanuddeso yena bhagavā ten' upasam̄kamim̄su)。2人は釈尊にニガンタ・ナータブッタの死とその弟子の分裂を伝える。

<1-2>長阿含 017 「清淨経」 (大正 01 p.072 上) : 如是我聞。一時佛在迦維羅衛國緬祇優婆塞林中、與大比丘千二百五十人俱。⑦時有沙彌周那在波波國、夏安居已執持衣鉢、漸詣迦維羅衛緬祇園中、至阿難所……爾時沙彌周那聞阿難語已、即共詣世尊。

<1-3>MN.104 ‘Sāmagāma-s.’ (vol. II p.243) : ある時、世尊は釈迦国・サーマ村におられた (ekam̄ samayaṁ bhagavā sakkesu viharati sāmagame)。⑦その時、パーヴァーでニガンタ・ナータブッタが死にニガンタ派に争いが生じる。その時、チュンダ沙弥はパーヴァーで雨安居を過ごし終わり、サーマガーマにいた阿難に近づいた。……それからチュンダ沙弥と阿難は世尊のもとに赴いた (atha kho cundo samanuddeso pāvāyam vassavuttho yena sāmagāmo yen' āyasmā ānando ten' upasam̄kami atha kho āyasmā ānando cundo ca samanuddeso yena bhagavā ten' upasam̄kamim̄su)。2人は釈尊にニガンタ・ナータブッタの死を伝える。

<1-4>中阿含 196 「周那経」 (大正 01 p.752 下) : 我聞如是。一時佛遊跋耆、在舍彌村。③爾時沙彌周那於彼波和中而受夏坐。彼波和中有一尼撻、名曰親子、在彼命終。……⑦於是沙彌周那受夏坐訖、過三月已補治衣竟、攝衣持鉢往舍彌村、住舍彌村北戶攝和林。沙彌周那往詣尊者阿難所。……於是尊者阿難與沙彌周那俱往詣佛稽首佛足。

* 舍彌村を釈迦族の村ではなく、跋耆 (Vajji) 国の村としている。

<1-5>『息諍因縁経』 (大正 01 p.904 中) : 如是我聞。①一時世尊在舍摩迦子聚落之中、坐夏安居。③諸苾芻衆去佛不遠亦各安居。時有沙門名曰尊那、在惹盧迦林中坐夏安居。彼有外道尼乾陀惹提子。是極惡者忽爾命終。……⑦爾時尊那沙門坐夏既滿造衣已竟、即離是處著衣持鉢、次第而行往舍摩迦子聚落之中。到已收衣鉢洗足、而詣尊者阿難所。…時尊者阿難即與尊那沙門同詣佛所。

※ニガンタ・ナータブッタの死については以下の記事がある。

DN.033 ‘Saṅgīti-s.’ (vol. III p.207) : 釈尊が 500 人の比丘とマッラ国を遊行して、マッラ国の都であるパーヴァーにある鍛冶師チュンダのアンバ林に住した時、ウッバタカという名の公会堂が新築で、釈尊がその最初の使用者になることを請われ、そこでマッラ人に説法される。マッラ人が去った後、舍利弗が背痛をうつたえる釈尊にかわって諸比丘に説法する。舍利弗は、その頃ちょうどニガンタ・ナータブッタがパーヴァーで死んでニガンタの徒が二派に分裂したことを例に説き始める。

長阿含 009 「衆集経」 (大正 01 p.049 中) : 如是我聞。一時佛於末羅遊行、與千二百五十比丘俱、漸至波婆城闍頭菴婆園。爾時世尊以十五日月滿時於露地坐、諸比丘僧前後圍繞。世尊於夜多説法已、告舍利弗言。今者四方諸比丘集、皆共精勤捐除睡眠、吾患背痛欲暫止息。汝今可爲諸比丘説法。……時舍利弗告諸比丘。今此波婆城。有尼乾子命終未久。其後弟子分爲二部。

MN.056 ‘Upali-s.’ (vol. I p.371) : 釈尊はナーランダー (Nālanda) のパーヴァーリカ・ア

ンバ林（Pāvārikambavana）におられた。ニガンタ・ナータプッタはジャイナ教徒たちと共にこの地に住していた。ジャイナ教徒のディーガタパッシン（Dighatapassin）が釈尊のもとにやって来て、釈尊は彼に「ニガンタ・ナータプッタは悪業の成熟・展開をどのように考えているか」と尋ねられた。彼は「三罰、すなわち身罰・口罰・意罰をそれぞれ施設し、身罰を重いと考えている」と答える。これに対して釈尊は「三業のうち、意業が重い」と説かれた。この後、彼はニガンタ・ナータプッタのもとに帰りこれを告げた。その場に居合わせたウパーリ（Upāli）という居士が釈尊のもとにやって来て、教化され、優婆塞になった。釈尊は、改宗しても従来通りジャイナ教徒にも食事を施すようにと忠告された。彼はこの教えを忠実に守ったが、ニガンタ・ナータプッタは、釈尊を恭敬することに耐えられず、熱血を口より吐いた。

中阿含 133 「優婆離經」（大正 01, p. 628 上）：我聞如是。一時佛遊那難陀。在波婆離棕林。

（内容は MN.056 と同じ。ただし「尼犍親子即吐熱血、至波和國以此惡患尋便命終」とあって、ニガンタ・ナータプッタが命終する点が異なる。）

《2》釈尊が東園鹿子母講堂で自恣の日に自身の非を問い合わせ、舍利弗がそれに非を見ないと答える。舍利弗の問い合わせに釈尊が答えて、500人の諸比丘の得ている境地を説く。ヴァンギーサ長老が自恣を称える。

〔舍衛城・東園鹿子母講堂：王舍城・竹林園〕

<2-1>SN.008-007 (vol. I p.190) : ある時、世尊は舍衛城・東園鹿子母講堂にみな阿羅漢である 500 人の比丘とともにおられた (ekam samayam bhagavā sāvatthiyaṃ viharati pubbārāme migāra-mātu-pāsāde mahatā bhikkhu-saṅghena saddhiṃ pañcamattehi bhikkhusatehi sabbeh-eva arahantehi)。②その時、世尊は布薩の日、15 日、自恣の時に比丘僧伽に囲まれて露天に坐っておられた (tena kho pana samayena bhagavā tad-ahuposathe pannarase pavāraṇāya bhikkhusaṅghaparivuto ajjhokāse nisinno hoti)。釈尊は自身に非難すべきものを見るか否かを比丘らに尋ね、舍利弗が、釈尊に非難すべきものを見ないと答え、次に自身について、それから、500人の諸比丘について同様に釈尊に尋ねる。釈尊は非難すべきものを見なかったと答え、500人の中、60人は三明を、60人は六通を得て、60人は俱解脱を、その他は慧解脱を得た者であると説く。ヴァンギーサ長老が自恣を称えて偈を唱える。

<2-2>中阿含 121 「請請經」（大正 01 p.610 上）：①我聞如是。一時佛遊王舍城、在竹林加蘭哆園、與大比丘衆五百人俱共受夏坐。②爾時世尊月十五日說從解脫時相請請時。

* ここでは釈尊が自身の過失を問うてはいない。

<2-3>雜阿含 1212 (大正 02 p.330 上) : 如是我聞。①一時佛住王舍城迦蘭陀竹園、夏安居與大比丘衆五百人俱。……②爾時世尊、臨十五日月食受時、於大衆前敷座而坐。

<2-4>別訳雜阿含 228 (大正 02 p.457 上) : 如是我聞。①一時佛在王舍城迦蘭陀竹林、夏坐安居。②爾時世尊與大比丘衆五百人俱。……於七月十五日、自恣時到。

<2-5>增一阿含 032-005 (大正 02 p.676 中) : 聞如是。②一時佛在舍衛國東苑鹿母園中、與大比丘衆五百人俱。是時世尊七月十五日於露野地敷座。比丘僧前後圍遶。……今七月十五日是受歲之日。

<2-6>『解夏經』（大正 01 p.861 中）：如是我聞。②一時佛在王舍城迦蘭陀竹林精舍、與五百苾芻衆俱。……爾時世尊安居既滿。當解夏時。於十五日與苾芻衆敷座而坐。會衆坐已。

《3》釈尊が阿那律に八大人念を説き。阿那律が阿羅漢になる。

[バッガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラ一林・鹿園：舍衛国・祇園精舎]

<3-1>AN. 008-003-030 (vol. IV p.228) : 釈尊がバッガ (Bhagga) 国・スンスマーラギラ (Sunsumāragira) ・ベーサカラ一林 (Bhesakalāvana) ・鹿園 (Migadāya) におられた時、バッガ国から姿を隠し、チエーティ (Ceti) 国にいる阿那律のもとに出現され、八大人念 (mahāpurisavitakka) を説く。③それから「阿那律よ、汝は来る雨安居を、ここチエーティ国、パーチーナヴァンサダーヤで過ごしなさい」 (tena hi tvam anuruddha āyatikam pi vassāvāsam idh' eva cetīsu pācīnavamsadāye vihareyyāsi) と告げ、再びバッガ国に戻り、諸比丘に八大人念を説く。③それから、阿那律はそこチエーティ国のパーチーナヴァンサダーヤで雨安居を過し (atha kho āyasmā anuruddho āyatikam pi vassāvāsam tatth' eva cetītu pācīnavamsadāye vihāsi) 、阿羅漢になる。

<3-2>中阿含 074 「八念經」 (大正 01 p.540 下) : 我聞如是。一時佛遊婆奇瘦、在瞿山怖林鹿野園中。爾時尊者阿那律陀。在枝提瘦水渚林中。……猶若力士屈申臂頃、如是世尊、從婆奇瘦瞿山怖林鹿野園中忽沒不現、住枝提瘦水渚林中尊者阿那律陀前。是時世尊便從定覺、歎尊者阿那律陀曰。善哉善哉。……阿那律陀。③汝……然後於枝提瘦水渚林中受夏坐也。……猶若力士屈申臂頃。如是世尊、從枝提瘦水渚林中忽沒不見、住婆奇瘦瞿山怖林鹿野園中。彼時尊者阿難執拂侍佛。於是世尊便從定覺迴顧告曰。⑯阿難、若有比丘遊瞿山怖林鹿野園中者、令彼一切皆集講堂⁽¹⁾。

(1) これに該当する文が<3-1>になし。<3-1>に阿難が登場しないことに注意。

<3-3>増一阿含 042-006 (大正 02 p.754 上) : 聞如是。一時尊者阿那律遊在四佛所居之處。……①爾時世尊在舍衛城祇樹給孤獨園。是時王波斯匿、請如來及比丘僧、夏坐九十日。

* ここでは釈尊が阿那律のところへ現れるのではなく、阿那律が釈尊のところに到来する点が上と異なる。

<3-4>『阿那律八念經』 (大正 01 p.835 下) : 聞如是。一時佛在誓牧山求師樹下、賢者阿那律、在彼禪空澤中坐思惟言。……佛以聖心逆知其意、譬如力士屈申臂頃飛到其前、讚言。善哉善哉阿那律、汝所念者爲大士念。聽吾語汝、大士八念善思行之。……⑨賢者阿那律、聞佛說經、開導其意受行三月、漏盡意解得三治以爲證已、自覺得羅漢。

※<3-3><3-4>には釈尊が阿那律のもとから戻られて諸比丘に説法する段がない。

《4》ナンディヤが、雨安居の終わりに釈尊から、六法（信、持戒、發勤、繫念、定、慧、六念）によって五法（如來、法、善友、棄捨、諸天）を憶念すべしとの説法を聞く。

[舍衛城（・祇園精舎）：俱舍梨国]

<4-1>AN.011-002-014 (vol. V p.334) : ある時、世尊は釈迦國・カピラ城・ニグローダ園におられた。①その時、世尊は舍衛城で雨安居に入ろうとされた (tena kho pana samayena bhagavā sāvatthiyam vassāvāsam upagantukāmo hoti)。釈迦族のナンディヤ (Nandiya Sakka) はそれを聞いて自身も舍衛城で雨期を過ごすことにする。それから世尊は舍衛城で雨安居に入られる (atha kho bhagavā sāvatthiyam vassāvāsam upagañchi)。ナンディヤも舍衛城で雨期を過ごし、しばしば釈尊に会うことができた。

その時、多くの比丘は、世尊のために作衣を行っていた。④その時、多くの比丘が世尊

のために作衣を行っていた。〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎて衣が出来上がれば世尊は遊行に出られるのだと言って (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammam karonti ‘niṭṭhitacīvara bhagavā temāsaccayena cārikam pakkamissatī’ ti)。舍衛城でナンディヤは、多くの比丘が釈尊ために作衣を行っているので、衣が整えば釈尊は3ヶ月〔の雨安居〕が終わったら遊行に出られると聞いて、釈尊に会いに行く。釈尊は六法（信、持戒、発勤、繫念、定、慧、六念）によって五法（如來、法、善友、棄捨、諸天）を憶念すべしと説かれる。

<4-2> 雜阿含 857 (大正 02 p.218 上) : 如是我聞。①一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園、前三月夏安居竟。④有衆多比丘、集於食堂、爲佛縫衣。如來不久作衣竟、當著衣持鉢出精舍、人間遊行。

<4-3> 雜阿含 858 (大正 02 p.218 中) : 如是我聞。①一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園、前三月夏安居。時有釋氏難提、聞佛於舍衛國祇樹給孤獨園、前三月結夏安居、聞已作是念。我當往彼並復於彼、造作供養衆事。供給如來及比丘僧、即到彼三月竟。④時衆多比丘集於食堂、爲世尊縫衣。而作是言。如來不久作衣竟、著衣持鉢、人間遊行。

<4-4> 『難提釋經』 (大正 02 p.505 中) : 聞如是。一時佛行在俱舍梨國、樹名尼拘類。④是時多聚會比丘在迦梨講堂、樹間會坐爲佛作衣。①今佛不久夏竟、夏已盡佛自說、三月已竟作衣已、當到多人處。便難提釋、聞多聚會比丘、在迦梨講堂、樹間會坐、爲佛作衣。今佛不久夏竟、夏已盡佛自說、三月已竟作衣已、當到多人處。難提釋已聞如是、便到佛所。

※釈尊のナンディヤに対する説法は他に以下のものがある。上記の雨安居記事とは別の時期のものであろう。

SN.055-040 (vol. V p.397) : 釈尊が釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた時、釈迦族のナンディヤが釈尊のもとに行って、声聞の放逸と不放逸について問答する。

雜阿含 855 (大正 02 p.217 下) : 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。時有難提優婆塞、來詣佛所、稽首佛足、退坐一面。

釈尊が舍衛城・祇園精舍におられた時、難提優婆塞が釈尊のところに至り、聖弟子の放逸と不放逸について問答する。

SN.055-047 (vol. V p.403) : 釈尊がカピラ城において釈迦族のナンディヤに、四法を具足した声聞は預流であると説かれる。

雜阿含 856 (大正 02 p.218 上) : 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。時有釋氏難提、來詣佛所、稽首佛足、退坐一面。

釈尊が舍衛城・祇園精舍におられた時、難提優婆塞が釈尊のところに至り、聖弟子の放逸と不放逸について問答する。

《5》 ヴァッグムダー河畔で雨安居に入った諸比丘が偽って上人法を説く。第4波羅夷（大妄語戒）の因縁

〔ヴェーサーリー・大林重閣講堂：ヴェーサーリー・竹林村：舍衛城〕

<5-1> Vinaya ‘Pārājika004’ (vol. III p.087) : その時、仏・世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂におられた (tena samayena buddho bhagavā vesāliyam viharati mahāvane kūṭagārasālāyam)。③その時、衆多の知識親友比丘はヴァッグムダー河畔で雨安居に入った (tena kho pana samayena sambahulā sanditthā sambhattā bhikkhū vaggumudāya

nadiyā tīre vassam̄ upagacchiṁsu)。世尊に会うために到来するのは、雨安居を過ごし終わった諸比丘の常法である (āciṇṇam̄ kho pan' etam̄ vassam̄ vuṭṭhānam̄ bhikkhūnam̄ bhagavantam̄ dassanāya upasam̄kamitum)。⑦それから、彼ら雨安居を過ごし終えた諸比丘は3ヶ月の終わりに臥坐具をたたんで、鉢と衣を持って、ヴェーサーリーにむかつて出発した(atha kho te bhikkhū vassam̄vuṭṭhā temāsaccayena senāsanam̄ sam̄sāmetvā pattacivaram̄ ādāya yena vesālī ten' upasam̄kamitum)。次第にヴェーサーリー・大林重閣講堂におられる世尊のもとに近づいた。近づいて世尊に挨拶して一方に坐った。……客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇam̄ kho pan' etam̄ buddhānam̄ bhagavantānam̄ āgantukehi bhikkhūhi saddhiṁ paṭisammoditum)。それから世尊はヴァッグムダー河岸で〔雨安居を過ごした〕諸比丘にこう言われた。「⑫諸比丘よ、がまんできるか。元気にしてるか。和合し、相喜び、争いなく、安穩に雨安居を過ごし、乞食に苦勞がなかったか」(kacci bhikkhave khamaniyam̄, kacci yāpaniyam̄, kacci samaggā sammodamānā avivadamānā phāsukam̄ vassam̄ vasiththa na ca piṇḍakena kilamittha)と。

<5-2>四分律「波羅夷 004」(大正 22 p.577 中)：爾時世尊、遊於毘舍離、獮猴江辺高閣講堂。時世穀貴人民飢餓、乞食難得。時世尊、告阿難。諸有在毘舍離比丘尽令集在講堂。……①時諸比丘、聞世尊教已。即各隨同和上同師親友知識、於毘舍離左右安居。世尊、於毘舍離城内安居。……諸餘比丘在毘舍離安居者、顏色憔悴形體枯燥衣服弊壞、⑦安居竟攝持衣鉢往世尊所頭面作禮在一面坐。⑫爾時世尊慰問諸比丘言。汝等住止和合安樂不、不以飲食爲苦耶。……在婆裘河邊僧伽藍中安居諸比丘。顏色光澤和悅氣力充足。安居竟攝衣持鉢往世尊所。到已頭面作禮在一面坐。時世尊慰問諸比丘。汝等住止和合安樂不。不以飲食爲苦耶。

<5-3>五分律「波羅夷 004」(大正 22 p.009 上)：佛在毘舍離。時世飢饉、乞食難得。諸比丘入城分衛、都無所獲。①爾時世尊告諸比丘。汝等各隨知識就彼安居。……諸佛常法。二時大会春夏末月。諸方比丘皆來問訊。⑦摩竭國諸比丘安居竟、羸瘦憔悴來詣佛所、頂礼佛足却住一面。諸佛常法。客比丘來皆加慰問。⑫問言汝等安居和合乞食易得道路不疲耶。

<5-4>十誦律「波羅夷 004」(大正 23 p.011 上)：①佛、在維耶離國、夏安居時、與大比丘衆俱。……諸佛在世法。歲二時大会、春末後月夏末後月。春末月者、諸方國土凡夫諸比丘來作是念、佛所說法我等當安居時修習得安樂住、是名初大会。夏末月者、⑦諸比丘凡夫夏三月安居竟、作衣畢持衣鉢詣佛、所作是念、⑬我等久不見佛、久不見世尊、是第二大会。

<5-5>僧祇律「波羅夷 004」(大正 22 p.257 下)：佛住舍衛城。廣說如上。③爾時一聚落中、有二衆安居。⑦時一衆安居訖、還舍衛城、問訊世尊、頂禮佛足、在一面坐。世尊、知而故問。比丘、汝何處安居來。答言、某處聚落安居。⑫佛、問比丘、安居樂不、乞食易得不、行道如法不、安居訖已得安居衣不、諸優婆塞數來往不。

<5-6>根本有部律「波羅市迦 004」(大正 23 p.675 上)：爾時薄伽梵、與五百漁人出家圓具已。從薜舍離詣竹林聚落北。有升摸波林依之而住。時逢飢饉乞食難得。……爾時世尊告諸苾芻曰。今時飢饉乞食難得、父子尚不相濟。汝等宜慮各隨親友得意之處、①於薜舍

離隨近聚落而作安居。我與阿難陀於此林住。……爾時世尊未入涅槃安住於世、與諸弟子二時大集。一謂五月十五日欲安居時。二謂八月十五日隨意了時。若前安居者受教勅已往詣城邑村坊聚落、而作安居。至隨意了皆來集會、隨所證獲皆悉白知。其未證者請求證法。
⑦近薜舍離安居苾芻。三月既滿作衣已竟。顏色憔悴形容羸瘦。執持衣鉢往竹林村。

《6》ヴァッグムダ一河畔で雨安居に入った諸比丘が上人法を宣伝して供養を得る。実得道向未受具者説戒の因縁

[ヴェーサーリー・大林重閣講堂：ヴェーサーリー・竹林村：舍衛城]

<6-1>*Vinaya 'Pācittiya008'* (vol. IV p.023) : その時、仏・世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂におられた (tena samayena buddho bhagavā vesāliyam viharati mahāvane kūṭāgarasālāyam)。③その時、衆多の知識親友比丘はヴァッグムダ一河畔で雨安居に入った (tena kho pana samayena sambahulā sandīṭṭhā sambhattā bhikkhū vaggumudāya nadiyā tīre vassam upagacchiṁsu)。ヴァッジの地は飢饉であったが、諸比丘は互いに上人法を説き、安易に生活の糧を得る。諸比丘は雨安居を終えてヴェーサーリーの釈尊に会いに行く。「未受具足戒人に上人法を説くと波逸提」。

<6-2>四分律「単提 008」(大正 22 p.639 下) : 爾時佛在毘舍離獮猴池樓閣精舍⁽¹⁾。以此因縁集比丘僧。佛知而故問。婆求園比丘頗實爾耶。白佛言。實爾世尊。佛言。汝等癡人。真實猶不得向人說。何況不實。

(1) 因縁譚が省略されている。詳細は<5-2>と等しいと考えられる。

<6-3>五分律「墮 008」(大正 22 p.040 中) : 佛在毘舍離。①時世飢饉乞求難得、告諸比丘。各隨知識安居。有諸比丘在婆求末河邊安居者。種種因縁如自稱得過人法中說。

<6-4>十誦律「波夜提 007」(大正 23 p.071 中) : ①佛在維耶離國、夏安居時、與大比丘僧俱。時世飢儉乞食難得。諸人妻子自乏飲食。況與乞人。佛以是因縁故集比丘僧。語諸比丘。……汝等比丘隨所知識、隨諸親里、隨所信人、往彼安居。……諸比丘受教已、頭面禮足隨知識去、有往橋薩羅國安居。有比丘往婆求摩河邊、依止一聚落安居。……佛在世時法。歲二時大會、春末月夏末月。春末月者、諸方國土處處諸比丘、作是念。佛所說法、我等夏安居時、修習得安樂住。是初大會。夏末月者、諸比丘夏三月安居竟作衣畢、持衣鉢詣佛所、作是念、⑫我等久不見佛。久不見世尊。是第二大會。⑦爾時橋薩羅國安居比丘、過夏三月作衣畢、持衣鉢遊行到維耶離。

<6-5>僧祇律「単提 007」(大正 22 p.337 上) : 佛住舍衛城。廣說如上。如第四戒妄語中事事因縁廣說。但此中以說實為異。

<6-6>根本有部律「波逸底迦 008」(大正 23 p.773 下) : 爾時佛在廣嚴城獮猴池側高閣堂中。時有五百漁人、於勝慧河辺結侶而住。彼諸漁人有二大綱。一名小足。二名大足。廣說如前。第四波羅市迦。乃至此五百人悉皆出家、精勤修習得阿羅漢。爾時世尊在竹林聚落。③時逢飢饉乞食難得。奉世尊教隨處安居、彼諸苾芻俱往本村而作安居。各生是念。我等前時以不實事共相讚歎遂被呵責。……然佛住世與諸弟子二時大集。一謂五月十五日欲安居時。二謂八月十五日隨意了時。廣說如前。⑦乃至諸苾芻三月既滿作衣已竟。顏色憔悴形容羸瘦。執持衣鉢往竹林村、欲禮佛足既至村已。

《7》マハーナーマンが四月薬の自恣請をし、六群比丘が過度に要求して彼を悩ませる。

過受四月薬請戒の因縁

〔カピラ城・ニグローダ園：舍衛城〕

<7-1>*Vinaya ‘Pācittiya047’* (vol. IV p.101) : その時、仏・世尊は釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた (tena samayena buddho bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmīm nigrodhārāme)。その時、釈迦族のマハーナーマンに多量の薬があって、彼が釈尊に「⑩大徳よ、私は僧伽を4ヶ月、薬をもって満足させたいのです」 (icchām' aham bhante saṃgham cātumāsaṃ bhesajjena pavāretum) と申し出る。

<7-2>四分律「单提 047」(大正 22 p.668 中) : 爾時佛在釈迦搜迦維羅衛尼拘律園中。爾時摩呵男釈種。⑩請衆僧供給薬 (1)。

(1) 期間を明確にしないが、これに統いて「若比丘應受四月請因縁請與藥若過受者波逸提」と制戒されるため、「四月」でなければならない。

<7-3>五分律「墮 062」(大正 22 p.061 中) : 佛在拘薩羅國、與大比丘僧五百人俱、向迦維羅衛城。諸釋種、聞佛從彼國來、共立制。若不出迎佛、罰金錢五百。便各將大小出迎世尊、頭面禮足却住一面。佛爲說法示教利喜。⑩共請佛及僧夏四月安居。世尊默然許之。

<7-4>十誦律「波夜提 074」(大正 23 p.117 下) : 佛在釈氏國。⑩爾時摩訶男釈、四月請佛及僧。所須藥一切自恣皆從我取。爾時六群比丘過夏四月不病。

<7-5>僧祇律「单提 074」(大正 22 p.385 中) : 佛住舍衛城。廣說如上。⑩爾時梨車摩訶男 (1)、諸僧施藥 (2)。時六群比丘聞摩訶男請僧施藥。當試惱之。

(1) リッチャヴィのマハーナーマンとする。

(2) 期間を明確にしないが、「若比丘四月、別自恣請應受。若過受、波夜提」と制戒されるため、「四月」でなければならない。

<7-6>根本有部律「波逸底迦 074」(大正 23 p.854 中) : 佛於釈迦廻人間遊行、漸至劫比羅城在多根樹園。時釈迦大名知佛來至、便往佛所頂禮佛足在一面坐。……白言世尊。⑩願佛及僧慈悲哀愍。受我三月飲食供養。并及一切所須之物。世尊默然而受。

《8》釈尊が王舍城におられた時、比丘尼が雨期中に遊行した。(比丘尼) 雨期遊行戒の因縁

〔王舍城・竹林園：舍衛城〕

<8-1>*Vinaya ‘(Bhikkhunī) Pācittiya039’* (vol. IV p.296) : その時、仏・世尊は王舍城・竹林精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā rājagahe vaharati veļuvane kalandakanivāpe)。③その時、諸比丘尼が雨期中に遊行した (tena kho pana samayena bhikkhuniyo antovassam cārikam caranti) (1)。人々から非難が出る。「雨期中に遊行すれば波逸提」と制戒される。

(1) 形式は異なるが、③と同様に雨期に釈尊が王舍城・竹林園におられた資料として解釈できる。

<8-2>四分律「(比丘尼) 単提 095」(大正 22 p.746 上) : 爾時婆伽婆。在舍衛國祇樹給孤獨園。③時六群比丘尼、春夏冬一切時人間遊行。時遇暴雨河水汎漲、漂失衣鉢尼師檀針筒。踏殺生草。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、六群比丘尼が春夏冬一切時に遊行した。河が氾濫して鉢衣を失った。青草を踏み荒らした。「波逸提」。

<8-3>四分律「(比丘尼) 単提 164」(大正 22 p.773 上) : 爾時婆伽婆、在舍衛國祇樹給
孤独園。③時有比丘尼不夏安居。……若比丘尼不夏安居者波逸提。

<8-4>十誦律「(比丘尼) 波夜堤 095」(大正 23 p.322 中) : ①佛在王舍城、與多比丘僧、
王舍城安居。③舍利弗目連阿那律難提金毘羅等、是諸大弟子皆共佛安居。爾時諸比丘尼
夏中遊行、到他國土行時、殺諸生草小蟲。諸居士瞋呵責言。

釈尊が王舍城におられた時、釈尊や舍利弗・目連・阿那律・難提・金毘羅らは一緒に雨
安居した。しかし諸比丘尼は夏中遊行して、青草・小生命を殺した。「夏に因縁なくして
遊行すれば波逸提」。

<8-5>僧祇律「(比丘尼) 波逸提 134」(大正 22 p.542 中) : 佛住舍衛城。③爾時迦梨比
丘尼、安居中受僧床褥已而捨遊行。

釈尊が舍衛城におられた時、迦梨比丘尼が雨安居のベッドの配分を受けていながらそれを
捨てて遊行した。「雨安居中に遊行するものは波逸提」。

<8-6>根本有部律「(比丘尼) 波逸提 101」(大正 23 p.1003 中) : 縁廻同前(室羅伐城)。
③時吐羅難陀苾芻尼、於室羅伐城為夏安居、未作隨意便遊人間。

(釈尊が舍衛城におられた時) トゥッラナンダー比丘尼が舍衛城において雨安居に入つたが、自恣(随意)の前に遊行した。「波逸提」。

*「縁廻同前」については『根本有部律』「(比丘尼) 波逸提 73」(大正 23 p.997 上) 参照。

〔参考〕

◎五分律「(比丘尼) 墮 092」(大正 22 p.089 上) : 爾時諸比丘尼不安居遊行人間、或遇八月賊、
或遇水火諸難。諸長老比丘尼見種種呵責。云何名比丘尼不夏安居。乃至今爲諸比丘尼結戒。

《9》比丘尼が雨期を終えても遊行に出なかった。(比丘尼) 安居竟不去戒の因縁

[王舍城(・竹林園) : 舍衛城(・祇園精舍)]

<9-1>*Vinaya* ‘(Bhikkhuni) Pācittiya040’ (vol. IV p.297) : その時、仏・世尊は王舍
城・竹林園におられた (tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veļuvane
kalandakanivāpe)。③その時、諸比丘尼がそこ王舍城で雨安居を過ごし、そのままそこに、冬も夏もそこに住していた (tena kho pana samayena bhikkhuniyo tatth' eva
rājagahe vassam vasantī tattha hemantam tattha gimham)。「雨安居を終わったら、
たとい5、6由旬でも遊行に出なければならない(波逸提)」と定められる。

<9-2>四分律「(比丘尼) 単提 096」(大正 22 p.746 中) : 爾時婆伽婆、在舍衛國祇樹給
孤独園。③爾時舍衛諸居士、請讖摩比丘尼共立制度。我等共供養衆僧乃至安居竟。讖摩
比丘尼安居竟、而彼即住不去。時諸居士皆譏嫌言。

<9-3>十誦律「(比丘尼) 波夜堤 096」(大正 23 p.322 下) : ②佛在王舍城、自恣竟二月
遊行他國。舍利弗目連阿那律難提金毘羅等諸大弟子、皆從佛遊行他國。是諸比丘尼住不去。
諸居士呵責言。

<9-4>僧祇律「(比丘尼) 波逸提 135」(大正 22 p.542 中) : 佛住舍衛城。③爾時比丘尼、
舍衛城安居竟、來詣比舍離、往到跋陀羅比丘尼親里家。其家人問、何處安居。答言。舍
衛城。問。舍衛城何似好不。①比丘尼言。祇洹樹林華果茂盛池水清涼。精舍如是。世尊
住處如是。

<9-5>根本有部律「（比丘尼）波逸提 102」（大正 23 p.1003 中）縁廻同前（室羅伐城）。

③時諸苾芻尼、夏安居竟欲遊人間、告吐羅難陀尼曰。可遊人間。吐羅尼曰。我今何用遊行人間。諸尼曰。佛教令去何因故違。

* 「縁廻同前」については『根本有部律』「（比丘尼）波逸提 73」（大正 23 p.997 上）参照。

[参考]

◎五分律「（比丘尼）墮 094」（大正 22 p.089 中）：爾時諸長者、請差摩比丘尼於舍衛城安居、作是言。若受我請當隨時供給。便受其請。遂長住不復餘行。彼諸長者譏訶言。

《10》諸比丘尼が比丘僧伽で自恣をしなかった。（比丘尼）二部僧中不自恣戒の因縁

〔舍衛城・祇園精舎：王舍城〕

※『僧祇律』は（比丘尼）二部僧中不自恣戒の条文を欠く。

<10-1>Vinaya ‘(Bhikkhunī) Pācittiya057’ (vol. IV p.313)：その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。⑦その時、多くの比丘尼は村里の住処にて雨安居を過ごし終えて舍衛城に赴いた (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhuniyo gāmakāvāse vassam vutthā sāvatthim agamamāsu)。彼女らは二部僧で自恣を行っていなかった。「波逸提」。

<10-2>四分律「（比丘尼）単提 142」（大正 22 p.765 下）：爾時婆伽婆、在舍衛國祇樹給孤独園。時諸比丘尼、聞世尊制戒聽比丘尼夏安居竟應往比丘僧中說三事自恣見聞疑。

③然此諸比丘尼、不往至大僧中說三事自恣見聞疑。

<10-3>十誦律「（比丘尼）波夜提 150」（大正 23 p.339 中）：佛在王舍城。③爾時助調達比丘尼、安居竟不二部僧中求三事自恣說見聞疑罪。

釈尊が王舍城におられた時、助調達比丘尼が雨安居を終わって二部僧において自恣しなかった。

<10-4>根本有部律「（比丘尼）波逸提 129」（大正 23 p.1009 上）：縁廻同前（室羅伐城）。

③時諸苾芻尼夏安居了。於十五日欲作隨意事。

トゥッラナンダー比丘尼が雨安居が終わっても二部僧中に自恣を問わなかつた。「波逸提」。

[参考]

◎五分律「（比丘尼）墮 093」（大正 22 p.089 中）：爾時諸比丘尼安居竟。不於比丘僧中請見聞疑罪。

《11》諸比丘が雨期にも遊行し、雨安居が定められる。入雨安居犍度の記述

〔王舍城・竹林園：舍衛城〕

<11-1>Vinaya ‘Vassupanāyikakkhandhaka’ (vol. I p.137)：その時、仏・世尊は王舍城・竹林園におられた (tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veṭuvane kalandakanivāpe)。その時、世尊は未だ諸比丘の雨安居を定めておられなかつた (tena kho pana samayena bhagavatā bhikkhūnam vassavāso apaññatto hoti)。③諸比丘は夏も冬も雨期も遊行していた (te 'dha bhikkhū hemantam pi gimham pi vassam pi cārikam caranti)。人々から非難が出て、雨安居に入ることを定められた。

<11-2>四分律「安居犍度」（大正 22 p.830 中）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。③時六群比丘、於一切時春夏冬人間遊行。時夏月天暴雨水大漲、漂失衣鉢坐具針筒。踏殺生草木。

<11-3>五分律「安居法」（大正 22 p.129 上）：佛在舍衛城。③爾時諸比丘春夏冬一切時遊行、殺虫草擔衣物重疲弊道路。諸居士見譏訶言。……不應一切時遊行。犯者突吉羅。從今聽夏結安居。

<11-4>十誦律「安居法」（大正 23 p.173 中）：佛在王舍城。③諸比丘夏中遊行諸國土。踐蹋生草奪諸虫命。爾時諸異道出家譏嫌責數言。諸異道沙門婆羅門。夏安居時潛處隱靜。譬如鳥日中熱時避暑巢窟。……沙門釋子常作此心。自稱有德。而夏中遊行。

<11-5>僧祇律「雜誦跋渠法」（大正 22 p.450 下）：佛住舍衛城。廣說如上。③爾時諸比丘、雨時遊行多所踐害、爲世人所嫌。九十六種出家人尚知安居。如鳥隱巢而自守住。沙門釋子自稱善好而不安居。

<11-6>根本有部律「安居事」（大正 23 p.1041 上）：佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。③爾時世尊與諸苾芻、於此住処、三月雨安居。時有衆多苾芻、於其夏中、遂向餘処、人間遊行。

釈尊が舍衛城・祇園精舎で諸比丘とともに3ヶ月の雨安居を過ごされていた時、多くの比丘が夏中に遊行に出たので、世間から非難が生じ、雨安居しなければならないことが定められる。

《12》カッサパ姓の比丘が客比丘から不当に挙罪され、釈尊に訴えに行く。チャンパー犍度の事件

[チャンパー国：舍衛城]

<12-1>Vinaya ‘Campeyyakkhandhaka’ (vol. I p.312)：その時、仏・世尊はチャンパー国のガッガラー池の辺におられた (tena samayena buddho bhagavā campāyam viharati gaggarāya pokkharanīyā tīre)。その時、カーシ国のヴァーサヴァ村 (Vāsabhagāma) にカッサパ姓の (Kassapagotta) 比丘があつて執事 (tantibaddha) になる。そこに大勢の比丘やってきて、当初、カッサパ姓の比丘は客比丘を種々にもてなすが、客比丘らがそのまま住みついたので、疲れも取れたころにもてなしを止める。これを客比丘が怒って不当に挙罪する。それからカッサパ姓の比丘は臥坐具を片づけて鉢と衣をもつてチャンパーに至り (atha kho kassapagotto bhikkhu senāsanam samsāmetvā pattacīvaraṁ ādāya yena campā tena pakkāmi)、釈尊のもとに行ってこれを訴える。客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇam kho pan' etam buddhānam bhagavantānam āgantukehi bhikkhūhi saddhim paṭisammoditum)。それから世尊はカッサパ姓の比丘にこう言われた (atha kho bhagavā kassapagottam bhikkhum etad avoca)。「⑫比丘よ、がまんできるか。元氣にしているか。労苦なくやって来られたか。汝は、比丘よ、どこからやってきたのだ」(kacci, bhikkhu, khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci appakilamathena addhānam āgato, kuto ca tvam bhikkhu āgacchasi)。釈尊は彼を不犯とされ、ヴァーサヴァ村に戻らせる。カッサパゴッタを挙罪した客比丘も後悔してチャンパーに来る⁽¹⁾。「清淨無

罪の比丘を無事無因にして挙罪すれば悪作」。

(1) カッサバ姓の比丘について同様の文章が繰り返される。

<12-2>四分律「瞻波犍度」（大正22 p.885上）：爾時世尊在瞻波城。伽尸国婆娑婆聚落、時異住處有旧比丘、常接衆人、猶如泉水。……時有衆多比丘在伽尸國人間遊行、至婆娑婆聚落。……爾時此旧比丘持衣鉢、詣瞻婆往世尊所。爾時世尊慰勞客比丘。⑪乞求易得不。住止和合不。道路不疲極不。……時彼客比丘、從婆娑婆聚落人間遊行、至伽尸國往世尊所、頭面礼足却住一面。爾時世尊。慰勞客比丘。汝曹住止和合不。不以乞食疲苦耶

<12-3>五分律「羯磨法」（大正22 p.161上）：佛在瞻波國、住恒水邊、去王舍城不遠。一住處有一比丘、姓迦葉、作摩摩諦、作是願。……時有衆多知識比丘、到彼住處。……客比丘、共作議言。此比丘有慚愧修梵行。欲令我等久住。③我等寧可於此安居。……迦葉比丘……⑦念已著衣持鉢往到佛所。頭面禮足却住一面。佛慰問言。⑪汝從何來乞食不乏道路不疲耶。……諸客比丘、見其還已、復共議言。我等不善。云何舉此清淨無罪比丘。當共至佛所悔過除罪。安居自恣竟、往到佛所頭面禮足却住一面。佛慰問言。乞食不乏道路不疲耶。於何處安居。

<12-4>十誦律「瞻波法」（大正23 p.218上）：佛在瞻波國。爾時阿葉摩伽國、聚落名王薩婆、是中有旧比丘名共金、作摩摩帝、帝帝陀羅。六群比丘、遊行迦尸國、向瞻波國、到王薩婆聚落。……是人作是念……如是思惟已、隨意住王薩婆聚落已、持衣鉢、往瞻波國、詣佛所。頭面礼佛足一面立。⑪諸佛常法。有客比丘來、如是問訊、可忍不足不、安樂住不、乞食不難、道路不疲極耶。佛如是語。問訊共金比丘。可忍不足不……六群比丘、聞與作擯比丘向瞻波國詣佛所、我等亦當往詣佛所。如是思惟隨意住已、持衣鉢遊行向瞻波國詣佛所、頭面禮佛足一面立。⑪諸佛常法。有客比丘來、以如是語問訊、可忍不足不、安樂住不、乞食不難、道路不疲極耶。佛即以是語。問訊六群比丘。可忍不足不……

<12-5>*Mūlasarvāstivādavinaya ‘Karmavastu’* (Gilgit Manuscripts ed. by Nalinaksha Dutt, vol. III, part 2, First edition, Srinagar, 1942, Second edition, Delhi, 1984, p.199)：カーシのヴァーサヴァ村にセーナーンジャヤ (Senāñjaya) という比丘があり、彼によって村のバラモンや長者が三宝を敬うようになった。彼は、客比丘をいつも懇ろにもてなし、客比丘の疲れが取れるまでは一切の資具を支給し、疲れがとれれば客比丘を布施の多い家に行かせていた。③ある比丘がヴァーサヴァ村で雨安居に入り (*yāvad anyatamah sālohitō vāsavagrāmake varṣā uṣitah*)、3ヶ月の雨期が過ぎると作衣を行い、衣を作り終えると鉢と衣を持って舍衛城に赴いた (*trayāñām vārṣikāñām māsāñām atyayāt kṛtacīvaraḥ niṣṭhitacīvaraḥ samādāya pātracīvaraṁ yena śrāvasti tena cārikāñām prakrānto*)。その比丘から六群比丘の1人ウパナンダがヴァーサヴァ村のセーナーンジャヤの客比丘のもてなしぶりを聞き、6人そろってヴァーサヴァ村に赴く。セーナーンジャヤは彼らが邪であるので、もてなしはしたが、布施の多い信者の家に差し向けることはしなかった。その若い比丘がヴァーサヴァ村にいたり、セーナーンジャヤは彼をもてなし、さらに布施の多い信者の家に差し向けることもした。それを見て六群比丘が怒り、挙罪してセーナーンジャヤを追い出してしまう。セーナーンジャヤは舍衛城に赴いてその比丘に事情をこぼすと、諸比丘が釈尊に伝える。「越法罪」。

仏・世尊がチャンパーのガルガー (Gargā) 蓮池 (puṣkarinī) の岸におられた

(buddho bhagavān campāyām viharati gargāyāḥ puṣkariṇyās tīre) 時に、六群比丘が同様の行為をばらばらに (vyagra) 、または、和合して (samagra) 行う。

また1人が1人に対して、1人が2人に対して、1人が大勢に対して、2人が2人に対して、2人が1人に対して、2人が大勢に対して、大勢が大勢に対して、大勢が1人にに対して、大勢が2人にに対して、ガナがガナに対して羯磨をなし、釈尊がそれを禁じられる。

* 釈尊の所在が明確ではないが、セーナーンジャヤが舍衛城に赴いていることから、釈尊は舍衛城におられると理解されよう。

[参考]

○AN.008-001-010 (vol.IV p.168) : 釈尊がチャンバーのガッガラー池の辺におられた時、諸比丘が一比丘の罪を責める。責められた比丘は答えをはぐらかし、怒り、不快をあらわにした。釈尊は「この異端児を除け」と言われる。

○僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.422上) : 佛住舍衛城。爾時瞻波比丘諍訟起、不和合住。一比丘挙一比丘、二比丘挙二比丘、衆多比丘挙衆多比丘。諸比丘以是因縁、往白世尊。佛言。從今日後不聽一人挙一人、乃至衆多人挙衆多人。佛告諸比丘。從今日後應作羯磨。

○僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.438下) : 佛住舍衛城。廣說如上。瞻波比丘相言諍訟、不和合住。一人挙一人、二人挙二人、衆多人挙衆多人。諸比丘以是因縁、往白世尊。瞻波比丘非法生。…佛告諸比丘。有四羯磨。

【3】パーリ資料のみが伝えるもの

《1》釈尊が阿闍世王に沙門果を説く。

[王舍城・ジーヴァカのアンバ林]

<1-1>DN.002 ‘Sāmañña-phala-s.’ (vol. I p.047) : その時、世尊は1250人の大比丘僧伽とともに王舍城のジーヴァカ・コーマーラバッチャのアンバ林におられた (ekam samayaṁ bhagavā rājagahe viharati jīvakassa komārabhaccassa ambavane, mahatā bhikkhusaṁghena saddhiṁ adhikhatelasehi bhikkhusatehi)。その時、マガダ王アジャータサットウ・ヴェーデーヒブッタはその布薩の日、15日、4ヶ月の〔終わりの〕日、⑪コームディーの満月の夜に、大臣等に囲まれて王宮の露台に上がって坐った (tena kho pana samayena rājā māgadho ajātasattu vedehiputto tadahu 'posathe pannarase komudiyā cātumāsiniyā puṇṇāya puṇṇamāya rattiyā rājāmacaparivuto uparipāsādavaragato nisinno hoti.)

[参考]

○長阿含027「沙門果経」(大正01 p.107上) : 如是我聞。一時佛在羅閱祇耆舊童子菴婆園中、與大比丘衆千二百五十人俱。爾時王阿闍世韋提希子、以十五日月滿時。

*『長阿含経』はコームディーに当る語を欠いている。

《2》釈尊が舍衛城で3ヶ月間独坐し、起って諸比丘に受の因を説く。

[舍衛城]

<2-1>SN.045-012 (vol.V p.013) : 舍衛城にて (sāvatthi)。 「⑧諸比丘よ、私は3ヶ

月間、独坐しようと思う (icchāmāham bhikkhave temāsam paṭisalliyitum)。釈尊は食事を運ぶ者以外が近づくことを禁じる。⑧それから世尊はその3ヶ月が過ぎてから独坐から起って諸比丘に呼びかけられた (atha kho bhagavā tassa temāsassa accayena paṭisallānā vuṭṭhito bhikkhū āmantesi)。「邪見によって受がある」などと説かれる。

[参考]

○SN.045-011 (vol. V p.012) : 釈尊が半月 (aḍḍhamāsam) 独坐し、起って「邪見によって受がある」などと説かれる。

○雜阿含 481 (大正 02 p.122 中) 如是我聞。一時佛住壹奢能伽羅国壘奢能伽羅林中、爾時世尊、告諸比丘、我欲於此中半月坐禪。諸比丘、勿復遊行、唯除乞食及布薩。即便坐禪、不復遊行、唯除乞食及布薩。爾時世尊半月過已。敷坐具於衆前坐。告諸比丘。我以初成佛時所思惟禪法少許禪分。於今半月。思惟作是念。諸有衆生、生受皆有因緣……。

※上記2経は独坐の期間を半月とする。

《3》 釈尊がイッチャーナンガラで3ヶ月間独坐し、起って諸比丘に受の因を説く。

[舍衛城]

<3-1> SN.054-011 (vol. V p.325) : ある時、世尊はイッチャーナンガラのイッチャーナンガラ林におられた (ekam samayam bhagavā icchānaṅgale viharati icchānaṅgalavanasanḍe)。釈尊は諸比丘に「⑧私は3ヶ月間、独坐しようと思う」 (icchāmāham bhikkhave temāsam paṭisalliyitum) と呼びかけられ、食事を運ぶ者以外が近づくことを禁じられる。それから世尊はその3ヶ月が過ぎてから独坐から起って諸比丘に呼びかけられた (atha kho bhagavā tassa temāsassa accayena paṭisallānā vuṭṭhito bhikkhū āmantesi)。釈尊は諸比丘に「もし外道出家者に『沙門ゴータマはいずれの住法で雨安居を多く過ごすか』 (katamena āvuso vihārena samano gotamo vassāvāsam bahulam vihāsi) と尋ねられたら、『①数息観によって世尊は雨安居を多く過ごされる』 (ānāpānasatisamādhinā kho āvuso bhagavā vassāvāsam bahulam vihāsi) と答えよ」と指示して、数息観 (ānāpānasati) について説かれる。

[参考]

○雜阿含 807 (大正 02 p.207 上) : 如是我聞。一時佛住一奢能伽羅林中、爾時世尊告諸比丘。我欲二月坐禪。諸比丘勿復往来。唯除送食比丘及布薩時。爾時世尊作是語已、即二月坐禪。無一比丘敢往来者。唯除送食及布薩時。爾時世尊坐禪二月過已、從禪覺、於比丘僧前坐。告諸比丘。若諸外道出家、來問汝等。沙門瞿曇、於二月中、云何坐禪。汝應答言。如來二月、以安那般那念、坐禪思惟住。所以者何。我於此二月、念安那般那、多住思惟。

※ SN.054-012 (vol. V p.327) および『雜阿含經』808 (大正 02 p.207 中) に、ローマサヴァンギーサ長老 (Lomasavaṅgīsa ; 遍磨比丘) がカピラ城・ニグローダ園において釈迦族のマハーナーマンに説法する中に、過去のこととして、釈尊がイッチャーナンガラで独坐されたことが語られる。SN.054-012 は期間を3ヶ月とし、『雜阿含經』808 は「二月坐禪」とする。

《4》 舍衛城で雨安居を終えたある比丘がカピラ城に至り、彼が雨安居中に釈尊から受けた教えを人々に説く。

[舍衛城・祇園精舎]

<4-1> SN. 055-052 (vol. V p.405) : ①ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた

(ekam̄ samayam bhagavā sāvatthiyam̄ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。その時、舍衛城で雨安居を終えたある比丘が所用でカピラ城に至った (tena kho pana samayena aññataro bhikkhu sāvatthiyam̄ vassam̄ vuttho kapilavatthum anuppatto hoti kenacit̄ eva karaṇīyena)。釈迦族の人々が彼に「大徳よ、世尊は無病、壮健でおられますか」 (kacci bhante bhagavā arogo c' eva balavā ca) と言って、釈尊、舍利弗、目連、比丘僧伽の安否を尋ね、また「大徳よ、汝はこの雨安居中に世尊の面前で何か聞き、受けた教えがありますか (atthi pana te bhante kiñci iminā antaravassena bhagavato sammukhā sutam̄ sammukhā paṭiggahitam̄) と訊ねる。比丘はそれに答え、彼が聞いた教えを説く。「阿羅漢果よりも不還果を、不還果よりも一來果を、一來果よりも預流果を得るものが多い（阿羅漢果を得るものは少ない）」。

《5》母と子が雨安居時に近親相姦を犯す。

[舍衛城・祇園精舎]

<5-1>AN.005-006-055 (vol. III p.067) : ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (ekam̄ samayam bhagavā sāvatthiyam̄ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。
③その時、舍衛城で比丘尼と比丘であった母と息子が雨安居に入った (tena kho pana samayena sāvatthiyam̄ ubho mātāputtā vassāvāsam̄ upagamiṁsu, bhikkhu ca bhikkhunī ca)。2人が近親相姦を犯す。多くの比丘が釈尊のもとに来てこれを告げ、釈尊は「それは女性の色、声、香、味、所触によるものである」などと説かれる。

《6》六群比丘が先回りしてよい床を先取りしたが、あとから来た長老に奪われ、そこでどうしても雨安居しようとむりやり就寝場所に割り込む。強敷戒の因縁

[舍衛城・祇園精舎]

<6-1>Vinaya ‘Pācittiya016’ (vol. IV p.042) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam̄ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。その時、六群比丘が先回りしてよい床を先取りしたが、後からやつて来た長老に奪われる。六群比丘は「⑭われわれはどうしたらここで雨安居できるか (kena nu kho mayam̄ upāyena idh' eva vassam̄ vaseyyāmā 'ti) と考えて、長老比丘の就寝場所に無理に割って入り、窮屈ならば出ていけと言う。

[参考]

○四分律「单提 016」（大正 22 p.645 上）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時六群比丘及十七群比丘、在拘薩羅國、道路行向餘聚落、至無比丘住處。時十七群比丘語六群比丘言。汝等先前去求止住處。六群比丘語言。汝自去我何豫汝事。六群比丘是十七群比丘上座。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、六群比丘と十七群比丘が拘薩羅国を遊行していて無比丘の住處に至り、十七群比丘が六群比丘に「先に行って宿泊場所を手当してくれ」と言う。六群比丘は「我々は上座であるのに、どうして先に行かなければならないのか」と言って、「自分たちが先に行け」と答える。十七群比丘は先に行って宿泊場所を確保して坐具を整える。そこへ後からやって来た六群比丘が「法臘の順に泊まる」と強引に割り込んだので、十七群比丘が大きな声を出して阻止しようとする。これを聞いた少欲の比丘が「どうして六群比丘は後からやって来て割り込むのか」と非難する。「先の比丘が住處を得、後から来て強引に割り込んで坐具を敷いて止宿するのに、

『狭いのが嫌ならば、自ら出でていけ』と追い出そうとすれば、波逸提」。

○五分律「墮 017」（大正 22 p.044 上）：佛在拘薩羅國、與大比丘僧千二百五十人俱。爾時諸比丘分臥具。或得房中或得樹下。六群比丘至時著衣持鉢入村乞食、食後於四衢道中、共諸居士外道沙門婆羅門、論說王事鬪戰事利害事如是等種種俗事。

釈尊が拘薩羅国に 1250 人の比丘とともにおられた時、ある比丘は房を得ることができ、ある比丘は樹下に臥具を敷いた。六群比丘がおしゃべりをしていて暗くなつてから寺にやって来て、上座であることを理由に強引に割り込む。「波逸提」。

○十誦律「波夜提 017」（大正 23 p.078 下）：佛在舍衛国。爾時長老迦留陀夷、惡眠不一心眠、鼾眠齶齒癡語頻申、拍手動足作大音声。諸比丘聞是聲、不得眠故食不消、食不消故身體患瘡、惱悶吐逆不樂。諸比丘各各共相近敷臥具、作是念。莫令迦留陀夷入中臥。時迦留陀夷、強來入中敷臥具。

釈尊が舍衛国におられた時、諸比丘が鼾、歯ぎしりのひどい迦留陀夷をしめだそうとするが、迦留陀夷が強引に割む。「波逸提」。

○僧祇律「单提 017」（大正 22 p.344 上）：佛在拘睞彌人間遊行。爾時世尊初夜爲諸聲聞說法、說法已是諸比丘各各還住房。時六群比丘於餘處談話、經久乃還扣房戶。房內人問言誰。答言我是六群比丘。欲此間宿……。諸比丘以是因緣往白世尊。佛言。待我從橋薩羅行還舍衛城時更白此事。當爲諸比丘制戒。復次佛住舍衛城。廣說如上。先客比丘次得六群比丘房宿。夜閉戶眠。時六群比丘協先嫌故。盜以滑塗塗戶閥上。

釈尊がコーサンビーに遊行される。……六群比丘がおしゃべりして精舎に遅く帰り、寝るところが無かった。そこで無理やり入り込んで混乱させる。……釈尊がコーサラ国より舍衛城に帰り、六群比丘に関わる別の因縁があつて、「波逸提」と制戒される。

○根本有部律「波逸底迦 017」（大正 23 p.786 下）：佛在室羅伐城逝多林給孤独園。爾時具壽鄖陀夷。至彼衆多年少苾芻處勸喻之曰。汝等共我人間遊行。降伏他宗自獲名稱。少年各往諮白師主。欲去遊行。廣說如前。乃至夜入寺中。發聲大喚遣令開戶。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ウダーイン（鄖陀夷）が少年比丘らを遊行に誘う。少年らは各々自分の師に許可を求め、制止をきかずウダーインと遊行に出る。ある聚落に到達した時、寺から健稚の響きが聞こえたので、ウダーインは寺の用事を避けるため、少年比丘らを先に行かせて様子を窺う。夜にウダーインは寺に入れてもらおうと大声をあげ、門扉を足で蹴る。少年比丘らが門扉の壊れるのを恐れて開けると彼は寺に入り、寝床に倒れるように我が物顔で身を横たえる。少年らが痛がって悲鳴を上げると、彼は「痛いのが嫌なら、出でていけ」と言い放つ。少年らは露地で寝ることにした。「先に住せる比丘を後から来て追い出せば、波逸提」。

《7》トゥッラナンダー比丘尼が衣の入手の期待が薄いにもかかわらず雨安居を終える諸比丘尼に衣がもらえる希望的観測を述べ、諸比丘尼はそれを期待して衣時を過ごしてしまう。（比丘尼）薄望得衣過衣時戒の因縁

[舍衛城（・祇園精舎）]

<7-1> Vinaya ' (Bhikkhuni) Pācittiya029' (vol. IV p.286) : その時、仏・世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。③その時、雨安居を過ごし終えた諸比丘尼が衣を分配しようとして集まった (tena kho pana samayena vassam vutthā bhikkhuniyo cīvaraṁ bhājetukāmā sannipatim̄su)。④トゥッラナンダー比丘尼が檀越家が衣を施与してくれるという希望的観測を述べ、比丘尼等はそれを期待して衣時 (cīvarakāmasamaya) を過ごしてしまう。しかし衣はもらえなかつた。「薄弱な衣の望みによって衣時を過ごせば波逸提」。

[参考]

- 四分律「(比丘尼) 单提 110」(大正 22 p.751 下)：爾時婆伽婆、在舍衛國祇樹給孤獨園。時比丘尼僧、欲出迦繩那衣。時六群比丘尼作是意。今比丘尼僧。如法出迦繩那衣。遮使不出。欲令久得五事放捨。
- 五分律「(比丘尼) 墓 185」(大正 22 p.098 上)：爾時諸比丘尼遮受迦繩那衣。諸比丘尼待久不至妨廢行道。
- 十誦律「(比丘尼) 波夜提 135」(大正 23 p.336 中)：佛在舍衛國。爾時偷蘭難陀比丘尼。所望得衣弱。便受迦繩那衣。後時打犍搥捨迦繩那衣。偷蘭難陀比丘尼不欲來。
- 根本有部律「(比丘尼) 波逸提 146」(大正 23 p.1012 上)：緣迦同前(室羅伐城)。時有信心長者。先富今貧賤財乏少。若苾芻尼張羯恥那衣時。常為施者。後一年中張衣時至。尼詣長者所告曰。可施堅實衣。長者報言。今見無物。後若有時必當奉施。尼曰。羯恥那衣今時現至不可延遲。即可舉便奉施僧田。後當還債。長者報言可爾。即作契限從他舉債。後時限滿債主牽挽。餘人問曰。仁何被牽。報言。我謂施衣。

《8》釈尊が雨安居された後、ウルヴェーラーに赴かれる。

[バーラーナシー]

<8-1>*Vinaya ‘Mahākhandhaka’* (vol. I p.022)：釈尊がバーラーナシーにおいてヤサとその友人たちを教化した後、釈尊によって派遣された諸比丘が諸国から出家希望者を連れてきて比丘も出家希望者も疲労したのを見て、諸比丘が自ら各々の国で三帰戒にて具足戒を与えることを許す。①それから世尊は雨安居を過ごして後、諸比丘に言われた (atha kho bhagavā vassam vuttho bhikkhū āmantesi)。「私は……無上解脱を逮得・現証した。諸比丘よ、汝らも……無上解脱を逮得・現証した」。それからマーラの出現の後、釈尊はウルヴェーラーに赴かれ、途中、30人の賢衆を教化する。

※ [参考] に挙がるべき他の諸資料については本「モノグラフ」第3号 p.135 参照。釈尊の雨安居を明記するものは他に *Jātaka-A. ‘Nidānakathā’* (vol. I p.082) があるが、そこでは五比丘の教化の間に雨安居に入り、ヤサとその友人ら 54 人の教化も雨安居中であり、阿羅漢が 61 人になった時点で自恣を行い、諸弟子を遊行に出し、自身はウルヴェーラーに赴かれる。

《9》カーシで雨安居を終えた比丘が王舎城・竹林園におられた釈尊に会いに来る。給与者なしに果実を食することが許される。

[王舎城・竹林園]

<9-1>*Vinaya ‘Bhesajjakhandhaka’* (vol. I p.212)：その時、⑦多くの比丘がカーシで雨安居を過ごしてから、世尊に会うために王舎城に赴き (tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū kāśisu vassamvutthā rājagahaṁ gacchantā bhagavantam dassanāya)、その道中食を得ることが満足にできなかった。それからその諸比丘は竹林園におられた釈尊のもとに至る。

客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である (āciṇṇam kho pan' etam buddhānam bhagavantānam āgantukehi bhikkhūhi saddhim paṭisammoditum)。それから世尊はその諸比丘に「⑫諸比丘よ、がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。汝らはどこからやってきたのか (kacci bhikkhave khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci 'ttha appakilamathena addhānam āgatā, kuto ca tumhe

bhikkhave āgacchatha) と言われた。「果実嚼食有りて給与者なきところにおいては、自ら取り、持し、若し給与者を見れば地に落として受けて食することを許す」。

[参考]

○四分律「葉捷度」（大正 22 p.876 上）：爾時世尊在波羅奈国。時世穀貴人民飢餓乞食難得、諸比丘持食着露廻不蓋藏、放牛羊人若賊持去。諸比丘如是念。國土飢餓。世尊應聽界内共食宿。白佛。佛言。若穀貴時聽界内共食宿。……時諸比丘道路行見地有果。比丘求淨人頃、他人已取去。白佛。佛言。聽以草若叶覆果上。而人故取去。白佛。佛言聽取。若見淨人應置地洗手受食。諸比丘如是念。穀貴時世尊應聽我曹自取食。佛言。穀貴時聽自取食。

○五分律「食法」（大正 22 p.148 中）：佛在毘舍離。時世飢饉乞食難得、諸比丘持食著餘處失之、作是念。若世尊聽我等共食一處宿者不致此苦。以是白佛。佛言。聽共食一處宿。……諸比丘得木果無人授、以是白佛。佛言。聽如木想取食。諸比丘得池果無人授、以是白佛。佛言。聽就池水受。諸比丘欲食果無淨人使淨、以是白佛。佛言。聽先去核然後食之

○○十誦律「医藥法」（大正 23 p.190 下）：有仙人字鷄泥耶、取木果奉佛。佛言。鷄泥耶、與僧作分。彼即與諸比丘。諸比丘言。我曹食竟不受殘食法、諸比丘不知云何。是事白佛。佛言。從今日飢饉時。諸比丘若食竟不受殘食法聽食。木果若胡桃栗枇杷、更有如是種種木果、是一切聽食。

《10》アーラヴィーの諸比丘が房舎を作るために際限なく乞求する。無主僧不處分過量房戒の因縁

[王舎城・竹林園]

<10-1>Vinaya ‘Samghādisesa006’ (vol. III p.144) : その時、仏・世尊は王舎城・竹林園におられた (tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veluvane kalandakanivāpe)。アーラヴィーの諸比丘が房舎を作る為に際限なく乞求し、アーラヴィーの諸居士を困らせる。③それから大迦葉が王舎城で雨安居を過ごし終えてから (1) アーラヴィーに出発し、次第にアーラヴィーに至った (atha kho āyasmā mahākassapo rājagahe vassam vuttho yena ālavī tena pakkāmi. anupubbena yena ālavī tad avasari)。アーラヴィーの諸居士が大迦葉を見るや逃げ出すので、大迦葉が比丘らにその理由をたたず。釈尊は王舎城に随意に住してからアーラヴィーに来て、アッガーラヴァ寺に住される。大迦葉から事情を聞いて、比丘らに過去世の兄弟仙人の因縁話、雪山の一比丘、良家の子の因縁を語り、無主にして自らのために房舎を作る時の大きさを定め、それを越えれば僧残と定められる。

(1) このケースでは、雨安居を終えた大迦葉が釈尊より先に王舎城を出発してアーラヴィーに赴いていると解釈し、③のケースと見なすが、①と見ることも可能であろう。

[参考]

○四分律「僧残 006」（大正 22 p.584 上）：佛在羅閱祇耆闍崛山中。爾時世尊聽諸比丘作私房舍。時有曠野國比丘、聞世尊聽諸比丘作私房舍。彼即私作大房舍。彼作大房舍功力煩多、常行求索為務言。與我工匠巧人。給我車乘并將車人。給我材木竹草繩索。以比丘乞求煩多故、時諸居士遙見比丘廻車遠避。……時尊者摩訶迦葉、從摩竭國將大比丘衆五百人俱、來至曠野城止宿。明日至時著衣持鉢入城乞食。……時城中諸居士遙見比丘便避。

釈尊が王舎城・耆闍崛山におられた時、個人の房舎を作ることを許す。アーラヴィー（曠野）国の比丘が大房舎を作るために資材・人材などを要求するので、諸の居士が避けるようになる。摩訶迦葉ら 500 人の比丘が、摩竭國よりアーラヴィー城に来る。城中で乞食をしようとするが、諸の居士が避ける。釈尊も 1250 人の諸比丘と共に王舎城からアーラヴィー城へ来られる。摩訶迦葉は当

地の居士の様子を釈尊に告げる。釈尊は一螺髻の梵志と摩尼健大竜王の過去物語などを説いて不正に乞求することを呵責される。「無主にして自らのために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」。

○五分律「僧残 006」（大正 22 p.013 上）：佛在舍衛城。爾時阿茶髀邑諸比丘、自乞作房。從諸居士求車求車直求人求人直材木草竹皆從求索。居士厭之見皆逃避、諸比丘乞不復能得。便自斫伐草木掘地取土。……於是世尊、漸漸遊行到阿茶髀邑。長老大迦葉、晨朝著衣持鉢入城乞食。居士見之悉皆逃走。

釈尊が舍衛城におられた時、アーラヴィー（阿茶脾）邑の諸比丘が自らの房を作ろうと、資材・人材などを諸の居士に要求するので、居士らは避けるようになる。釈尊は、祇園精舎からアーラヴィー邑へ来られる。大迦葉が乞食をすると居士らが逃げる。大迦葉はその様子を釈尊に告げる。釈尊は種々の過去物語を説いて不正に乞求することを呵責される。「無主にして自らのために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」。

○十誦律「僧残 006」（大正 23 p.020 中）：佛在阿羅毘國。爾時諸阿羅毘比丘、自乞作廣長高大舍、久故難治。諸比丘數從居士乞言。……爾時長老大迦葉、晨朝時到著衣持鉢入城乞食。諸居士遙見大迦葉來、即呵責言。

* 釈尊がはじめからアーラヴィー（阿羅毘）国におられる。釈尊に事件を伝えるのは大迦葉。

○僧祇律「僧残 006」（大正 22 p.276 中）：佛住曠野精舎。廣說如上。爾時諸比丘於曠野中作五百私房。皆人人自乞索而作。

* 釈尊がはじめから曠野（アーラヴィー）精舎におられる。釈尊に事件を伝えるのは舍利弗。

○根本有部律「僧伽伐尸沙 006」（大正 23 p.688 上）：佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。時有衆多苾芻廣造房舍。……時具壽摩訶迦摶波、在此城邊阿蘭若處住、聞諸苾芻多造房舍、乃至惱諸施主。聞是事已往世尊所。

* 釈尊は舍衛城・祇園精舎におられる。釈尊に事件を伝えるのは摩訶迦葉。

《11》六群比丘が多量の糸を乞うて織工に衣を織らせる。自乞縷使非親織戒の因縁

〔王舎城・竹林園〕

<11-1> Vinaya ‘Nissaggiya026’ (vol.III p.256) : その時、仏・世尊は王舎城・竹林園におられた (tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veluvane kalandaka nivāpe)。その時、④六群比丘は作衣時に多くの糸を乞い、衣が出来上がった時に多くの糸が余った (tena kho pana samayena chabbaggyā bhikkhū cīvarakārasamaye bahum suttam viññāpesum, kate pi cīvare bahu suttam avasiṭṭham hoti)。彼らは更に糸を求めて織師に布を織らせ、また糸が余ったので更に糸を求めてまた織らせた。これを3度繰り返し、人びとがこれを非難する。「自ら糸を乞い、衣を織らせれば捨墮」。

〔参考〕

○四分律「捨墮 023」（大正 22 p.624 上）：爾時世尊、在舍衛國祇樹給孤獨園。時跋難陀釋子欲縫僧伽梨、入城至諸居家語言。汝今知不。我欲縫僧伽梨須線。居士捉與線復往餘居家語言。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ウパナンダが僧伽梨を作ろうとして、諸居士に糸を求める。沢山集まつたので三衣を作ることにして、糸を持って織師のもとへ行き、自ら糸車をとって、織師が織るのを見ていた。

○五分律「捨墮 011」（大正 22 p.029 上）：佛在舍衛城。爾時衆僧多得縷施、即共分之。諸比丘用縫僧伽梨優多羅僧安陀會一切餘衣、又作腰繩禪帶乃至戸紐、猶故不盡。時六群比丘便雇織師織作一衣、猶有餘縷。

釈尊が王舎城におられた時、衆僧は多くの縷を得て、各種の衣を縫った。縷が余つたので六群比

丘は織師に衣を織らせ、縷が足りなくなると、更に求めるというようにして、一切の織師を雇ってしまい、他の人々が織師に仕事を頼めなくなってしまう。

○十誦律「尼薩耆 023」（大正 23 p.055 上）：佛在王舍城。爾時六群比丘自乞縷、持到富貴人舍、作是言。諸聚落主、令織師爲我織衣。是諸貴人即語織師。與是比丘織衣。我與汝價。是織師依此貴人舍住、敬畏故不能違逆、但織衣時瞋恚呵責言。

六群比丘が自ら縷を乞い、富貴の人を訪ねて織師を雇って衣を織らせるよう依頼する。この織師は衣を織りながら不満を呟く。

○僧祇律「尼薩耆波夜提 026」（大正 22 p.320 中）：佛住舍衛城。廣說如上。爾時尊者難陀優波難陀持縷入居士家。……去祇洹精舍不遠、有一窮巷。在中起織坊度織師出家、使織衣。尊者阿難到時。

釈尊が舍衛城におられた時、ナンダとウパナンダが居士家に行って優婆夷から縷をもらい、祇園精舎の近くの一窮巷に織坊を興す。織師を出家させて衣を織らせていて、阿難に見られ、とがめられる。

○根本有部律「泥薩祇波逸底迦 023」（大正 23 p.746 中）：佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。時鄒波難陀作是念。皆由給孤獨長者制諸學處、更欲勸化餅果之直亦不能得。我今宜可入大城中、或容教化少有所得。即於晨朝著衣持鉢入城乞食、於芳林處有五百女人撫白疊線。

釈尊が舍衛城の祇園精舎におられた時、ウパナンダが晨朝に乞食していく芳林処で白疊の糸を撫っている500人の女性を見て、最上の細縷をもらいうけ、健額織師の所へ持つて行き、工賃無しで極上の白疊を織らせる。再度依頼して断られ、ウパナンダは波斯匿王の大臣であり旧知でもある賢善に頼んで衣を織らせようとする。織師は妻の説得もあって、仕方なく布を織ったが、工賃を払わない彼を非難する。

《12》大会時を別衆食戒の免除の条件の一とする。

〔王舍城〕

<12-1> Vinaya ‘Pācittiya032’ (vol.IV p.073) : ⑦その時、諸地において雨安居を終わつた諸比丘が世尊に会うために王舍城に到来した (tena kho pana samayena disāsu vassam vutthā bhikkhū rājagaham āgacchanti bhagavantam dassanāya)。人々が種々の国の諸比丘を見て飲食に招くが、受けなかった。「大衆会時には別衆食を許す」。

〔参考〕

○○四分律「單堤 033」（大正 22 p.658 中）：爾時衆多比丘、從拘薩羅國遊行詣一小村。諸居士念言。衆僧多而村落小。我等寧可與衆僧作食耶。勿令衆僧疲苦。即來至僧伽藍中白諸比丘言。大德受我明日食。比丘報言。但請三人。我等不得別衆食。……爾時諸比丘往白世尊。世尊告言。自今已去聽諸比丘大集時別衆食。

○五分律「墮 032」（大正 22 p.050 中）：諸佛常法。歲二大会春夏末月、諸方比丘皆來問訊。以衆多故、次請甚疏乞食難得。諸比丘作是念。若世尊聽我等大会時受別請衆食者不致此苦。以是白佛。佛以是事集比丘僧、告諸比丘。今聽諸比丘大会時受別請衆食。……爾時瓶沙王弟、名曰迦留、事一種道。而年年普請九十六種沙門作一大會。聞釋子沙門不受別請衆食、而力不得能廣及衆僧。以闕無佛道沙門故愁憂不樂、作是念。我當云何致沙門釋子。唯當委王、然後可果。便以白王。王以是事即出詣佛、具說弟之情願。王去後、佛以是事集比丘僧、告諸比丘。今聽諸比丘沙門會時受別請衆食。

○十誦律「波夜提 036」（大正 23 p.093 下）：佛在王舍城。爾時王舍城內有大衆集。佛與千二百五十比丘俱。是中諸比丘入城乞食。諸居士但能與二三比丘食。……從今聽諸比丘有大衆集因緣者別衆食。

○○僧祇律「……第四跋渠竟（祇桓精舎中梵本蟲噉脫無此別衆食戒）」

○○根本有部律「波逸底迦 036」（大正 23 p.823 中）：如世尊說五年六年應作頂髻大会。時有無量苾芻總集。有淨信居士等、別請苾芻曰。聖者來食。苾芻報曰。為一為總。居士報曰。我不及衆。但

可二十三十隨力供養。答曰。賢首、世尊制戒不許別食。時諸苾芻以縁白佛。佛言。除大施会時

《13》釈迦族の子弟が出家し、その雨期の間にバッディヤが三明を現証した。

[アヌピヤー]

<13-1>*Vinaya ‘Samghabhedakkhandhaka’* (vol. II p.180) : その時、仏・世尊はアヌピヤー國のアヌピヤーというマッラ族の村におられた (tena samayena buddho bhagavā anupiyāyam viharati, anupiyam nāma mallānam nigamo)。その時、釈種の童子らが出家する。阿那律には3つの宮殿があって……③雨期の宮殿にあって4ヶ月宮殿から出なかった。マハーナーマンが自分らの族より出家したものがないから、阿那律にに出家を勧める。彼らの母は出家を許さず、バッディヤ王が出家するならば、という条件を出す。バッディヤ、阿那律、阿難、バグ、キンビラ、デーヴァダッタ、ウパーリがひそかに家を出、釈尊のもとで出家する。マハーナーマンは家業を継ぐ。③それから長老バッディヤはその雨安居中に三明を現証し (atha kho āyasmā bhaddiyo ten’ eva antaravassena tisso vijjā sacchākāsi)、阿那律は天眼を生じ、阿難は預流果を得て、デーヴァダッタは異生位の神通を得る。

* *Dhammapada-A.* (vol. I p.138) にも、長老バッディヤはその雨安居中に三明を得て (tesu āyasmā bhaddiyo ten’ ev’ antaravassena tevijjo ahosi)、長老阿那律に天眼が生じ、長老阿難は預流果を得て、バグとキンビラは阿羅漢を得て、デーヴァダッタは凡俗の神通を得たとある。

※〔参考〕に挙がるべき他の諸資料については本「モノグラフ」第3号 pp.174-176 参照。

【4】漢訳資料のみが伝えるもの

《1》釈尊が王舍城で雨安居し、布薩時に波羅提木叉を説いてから30の比喩を説く。

[王舍城・竹林園]

<1-1>中阿含 069 「三十喻經」 (大正 01 p.518 下) : 我聞如是。①一時佛遊王舍城在竹林加蘭哆園、與大比丘衆俱、共受夏坐。爾時世尊於十五日說從解脱時。

釈尊は15日に波羅提木叉（從解脱）を説かれ、諸比丘の前に黙然として坐しておられた。やがて釈尊は舍梨子と諸比丘に、比丘の三十の徳目を三十の喻でもって説かれる。

《2》阿那律が衣を縫おうとしてできず、釈尊がそれを助ける。

[舍衛城・祇園精舎]

<2-1>中阿含 080 「迦緹那經」 (大正 01 p.551 下) : 我聞如是。一時佛遊舍衛國在勝林給孤獨園。爾時尊者阿那律陀、亦在舍衛國住娑羅邏巖山中。……尊者阿那律陀見尊者阿難亦行乞食、見已語曰。賢者阿難、當知我三衣麤素壞盡。④賢者、今可倩諸比丘爲我作衣。尊者阿難、爲尊者阿那律陀、默然許倩。

釈尊は舍衛城・祇園精舎におられた。舍衛城の娑羅邏巖山中に住していた阿那律が舍衛城での乞食に際して阿難に会い、「私の三衣がぼろぼろなので、私のために作衣してくれるよう諸比丘に請うてほしい」と依頼する。阿難の呼び掛けに応じて諸比丘が娑羅邏

巖山に行って阿那律のために作衣を行う。阿難が房舎を巡って呼びかけていたのを見かけた釈尊は「どうして私に請わないのか」と言って、阿難と共に娑羅邏巖山に赴き、目連らとともに作衣を一日で終えられる。釈尊は背痛をうつたえて阿那律にカチナ法を説くように命じられ、阿那律が説く。その内容は戒や神通についてである。

<2-2>増一阿含 038-005（大正 02 p.718 下）：聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊與無央數百千萬衆而爲說法。爾時阿那律在彼坐上。是時阿那律在衆中睡眠。……爾時尊者阿那律達曉不眠。然不能除去睡眠、眼根遂損。……④爾時阿那律縫故衣裳。是時眼遂敗壞。而得天眼無有瑕穢。是時阿那律。以凡常之法而縫衣裳。不能得使縷通針孔中。是時阿那律便作是念。

諸世間得道羅漢當與我貫針。是時世尊以天耳清淨聞此音聲。諸世間得道阿羅漢者。當與我貫針。爾時世尊至阿那律所而告之曰。汝持針來吾與貫之。阿那律白佛言。向所稱說者。謂諸世間欲求其福者與我貫針。世尊告曰。世間求福之人無復過我。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、説法の最中に阿那律が居眠りをし、釈尊にたしなめられて不眠の行を行い、眼を損なう。釈尊はジーヴァカ（耆域）に言って阿那律の眼を診てもらい、阿那律は睡眠を勧められるが拒む。阿那律が衣を縫おうとして、針に糸を通すことができない。阿那律が「世の阿羅漢が私のために針に糸を通しててくれ」と念じると釈尊がそれを知り、阿那律のもとに到来される。阿那律は「私が言ったのは福德を積むことを欲している阿羅漢のことです」と恐縮するが、釈尊は「私ほど福德を積みたいと欲している者はいない」と言って、如来は六法（施、教誡、忍、法説義説、將護衆生、求無上正真之道）に於て厭足あることなしと説かれる。

《3》目連が諸比丘に教え難い者と教え易い者の性質などについて説法する。

〔王舍城・竹林園〕

<3-1>中阿含 089 「比丘請經」（大正 01 p.571 中）：我聞如是。①一時佛遊王舍城在竹林迦蘭哆園、與大比丘衆俱受夏坐。爾時尊者大目犍連告諸比丘。諸賢、若有比丘請諸比丘。諸尊、語我教我訶我莫難於我。所以者何。諸賢、或有一人戾語成就戾語法成就。戾語法故。

* 目連が説法する。釈尊は処成就のみに登場。

<3-2>『受歲經』（大正 01 p.842 中）：聞如是。②一時婆伽婆、在羅閱祇迦蘭陀竹園、與大比丘衆俱受歲。彼時尊者大目犍連告諸比丘。諸賢、比丘受歲者、君當説君當教授。君當教誡君當愛念。謂第一故。何以故諸賢。或有人反戾難教與惡法俱。

〔参考〕

○○MN.015. ‘Anumāna-s.’ (vol.I p.095) : 目連がバッガー・スンスマーラギラ・ベーサカラーリー・鹿園で説法する。教え難き者と易い者の性質、他に愛されるように自ら修養すべきこと、悪不善の法があれば、それを捨てなければその喜悦をいつそう増進させるべきことを説く。化粧好きの若い男女の喻え。

* 釈尊が登場しない。

《4》マハーパジャーパティー・ゴータミーが釈尊に女人の出家を願い出る。

〔カピラ城・ニグローダ園〕

<4-1>中阿含 116 「瞿曇彌経」（大正 01 p.605 上）：我聞如是。①一時佛遊釋迦瘦在迦維羅衛尼拘類樹園、與大比丘衆俱受夏坐。爾時瞿曇彌大愛往詣佛所。

<4-2>『瞿曇彌記果經』（大正 01 p.856 上）：聞如是。②一時婆伽婆在釋迦瘦迦維羅衛城尼拘盧園中、與大比丘衆俱受歲。

※【参考】に挙がるべき他の諸資料については本「モノグラフ」第3号 pp.180-181、および本第10号の【論文10】を参照されたい。

《5》ローマサカンギヤ比丘がチャンダナ天から賢善一夜（Bhaddekaratta）偈を聞き、雨安居の後に舍衛城で釈尊からその解釈を聞く。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<5-1>中阿含 166 「釈中禪室尊經」（大正 01 p.698 下）：我聞如是。一時佛遊舍衛國、在勝林給孤獨園。爾時尊者盧夷強耆遊於釋中在無事禪室。……（p.699 上）⑦於是尊者盧夷強耆、在釋中受夏坐訖、過三月已補治衣竟、攝衣持鉢、往詣舍衛國、展轉進前至舍衛國、住勝林給孤獨園。爾時尊者盧夷強耆往詣佛所。

釈尊が舍衛国・祇園精舎におられた時、盧夷強耆は釈迦族のニグローダ園（無事禪室）にいた。夜明けに一人の天子が現れて「跋地羅帝偈（Bhaddekaratta、一夜賢者の教え）を受持しているか」と尋ねる。彼が「知らない」と答えると、天子は「釈尊が王舍城の竹林園におられた時に諸比丘の為に説かれた教えである」と言って、「慎みて過去を念ずること莫れ、亦た未来を願うこと勿れ」という偈を唱え、「釈尊は祇園精舎に居られるから直接受持するように」と助言する。盧夷強耆は釈迦族の地で夏坐を受けた後、祇園精舎を訪れる。釈尊は「かの天子は栴檀（Candana）である」と告げられて、「跋地羅帝偈」を解釈される。

<5-2>『尊上經』（大正 01 p.886 上）：聞如是。一時婆伽婆、在舍衛城祇樹給孤獨園。彼時尊者盧耶強耆、在釈迦瘦阿練若窟中。彼時尊者盧耶強耆。……③於是尊者盧耶強耆、彼天還不久、在釈迦瘦受歲。⑦受歲過三月已。作衣已成衣。與衣鉢俱行至舍衛城。次第而行至舍衛城。住舍衛城祇樹給孤獨園。於是尊者盧耶強耆至世尊所。

〔参考〕

○MN.134 ‘Lomasakaṅgiyabhadddekaratta-s.’ (vol. III p.199) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ローマサカンギヤ（Lomasakaṅgiya）比丘が釈迦族・カピラ城・ニグローダ園にいた。夜明けにチャンダナ天子（Candana devaputta）が彼のもとに現れて「一夜賢者の教え」を説く。彼は夜明けに舍衛城へ向けて遊行に出て、祇園精舎におられる釈尊のもとに至る。釈尊は彼のために「一夜賢者の教え」を解釈される。

《6》アナータピンディカが3ヶ月の供養を申し出る。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<6-1>雜阿含 482 (大正 02 p.122 下) : 如是我聞。①一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園、夏安居時。爾時給孤獨長者來詣佛所。……合掌白佛言。⑩唯願世尊。與諸大衆。受我三月請衣被飲食應病湯藥。爾時世尊默然而許。

釈尊が舍衛城・祇園精舎で雨安居された時、給孤獨が釈尊のもとに至り3ヶ月間の衣被・飲食・応病湯薬の供養を申し出て、釈尊がこれを許される。3ヶ月を過ぎて再びやって来

た給孤独に、釈尊は「時々遠離と喜楽を学ぶように」と説かれ、舍利弗がそれを敷衍する。

[参考]

○○AN. 005-018-176 (vol. III p.206) : アナータピンディカ長者が 500 人の優婆塞とともに釈尊のおられるところに詣である。釈尊は彼らに「諸比丘に衣・食・臥具・薬を用意することだけに満足せずに、遠離と喜楽を学ぶように」と説かれる。舍利弗がそれを敷衍し、釈尊がそれを是とされる。

《7》 釈尊が三十三天でマーヤーに説法する。

[三十三天]

<7-1>雜阿含 506 (大正 02 p.134 上) : 如是我聞。①一時佛住三十三天貶色虛軟石上。去波梨耶多羅拘毘陀羅香樹不遠、夏安居、爲母及三十三天説法。③爾時尊者大目犍連在舍衛國祇樹給孤獨園安居。

釈尊が三十三天の貶色虛軟石の上、波梨耶多羅拘毘陀羅香樹の近くで雨安居して母と三十三天の為に説法されていた時、目連は舍衛城・祇園精舎にて雨安居していた。四衆が 3 ヶ月の雨安居を終わって釈尊の還来を目連に乞う。目連は三十三天に赴く。釈尊は閻浮提・僧迦舍城・優曇鉢樹下に降下される。

<7-2>增一阿含 036-005 (大正 02 p.703 中) : 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊與大比丘衆五百人俱。爾時釋提桓因如屈申臂頃、來至世尊所頭面禮足在一面坐。爾時釋提桓因白世尊言。如來亦說。夫如來出世必當爲五事。云何爲五。當轉法輪當度父母。無信之人立於信地。未發菩薩心令發菩薩意。於其中間當受佛決。此五因緣如來出現必當爲之。今如來母在三十三天欲得聞法。今如來在閻浮里內四部圍遼。國王人民皆來運集。善哉世尊。可至三十三天與母説法。是時世尊默然受之。…… (p.706 下) ⑧是時世尊以經三月便作是念。閻浮里人四部之衆、不見吾久甚有虛渴之想。我今當捨神足使諸聲聞知如來在三十三天。是時世尊即捨神足…… (p.707 中) ④爾時尊者須菩提在羅閱城耆闍崛山中、在一山側縫衣裳。是時須菩提聞世尊今日當來至閻浮里地。四部之衆靡不見者。我今者宜可時往問訊禮拜如來。爾時尊者須菩提便捨縫衣之業、從坐起右脚著地。是時彼復作是念。此如來形何者。是世尊爲是眼耳鼻口身意乎。往見者復是地水火風種乎。一切諸法皆悉空寂無造無作。……爾時尊者須菩提還坐縫衣。

釈尊が 500 人の比丘と共に祇園精舎におられた時、帝釈天が釈尊のもとに現れて忉利天にいる如來の母のための説法を要請する。釈尊はこれを黙然として受けられる。その時、ナンダ竜王とウパナンダ竜王が閻浮提を火事にし、阿難に因縁を尋ねられた釈尊は「竜王の瞋恚によるもの」と答えられる。摩訶迦葉、阿那律、離越、摩訶迦旃延、須菩提、優陀夷、娑竭陀が竜王を降伏することを申し出るが、釈尊は最後に申し出た目連に許可を与えられる。彼は須弥山にいる竜王のもとに行って教化し、竜王を連れて釈尊のもとに戻る。人の姿となった 2 人の竜王は釈尊に帰依し、優婆塞となる。波斯匿王が閻浮提の火事の因縁を尋ねに釈尊のもとを訪れる。人の姿の竜王が立って歓迎しないのを見て、王は自国の民であれば幽閉し、他国の者であれば殺してしまおうと考える。竜王は王の心の内を知って祇園精舎の近くに身を隠す。王はこの 2 人を臣下に探索させたが、見つけることができなかった。竜王は王に対して瞋恚を起し、害そうとするが、釈尊に

命じられた目連がこれを止めさせる。その後、七宝や飲食を施すために釈尊のもとを訪れた王に、釈尊はことの次第を説明し、それを目連に与えるように指示される。王は釈尊と目連に感謝の念を表して立ち去る。

釈尊は四衆に懈怠があるのを見られて、四衆に告げずに独り、祇園精舎から忉利天へ赴かれる。帝釈天が出迎える。如来の母摩耶が天女を引連れて釈尊のものに至り、釈尊が三論（戒論、施論、生天論）、四諦の教えを説かれると、法眼淨を得た。帝釈天は人間の時節で人間の飲食を施す。波斯匿王と優填王が阿難のもとに来て「今、釈尊はどこに居られるのか」と質問したが、彼も分からない。優填王は臣下の進言により牛頭旃檀で5尺の形像を造って供養する。これを聞いた波斯匿王も紫磨金で5尺の形像を造って供養する。また四衆の人々は阿難と阿那律のもとにやって来て釈尊の所在を尋ねるが、2人とも分からない。

釈尊は3ヶ月を経たところで神足を捨てられ、声聞らに忉利天の善法講堂にいることを知らせる。そこで目連が忉利天に行って釈尊に戻られるよう願い、釈尊は7日後、僧迦尸（Saṅkassa）の大池の側に降りることを告げられる。これを聞いた四部衆、並びに波斯匿王、優填王、悪生王、優陀延王、頻婆娑羅王は大歓喜し、これらの人々と迦毘羅衛城の人々らは釈尊の降下されるところへと向う。

7日の初めに釈提桓因は自在天子に命じて須弥山の頂きから僧迦尸の大池に至る3つの道を造らせた。このとき釈尊は「五盛陰は苦である。これを滅すれば、涅槃の道の有ることを知る」と説かれ、「若し能くこの法に於て、懈怠すること無くんば、便ち生死を尽すべし」という偈を唱えられる。梵天は右の銀道に、釈提桓因は左の水精道にあって、釈尊は中道を歩まれる。優鉢華色比丘尼が転輪王の姿をとつてかけつける。王舍城の耆闍崛山で衣を縫っていた須菩提は一度かけつけようと考えるが、思い直して再び衣を縫い始める。

〔参考〕

○SN.040-010 (vol.IV p.269) : 目連が祇園精舎より三十三天に現れ、帝釈天が天子らと共に彼のもとに来る。目連は「仏と法と僧伽に帰依する因により、また三宝に対する絶対の淨信と戒を具足する因により、ある衆生は命終の後に天界に再生する。そして彼らは10種の事柄（寿命、容色、安樂、名声、主權、色、声、香、味、触）で、他の天に勝れている」と説く。

*目連が三十三天に現れるという点のみの一致。釈尊は登場しない。

※他の諸資料については本「モノグラフ」第3号 pp.178-179 参照。

《8》ミガサーラー（鹿住）が、梵行者であった父と非梵行者であった叔父への記別が同じであることに不満を言う。

〔釈迦国・メーダルンパ〕

<8-1>雜阿含 991 (大正 02 p.258 上) : 如是我聞。①一時佛住釋氏彌城留利邑、夏安居。
③有餘比丘於舍衛國祇樹給孤獨園、夏安居。……⑦時彼比丘三月夏安居訖、作衣竟、持衣鉢、往詣彌城留利釋氏邑、到已舉衣鉢、洗足已往詣佛所、稽首佛足退坐一面、以共鹿住優婆夷所論說事、向佛廣說。

釈尊が釈迦国・メーダルンパ（彌城留利）邑で雨安居を過ごされている時、余の比丘は舍衛城・祇園精舎で雨安居を過ごす。舍衛城の諸比丘が行乞でミガサーラー（鹿住）優

婆夷の家に行った時に、鹿住が「父の富蘭那は先に梵行を修し、叔父の梨師達多は梵行を修さなかったのに、釈尊が2人は同時に死んで同じ果報を受けると記別されたのはおかしい」と言う（鹿住の述べた内容はここでは省略されているが、「如上阿難修多羅説」とされていて、雑阿含經 990 にその内容を知ることができる）。諸比丘は「衆生の機根の優劣を知ることはできるのは如来のみである」と説く。3ヶ月を過ぎて諸比丘が釈尊の居られるメーダルンパ邑に赴いて上の顛末を伝えると、釈尊は「人と人との量りくらべてはならない、如来だけが人を知ることができる」と説かれる。

* AN.006-005-044 に対応する。

[参考]

○AN.006-005-044 (vol. III p.347) : 阿難がミガサーラーの家を訪れた時に、ミガサーラーは「何故、釈尊は梵行者であった自分の父プラーナと非梵行者であった叔父のイシダッタに、2人とも同じ果報を得るという記別を与えられたのか」と非難する。阿難は「しかし、そのように世尊は説かれたのだ」と答え、それから釈尊のもとを訪れる。釈尊の説法。

* 内容的に<8-1>に対応する。

○AN.010-008-075 (vol. V p.137) : 釈尊が舍衛城の祇園精舎におられた時、阿難がミガサーラーの家を訪れ、ミガサーラーは「何故、釈尊は梵行者であった自分の父プラーナと非梵行者であった叔父のイシダッタに、2人とも同じ果報を得るという記別を与えられたのか」と非難する。阿難は「しかし、そのように世尊は説かれたのだ」と答え、それから釈尊のもとを訪れる。釈尊の説法。

* 雜阿含 990 に対応する。

○雑阿含 990 (大正 02 p.257 中) : 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。爾時尊者阿難晨朝著衣持鉢、詣舍衛城次第乞食、至鹿住優婆夷舍。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、行乞に来た阿難に鹿住が語る。阿難は精舎に戻って釈尊に告げ、釈尊が説法される。

* AN.010-008-075 に対応する。<8-1>との違いは、比丘が阿難になっていることである。

《9》魔が諸比丘の邪魔をするために老婆羅門の姿をとってあらわれて、「未だ若いのであるから愛欲を享受せよ」と誘惑する。

[釈迦国・シラーヴァティー]

<9-1>雑阿含 1099 (大正 02 p.289 上) : 如是我聞。④一時佛住釋氏石主釋氏聚落。時有衆多比丘集供養堂、爲作衣事。時魔波旬作是念。今沙門瞿曇住於釋氏石主釋氏聚落。④衆多比丘集供養堂、爲作衣故。我今當往爲作留難。化作少壯婆羅門像。

[参考]

○SN.004-003-001 (vol. I p.117) : ある時、世尊は釈迦国のシラーヴァティーにおられた (ekam samayam bhagavā saksesu viharati silāvatiyam)。

* 内容は<9-1>に対応するが作衣に言及なし。

《10》多くの比丘がコーサラ国の一林中で雨安居し、去る時に天神が別れを惜しむ。

[舍衛城・祇園精舎]

<10-1>雑阿含 1331 (大正 02 p.367 下) : 如是我聞。③一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。時有衆多比丘、於拘薩羅國人間遊行、住一林中夏安居。彼林中有天神住。知十五日諸比丘受歲。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、多くの比丘が拘薩羅国を遊行し、一林中で雨安

居する。天神が、15日に受歲して林から去る諸比丘との別れを惜しむ。

〔参考〕

◎SN.009-004 (vol. I p.199) : 多くの比丘がコーサラ国のある林で雨安居を過ごした。天神が、諸比丘が3ヶ月を過ぎて遊行に出る時、別れを惜しむ。

* 釈尊が登場しない。

◎別訳雜阿含 351 (大正 02 p.489 中) : 爾時衆多比丘在俱薩羅園竹林中夏坐安居。彼園林中有天神住。天神愁念而作是言。今僧自恣月十五日已復欲去。更有天神即問之言。汝今何故愁憂如是、即說偈言

多くの比丘が俱薩羅國の竹林中で雨安居を過ごした。天神らが、15日に自恣を終えて遊行に出ようとする諸比丘との別れを惜しむ。

* 釈尊が登場しない。

《11》 金剛子が阿羅漢になる。

〔王舍城・竹林園〕

<11-1>雜阿含 1340 (大正 02 p.369 下) : 如是我聞。一時佛住王舍城迦蘭陀竹園。③時有尊者金剛子、住巴連弗邑一處林中。時巴連弗邑人民夏四月過作橋牟尼大會。時尊者金剛子聞世間大會、生不樂心而說偈言

獨一處空林 猶如棄枯木 ③夏時四月滿 世間樂莊嚴 普觀諸世間 其苦無過我爾時林中住止天神即說偈言。

釈尊が王舍城・竹林園におられた時、パータリップタ（巴連弗）村の一林中に尊者金剛子（Vajjiputta?）がいた。パータリップタ村では夏の4ヶ月が過ぎて「橋牟尼大會」が催されていた。そのにぎやかさを聞いて不樂心を生じている彼を、ある天神が偈を唱えて励ます。彼は專精思惟して諸煩惱を断じて阿羅漢を得る。

* 「橋牟尼」は‘komudi’ ‘kaumudi’ の音写であろう。

〔参考〕

◎SN.009-009 (vol. I p.201) : ヴァッジピッタの比丘があるヴェーサーリーの森にいた時に、ヴェーサーリーで夜通しの祭 (sabbaratticāra) があって、そのにぎやかさを聞きながら自身を嘆く偈を唱える。それを聞いた天神が偈を唱えて比丘を驚覚させる。

* 釈尊が登場しない。ヴァッジピッタの比丘が阿羅漢になる記事はない。

◎別訳雜阿含 360 (大正 02 p.491 中) : 爾時跋耆子、遊俱薩羅國住止彼林。時彼国人一切皆作拘蜜提大会。七日七夜。爾時跋耆子見是事已、心小退壞。即說偈言

我在林樹間 譬如彼棄木 我今如棄木 獨處寓空林 今日到滿月 誰苦劇於我爾時天神知其所念說偈問言。

* 釈尊が登場しない。<11-1>の「夏時四月滿」がここでは「到滿月」とされている。また跋耆子が阿羅漢になる記事はない。

《12》 舍利弗と目連の入滅

〔王舍城・竹林園〕

<12-1>增一阿含 026-009 (大正 02 p.639 上) : 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊與大比丘衆五百人俱。①爾時世尊欲詣羅閱城夏坐。③舍利弗亦欲詣羅閱城夏坐。千二百五十弟子、皆欲詣羅閱城夏坐。……①爾時世尊將諸比丘舍利弗目犍連等、遊羅閱城迦蘭陀竹園、受夏坐已。

舍衛城の祇園精舎に 500 人の比丘とともにおられた釈尊が、王舎城で雨安居を過ごそうとされる。舍利弗を含むその他の 1250 人の比丘も王舎城で雨安居を過ごすことにする。釈尊は舍利弗、目連を率いて王舎城に赴いて竹林精舎で雨安居に入った後、釈尊が背痛をうつたえて舍利弗に説法させる。

目連が王舎城で乞食している時に執杖梵志に襲撃され、神足をもって精舎に帰り、舍利弗に自分が涅槃に入ることを伝える。舍利弗は目連にしばらく待つように言って釈尊のもとに行き、自分が入滅する許しを得てから生國の摩痺国に赴き、チュンダ（均頭）沙弥に看取られて入滅する。舍利弗の滅後、チュンダ沙弥が舍利をもって阿難のところに至り、それから 2 人で釈尊に舍利弗の入滅を伝える。

舍利弗の入滅を知った目連は釈尊に自分も滅度する許しを得て、王舎城から生國の摩痺村に行って滅度する。2人の弟子を失った釈尊は 500 人の比丘とともに、王舎城から那羅陀村へ至り、そこで転輪王と漏尽阿羅漢と辟支仏と如來の入滅に際してはストゥーパを立てて供養すべきことを説かれる。

[参考]

SN.047-013 (vol. V p.161) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、舍利弗がマガダ国のナーラ村 (Nālagāmaka) で病気に罹り、侍者のチュンダ沙弥 (Cunda samanuddesa) に看取られて般涅槃する。チュンダ沙弥は舍利弗の衣と鉢を携え、祇園精舎の阿難のもとに至りこれを告げ、2人して釈尊のもとへ行って報告する。

雜阿含 638 (大正 02 p.176 中) : 如是我聞。一時佛在王舎城迦蘭陀竹園。爾時尊者舍利弗、住摩竭提那羅聚落、疾病涅槃。純陀沙彌瞻視供養。爾時尊者舍利弗因病涅槃。時純陀沙彌供養尊者舍利弗已、取餘舍利、擔持衣鉢、到王舎城。

SN.047-014 (vol. V p.163) : 釈尊はヴァッジ国 (Ukkacelā) のガンガの岸に多くの比丘とともにおられた。舍利弗・目連が般涅槃して未だまもない頃であり、釈尊が諸比丘に説法する。

雜阿含 639 (大正 02 p.177 上) : 如是我聞。一時佛住摩偷羅國跋陀羅河側傘蓋菴樹林中。尊者舍利弗、目犍連涅槃未久。爾時世尊月十五日布薩時、於大衆前敷座而坐。爾時世尊觀察衆會已、告諸比丘。我觀大衆。見已虛空。以舍利弗大目犍連般涅槃故。

《13》 釈尊がコーサンビー・ゴーシタ園におられた時、舍衛城で雨安居を過ごしたある比丘がコーサンビーに来る。途中ウデーナ王と一悶着ある。

[コーサンビー・ゴーシタ園]

<13-1> 増一阿含 031-002 (大正 02 p.667 上) : 聞如是。一時佛在拘深瞿師園中。過去四佛所居之處。……當於爾時舍衛城中有一比丘、便作是念。⑬與世尊別久。欲往禮敬承受問訊。 爾時彼比丘到時。……又以神足飛在虛空。往詣拘深園中。……是時彼比丘到瞿師園中。還捨神足以常凡法至世尊所。頭面禮足在一面坐。爾時世尊問比丘曰。⑬云何比丘、在舍衛城勞於夏坐乎。

釈尊が拘深・瞿師園の過去四仏の所居の処におられた時、ある比丘が舍衛城での雨安居を終えて、釈尊に会うために虚空を飛んで拘深園に来る。比丘が（釈尊に会う前に）拘深園に坐していると舍弥夫人が五百女人とともにそこに至り、その比丘を敬う。それを見た優填王が怒って比丘を損なおうとするが、舍弥夫人に制止される。王は答えないかんによっては比丘を殺害しようと考えて比丘に禪中間事を問うが、比丘は黙して答えず、

樹神が王の注意を引いている間に比丘は釈尊のいる瞿師園に行く。釈尊は彼に、王に法を説くべきであったと言われる。

《14》月光長者の息子シーヴアリが20歳になって出家し、幾日も経ないうちに阿羅漢になり、舍衛城を去って王舍城・竹林園へ行く。耆闍山の東、広普山の西で雨安居を終えると舍衛城・祇園精舎の釈尊のもとへ来る。

[舍衛城・祇園精舎]

<14-1>增一阿含 033-002 (大正 02 p.683 上) : 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時舍衛城中有月光長者。…… (p.684 中) 時尸婆羅復作是念。我今向在何處夏坐。令人不知吾處。復重作念。當在耆闍山東廣普山西於中夏坐。③即將五百比丘在彼山中而受夏坐。……⑦⑪是時尊者尸婆羅便作是念、我今已夏坐訖。不見如來甚久。今可往親觀世尊。即將五百比丘往舍衛城。…… (p.684 下) 是時尊者尸婆羅往詣祇洹精舍至世尊所。

釈尊は舍衛城・祇園精舎におられた。舍衛城に月光長者があり、子宝に恵まれず、子を授かるように天神に願ってようやく子を授かる。子を尼犍子に見せたところ薄福の子であるから殺すよう言われる。釈尊が成仏して未だ久しうからざる時、月光長者は釈尊を訪ねて子を見せたところ、大福あって出家して阿羅漢になるとと言われる。月光長者は釈尊を食事に招き、また子に「シーヴアリ（尸婆羅）」と名付けてもらう。月光長者夫婦は釈尊の教えを聞き、法眼淨を得、五戒を受ける。シーヴアリは20歳になると出家して幾日もたたないうちに阿羅漢となる。シーヴアリは舍衛城を去って王舍城・竹林園へ行く。耆闍山の東、広普山の西で雨安居する。雨安居を終えた彼は、再び舍衛城の祇園精舎におられる釈尊のもとへ行く。

*パーリ資料ではシーヴアリ (Sivali) について全く異なる誕生の経緯が語られる。Jātaka-A.100 ‘Asātarūpa-j.’ (vol.I p.407) によれば釈尊がクンディヤナガラ (Kuṇḍīnagara) のクンダダーナ林 (Kuṇḍadadhānavana) におられた時、7年と7日の間妊娠していたコーリヤ族の娘スッパヴァーサー (Suppavāsā) が、夫を通して釈尊を敬い、無事出産する。スッパヴァーサーは出産の7日後に釈尊と僧伽を食事に招こうとするが、その時、目連を支持するある優婆塞が同日の食事に僧伽を招いていて、釈尊は目連に言って、その優婆塞に順番を後にまわってもらう。招待された食事に際し、舍利弗がスッパヴァーサーの息子に安否を尋ねると、シーヴアリは「7年母胎にあってどうして健やかでありましょうか」と答える。その後、シーヴアリは7歳で出家し、20歳で具足戒を受けて阿羅漢になる。

Udāna002-008 にほぼ同様の記事がある。ただし釈尊の所在をクンディヤー (Kuṇḍiyā) のクンディッタナ (Kuṇḍitṭhana) 林とし、僧伽の招待を出産の翌日をする。またシーヴアリの出家についての記述を欠く。スッパヴァーサーの息子の名は記されていないが、これはシーヴアリであることは間違いない (Udāna-A. p.123 参照)。他に AN-A. (vol I p.243) 、Dhammapada-A.. (vol.IV p.192) 、Theragāthā-A. (vol.I p.144) にも対応記事がある。

《15》舍衛城におられた釈尊がビンビサーラ王の請で王舍城で雨安居を過ごされて王からの供養を受ける。

[舍衛城・祇園精舎]

<15-1>増一阿含 034-005 (大正 02 p.694 上) 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊與諸比丘五百人俱。……爾時頻毘婆羅王……聞法已白世尊言。⑤唯願如來、當在

羅閱城夏坐。……爾時世尊默然受頻毘娑羅王請。……爾時世尊出舍衛國。……至羅閱城迦蘭陀竹園所。

釈尊が500人の比丘と共に舍衛城・祇園精舎におられた時に、頻婆娑羅王が祇園精舎に来て釈尊に王舍城で雨安居を過ごされるよう請う。釈尊はこれを黙然として受けられる。王は再び王舍城に戻り、大講堂を建立し、衣、飲食、臥具、医薬を用意する。釈尊が500人の比丘を率いて竹林園に到着されると、ビンビサーラ王は竹林園に出向いて釈尊を翌日の食事に招く。食後に釈尊が説法される。

王舍城中の人々が順々に供養する。王舍城の諸梵志が皆で資金を出しあって供養することになった。その中の1人、鷄頭梵志は貧しくて資金を出せず、のけものにされる。彼は妻と相談の上、借金して資金を作るも、すでに準備が整ったのでいらないと言われ諸梵志の仲間に入れてもらえなかつた。鷄頭は妻の助言で釈尊に会いに行き、釈尊から如来と僧を供養するように勧められる。鷄頭の供養は釈提桓因、毘沙門天の助力あって盛大なものになる。比丘の人数が足りないほどであったが、釈尊の助言で鷄頭は香炉を持って高台に登り、東南西北の阿羅漢を悉く招き、7日の間、衣、飲食、臥具、医薬の供養を行う。舍鳩利という比丘尼が天眼をもって集っていない阿羅漢がいないことを確認し、釈尊から比丘尼の天眼第一と称賛される。供養が終つてから鷄頭は出家を求め、出家し、阿羅漢になる。

<15-2>『頻毘娑羅王詣佛供養經』（大正02 p.855）：如是我聞。一時婆伽婆、在舍衛城祇樹給孤獨園、與大比丘衆千二百五十人俱。……爾時摩竭王頻毘娑羅告諸群臣。汝等嚴駕羽葆車。所以然者。我欲往迦尸拘薩羅國問訊世尊禮拜承事。……爾時摩竭王頻毘娑羅乘羽葆車。群臣人民前後圍遶、從羅閱城出、以王威力漸漸往詣迦尸拘薩羅、至舍衛城祇樹給孤獨園。……爾時摩竭國王頻毘娑羅、從佛聞微妙法、聞微妙法已白世尊言。⑤願如來、受我三月請遊羅閱城、當供養衣被飲食床臥具病瘦醫藥及比丘僧。爾時世尊默然受頻毘娑羅王請。

*<15-1>と等しいがビンビサーラの供養で終つており、鷄頭梵志の物語を含まない。

《16》ウルヴェーラ・カッサパの請により、釈尊が3ヶ月をウルヴェーラで過ごす。

〔ウルヴェーラ〕

<16-1>増一阿含 024-005「高幢品」（大正02 p.618上）：（p.619中）爾時世尊便往至優留毘村聚所。爾時連若河側有迦葉在彼止住。……（p.620上）⑤爾時迦葉白世尊曰。大沙門、當受我九十日請、所須衣被飯食床臥具病瘦醫藥盡當供給。爾時世尊默然受迦葉請。

（5人の比丘を阿羅漢にした後）釈尊がウルヴェーラ（優留毘）村に赴かれ、ウルヴェーラ・カッサパの石室から龍を降伏して出て来られたところで、ウルヴェーラ・カッサパが釈尊に90日の滞在を請う。

* *Jātaka-A., ‘Nidānakathā’* (vol. I p.086) に ‘uruvelam gantvā tathā tayo māse vasanto tebhātikajatile vinetvā’ とあって、釈尊のウルヴェーラにおける滞在をやはり3ヶ月とする。

※他の諸資料については本「モノグラフ」第3号 pp.142-144 参照。

《17》ヴェーサーリーで疫病が蔓延し、釈尊は王舎城で雨安居に入ろうとしていたが、ヴェーサーリーに赴く。

[王舎城・竹林園→ヴェーサーリー・獮猴池辺]

<17-1>增一阿含 038-011 (大正 02 p.725 中) : 聞如是。一時佛在羅閱城加蘭陀竹園所、與大比丘衆五百人俱。……爾時阿闍世王白世尊言。⑤唯願世尊、受我請在羅閱城九十日夏坐。爾時世尊默然受王請。……是時世尊清旦將諸比丘衆。前後圍繞出迦蘭陀竹園所。往詣毘舍離城。…… (p.727 下) 諸有疾病之人各得除愈。爾時世尊遊在獮猴池側、國土人民承事供養衣被飯食床臥具病瘦醫藥、隨其貴賤、各來飯佛及比丘僧、亦受八關齋不失時節。是時毘舍離城内。有六師在彼遊化。

釈尊が500人の大比丘衆と共に王舎城・竹林園におられた時、阿闍世王が釈尊のもとを訪れて王舎城での90日の雨安居に招き、釈尊はこれを承諾される。阿闍世王が衣、飲食、臥具、医薬を供養している時に、ヴェーサーリーでは鬼神が興盛して人民が多数死亡していた。ヴェーサーリーの人々は集って談義し、釈尊を招き、鬼神を退散させていただこうということになった。そこで最大という名の長者が王舎城にいる釈尊のもとに赴いて事情を告げ、ヴェーサーリーに来て下さるよう懇願する。釈尊は長者に「阿闍世王の許可があれば」と答えられるが、最大長者は「それは難しい。阿闍世王はヴェーサーリーの不幸を喜ぶから」と言う。釈尊は最大長者を通して阿闍世王に記別を与えられ、阿闍世は釈尊がヴェーサーリーに赴かれることをしぶしぶ認める。

釈尊は阿闍世王や釈提桓因、河神からそれぞれ500の宝蓋をさしかけられ、微笑まれ、阿難の問い合わせに答えて愛念太子の過去話を語られる。釈尊はヴェーサーリーに入ると偈を唱えて鬼神を退散させ、獮猴池の辺に遊在され、衣、飲食、臥具、医薬の供養を受けられる。その頃ヴェーサーリーに滞在していた六師外道は自分たちが供養を受けられなくなったことを嫉み、集って釈尊を打ち負かす相談をしていたところに、輸盧尼 (*Śroni?*) 比丘尼が虚空を飛んで六師に偈をもって語りかけて六師を屈服させる。釈尊は彼女を「比丘尼の外道を降伏する第一」と称賛される。

* 釈尊が毘舍離で雨安居に入られたという記述はない。

[参考]

☆*Mahāvastu* (vol. I p.253) : 王を阿闍世王ではなくビンビサーラとする。ヴァイシャーリーから派遣される使者の名は「トーマラ」 (Tomara) である。

《18》釈尊が騒々しくした諸比丘を連れてきた舍利弗・目連を去らせようとする。

[釈迦国・アーマラキーヴァナ]

<18-1>増一阿含 045-002 (大正 02 p.770 下) : 聞如是。一時佛在釋迦國婆梨果園、與大比丘衆五百人俱。⑦是時尊者舍利弗、尊者目乾連、於彼夏坐已、將五百比丘在人間遊化、漸漸來至釋迦村中。

釈尊が大比丘衆500人とともに釈迦 (サッカ) ・闍婆梨果園 (アーマラキーヴァナ) におられた時、舍利弗と目連が余処で雨安居を終えて、500人の比丘を連れて釈尊の所へ到来する。客比丘らと旧比丘らが大声で話して騒がしくなり、釈尊は阿難から理由を聞いて舍利弗・目連を呼び、連れてきた比丘らを連れて出て行くように命じられるが、

釈迦族の人々と梵天王の嘆願によって、彼らは釈尊のところへ戻ることができた。

[参考]

- MN. 067 ‘Cātumā-s.’ (vol. I p.456) : 釈尊がチャートゥマー村のアーマラキーリにおられた時、舍利弗と目連を上首とする500人の比丘が釈尊に見えようとチャートゥマー村に至る。比丘らが大声でしゃべって騒がしくなり、釈尊は阿難に言って舍利弗と目連を去らせる。
- 遊四衢經（大正 02 p.860 上）：聞如是。一時釈氏舍夷阿摩勒葉樹園。爾時賢者舍利弗、摩訶目乾連比丘、遊行諸國經歷一年、與大比丘衆、俱比丘五百還至葉樹、欲見世尊。是等來還比丘衆多各共語言、各各着衣持鉢、其声高大音響暢逸。佛以豫知問賢者阿難。此何比丘。揚大音声其響洋逸。如捕魚師揚聲驗逸。

《19》コーサラ国で雨安居を終えた諸比丘が釈尊のもとに赴く途中で賊に身包み剥がされ、裸で祇園精舎に行く。從非親俗人乞衣戒の因縁

[コーサラ国]

<19-1>四分律「捨墮 006」（大正 22 p.608 下）：⑦時有衆多比丘、在拘薩羅國夏安居竟、十五日自恣已、十六日執持衣鉢往世尊所。昼日熱不可行夜便行、失正道從邪道行。時值賊劫他大得財物還、於邪道相值。……諸比丘露形而去、至祇桓在門外立。……諸比丘即借衣著已往世尊所、頭面禮足在一面坐。世尊慰勞諸比丘言。⑫汝等身安隱不。住止和合安樂不。不以飲食爲苦耶。

（「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」制定の後）時に多くの比丘がコーサラ国で雨安居を終え、十五日に自恣を行い、十六日に釈尊のもとに赴いた。昼の熱さを避けて夜に進み、道に迷って賊に出くわして衣鉢を盗られ、露形で祇園精舎に至った。祇園精舎の諸比丘は彼らを尼犍子と見誤り、中に入れようとしている。ウパーリが彼らを審問して、尼犍子でないことが判明する。「若し比丘、非親里居士若しは居士婦より衣を乞わんに、餘時を除いて尼薩耆波逸提なり。餘時とは、若し比丘、奪衣・失衣・焼衣・漂衣す、是れを餘時と謂う」。

[参考]

- Vinaya ‘Nissaggiya006’ (vol. III p.212) : (「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」制定の後)多くの比丘がサークータより舍衛城の長路を行く途中で、賊に衣を奪われてしまう。「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」と定められているため、比丘らは裸のまま舍衛城に至る。舍衛城の諸比丘は彼らを邪命外道 (ājivaka) であると思うが、ウパーリが検問して比丘であることが判明する。釈尊は、衣を奪われた時などに非親里の居士或いは居士婦に衣を乞うことを許され、また裸形にて歩き回ることを回避するための決まりを制定される。

○五分律「捨墮 006」（大正 22 p.027 下）：爾時衆多比丘隨估客行、失道遇劫剥奪、赤肉裸形而還向舍衛城。

（「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」制定の後）その時、多くの比丘は估客に随って行き、道に迷い、賊に身包み剥がされ、舍衛城に帰ってきた。祇園精舎に至ると、その諸比丘に検問される。しかし、衣をもらはず、裸のまま釈尊に会い呵責される。「若し比丘、非親里居士・居士婦より衣を乞わんに、因縁を除き尼薩耆波逸提なり。因縁とは、奪衣・失衣・焼衣・漂衣・衣壊なり、是れを因縁と名く」。

○十誦律「尼薩耆 006」（大正 23 p.044 下）：佛在舍衛國。爾時波羅比丘、從橋薩羅國遊行、向舍衛國。道中遇賊奪衣、裸形而行。時作是念。佛結戒、不得從非親里乞衣。我親里遠。今當裸形到舍

衛國。即便來入祇桓禮舊比丘。舊比丘問。汝何人。答言。我是沙門。

(「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」制定の後) 波羅比丘は、コーサラ国から舍衛国に向かう途中で賊に衣を奪われ、裸形で祇園精舎に至る。旧比丘に検問され、六群比丘から衣を借りて釈尊に会う。「若し比丘、非親里居士、居士婦より衣を乞えば尼薩耆波逸提なり、餘時を除く、餘時とは、奪衣・失衣・焼衣・漂衣なり、是れを時と為す」。

僧祇律「尼薩耆波夜提 006」(大正 22 p.302 上)：復次佛住舍衛城。廣説如上。爾時北方有六十比丘、來詣舍衛城禮觀世尊。中道被賊失衣、裸形入祇桓精舎、禮諸比丘。

(「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うことを許さず」制定の後) 釈尊は舍衛城におられた。北方に六十の比丘があつて、釈尊に会うために舍衛城へ向かう途中、賊に衣を奪われ、裸形のまま祇園精舎に入る。諸比丘に検問され、衣をもらい、釈尊に会って事情を話す。「若し比丘、非親里居士・居士婦より衣を乞うは尼薩耆波逸提なり、餘時を除く。餘時とは、失衣時なり、是れを餘時と名く」。

○根本有部律「泥薩祇波逸底迦 006」(大正 23 p.729 中)：爾時世尊爲諸苾芻初制學處。佛在逝多林。時有四十苾芻、遊行人間被賊劫奪無有衣服。時諸苾芻共作是議。如世尊制、不許從非親族居士若居士婦乞衣。我於此處無有親族、宜可還向室羅伐城。於同梵行者邊從覓衣服。我等如何露形而去。議曰。夜在道行畫當潛伏。如是漸漸夜至寺門。

(「非親里の居士、或いは居士婦に衣を乞うならば尼薩耆波逸提」制定の後) 釈尊は祇園精舎におられた。四十の比丘が人間を遊行して賊に身包み剥がされて裸になった。非親族から衣を乞うことは許されておらず、親族が近辺にないので、彼らは舍衛城に還ることにする。昼間、裸で出歩くわけにいかないので、夜だけ進んだ。寺門について、そこの比丘に外道と間違えられたが、事情を話して入れてもらい、衣をもらって釈尊に会う。「若し復た比丘、非親里居士・居士婦より衣を乞わんに、餘時を除きて、泥薩祇波逸底迦なり。餘時とは奪衣・失衣・焼衣・吹衣・漂衣なり、此は是れ時なり」。

《20》マハーパジャーパティーの要請により、比丘尼教誡人の制度が定められる。輒教尼戒の因縁

[舍衛城・祇園精舎]

<20-1>四分律「单提 021」(大正 22 p.647 中)：①爾時世尊在舍衛國祇樹給孤獨園、與大比丘衆五百人俱、於中夏安居。盡是所知識、如舍利弗……如是等五百人俱。③爾時大愛道比丘尼、差摩比丘尼……如是等五百比丘尼、大愛道爲首、於舍衛國王園中夏安居。爾時大愛道往至世尊所、頭面禮足在一面坐、坐已白世尊言。唯願世尊、聽諸比丘與比丘尼教誡施法。佛告大愛道瞿曇彌。今聽諸比丘與比丘尼教誡與比丘尼說法。爾時大愛道頭面禮足而去。

釈尊が舍衛城・祇園精舎において舍利弗など500人の諸比丘、大愛道を首とする500人の諸比丘尼と雨安居された時、大愛道が釈尊に比丘が比丘尼を教誡することの許可を得た。阿難はチュッラパンタカ(般陀)比丘を比丘尼教誡人に指名したが、一偈を説いただけで第四禪に入定してしまったので、六群比丘尼が彼を馬鹿にして六群比丘に教誡を要請したが、彼らは余事を説いて法を説かなかった。比丘尼教誡人の選び方とその資格と内容(八重法)を定められる。「選任されないで比丘尼を教誡すると波逸提」。

<20-2>根本有部律「波逸底迦 021」(大正 23 p.792 上)：爾時佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。①佛於此處為夏安居、與五千苾芻俱。③有耆宿苾芻尼、亦在此王園寺而作安居。

釈尊が舍衛城・祇園精舎において5000人の諸比丘と一緒に雨安居された時、諸比丘尼

も王園寺で雨安居した。大世主比丘尼は釈尊に諸比丘尼に対する教誡を依頼したが、自分は年老いて氣力が無くなつたといつて、比丘が順番に教誡することを定められた。ナンダカ（難鐸迦）は順番になつたことを阿難に知らされ、王園寺に行って説教して満足させる。

六群比丘がつまらないことを云つて笑わせるばかりで諸比丘尼を満足させることができなかつたので、教誡比丘尼人を選任する手続きが定められる。資格についての「七法」「選任されないで比丘尼を教誡すると波逸提」以下、マハーパンタカ（大路）、チュッラパンタカ（小路）の因縁譚。そのチュッラパンタカが教誡の番に当たり笑われる。六群比丘が選任されずに教誡する。「八他勝法」十二衆比丘尼にちなむ過去の因縁譚。

[参考]

○Vinaya ‘Pācittiya021’ (vol.IV p.049) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、六群比丘が衣服や寝具などを得るために長老比丘のまねをして諸比丘尼を教化しようとして俗語をなす。釈尊は「選任されずして教誡すれば波逸提」と定め、教誡比丘尼人の資格・選任の仕方・任務を定められる。

○五分律「墮 021」(大正 22 p.045 上) : 佛在舍衛城。爾時諸比丘、不教誡比丘尼不爲説法、由此空無所得、而反呵罵。由汝輩故、令佛正法滅五百歳、使一切人不敬沙門輕賤比丘不加供養。時波闍波提比丘尼、與五百比丘尼來詣佛所。……於是世尊、爲比丘尼種種説法、示教利喜已遣還所住。佛以是事集比丘僧、問諸比丘。汝等上座、實不教誡比丘尼不爲説法而反呵罵不。

釈尊は舍衛城におられた。諸比丘は未だ比丘尼を教誡しないばかりか、おまえたちのせいで正法が500年減じたと罵詈雜言をあびせていた。波闍波提比丘尼が500人の比丘尼と釈尊に訴える。釈尊は諸比丘を呵責され、比丘が比丘尼を教誡するよう定められる。六群比丘が出かけて行って姪欲法や粗悪語を説いて六群比丘尼が喜ぶ。教誡比丘尼人の資格（十法）と不的確の条件（五法）が定められる。

○十誦律「波夜提 021」(大正 23 p.080 上) : 佛在舍衛國。爾時佛告諸比丘。我教化四衆疲極、令諸比丘當教誡比丘尼。爾時諸比丘受佛教已、次第教誡比丘尼。上座比丘次第教誡竟、次至長老般特。時阿難往語般特言。

釈尊が舍衛国におられた時、比丘尼教誡の順番が（チュッラ）パンタカ（般特）に回ってきた。自分は愚かだからといって断るが、阿難に説得されて引き受ける。王園比丘尼精舎の諸比丘尼は祇園精舎にやって来て（チュッラ）パンタカの一偈と神通を見て尊敬の念を生じる。

釈尊が王舎城におられた時、六群比丘が順番に当たって惡説粗悪語を説き、若い比丘尼にうける。摩訶波闍波提比丘尼は王園精舎を出て、このことを釈尊に報告する。

○僧祇律「单提 021」(大正 22 p.345 下) : 佛住舍衛城。廣説如上。爾時長老比丘次第教誡比丘尼。時難陀優波難陀不得次第教誡、自相謂言。諸長老比丘悉次第教誡比丘尼。我等不得次第教誡。我等今當自先往教誡即作是念。

釈尊が舍衛城におられた時、ナンダ比丘とウパナンダ比丘は比丘尼教誡の順番がなかなか回ってこないので飛び越えてやろうとした。しかし目撃連の時は神通力があつて他方世界にほうり投げられる危険性があるし、大迦葉は大威徳があつて、衆中で辱めを受けるかもしれない。しかし舍利弗は柔軟であるからというので、舍利弗の時に先に比丘尼精舎に行って比丘尼を教誡した。舍利弗がこれを知って釈尊に報告する。

《21》雨安居の時期にウデーナ王が出家した大臣を還俗させようとして、釈尊は彼に場所を移動することを許す。

[コーランビー]

<21-1>四分律「安居犍度」（大正 22 p.834 上）：爾時世尊在拘睞彌國。時有大臣勇健能闘、往詣佛所以信捨家為道。時憂填王語言。汝何不休道。當與汝婦資生田宅財寶。③比丘自念。我在此安居。必與我淨行作留難。作此念已往白佛。佛言。若有此難事便應去。

釈尊がコーサンビー国に住しておられた時、ある大臣が出家し、憂填王が彼に婦と田地を与えて彼を還俗させようとする。彼は雨安居中であるがここに留まつていては修行の妨げになると考へ、釈尊に伺う。「そのような場合は、雨安居中でもそこから去るべきである」。

[参考]

○○Vinaya 'Vassupanāyikakkhandhaka' (vol. I p.150) : (釈尊が比丘等に語る) もし雨安居に入っている比丘に女人が「汝に黄金・田……を与えよう」とか「汝の妻になろう」と言って誘い、それが修行の妨げになると考へるなら、比丘は去るべきである。姪女・年長童女・黄門・親族・国王・盜賊・悪人が誘う場合も同様。

○五分律「安居法」（大正 22 p.130 上）：復有一比丘安居。有一比丘尼誘共作不淨行、作是念。人心易轉後或失意。而世尊不聽破安居。我當云何。以是白佛。佛言。聽以此因縁破安居無罪。式叉摩那乃至黃門亦如是。若國王欲壞其梵行乃至父母親戚亦如是。

有一比丘安居、見伏藏作是念。此藏足我一生用。若久住此或能失意。而世尊不聽破安居。我當云何。以是白佛。佛言。聽以此因縁破安居無罪。若見國王尊貴乃至見父母親戚苦樂恐失道意皆亦如是。

ある比丘が雨安居していて、ある比丘尼が共に不淨行を作そうと誘う。「そのような場合は雨安居を破つても無罪である」。式叉摩那・黄門・国王・父母親戚が誘惑する場合も同様。

ある比丘が雨安居して埋蔵宝を見つける。「雨安居を破つてもよい」。国王・尊貴……などを見る場合も同様。

○○十誦律「安居法」（大正 23 p.176 下）：有比丘夏安居、是中女人不如法語。大德、我與汝女若姊妹。汝為我作女夫、作姊妹婿。比丘如是思惟。……若我是処住、或失命若失梵行。有是事難故出去無罪。

有比丘夏安居、是中男子不如法語。大德、我與汝女若姊妹、汝作女婿作姊妹夫。比丘如是思惟。……我若是処住、若失命若失梵行。有如是事難故出去無罪。

有比丘夏安居、不正思惟取相思惟。女人若來若去若立若坐、若笑若語若啼、若歌若作妓若舞、若赤裸若多少着衣、若嚴飾若不嚴飾。比丘如是思惟。……若我是処住、或失命或失梵行。有如是難故出去無罪。

有比丘夏安居、見伏藏大価珍寶。比丘如是思惟。……若是処住、或失命或失梵行。有是事難故出去無罪

有比丘夏安居、若父母來、兄弟姊妹兒女本第二來。比丘如是思惟。……我若是処住。或失命或失梵行。有是難故出去無罪

女人・男子・伏藏大価珍寶などの誘惑がある場合、去つてよい。

○○根本有部律「安居事」（大正 23 p.1043 中）：若苾芻作安居竟、有女人來至苾芻所、而作是言。我有女新婦及婢、欲遣供養大德。苾芻作念。我若不去、恐失梵行、并有命難等起、是謂梵行等緣。佛言。移去者無犯、亦不破安居。若有男子黃門等緣、准上應去

若苾芻作安居竟、若見女人、而生欲想。不能禁止煩惱、恐失梵行、亦應離去

若苾芻作安居竟、見有伏藏。即作是念。我住於此、恐當不能禁止其心、而便取物。佛言。移去無罪

若苾芻於安居內、忽有親里眷屬、來諫苾芻住止。苾芻嫌賤、移向餘處者、同前無過。

《22》ウデーナ王がウパナンダ釈子を雨安居に招く。それを受けた雨安居に入ったウパナンダが他所でよりよい布施が受けられると聞いてそちらに移ってまた戻る。

〔コーサンビー・ゴーシタ園：舍衛城・祇園精舎〕

<22-1>四分律「安居犍度」（大正22 p.835上）：爾時佛在拘睞弥國瞿師羅園。爾時王憂陀延與跋難陀釈子為親友、請跋難陀夏安居。③跋難陀、拘睞弥國結安居、聞餘住處大得利養大得衣物、即便往彼住處、小住彼已、復還拘睞弥。時王憂陀延聞已嫌言。云何跋難陀釈子。受我請在此住夏安居。聞彼住處大得利養大得衣物。便往至彼。在彼住已。復還來此。

釈尊がコーサンビー国ゴーシタ園におられた時、ウデーナ（憂陀延）王は親友の間柄であるウパナンダ釈子に雨安居を請うた。ウパナンダはコーサンビーで雨安居に入ったが、余処で豊かな供養があると聞いてそちらに移ってしばらく滞在し、また戻ってきた。

「雨安居を破ったことになる」。

<22-2>四分律「房舍犍度」（大正22 p.944中）：爾時世尊在拘睞弥。時王優填與跋難陀親厚。王請在拘睞弥夏安居。③時跋難陀受請安居已、聞有異處安居僧大得衣物。即往彼處少時住已還拘睞弥。

釈尊がコーサンビーにおられた時、ウパナンダがウデーナ（優填）王の雨安居の招きを受けながら、他の住処に住した比丘らが多く衣を得たと聞いてそちらに移り、また帰ってくる。「両方の処を失う」。

<22-3>十誦律「衣法」（大正23 p.199上）：佛在舍衛國。③跋難陀釈子兩處安居、為布施故。諸比丘不知何處與衣分白佛。佛言安居處與。諸比丘言兩處安居。佛言何處住日多。答言兩處日等。佛言何處自恣。答言兩處自恣。佛言何處先自恣。是處與衣分

佛在舍衛國。③跋難陀釈子、夏後月按行諸精舍、欲知何處安居比丘多得衣物、布施多處即往。……佛知故問跋難陀。汝實爾不。答言實爾。佛種種因縁訶。何以名比丘、餘處安居餘處受衣分。爾時佛但呵。未為比丘結戒

①佛在橋薩羅、一住處與大比丘僧安居。是國中諸居士、見僧多家家與比丘僧衣、若別房衣亦後安居衣。①佛後歲祇林中夏安居。是住處有兩老比丘安居。諸居士思惟。我等施僧如旧令事不廢。……是時跋難陀。夏後月按行諸精舍。欲知何處安居比丘多得衣物布施。跋難陀思惟。佛往年安居處。是中必有多衣施。即往彼住處。二老比丘遙見來。……佛種種因縁呵跋難陀已告諸比丘。從今日是處安居。不應餘處受衣分。若受得突吉羅罪

ウパナンダが布施を二重どりするために二処で雨安居する。諸比丘はどちらの衣を彼に分けるべきか分からなくなつて釈尊に伺いを立てる。釈尊が多く日数を過ごした方の布施を分配するように指示すると両処で同日数だったので、自恣を行つた方と指示すると、両処で自恣を行つていた。「先に自恣を行つた方の布施を分配すべし」。

釈尊が舍衛城におられた時、ウパナンダ釈子が雨安居を終えてからどこでたくさん布施を得られるか調べにまわつて、多いところがあるとそこへ行く（未結戒）。

釈尊がコーサラ国の一住処で大比丘僧と雨安居された時、國中の諸居士が僧の多いのを見て家家が比丘僧に衣（別房衣亦は後安居衣）を与える。釈尊が後年に祇園精舎で雨安居された時、この住処に2人の比丘が雨安居し、多くの衣を得る。ウパナンダが夏の後月に諸精舎を按行し、その住処に至り、2人から多くの衣をせしめる。「余處の衣分を

受けければ突吉羅」。

〔参考〕

◎Vinaya ‘Vassupanayikakkhandhaka’ (vol. I p.153) : ウパナンダ釈子長老がコーサラ国のパセナディ王に前安居を約束する。その住処に赴く途中に衣物の多い2つの住処を (dve āvāse) 見て両処で (dvīsu āvāsesu) 雨安居を過ごすことを思いつき、そこで雨安居に入ってしまい、パセナディ王が怒る。「彼の比丘は前安居を失し、約において悪作に墮す」。

◎Vinaya ‘Cīvarakkhandhaka’ (vol. I p.300) : 釈子ウパナンダ (Upananda Sākyaputta) が舍衛城において雨安居を過ごし、他処でも衣の配分を受ける。「一処で雨安居を過ごし他処で衣の配分を受けたら悪作」。

(vol. I p.301) : ウパナンダ釈子が二処で半分ずつ雨安居を過ごして衣を多く得ようとした。

「半の衣分を与えよ」。

◎Vinaya ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II p.168) : ウパナンダ釈子長老が舍衛城で臥坐具をとつて後、他の村に行って、そこでも臥坐具をとった。「両処を失う。1人で2つを保つ者は悪作」。

◎四分律「衣犍度」(大正22 p.864下) : 爾時六群比丘跋難陀、聞佛聽受夏衣、於春夏冬一切時求索夏衣。夏安居未竟、亦乞衣亦受衣。時跋難陀釈子、在一住処安居。聞有異住処大得夏安居衣。即往彼住処問言。汝曹分夏衣未耶。答言未分。語言。持來與汝分。復往餘処問言。汝分夏衣未。答言未分。語言。持來與汝分。時跋難陀、在多廻分衣、得多衣分、持來入祇桓。……自今已去。不應於一切時春夏冬求索夏衣。安居未竟亦乞衣亦受衣。亦不應此処安居受衣分已復於餘処受衣分。若受者應如法治。

* これは雨安居を過ごしたところとは別のところで衣分を受けてはならないという記述であり、ウパナンダが二処で雨安居を過ごしたという記事を含んでいない。

◎五分律「安居法」(大正22 p.130中) : 時跋難陀受安居請布薩竟、往中路見二住處。多有衣食施。便住其中。二處各半皆欲取分。諸比丘以是白佛。

ウパナンダは雨安居の招きを受けて布薩が終ってから、赴く途中で多くの布施がある二住処を見てそこに住した（意味不明）。「前後の雨安居が無くなり、違言で突吉羅を得る」。

◎五分律「衣法」(大正22 p.138中) : 時跋難陀知未分安居施物処、輒往語言。何不速分。若不分或有虫蟲水火等難。若分可得自用。若與弟子及作福事。諸比丘即便分之。跋難陀言。汝等不別貴賤。諸比丘言。汝若善別為我等分、亦自取分即為分之、得分持去。復往餘処如是非一、得重担衣、還帰所住。……不應一処安居諸処受安居施分。犯者突吉羅

(大正22 p.141下) : 時跋難陀。為安居施故二処結安居。諸比丘以是白佛。佛言。二処皆應各與半分。

《23》「餅を食するを許す」。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<23-1>四分律「藥犍度」(大正22 p.877中) : ⑦爾時比丘在北方住安居已、形體枯燥顏色憔悴、至祇桓精舍詣佛所、頭面礼足却坐一面。⑫世尊慰問客比丘。汝住処安樂和合不。不以乞食疲苦耶。答言。住処安樂和合無諍。彼國無粥、不得粥故氣力羸乏。佛問言。彼國常食何等食。答言。彼國常食餅。佛言聽食餅。

ある比丘が北方に住し、雨安居を終って祇園精舎の釈尊のもとに至る。彼らが雨安居を過ごした地では粥を食べる習慣がなく餅を常食としていた。「餅を食するを許す」。

《24》比丘が衣を精舎に置いて遊行に出る。離三衣宿戒の因縁

〔舍衛城〕

<24-1>五分律「捨墮 002」（大正 22 p.023 下）：佛在舍衛城。③爾時十七群比丘、安居竟欲遊行。

釈尊が舍衛城におられた時、十七群比丘が雨安居を終えて衣を置いて遊行に出た。他処より戻った六群比丘が、その事を知って釈尊に報告する。

<24-2>僧祇律「尼薩耆波夜提 002」（大正 22 p.293 下）：佛住舍衛城。廣說如上。有一婆羅門請衆僧經宿供養、并施衣物。諸比丘聞彼請僧、各作是念。今時和適不寒不熱。我等但著上下衣往。若彼得施衣、當作三衣受持。即便著上下衣去。

(p.294 上) ①復次佛在舍衛城、安居訖詣王舍城。時有一比丘、王舍城中以信出家、於餘聚落安居訖、聞世尊安居訖詣王舍城。我今當往問訊世尊、並從佛去過看親里。天時不寒不熱。我當留一衣、但著上下衣去。乃至世尊種種呵責比丘之法。

釈尊が舍衛城におられた時、ある婆羅門の請に応じた諸比丘が寒くも熱くもなかったので、先方で衣をもらえれば三衣になるからといって上下衣だけで出かけた。

復次ぎに釈尊は舍衛城で雨安居を終えて王舍城に赴かれた。一人の比丘が王舍城中で出家し、余の聚落で雨安居を終える。釈尊が雨安居を終えて王舍城に来られることを聞いて、彼は釈尊にお会いした後、親里を見に行こうと考える。釈尊のところから去るにあたって寒くも熱くもなかったので、一衣を留めて上下衣で去る。

[参考]

○Vinaya ‘Nissaggiya002’ (vol. III p.198)：釈尊は舍衛城・祇園精舎におられた。諸比丘が重衣を置いて、安陀衣および鬱多羅僧のみを着して遊行に出た。これを知った阿難が釈尊に報告する。

○四分律「捨墮 002」（大正 22 p.603 上）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。時六群比丘持衣付囑親友比丘往人間遊行、受付囑比丘得此衣數數在日中曬、諸比丘見已便問言。佛聽比丘畜三衣不得長、此是誰衣。彼即答言。此六群比丘衣。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、六群比丘が親友比丘に衣を付囑して遊行に出て、親友比丘がその預かった衣をしばしば日干しする。

○十誦律「尼薩耆 002」（大正 23 p.031 中）：佛在王舍城。爾時六群比丘、處處留衣、著上下衣遊行諸國、趣著弊衣無有威儀。……除僧羯磨者、僧羯磨名如大迦葉、以因緣故、留僧伽梨耆闍崛山中、著上下衣來入竹園。時遇天雨、不得還上耆闍崛山、離僧伽梨宿。是大迦葉語諸比丘。我以因緣故。留僧伽梨耆闍崛山中。今遇天雨不得還山。離僧伽梨宿。今當云何。諸比丘以是事白佛。佛以是事集比丘僧。

釈尊が王舍城におられた時、六群比丘が処々に衣を留めて上下衣だけで遊行に出る。「僧羯磨を除く」の註釈に、大迦葉の因縁（耆闍崛山に僧伽梨を置いて、上下衣で竹林園にやって来たが、雨が降って戻ることができなかつた）あり。

○根本有部律「泥薩祇波逸底迦 002」（大正 23 p.712 中）：爾時薄伽梵、在室羅伐城逝多林給孤獨園。時諸苾芻多畜三衣、隨安居處所得衣財、浣染刺已內衣袋中、繫縛使牢寄主人苾芻、便著上下二衣遊行人間。……

佛在王舍城竹林中住。是時具壽大迦攝波、亦住此城西尼迦窟。此時僧伽同一褒灑陀界。時諸苾芻至十五日。褒灑陀時並皆現集、唯待大迦攝波。時大迦攝波從窟發來、路經賢雨河遇、河瀑漲、渡水之時大衣被濕、便綵去水曬曝待乾、遂便晚至往褒灑陀處。……佛言汝諸苾芻應與大迦攝波苾芻年邁衰老、作不離僧伽胝羯磨。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、諸比丘が三衣を多く蓄え、安居処で得た衣財を衣袋中に入れて主人比丘に預け、上下衣だけで遊行に出た。主人比丘はそれを日干したりすることで忙殺され、修行の妨げになった。

釈尊が王舍城・竹林園におられた時、摩訶迦葉が同一布薩界の王舍城の西尼迦窟にいた。布薩時に、雨で増水した賢雨河を渡る際に衣が濡れて摩訶迦葉が遅れた。離三衣戒の特例としての羯磨を定められる。

《25》六群比丘が如法の裁決に従わずに、羯磨の取り消しを求めて騒ぐ。

[舍衛城]

<25-1>五分律「墮 005」（大正 22 p.039 上）：佛在舍衛城。爾時六群比丘有勢力、餘善比丘無勢力。六群比丘恒遮其五種羯磨。呵責羯磨・驅出羯磨・依止羯磨・舉罪羯磨・下意羯磨。若比丘被五種羯磨、僧欲解亦遮不聽。後六群比丘無勢力、諸善比丘有勢力。衆僧應有羯磨事。④六群比丘作衣時至。諸比丘言。今當呼六群比丘共行僧事。若不捨衣來、自當囑授。我等便得如法行事。即便集僧遣人。語六群比丘。汝等可來。僧今集會。六群比丘言。我等有事今遣囑授。即囑授一比丘來詣大衆。

釈尊が舍衛城におられた時、六群比丘に勢力があり、他の諸比丘は勢力が弱かったため、六群比丘は五種羯磨をなされそうになってしまって常にそれを遮していた。しかし、彼らが作衣を行っている時に羯磨が行われ、六群比丘はしぶしぶ囑授して欠席した。他の諸比丘は彼らの欠席をよい機会として彼らに五種羯磨を科してしまう。六群比丘は羯磨の取り消しを求めて騒ぐ。「僧伽の裁決が終っているのに、再び発起すれば、波逸提」。

[参考]

- Vinaya ‘Pācittiya063’ (vol.IV p.126)：釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、六群比丘がすでに済んだ如法の裁決に従わず、もう一度羯磨にかけようとした。
- 四分律「单提 066」（大正 22 p.680 下）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。時六群比丘、鬪諍如法滅已、後更發起作是言。汝不善觀不成觀、不善解不成解、不善滅不成滅。令僧未有諍事而有諍事起。已有諍事而不除滅。
- 十誦律「波夜提 004」（大正 23 p.069 下）：佛在王舍城。爾時六群比丘、喜鬪諍相言相罵。是六群比丘、共餘比丘鬪諍相言相罵。僧如法斷諍竟、六群比丘知如法斷已、還更發起作是言。諸長老、是事非作惡作。
- 僧祇律「单提 004」（大正 22 p.327 上）：佛住舍衛城。廣說如上。時六群比丘、知衆僧如法如律滅諍事已、作是言。此事不了。當更斷。六群比丘作此語已、還諍事起。不和合住。諸比丘、以是事往白世尊。
- 根本有部律「波逸底迦 004」（大正 23 p.770 上）：爾時佛在室羅伐城給孤獨園。爾時六衆苾芻知和合衆如法斷諍已、更於羯磨而發舉之、作如是語。此之諍事不善滅除。是惡斷事更應詳審爲其除滅。

《26》十七群比丘が雨安居して臥坐具を片づけずに去り、臥坐具が腐ってしまい、後から来た六群比丘がこれを見て非難する。覆廻敷僧物戒の因縁

[ヴェーサーリー]

<26-1>五分律「墮 015」（大正 22 p.043 中）：佛在毘舍離。有一住處下濕。③時十七群比丘在一房中安居、去時不舉僧臥具。悉皆爛壞。後六群比丘來。

[参考]

- Vinaya ‘Pācittiya015’ (vol.IV p.041)：釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、十七群比丘がある精舎に臥坐具を敷いて、去る時に臥坐具を片づけもせず、片づけを人に頼むこともしなかった。臥坐具が蟻に咬まれてしまった。
- 四分律「单提 015」（大正 22 p.644 中）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時有客比丘、語舊住

比丘。我在邊僧房中敷臥具宿。後異時不語舊比丘便去。僧臥具爛壞虫噉色變。

○十誦律「波夜提 015」（大正 23 p.077 下）：佛在舍衛國。爾時有二客比丘向暮來、次第得一房共住。一人得床一人得草敷。二人夜宿已、不舉便去。時草敷中生蟲。

○僧祇律「單提 015」（大正 22 p.342 中）：佛住舍衛城。廣說如上。時有婆羅門、宿請衆僧供食施衣諸比丘僧房內敷僧坐具不收斂便徑去。世尊……見諸比丘房內敷具上、有虫鼠糞穢塵土不淨。

○根本有部律「波逸底迦 015」（大正 23 p.783 下）：爾時佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。爾時南方有二苾芻、一老一少、爲禮佛故向室羅伐城。在道日暮入寺寄宿。時諸苾芻遙見老者告言。善來大德、即依次與房及臥具等。其少年者但與其房而無臥具。少苾芻立性勤策、多覓乾草立與膝齊、用充臥物。其老苾芻便作是念。試觀少者臥物有不。便往見彼草敷厚煖、即作斯念。我若明朝還僧臥具恐廢行途。應還臥具就此同宿。即還臥具一處經宵、至曉便去。後有衆蟻依此草敷穿壞房舍。

《27》比丘が賊と同行して釈尊に会いに来る。与賊期行戒の因縁

[舍衛城（・祇園精舎）]

<27-1>五分律「墮 066」（大正 22 p.063 中）佛在舍衛城。爾時拘薩羅摩竭二國互相抄掠、二國中間道路斷絕。⑦王舍城比丘安居竟、作是念。我今正當與賊同伴、⑦乃得自致問訊世尊。設彼戍邏、以共賊伴、收捉我者、波斯匿王信樂佛法、必不見罪。便與賊俱到彼國界、果爲所捉。將邏將所、白言。此是賊。邏將言。著袈裟者復是何等。答言。亦是賊。比丘便自說言。我非賊是沙門釋子。⑦於王舍城安居竟、應問訊世尊。道路難嶮故與共伴耳。邏將言。汝非沙門釋子。必假此服來作細作。便送王所。比丘自說如前。王便放之。左右群臣、有不信是沙門者言。此賊假比丘服。王信樂佛法、其於放之。諸長老比丘聞。種種呵責。以是白佛。佛以是事集比丘僧。

釈尊が舍衛城におられた時、コーサラとマガダの二国間の道路は断絶していて、王舍城で雨安居を終えた比丘が釈尊に会いに行くために賊と同行し、一緒に捕らえられる。王が仏法を信仰していたので放免されるが、周囲の人々は賊が袈裟を着て比丘のふりをしているだけだという。「知って盗賊の隊商と同道すれば波逸提」。

<27-2>僧祇律「單提 072」（大正 22 p.383 下）：佛住舍衛城。廣說如上。爾時舍衛毘舍離二國有嫌、年年互相抄伐。時毘舍離人來舍衛、抄劫人民得物去、還入本界生安隱想、解仗止息。……③時舍衛比丘安居竟、欲詣毘舍離。諸比丘失道、墮彼賊中。

釈尊が舍衛城におられた時、舍衛城とヴェーサーリー（毘舍離）は険惡な関係にあって、ヴェーサーリーの盗賊が舍衛城に来て人民のものを強奪していた。舍衛王は彼らを捉える命令を出す。舍衛の諸比丘が雨安居を終えて毘舍離に行こうとして道に迷い、盗賊と同行し、捕らえられる。王は事情を聞いて比丘を放免するが、500人の盗賊を死罪に処そうとする。釈尊は彼らが再び盗賊にならないようにすると約束して放免させて「善来比丘戒」で出家させる（過去世時已曾蒙我。如獼猴本生經中廣說）。

<27-3>根本有部律「波逸底迦 071」（大正 23 p.852 下）：佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。③有一苾芻、於王舍城竹林中住為夏安居。⑦時彼苾芻夏了作衣竟、欲往室羅伐城禮世尊足。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ある比丘が王舍城・竹林園で雨安居を過ごし、作衣を終わって、舍衛城の釈尊に会いに行くために、隊商とともに同行しようとした。ところが隊商は脱税者だったので捕まってしまう。比丘はこれを知らなかつたので釈

放され、祇園精舎に到着してこれを報告する。

〔参考〕

○Vinaya ‘Pācittiya066’ (vol.IV p.131) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、一人の比丘が王舎城からパーティヤーローカ (Pātiyāloka) に向かう隊商に、彼らが脱税のため税物を隠すことを知りつつ同行する。一緒に官人に捕えられるが、非難されながらも釈放される。比丘は舍衛城に至り、釈尊は彼を呵責される。「盜賊と知りつつ同道すれば、波逸提」。

○四分律「単提 067」(大正 22 p.681 中) : 爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。有衆多比丘、從舍衛國欲至毘舍離。時有賈客伴。欲私度關不輸王稅。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、舍衛国から毘舍離に行こうとしていた多くの比丘が、税関をこっそり抜けるつもりの商人と同行して、税関で捕まる。波斯匿王は「沙門釈子を殺すわけにはいかない」と言って比丘らを呵責して放免する。「賊と共に同道して一村の間に至れば波逸提」。

○十誦律「波夜提 071」(大正 23 p.116 上) : 佛在維耶離。爾時諸比丘、從跋耆國遊行向維耶離。是道多草木。諸比丘失道、入薩羅樹林中。爾時有賊、作惡事竟先在林中。……諸比丘言。我曹與汝等共去。諸賊言。不知我等是賊耶。

釈尊が毘舍離におられた時、跋耆国からヴェーサーリーに遊行しようとした諸比丘達が道に迷って賊に会い、賊と承知で同行する。ガンガを渡し場でないところから渡ろうとして捕らえられるが、断事人が仏法を信仰していたので釈放される。「知って盗賊隊と同道すれば波逸提」。

《28》諸比丘が蚊虻を避けて舍衛城、瞻波城、迦維羅衛城、王舎城で雨安居する。「蚊帳を許す」。

〔ヴェーサーリー〕

<28-1>五分律「衣法」(大正 22 p.137 中) : 佛在毘舍離城。有一住處、地極卑濕多諸蚊虻、
③諸比丘不得住、皆往舍衛城・瞻波城・迦維羅衛城・王舎城安居、所住處空。諸居士言、
大德可住此安居。我等當供給飲食。諸比丘言、此間多有蚊虻不能得住。諸居士復言。大德但住當送蚊帳。諸比丘不得受不。以是白佛。佛言聽受。諸比丘不知大小作。以是白佛。佛言應隨床大小作。

釈尊がヴェーサーリーにおられた時、湿度が高く、蚊・虻が多い一住処に住する諸比丘が耐えられず、舍衛城、チャンパー、カピラ城、王舎城で雨安居し、その住処は空になった。人々は飲食を供給するからここに住されるようにと願い出たが、蚊・虻が多くてとても住めたものではないと断る。人々が蚊帳の提供を申し出たが、受けていいか分からず釈尊の判断を仰ぎ許される。

《29》釈尊がロージャ・マッラを教化し、彼が仏・僧に供養することを申し出た餅を食することを諸比丘に許す。

〔パーヴァー〕

<29-1>五分律「食法」(大正 22 p.151 下) : 佛之波旬邑。波旬諸力士聞佛欲至、即共議言。若不出迎罰金五百。皆與大小出迎世尊、頭面礼足却坐一面。佛為說種種妙法、示教利喜已。⑤即請佛及僧夏安居四月。佛默然受。諸力士知佛受已。……時有一人字盧夷。是阿難白衣時親友。問諸比丘。阿難今在何許。答言。阿難敬佛法僧今在佛後。彼即到阿難所禮足却住。阿難語言。我見汝迎佛甚用歡喜。答言。我非敬佛故來。但親族共要。…白佛言。世尊。我願佛及比丘僧 受我食不受餘請。佛言。凡諸學人皆有此願。吾已受

此諸人夏四月請。無復空缺。彼作是念。復有何施佛未受者。使我不失如此福田。唯未見有設佉陀尼者。即便辦之食時輒行。諸比丘不敢受。念言。佛未聽我等食時食佉陀尼。以是白佛。佛言聽食

釈尊が波旬邑へ来ようとされていると聞き、パーヴァー（波旬）のマッラ（力士）人々が協議して「出迎えない者を罰金に処す」と決めて、皆で釈尊を出迎える。彼らは説法を聞いてから、釈尊に雨安居の4ヶ月を過ごされるよう請い、釈尊はそれを受けられる。阿難の在俗時の親友であるロージャ（盧夷）が阿難のもとに来て、仏を敬うためではなく強制されてきたと語る。阿難に請われて釈尊はロージャを教化し、ロージャは三帰五戒を受け、仏と僧が恒に自分から施食を受けられるよう願うが、釈尊は既に諸人の請いを受けているといって断られる。ロージャが佉陀尼（khādaniya 硬食）を施すことを許される。

〔参考〕

○Vinaya ‘Bhesajjakkhandhaka’ (vol. I p.247) : 釈尊が1250人の諸比丘とともにアーバナ（Āpāna）からクシナーラー（Kusinārā）に赴かれる。クシナーラーのマッラ人（Malla）らが「もし釈尊を迎えないければ罰金に処す」という取り決めをする。阿難の友であるロージャ・マッラ（Roja Malla）が信心なくしていやいや阿難のところに来る。阿難は釈尊にそれを伝え、釈尊の説法の後、ロージャが自分からのみ供養を受けられるよう釈尊に請うが、「そのように言ってはならない」と釈尊にたしなめられる。他の人々による供養がつづき、自分の順番が回ってこないロージャは足りないものを探して、菜と堅餅の供養を思いつき阿難に訊き、釈尊の許しを得る。「一切の菜と一切の堅餅を許す」。

○四分律「藥犍度」（大正22 p.873下）：爾時世尊、從此住處至摩羅人間遊行、向波婆城。時波婆城諸摩羅、聞世尊與千二百五十比丘俱從摩羅人間遊行向波婆城。自共作制。世尊當來皆應共迎、若不迎者罰金百兩。時有摩羅子、字盧夷、無有信樂於佛法僧、是阿難白衣時親友。

釈尊がアーバナ（阿摩那）城からマッラ（摩羅）人の地を遊行してパーヴァー（波婆）城へ向かう。……「前食に餅を受くることを聽す」。

*『四分律』は他に「餅を食することを許す」因縁譚を有する。《23》参照。

○十誦律「医薬法」（大正23 p.193上）：佛從阿頭佉國持衣鉢、向波婆國遊行。此國中諸豪族先作要。佛來入國、一切應一由延迎佛。若不迎者、罰五百金錢。既聞佛來出迎。中有一豪族、字盧芝、第一力士。是阿難舊知識。其人於佛無信。阿難遙見其來。語言盧芝。

釈尊が阿頭佉國（Ātumā?）よりパーヴァー（波婆）国に向かって遊行される。……「餅を食うを許す」。

《30》「麩漿を飲むを許す」。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<30-1>五分律「雜法」（大正22 p.171下）：⑦有一比丘於德叉尸羅國夏安居竟、到舍衛祇洹至佛所、頭面礼足白佛言。如此國歎粥、彼國飲麩漿。願聽諸比丘晨朝飲麩漿。佛言聽飲。

ある比丘がタッカシラーで雨安居を過ごし終えて、舍衛城の釈尊のもとに至り、ここで粥を啜るように彼の国では麩漿を飲むため、それを飲むことを許して欲しいと申し上げ、釈尊が許可される。

《31》スディンナ・カランダカプッタが郷土から離れてコーサラ国の一処で雨安居を過ごし、雨安居を終えてからヴェーサーリーに戻る。第一波羅夷（姪戒）の因縁
〔ヴェーサーリー〕

<31-1>十誦律「波羅夷 001」（大正 23 p.001 上）：佛在毘耶離國。去城不遠有一聚落。是中有長者子、名須提那加蘭陀子、富貴多財種種成就、自歸三寶爲佛弟子、厭世出家剃除鬚髮被著法服而作比丘、③遠離郷土到橋薩羅國一處安居。時世飢饉乞食難得、諸人民妻子尚乏飲食。何況能與諸乞求人。時須提那作是念。此大飢饉乞求難得。我等諸親里多饒財富。當因我故布施作福。今正是時。作是念已。夏安居過三月自恣竟作衣畢、著衣持鉢還毘耶離、經遊諸國至本聚落。晨朝時到著衣持鉢入村乞食至親里舍。

〔参考〕

○Vinaya ‘Pārājika001’ (vol. III p.011)：釈尊がヴェーランジャーからソーレッヤの町を通ってヴェーサーリーに到着され、大林重閣講堂に住される。その時、ヴェーサーリーの近くのカランダ村にスディンナ・カランダカプッタ (Sudinna-Kalandaputta) という長者の子があり、釈尊のもとで出家し、頭陀行を修し、ヴァッジ族のある村の近くに住した。その時村は飢饉で、彼は親戚の家で食を得るためにヴェーサーリーに帰る。そこで元の妻に会い、財産を継がせるために子供を作ってくれと頼まれて不淨を行う。子供は「続種」 (Bijaka) と名付けられ、後に出来して阿羅漢となる。

○四分律「波羅夷 001」（大正 22 p.569 下）：爾時世尊在毘舍離。時迦蘭陀村須提那子、於彼村中饒財多寶持信牢固出家爲道。時世穀貴乞求難得。時須提那子作是思惟。今時世穀貴諸比丘乞求難得。我今寧可將諸比丘詣迦蘭陀村乞食。

○五分律「波羅夷 001」（大正 22 p.002 中）：爾時世尊說此偈已、更爲說法示教利喜、從坐而起向僧伽尸國、展轉遊歷、後之毘舍離。住獮猴河邊重閣講堂、爲諸四衆比丘比丘尼優婆塞優婆夷國王大臣沙門婆羅門、供養恭敬尊重讚歎。爾時迦蘭陀邑諸長者事緣入城、聞佛世尊在重閣講堂皆詣佛所、見佛世尊與無量衆圍遶說法。時彼衆中、有長者迦蘭陀子、名須提那、聞法歡喜即作是念。……即成沙門得具足戒、出家未久。時世飢饉。諸比丘入城分衛者、都無所獲、須提那在閑靜處作是念。今此飢饉乞求難得。我所生處飲食豐樂。當將諸比丘還我本邑令得供養并福度彼、便從坐起、與諸比丘還到本邑住林樹下。

○僧祇律「波羅夷 001」（大正 22 p.229 上）：爾時世尊、於耕田聚落隨所樂住已、從橋薩羅國遊行向跋耆國。爾時世尊與五百比丘俱、到跋耆國毘舍離城、住大林重閣精舍。爾時毘舍離城、人民飢饉五穀不熟、白骨縱橫乞食難得。毘舍離城有長者子、名曰耶舍、信家非家捨家出家、其父名迦蘭陀故、諸梵行者皆稱爲迦蘭陀子。時世飢饉乞食難得、每至食時多還家食。其母告耶舍言。

○根本有部律「波羅夷 001」（大正 23 p.628 上）：至十三年、在佛栗氏國。時羯闍鐸迦村羯闍鐸迦子名蘇陣那、……彼於異時、於佛法僧深生敬信、歸依三寶受五學處……便以正信捨家趣非家、剃除鬚髮而披法服、既出家已。……便捨親屬行詣他方。逢世飢饉乞食難得。……時蘇陣那便捨他方、執持衣鉢漸次遊行、遂至羯闍鐸迦村、去斯不遠在阿蘭若住小房中。

《32》ピリンダヴァッチャが五種薬を蓄えて房舎を汚す。畜七日薬過限戒の因縁
〔舍衛城：王舍城・竹林園〕

<32-1>十誦律「尼薩耆 030」（大正 23 p.060 下）：①佛在舍衛國、與大比丘僧安居。③爾時長老畢陵伽婆蹉、王舍城安居。……諸佛在世法。歲二時大會、春末後月夏末後月。春末月者、諸方國土處處諸比丘來詣佛所、作是念。佛所說法、我等當安居時修習得安樂住、是初大會。夏末月者、諸比丘夏三月安居竟作衣畢、持衣鉢詣佛所、作是念。我等久

不見佛、久不見世尊。是第二大會。⑦爾時有一比丘、王舍城安居竟作衣畢、持衣鉢遊行到舍衛國、往詣佛所、頭面禮足在一面立。諸佛常法。若客比丘來、以如是語勞問諸比丘。忍不足不、安樂住不、乞食不乏、道路不疲耶。⑪爾時佛以如是語勞問是比丘。忍不足不、安樂住不、乞食不乏、道路不疲耶。

釈尊が舍衛国で大比丘僧と雨安居された時、ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉）が王舍城で雨安居を過ごし、酥・油・蜜・石蜜を多く得て房中のあちこちに貯えたが、これが流れ出して房舎が臭くなつた。ある比丘が王舍城で雨安居を終えて舍衛国に至り、釈尊に事情を報告する。「四種含消薬（酥・油・蜜・石蜜）を服するを聴す。7日を過ぎて蓄えると捨墮」。

<32-2>十誦律「医薬法」（大正23 p.185上）：同上。

[参考]

○Vinaya ‘Nissaggiya023’ (vol.III p.248) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ピリンダヴァッチャ (Pilindavaccha) は王舍城に窟住処を作ろうとして山窟を清掃させていて、それを見たマガダ王ビンビサーラが淨人 (ārāmika) の提供を申し出る。ピリンダヴァッチャは釈尊に使いを遣つて尋ね、釈尊は淨人の使用を許可される。

ビンビサーラ王は淨人を奉施することを約束しながら忘れてしまうが、500日後に思い出し、庶務大臣に言って500人の淨人を奉施し、淨人村 (Ārāmikagāma) またはピリンダ村 (Pilindagāma) と呼ばれる村ができる。

その村の祭りの日、ピリンダヴァッチャが草花を金の華鬘に変えて一少女に与えたことから、この少女の一家が王に捕らえられてしまう。しかし、ピリンダヴァッチャの神通力によるものだと判明して一家は釈放される。

王はピリンダヴァッチャを深く信仰して五種薬を施すが、ピリンダヴァッチャは持ち合わせがあつたので他の比丘に与え、他の比丘が無駄遣いしたために諸人に贅沢だと非難される。「五種薬は7日以内に使うべし」。

○Vinaya ‘Bhesajjakkhandhaka’ (vol. I p.204) : 同上。

○四分律「捨墮 026」（大正22 p.627下）：爾時世尊從摩竭國界人間遊行至羅閱城。時畢陵伽婆蹉在此城中住、多有知識亦多徒衆。大得供養酥油生酥蜜石蜜與諸弟子。諸弟子得便受之、積聚藏舉滿大甕君持。

釈尊がマガダ（摩竭）国を遊行して王舍城へ至る。ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉）が大いに人々から酥・油・生酥・蜜・石蜜の供養を得ては弟子方にこれらを与えていた。弟子方はそれを大甕や大小の鉢などに入れて房中のあちこちに貯えたが、これが流れ出して房舎を臭く汚した。これを見た長者たちが非難する。「もし比丘に病あれば、残薬（酥・油・生酥・蜜・石蜜）を7日まで服してよい。7日を過ぎて蓄えると捨墮」と「七日薬過限戒」を制せられる。

○四分律「藥健度」（大正22, p. 870中）：同上。

○五分律「捨墮 015」（大正22 p.030下）：佛在王舍城。爾時畢陵伽婆蹉住楞求羅山、飛在空中塗灑所住房。時瓶沙王往至彼山。畢陵伽見王來、忽還在地、白言。善來大王、可就此坐。王坐已問言。何故自作。無守園人耶。答言無。……

時彼村人至節會日。……有一貧女、行大啼哭。時畢陵伽入村乞食、見女啼哭。問其母言。汝女何故啼哭如是。答言。今日諸人皆盛服飾出行遊戲。我家貧窮不及於人。是以悲哭。……時諸人民聞見神變、於佛法衆、生信樂心、施僧前食後食怛鉢那非時漿洗浴衆具塗身塗足及燃燈油。爾時衆僧多得生熟酥油蜜石蜜、食不能盡、積聚在地處處流漫、汚塗衣服床席臥具。

釈尊が王舍城におられた時、ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉）が楞求羅山において空中を飛びながら房を自ら掃除しているのを見て、ビンビサーラ（瓶沙）王が守園人を提供しようとするが、

釈尊が許していないからと辞退する。王は釈尊のもとを訪れ、許可されるように進言し、釈尊は許可される。しかし王の臣が仏教を信じていなかったので守園人を提供しなかった。また、畢陵伽婆蹉も催促しなかった。後に彼が城内で乞食する姿を見て、王はこれを思い出し、彼に守園人を提供したかどうかを臣に尋ねる。臣は提供していないというと、王はそれ以来の日数である 500 人を提供し、房舎の掃除などをさせる。

節会の日に男女が着飾って遊戯する中、一人の貧しい娘が大泣きしていた。乞食の際にピリンダヴァッチャがそれを見てその母に理由を尋ね、それが貧しい故であることを知る。彼は母親に草を採らせ、それを結んで金華鬘を化作して娘に与えたが、これを見て嫉妬した者がビンビサーラ王に訴える。王はこの家の家族を牢獄に入れてしまうが、ピリンダヴァッチャは王に事情を話して実際に化作して見せ、釈放させる。この話が人々に伝わり、沢山の施物が僧伽に布施されるようになった。

比丘らが沢山の生と熟の酥・油・蜜・石蜜を得て、食べきれず余ったものを積んでおいた。それがあちこちで漏れて衣や臥具などを汚してしまう。「昨日受けた酥（生・熟）・油・蜜・石蜜を食することを許さず、犯せば突吉羅」。多くの病比丘が日々受けることができなくなった。「もし比丘が病んで酥・油・蜜・石蜜を服するときは 7 日を過ぎて蓄えると捨堕」。

○根本有部律「泥薩祇波逸底迦 030」（大正 23 p.759 上）：爾時佛在王舍城竹林中住。爾時具壽畢隣陀子弟子門人、所有諸藥自觸令他觸。

釈尊が王舍城・竹林におられた時、ピリンダヴァッチャ（畢隣陀子）の弟子たちが、所有する諸薬に自ら触れ、他の者にも触れさせ、あるいは堅いものや柔らかいものを混ぜるなど、恣に食を取っていた。「病比丘が薬（酥・油・糖蜜）を 7 日以内に蓄え服すなら許す、それを過ぎれば捨堕」。

☆*Jātaka-A.406 ‘Gandhāra-j.’* (vol. III p.363) : 釈尊が舍衛城におられた時、王舍城でピリンディヤヴァッチャ (Pilindiyavaccha) 長老が淨人の家族 (ārāmikakula) を解放するために王宮に赴き、神通力によって王の御殿を黄金作りにする。人々は長老に五種の薬を送り届けた。諸比丘はもらった薬を貯蔵した。それを見て人々が嫌悪した。「病める比丘の服すべき五種薬（熟酥・生酥・油・蜜・石蜜）は 7 日まで蓄えてよい」。

※なお『僧祇律』「尼薩耆波夜提 023」（大正 22 p. 316 中）に「畜七日葉過限戒」の因縁譚があるが、因縁となった人物をナンダとウパナンダにしており、ピリンダヴァッチャが登場しない。しかし僧祇律「雜誦跋渠法」（大正 22 p.467 上）に 35 の断当事の中、第 18 「三婆蹉者」として以下の記事がある。

1. 釈尊は王舍城におられた時、ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉）が乞食に際して、ある家の女が泣いているのでその理由を聞くと、節会に着て行く服がないからであった。ピリンダヴァッチャは、種々の衣服や瓔珞を化作する。王がその女を喚して瓔珞の由来を知り、続いてピリンダヴァッチャを呼ぶ。彼は杖で壁や床を打って全てを金に変えてしまう。釈尊はこれを無罪とされる。
2. ピリンダヴァッチャが自ら房舎に泥を塗っていた。ビンビサーラ（瓶沙）王が園民を与えることを申し出るが断られる。聚落の人々が園民になることを申し出て、五戒を持する者ならば使うというので、彼らは優婆塞になる。聚落が裕福になり、賊に襲われるが、ピリンダヴァッチャが神足をもって追払う。釈尊はこれを無罪とされる。
3. 釈尊が王舍城におられた時、ピリンダヴァッチャは毎日ガンガーを渡って乞食を行っていたが、水神に向かって「首陀羅」と呼びかけて水神に命令して水を自在に操った。その他にも彼は仏と八大声聞以外の全員に向かっては「首陀羅」と呼びかけていた。しかしそれは彼がバラモンであることを誇っているためではなく前生の習気のためであったので、釈尊は無罪と判定される。

また上記の *Vinaya ‘Nissaggiya023’* 、『五分律』「捨堕 015」にもビンビサーラ王による淨人の提供の記事があるが、これは『十誦律』「臥具法」（大正 23 p.250 下）では大迦葉に対してと

され、ピリンダヴァッチャに対してではない。

《33》施一食処過受戒の因縁

[舍衛城]

<33-1>十誦律「波夜提 032」（大正 23 p.089 中）：佛在舍衛國。爾時橋薩羅國諸居士作福德舍。若有沙門婆羅門來是中宿者、諸居士往迎問訊禮拜。……爾時六群比丘、從橋薩羅國遊行、向舍衛城到福德舍。諸居士即時出迎問訊禮拜。……爾時六群比丘共相謂言。今時惡世飲食難得、當小住此受樂。作是念已即住不去。是中更有沙門婆羅門來欲宿者、不相容受。……

佛在舍衛國。爾時長老舍利弗、從橋薩羅國遊行、向舍衛國到福德舍。時風病發。作是念。我若住中過一宿不食、得突吉羅。我寧當去。去已道中病更增劇。漸漸遊行到舍衛國詣佛所、頭面禮足一面坐。諸佛常法。有客比丘來、以如是語問諸比丘。忍不足不、安樂住不、乞食不難、道路不疲耶。佛以是語問舍利弗。⑫忍不足不、安樂住不、乞食不難、道路不疲耶。

釈尊が舍衛城におられた時、コーサラ国の諸居士が福德舎を作つて、沙門や婆羅門らを供養していた。そこへ六群比丘が来て「今、世間では飲食が得難い。しばらくここに止まって樂をしよう」と相談し合つて住み着いてしまい、他の沙門やバラモンが宿を欲しても空きがないということになった。「福德舎で1食を過ぎれば、波逸提」。

釈尊が舍衛城におられた時に、舍利弗がコーサラ国を遊行して舍衛城の福德舎に至り、そこで病に罹る。一宿以上は禁じられているため、無理に出発して病が悪化した。舍衛城の釈尊のもとに至つて報告する。「病気の場合は除く」。

*ただし六群比丘の記事と舍利弗の記事は同時のこととして記述されていない。

<33-2>僧祇律「単提 031」（大正 22 p.351 中）：佛住舍衛城。廣說如上。⑦時有比丘、在聚落中安居竟、來向舍衛城、欲禮觀世尊。時有居士、在聚落中作福舍、施四方僧一食。此比丘來。……

復次佛住舍衛城。⑦爾時有比丘在聚落中夏安居訖、來詣舍衛、欲禮觀世尊。時有檀越、在聚落中作福舍、施四方僧一食。是比丘行過此舍。供給所須。如前所說。比丘食已。而出風病發動。

釈尊が舍衛城におられた時、ある比丘がある聚落で雨安居を過ごし終えて、釈尊のおられる舍衛城に向かった。ある居士が福舎を作つて四方僧に一食を施しているところにこの比丘が至り、食があるといつて住み着いてしまう。「一福德舎で一食以上食すると波逸提」。

また釈尊が舍衛城におられた時、ある比丘がある聚落で雨安居を過ごし終えて釈尊のおられる舍衛城に向かった。ある居士が福舎を作つて四方僧に一食を施しているところにこの比丘が至り、食した後に風病に罹り動けなくなる。「病気の場合は除く」。

[参考]

○Vinaya ‘Pācittiya 031’ (vol.IV p.069)：釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、舍衛城の近くに組合 (pūga) の人々が出家者のための施食処 (āvasathapinḍa) を設け、六群比丘がそこに通い詰め、そのために外道たちが立ち去る。「施食処に於いて1回の食を取るべし。これを過ぎれば、波逸提」。

その時、舍利弗がコーサラ国を遊行して舍衛城に向かう途中、ある施食処に至る。食後に激しい病に罹り、去ることができなくなる。翌日、人々が彼に食事を差し出しが、拒む。「無病の比丘は施食処に於いて1回の食を取るべし。これを過ぎれば、波逸提」。

○四分律「単提 031」（大正 22 p.654 下）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時拘薩羅國有無住處村。有居士爲比丘作住處、常供給飲食、若在此住者當聽一食。爾時有六群比丘、欲往拘薩羅國無住處村、至彼住處經一宿得美好飲食、故復住第二宿復得美好飲食。……爾時舍利弗在拘薩羅國遊行、詣此無住處村住一宿。明日清旦得好食。舍利弗於彼得病。

○五分律「墮 033」（大正 22 p.051 上）：佛在王舍城。爾時諸處飢饉乞食難得、一切比丘盡集王舍城。四遠人言。我等先時朝暮見諸比丘。今何以斷絕不復見之。有人言。此間乞食難得、悉往王舍城。是以不見。諸人言。我等寧可建立小屋、日作一比丘一宿一食。若無來食者便當聚集俟後來衆、即便作之。時有一家恒作美食。六群比丘遊行人間常住其家、餘諸比丘都不復得。……時舍利弗得風病。到一食處食一食已、便欲餘行。諸比丘言。長老疾患不須餘行。我等當以食分相供養。答言。世尊不聽一宿處過一食。有諸居士、聞舍利弗疾患、亦共請住。答亦如初。於是舍利弗牽病而去。

○根本有部律「波逸底迦 032」（大正 23 p.816 上）：爾時薄伽梵在室羅伐城逝多林給孤獨園。於邊方處大聚落中有一長者、信心懸重。爲諸四方沙門婆羅門等造一住處。若有於此停住者。施以飲食。……（p.819 上）時舍利子久爲説法背發風勞。復爲佛先制戒。……爾時舍利子、身帶風疾斷食飢虛。將諸大衆詣室羅伐。既至彼已。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、辺地の大聚落にある信心深い長者がいて、一住処を造つて諸々の沙門や婆羅門を供養していた。その時、釈尊が舍衛城で大神力を現され、人々が釈尊を尊崇するようになって外道らが辺地へと追い払われる。60人の露形外道がこの聚落に至り、その長者の供養を受けるが、舍衛城の浄信の居士がその長者に釈尊とその弟子を供養するよう進言して、舍衛城に戻って祇園精舎を訪れ、その長者のことを六群比丘のウバナンダに告げる。さっそく彼らはその聚落に赴き、長者の家で日々供養を受けるが、給仕する女性や長者の妻にウダーラインが卑猥なことを言い、彼らは福田ではないと思った長者は徐々に食事の量を減らし、彼らが自ら去るようしむける。段々と粗末な食事となる原因を露形外道のせいと考えた彼らは露形外道と殴り合いの喧嘩の末、舍衛城に帰る。舍利弗が南方から舍衛城に来た迦陀夷という順世外道の論師を論破して具足戒を授ける。後に彼は阿羅漢を得た。第二の大法将という名声の高まる舍利弗に六群比丘が嫉妬して、60人の露形外道を負かしたことを自慢し、彼らの悪事が露顕する。「外道の住処で一宿一食以上を受ければ、波逸提」。

再びかの居士がその長者のいる大聚落に至り、外道を供養して居る長者を見て、仏弟子を供養すべきことを説く。六群比丘のことを聞き、好ましい仏弟子として舍利弗と目連の名を挙げる。居士が舍衛城に戻って釈尊に願い出て、舍利弗と500人の諸比丘が聚落の長者のもとへ赴く。舍利弗が人々に久しく説法していて背に風疾を患う。「外道の住処で一宿一食を得ても、病気の時を除いて、それ以上を過ぎれば、波逸提」。

《34》 阿那律が女性と同宿して誘惑を受けたが拒む。共女人宿戒の因縁

〔舍衛城〕

<34-1>十誦律「波夜提 065」（大正 23 p.112 下）：佛在舍衛國。爾時長老阿那律、從橋薩羅遊行向舍衛國、到一聚落無僧坊處欲宿。……是姪女少多送阿那律已便還。爾時阿那律漸到舍衛國、脱衣鉢著一處、往詣佛所、頭面作禮在一面坐。諸佛常法。有客比丘來、以如是語勞問。忍不足不、乞食不難、道路不疲極耶。⑫佛即以如是語勞問阿那律。忍不足不。乞食不難。道路不疲極耶。

釈尊が舍衛城におられた時、阿那律はコーサラ国を遊行して舍衛城へ向かう途中、僧坊

のないある聚落で泊まることにした。その村に一人の姪女がいて、彼は彼女の家に宿泊することになったが、3度にわたる彼女の誘惑を受けてもそれを退ける。彼女は彼から説法を聞いて法眼淨を得、懺悔して優婆夷となる。阿那律は舍衛城に到着して、それを釈尊に報告する。「女性と同宿すれば波逸提」。

<34-2>僧祇律「単提 069」（大正 22 p.381 下）：佛住舍衛城。廣說如上。⑦爾時尊者阿那律在塔山夏安居竟、還舍衛城禮觀問訊世尊。

阿那律が塔山で雨安居を終えて舍衛城に向かう途中、暗くなつたので聚落に入って宿泊場所を探す。その聚落に住む母とその娘が端正な阿那律を見て、樹下で過ごそうとしていた彼を招待する。娘に誘惑されるが応じることなく、舍衛城に至つてこのことを釈尊に報告する。「女人と同宿すれば波逸提」。

[参考]

○Vinaya ‘Pācittiya006’ (vol.IV p.017) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、阿那律が舍衛城に赴く途中、コーサラ国の一村落である女性に用意された休息所で旅人たちと同宿し、その女性の誘惑を受ける。

○四分律「単提 004」（大正 22 p.637 上）：爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時尊者阿那律、從舍衛國向拘薩羅國、中路至無比丘住處村。問言。誰與我住處。聞彼有一姪女家常安止賓客在門屋下。

○五分律「墮 056」（大正 22 p.059 中）：時有一年少婦人、夫喪作是念。我今當於何許更求良對。復作是念。我今不能門到戶至。當作一客舍令在家出家人任意宿止。於中擇取、即便作之。宣令道路須宿者宿。時阿那律暮至彼村、借問宿處。有人語言。某甲家有。即往求宿。

○根本有部律「波逸底迦 065」（大正 23 p.849 中）：佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。時具壽阿尼盧陀斷衆結惑證阿羅漢、彼既自受解脫勝樂作如是念。世尊於我已作大恩。我於世尊欲作何事而能報德。我今宜可利益有情。此即名爲酬恩中勝。作斯念已、執持衣鉢人間遊行至一聚落。此聚落中有一長者。二男一女。其女長成行不貞謹。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、阿羅漢となつた阿那律が釈尊への恩に報いるために説法の旅に出て、ある聚落に至る。そこに住む長者に2男1女の子供があり、その娘が成長してふしだらな行為をし妊娠するが、それを兄弟に「禿人に乱暴されたからだ」と偽る。人々は生まれてきた子供を「禿子」と呼び、母親を「禿子母」と呼んでいた。この時、この家に到来した阿那律がその母親に誘惑されるが神通力で教化し、さらに彼女の兄弟や多くの人々を教化する。また阿那律がある村の外れにある園林に泊まった時に遭遇した500人の盜賊をも神通力で教化し、釈尊のもとに連れて来て、善来比丘戒で出家させる。阿那律が諸比丘にこの旅での苦勞として「禿子母」との出来事を語ると、少欲の比丘が非難して釈尊にこれを告げる。「女人と同宿するならば、波逸提」。

《35》ウパセーナ・ヴァンガンタップタが法臘2歳で法臘1歳に具足戒を与え、雨安居を終えて釈尊のところにくる。

[舍衛城（・祇園精舎）]

<35-1>十誦律「受具足戒法」（大正 23 p.148 下）：佛在舍衛國。爾時長老優波斯那婆檀提子、一歳授共住弟子具足和尚一歳弟子無歳共往。③橋薩羅國一処夏安居。諸佛常法。両時大会、春末月夏末月。春末月欲安居時、諸方國比丘來、聴佛説法、心念。是法夏安居樂。是初大会。夏末月自恣作衣竟、持衣鉢來詣佛所。如是思惟。⑩我久不見婆伽婆、久不見修伽陀。是第二大会。⑦是時長老優波斯那、是中住処夏安居、自恣竟作衣已持衣鉢、自身二歳弟子一歳、共遊行往舍衛國、到佛所頭面礼佛足一面坐。諸佛常法。問訊客比丘。夏安居、忍不足不、安樂住不、乞食不乏、道路不疲耶。今佛亦如是問。優波斯那、

⑫夏安居、忍不足不。安樂住不。乞食不乏、道路不疲耶。

釈尊が舍衛国におられた時、法臘一歳のウパセーナ・ヴァンガンタプッタ（優波斯那婆檀提子）が無歳の弟子と、コーサラ国の一処で雨安居を過ごして後、自身が2歳、弟子が1歳となって、弟子を引き連れて釈尊のところに至る。「10歳比丘が人に具足戒を与えるべし」。

<35-2>根本有部律「出家事」（大正23 p.1031上）：佛在室羅筏城逝多林給孤独園。⑦時具壽近軍苾芻、遊行人間、三月坐雨安居已、度一弟子、與彼漸行、至室羅筏城。爾時具壽近軍洗足已、往詣佛所、頂禮佛足、退坐一面。諸佛常法。若有客苾芻來、先唱、善來、從何處來、復於何方、三月坐雨安居。爾時佛告近軍苾芻。汝從何方來。何處三月坐雨安居。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、法臘1歳のウパセーナ（近軍）が無歳の弟子と3ヶ月の雨安居を過ごした後、自身が2歳、弟子が1歳となって弟子を引き連れて釈尊のところに至る。「10歳比丘が人に具足戒を与えるべし。依止も畜沙弥も同じ」。

[参考]

◎Vinaya ‘Mahākhandhaka’ (vol. I p.059)：その時、法臘1歳の者、2歳の者が弟子に具足戒を与えていた。ウパセーナ・ヴァンガンタプッタもまた法臘1歳で弟子に具足戒を与え、雨安居を過ごして2歳となって、1歳の弟子を連れて釈尊のところに至る。客比丘と親しく挨拶を交わすのは諸仏・世尊の常法である（āciṇṇam kho pan' etam buddhānam bhagavatānam āgantukehi bhikkhūhi saddhim paṭisammoditum）。それから世尊はウパセーナ・ヴァンガンタプッタにこう言われた。「比丘よ、がまんできるか。元気にしていて。労苦なくやって来られたか」と（atha kho bhagavā āyasmantam upasenam vaṅgantaputtam etad avoca, ‘kacci, bhikkhu, khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci ’ttha appakilamathena addhānam āgatā’ ti）。「10歳に満たない者は、具足戒を授けてはならない」という規定が作られた。

◎四分律「受戒犍度」（大正22 p.800上）：時尊者婆先始二歳、將一歳弟子、往世尊所、頭面礼足已。在一面坐。

◎五分律「受戒法」（大正22 p.114上）：爾時優波斯那比丘二歳、將一歳弟子到佛所、頭面礼足却坐一面。弟子後次礼佛、衣囊墮佛膝上。

☆Jātaka-A.300 ‘Vaka-j.’ (vol.II p.449)：釈尊の所在を舍衛城・祇園精舎と明記する。なお【1】-《18》の事件とも関連づけられている。

《36》「比丘尼を犯したものを出家させてはならない」。

[舍衛城]

<36-1>十誦律「受具足戒法」（大正23 p.152下）：佛在舍衛國。爾時諸比丘尼、從憍薩羅遊向舍衛國。薩羅林中有賊破法、劫奪比丘尼作毀辱事。諸城國邑惡名流布。若王力若聚落力、圍捕盡得諸賊。唯有一賊逃走、至婆岐陀國、到比丘所、語諸比丘言。大德、與我出家。諸比丘不思與出家。諸佛常法。兩時大會、春末月夏末月。春末月欲安居時、諸方國比丘來、聽佛說法、心念。是法夏安居樂。是初大會。夏末月安居自恣作衣竟、持衣鉢來詣佛所。如是思惟、我久不見佛、久不見修伽陀。是第二大會。⑦諸比丘、從婆祇國自恣作衣竟、持衣鉢欲遊行至舍衛國。小比丘言。我欲共行。諸比丘答。隨汝意。即便共去。諸比丘中道見薩羅林。憶念言。是薩羅林中本有惡賊破法。劫奪比丘尼作毀辱事。小比丘言。諸長老、惡賊是我同業親友。我亦作此惡事。諸比丘不知云何。漸漸遊行、至

舍衛國詣佛所、頭面禮佛足却坐一面。諸佛常法。以如是語問訊客比丘。忍不、足不、安樂住不、乞食不乏、道路不疲耶。今佛亦如是、語問訊客比丘言。⑫忍不、足不、安樂住不、乞食不乏、道路不疲耶。

釈尊が舍衛国におられた時、コーサラから舍衛国に向かって遊行していた諸比丘尼を襲つた賊の一人が婆岐陀国に逃れ、そこで出家する。その比丘は婆祇国で自恣を終えて舍衛城に向かう途中、薩羅林に至り、かつてそこで比丘尼に乱暴したことを告白する。同行していた諸比丘はどうしてよいか分からず、舍衛城についてから釈尊に報告する。「比丘尼を汚したものを出家させるべからず。滅擯せよ」。

〔参考〕

○Vinaya ‘Mahākhandhaka’ (vol. I p.089) : 多くの比丘尼がサークータより舍衛城に赴く途中、賊に襲われて乱暴される。舍衛城より王臣がやって来て賊を捕えたが、一分のものは逃れて出家して比丘となる。「比丘尼を汚したものに具足戒を与えるべからず。もし受けたる者は滅擯すべし」。

○四分律「受戒犍度」(大正 22 p.811 下) : 爾時衆多比丘、從拘薩羅国道路行、往黒闇河側。其中一比丘言。此中曾有白衣、與著袈裟者共行姪。衆人問言。汝云何知。答曰。我即彼之一數。爾時諸比丘、以此因縁白佛。佛言。若犯比丘尼者、於我法律中無所長益。不應與出家受大戒。若出家受大戒者應滅擯。

○五分律「受戒法」(大正 22 p.117 中) : 爾時佛遊拘薩羅國、與大比丘僧千二百五十人俱、漸漸遊行到黒闇河邊止娑羅林下。有一比丘從坐起偏袒右肩右膝著地合掌白佛言。世尊、此娑羅林是破衆多比丘尼梵行處。佛問汝云何知。答言我時在此。又問汝破比丘尼梵行耶。答言如是。佛告諸比丘。姪比丘尼人於我法中不復生。不應與出家受具足戒。若已受具足戒應滅擯

○僧祇律「雜誦跋渠法」(大正 22 p.416 下) : 佛住毘舍離。爾時庵婆羅離車童子壞法豫比丘尼弟子梵行。時法豫比丘尼、往世尊所、頭面禮足却住一面、白佛言。世尊、離車童子壞我弟子梵行。作是語已、禮佛而去。佛語阿難。汝取我僧伽梨來。入毘舍離城。……(p.417 上) 爾時有摩訶羅、本俗人時壞比丘尼淨行、心生疑惑、即白佛言。世尊、我本俗人時、壞比丘尼淨行。佛告諸比丘。是摩訶羅自言。壞比丘尼淨行。驅出。諸比丘即驅出。若壞比丘尼淨行、不應與出家。若已出家者應驅出。若度出家受具足、越比尼罪。

釈尊がヴェーサーリーにおられた時、菴婆羅というリッチャヴィの少年（離車童子）がダンマディンナー（法豫）比丘尼の弟子を汚す。釈尊はいまだかつて食後に城内に入られたことがないのに、阿難を伴つて城内に入り、リッチャヴィ（梨車）の人々に「我が法中では梵行を破る者に対して不共住、不共語、不共食する」と言われる。リッチャヴィの人々は「俗法でも同様に処置する」と答える。それからまもなくダンマディンナー比丘尼が来て事件を告げる。リッチャヴィの人々は恥じてダンマディンナー比丘尼の言うままに菴婆羅を「非リッチャヴィ」と呼んで罰する。

ある摩訶羅がかつて比丘尼の淨行を壞ったことを釈尊に告白し、駆出される。

《37》自恣の日に病で来られない比丘があった。「病比丘は自恣を与えることを許す」。

〔舍衛城〕

<37-1>十誦律「自恣法」(大正 23 p.166 中) : 佛在舍衛国。是中佛語諸比丘。②是夜多過自恣時到。一比丘從坐起偏袒着衣長跪合掌白佛言。世尊、諸比丘病不來。佛言。應取自恣。

釈尊が舍衛国におられた時、自恣の日に病気の比丘があった。「自恣をとるべし」。

〔参考〕

○Vinaya ‘Pavāraṇakkhandhaka’ (vol. I p.160) : 自恣の日に病比丘が來ていなかつた。「病比丘が自恣を与えることを許す」。

◎四分律「自恣犍度」（大正22 p.837上）：時有病比丘、偏露右肩、脱革屣、胡跪合掌。時頃久病即更增。諸比丘白佛。佛言。自今已去、聽病比丘隨身所安受自恣。

◎五分律「自恣法」（大正22 p.131下）：爾時世尊、自恣日與諸比丘前後圍遶露地而坐、告諸比丘。今僧和合自恣時到應共自恣。有一比丘起白佛。有病比丘不來。佛言。應差一比丘將來。乃至出界自恣。如說戒中說。

《38》「一説自恣、二説自恣も許す」。

〔舍衛城〕

<38-1>十誦律「自恣法」（大正23 p.171上）：佛在舍衛國。佛語諸比丘。從今聽一説自恣二説自恣。我前已聽三説自恣。

*自恣が言及されているが、釈尊が自恣を過ごした時点とは限らないため②には該当しない。しかし、一応資料として挙げる。

〔参考〕

◎Vinaya ‘Pavāraṇakkhandhaka’ (vol. I p.168)：コーサラ国のあるところで、自恣の日に蛮族の恐れが生じた。三説の自恣ができなければ二説の、二説ができなければ一説の、それができなければ全員で唱和することを許す。

◎四分律「自恣犍度」（大正22 p.838下）：爾時自恣日。有異住處、衆僧和合欲自恣。聞有賊來恐怖離座而去、竟不自恣。諸比丘以此事白佛。佛言聽。若有八難事來、聽略説自恣。

《39》ある比丘が手に草履をもって跛行した。「軟らかいもので履きものの鼻をつくれ」。

〔舍衛城〕

<39-1>十誦律「皮革法」（大正23 p.184中）：②佛在舍衛國、自恣竟夏末月、與大比丘衆遊行諸國。有一比丘、手捉革屣跛行。佛見是比丘、知而故問比丘。何以手捉革屣跛行。答言世尊。我革屣內鼻⁽¹⁾堅、足指間破痛故跛行。佛言。應用軟物作

(1) 鼻緒のことか？

《40》優婆夷が自身の肉を病比丘に与える。「人肉を食してはいけない」。

〔バーラーナシー（・イシパタナ・鹿園）〕

<40-1>十誦律「医藥法」（大正23 p.185下）：①佛在波羅奈國、與大衆共夏安居。是中有優婆夷、字摩訶斯那。……信佛法僧見諦得道、⑩請佛及僧、夏四月供給病人飲食湯藥自恣所須。有一比丘病服下藥須肉。

釈尊がバーラーナシー（波羅奈）国で大衆とともに雨安居しておられた時、下薬を服して肉を必要とした比丘が、看病人に言って優婆夷のマハーセーナー（摩訶斯那）から肉を求める。マハーセーナーはその要請を受けてバーラーナシーに肉を買い求めるよう婢を遣わすが、王の波摩達が殺を断じていたために得られない。マハーセーナーは自分の肉（髀肉）を割いて婢に与え、煮させて比丘のもとに届ける。釈尊の説法を聞いてマハーセーナーは斯陀含道を得て、優婆塞の夫は須陀洹道を得る。「人肉・人脂・人血・人筋を食すべからず」。

<40-2>根本有部律藥事（大正24 p.003中）：爾時世尊、在荻苗國、人間遊行到波羅痳斯、仙人墮處、施鹿林中。於彼城内、有一長者、名曰大軍、富貴饒財、多諸受用。彼人有妻、名大軍女、……爾時世尊、爲大軍長者隨順説法、示教利喜、以種種方便、演妙法已、默

然而住。爾時大軍長者既聞法已、心大歡喜、即從座起、偏袒右肩、合掌禮佛、而白佛言。
⑤唯願世尊、及苾芻衆、受我三月夏安居請、我以供養衣服飲食臥具醫藥。爾時世尊默然受請。是時長者見佛許已、生大歡喜、禮佛而去。①時彼長者供給世尊、三月安居、種種供養、及諸苾芻、無所闕乏。

〔参考〕

- Vinaya ‘Bhesajjakkhandhaka’ (vol. I p.216) : 釈尊が随意の間王舍城に住して後、バーラナシーに向かって遊行し、仙人墮處・鹿野苑におられた時、ある比丘が吐下薬を服して肉を求める。スッピヤー (Suppiyā) が自分の肉を割いて与える。
- 四分律「藥犍度」(大正 22 p.868 下) : 時世尊在波羅奈國。時有比丘、服吐下藥。有優婆私字蘇卑。至僧伽藍中、行看房舍、至病比丘所問言。何所患苦耶。答言。服吐下藥。問比丘。何所須欲。答言須肉。
- 五分律「食法」(大正 22 p.148 中) : 時舍衛城中。有優婆夷、字須卑、信樂佛法見法得果歸依三寶、常請一切僧供給湯藥。彼於後時來入僧坊、見一比丘服吐下藥。問言。大德今何所須。答言。我吐下虛乏思欲食肉。
- ※以上の参考資料は優婆夷の名をスッピヤー (Suppiyā) とする。

《41》淨地羯磨を定める。

〔アンダカヴィンダ〕

<41-1>十誦律「医薬法」(大正 23 p.190 上) : ①佛在阿那伽賓頭國中夏住已、持衣鉢向毘耶離城。

釈尊がアンダカヴィンダ（阿那伽賓頭）国で雨安居を終えてからヴェーサーリー（毘耶離）城へ向かう。リッチャヴィ（利昌）の人々は、釈尊がヴァッジ（越祇）国を遊行しヴェーサーリー城へ来ると聞いて多くの飯食を施そうと準備する。その時に雨が降り、利昌の人々は阿難に相談し、阿難は釈尊に尋ねる。「房舎に於て應に淨地羯磨を作すべし……」。「今日より僧坊外にて食を作れ」。「今日より淨地羯磨を作すを聽さず、作せば突吉羅罪を犯す、先に作せる者は應に捨すべし」。

〔参考〕

- Vinaya ‘Bhesajjakkhandhaka’ (vol. I p.238) : (ヴェーサーリーか?) 地方の人々は多くの塩・油・米などを車に載せて、僧園の外に車陣を張る。食を準備しようとした矢先に大雲がわき起り、人々は阿難に相談する。「三種の定められたる相応の地を許す。布告によるものと、牛舎と在家人のものなり」。
- 四分律「藥犍度」(大正 22 p.874 下) : 爾時有吐下比丘、使舍衛城中人煮粥。時有因縁、城門晚開。未及得粥便死。諸比丘白佛。佛言。聽在僧伽藍内結淨地。白二羯磨應如是結。
- 吐下比丘があつて、舍衛城中の人に粥を煮させる。しかし粥が間に合わずその比丘は死ぬ。「僧伽藍内に在りて淨地を結することを聽す」。四種の淨地。
- 五分律「食法」(大正 22 p.149 下) : 時摩竭國、鷲伽國、迦夷國、拘薩羅國、跋耆國、滿羅國、蘇摩國、此諸國人聞佛出世有大威德弟子亦爾、皆來雲集毘舍離城。城中家家、各各七寶車馬賓從皆已側塞。餘有萬二千乘車。城中不受營住城外。皆競持時食非時食七日食終身食奉佛及僧、積於中庭遂成大積。縱橫狼藉塵土汚泥鳥獸集噉。

諸国の人々が釈尊とその弟子たちの名声を聞いて毘舍離城に集まつてくる。城中は各家の車ですでに一杯であったため、1万2千の車は城外に営住する。皆競って仏と僧に食を施し、中庭に山ができた。「中房を以て白二羯磨して、安食淨処と作すを聽す……」。「僧房の安食淨処に於て作食

し合葉せる、今より犯ぜるには突吉羅なり」。

《42》自恣の日の安居施（衣物）の許可

[王舎城・竹林園]

<42-1>十誦律「衣法」（大正 23 p.198 中）：佛在王舎城。③是時諸外道出家、夏安居竟自恣時、諸外道居家弟子、布施衣物。諸優婆塞……即持衣幘詣竹園施僧。諸比丘不受言。佛未聽我等受夏安居竟自恣時布施安居衣。以是事白佛。

釈尊が王舎城（・竹林園）におられた時、自恣時に外道の信奉者が外道の出家者たちに衣を施していた。優婆塞たちも衣を布施しようと竹園にやって来たが、比丘らは「釈尊が許可されていない」と言ってこれを受け取らない。安居施衣を受け取ることを許可される。

《43》自恣の日の安居施（所須物）の許可

[王舎城]

<43-1>十誦律「衣法」（大正 23 p.198 下）：佛在王舎城。③是時諸外道出家、夏安居竟自恣時。諸居家弟子以諸物施。澡罐繩纓樓遮迦火鑪蓋扇革履曲杖。諸優婆塞……即隨比丘法布施種種諸物。若鉢若拘鉢多羅。若半拘鉢多羅。……如是等種種比丘所須物。持詣竹園布施僧。諸比丘不受言。佛未聽我等夏安居竟自恣時受隨比丘所須物。以是事白佛。

釈尊が王舎城（・竹林園）におられた時、自恣時に外道の信奉者が外道の出家者たちに諸々の物を施していた。優婆塞たちも布施しようと竹園にやって来たが、比丘らは「釈尊が許可されていない」と言ってこれを受け取らない。所須物を受け取ることを許可される。

《44》給孤独の息子、僧迦羅叉が僧を供養する。

[舍衛城]

<44-1>十誦律「衣法」（大正 23 p.201 上）：佛在舍衛國。是時給孤独兒、字僧迦羅叉、頂結髮故、詣祇林中多設食供養僧、諸比丘大会千二百五十人。諸居士見大衆集。是中為僧故、布施諸衣現前僧應分物。③旧比丘言。是夏末月。是中受一日成衣。是時布施夏安居僧應分物。諸比丘不知當云何。以是白佛。佛言。雖夏末月受迦緹那衣。是名因縁衣。現前僧應分

釈尊が舍衛城におられた時、給孤独の息子の僧迦羅叉が祇園精舎を訪れて、1250人の僧伽に食事の供養をする。これを見た諸居士が現前僧伽の分物として衣を布施したが、今は夏末月であるから安居僧で分けるべきと主張する旧比丘があった。「夏末月に迦緹那衣を受けていても、それは因縁衣であって現前僧伽で分配せよ」。

《45》ある阿羅漢が般涅槃し、祇園精舎で僧が供養される。

[舍衛城]

<45-1>十誦律「衣法」（大正 23 p.201 中）：佛在舍衛國。有阿羅漢比丘般涅槃。為是比丘故、詣祇林中多設食供養僧。諸比丘多會千二百五十人。諸居士見大衆集。是中為僧故、

布施諸衣、應現前僧分物。③旧比丘言。夏末月是中、受迦縫那衣。是衣施夏安居僧應分。諸比丘不知當云何。以是事白佛。佛言。雖夏末月住處受迦縫那衣。是因緣衣。現前僧應分。

釈尊が舍衛城におられた時、ある阿羅漢比丘が般涅槃したために、1250人の比丘が集まつた。これを見た諸居士が現前僧伽の分物として衣を布施したが、ある旧比丘が「今は夏末月で迦縫那衣を受けたのであるから安居僧で分けるべき」と主張する。「夏末月に迦縫那衣を受けていても、それは因縁衣であつて現前僧伽で分配せよ」。

《46》釈尊が大比丘衆とともに雨安居に入ったが、安居比丘が少なく、臥坐具が余る。

[コーサラ国]

<46-1>十誦律「臥具法」（大正23 p.246上）：①佛在憍薩羅國、與大比丘衆俱一處安居。爾時祇洹中安居比丘少、而臥具多。諸比丘各各分已、有餘不盡。……佛言。應先人與一。若有長者又應更與、爲盡藏物故。若復不盡、應第三更與、爲經行故。若復不盡、次與令盡、爲護治故。

爾時憍薩羅國荒亂。以怖畏故、③諸比丘多集一處安居結夏、坐已有客比丘來、在洗腳處・講堂・門屋・經行處・經行頭、持衣鉢、著是諸處、住待臥具。……佛言。從今聽二種安居。一先安居、二後安居。當與後安居比丘房舍臥具。

憍薩羅國又復荒亂。③有諸比丘、多集一處安居、分房舍臥具竟。有餘處諸比丘來、在洗腳處・講堂・門屋・經行處・經行頭、持衣鉢、著是諸處待臥具分。……佛言。若有未分臥具者應與分。已分者應共住。

又時憍薩羅國荒亂。有臣處處鬪戰。③諸比丘已結後安居。多有客比丘來。

釈尊がコーサラ国において大比丘衆とともに雨安居された時、祇園精舎に安居比丘が少なく、臥具が余ってしまう。「余りがなくなるように配分すべし」。

その時コーサラ国は荒乱していて、それを恐れる故に多くの比丘が一箇所に集まって雨安居に入る。その後に客比丘が来て、衣鉢をもって洗足処、講堂、門屋などに住しながら臥坐具があくのを待っていた。それを見た釈尊は理由を阿難から聞いて、先安居と後安居の二種を定められる。

また荒乱し、臥坐具の配分の後に余処の諸比丘が来る。「共任せよ」。

また荒乱し、諸比丘が後安居に入った後に客比丘が来る。「共任せよ。溫室を与えて衣鉢をおかせるべし」。

*一緒に扱つたが、これらは4つの別の時期の事績である。

《47》知食人を立てることを定める。

[カーシー]

<47-1>十誦律「臥具法」（大正23 p.248中）：①佛在迦尸國、與大比丘衆一處安居。諸居士見佛及僧衆。故共相約令。今日汝辦種種飲食。……有近者、是食美好。爾時六群比丘數數從是處取。居士問言。汝等何以數來。諸大長老何故不來。答言。無知食人約勅我等。汝舍近早辦飲食美好。是故我等數來。居士言。我等施食爲諸長老。不但爲汝等。何故數來。諸比丘不知云何、是事白佛。佛言。應立知食人。

釈尊がカーシ国で雨安居された時、居士たちが順番に食事を用意した。六群比丘がある近場で食事の準備が早く食事が美好なところへしばしばやってきて、そこには他の大長老が来なかった。「知食人を選べ」。

《48》六群比丘が展転して清浄、欲、自恣、除罪を与える。釈尊がこれを禁じる。

[王舍城]

<48-1>十誦律「雜法」（大正 23 p.285 中）：佛在王舍城。爾時六群比丘、展転與清浄與欲③與自恣與除罪。諸比丘不知云何。是事白佛。佛言。從今不得展転與清浄與欲與自恣與除罪。犯者突吉

六群比丘が展転して清浄を与え、欲を与え、自恣を与え、除罪を与えた。「突吉羅」。

《49》両部僧伽が自恣で集まり、追い出された式叉摩那、沙弥、沙弥尼が夜の間に仲良くなる。

[舍衛城]

<49-1>十誦律「雜法」（大正 23 p.296 下）：佛在舍衛國。③爾時自恣時、兩部僧和合。爾時驅式叉摩尼沙彌沙彌尼出。自相謂言。汝等知不。何故驅我等出。今夜是等共集一處。各隨所喜共和合故。諸比丘聞是事心不喜。是事白佛。佛言。從今比丘尼。不應夜來自恣。諸比丘尼。應早起來從比丘作自恣

釈尊が舍衛城におられた時、両部僧伽が自恣で集まつた。追い出された式叉摩那、沙弥、沙弥尼が夜の間に仲良くなってしまう。「比丘尼は夜に来て自恣を行つてはならない」。

《50》釈尊が王舍城と那羅聚落を一布薩界とする。

[王舍城・竹林園]

<50-1>僧祇律「尼薩耆波夜提 002」（大正 22 p.294 上）：復次佛住王舍城迦蘭陀竹園精舍。長老舍利弗作是念。我今當爲饒益親里故往詣那羅聚落安居。……③爾時尊者舍利弗於那羅聚落結安居。日日詣竹園精舍。禮世尊足。值天七日連雨。

釈尊が王舍城・竹林園におられた時、舍利弗が親族を利益するために那羅聚落に行ってそこで雨安居しようと欲したが、釈尊とも離れ難かった。釈尊は王舍城と那羅聚落を一布薩界とされる。

《51》雨安居が終わってヴェーサーリーに到来した諸比丘に房舎が行き渡らず、樹下に住したある比丘が「梵行に堪えられない」と口にする。「捨戒でなく戒羸」。

[ヴェーサーリー]

<51-1>僧祇律「波羅夷 001」（大正 22 p.231 下）：復次佛住毘舍離。廣說如上。③時諸比丘處處安居。⑦安居已還詣毘舍離、到世尊所禮拜問訊。問訊已、次第付房而住、房盡不受。有依屋欄・草庵・空地・樹下住者。爾時有一比丘依樹下坐。作是思惟佛法出家甚爲大苦。修習梵行亦爲甚難。……我欲不堪於佛法中修淨梵行。……爾時世尊告諸比丘。喚彼比丘來。來已佛問比丘。汝實捨戒耶。答言不捨。……佛言。是比丘不名捨戒。是名戒羸。彼作戒羸說語。得偷蘭罪。爾時佛告諸比丘。依止毘舍離比丘皆悉令集。乃至未聞

者當聞已聞者重聞。若比丘於和合僧中受具足戒。不還戒戒羸不捨戒。便行婬法。是比丘得波羅夷罪。不應共住

釈尊がヴェーサーリーにおられた時、諸比丘が処々で雨安居を過ごし、雨安居を過ごし終えてからヴェーサーリーの釈尊のもとに到来する。房舎が不足し、樹下に住したある比丘が出家の苦しさ、梵行の困難さを嘆き、「梵行を修することに堪えられない」と口にしてしまう。それを聞いた他の比丘が捨戒と判断する。釈尊はこれを「捨戒」ではなく「戒羸」とされ、これを犯した者は偷蘭遮と定められる。

* Vinaya ‘Pārājika001’ (vol. III p.024) の戒文中の「捨戒せず、戒羸を告示せずして」の注釈文中に関連記事あり。

《52》 処々で雨安居を過ごし終わって王舍城の釈尊のもとに至った諸比丘がいろいろな精舎に住し、その1つの猿猴精舎で、旧住の比丘が猿と不淨を行う。「畜生と犯す者も波羅夷」。第一波羅夷（婬戒）の因縁

[王舍城]

<52-1>僧祇律「波羅夷 001」（大正 22 p.233 上）：復次佛住王舍城。廣說如上。③時諸比丘處夏安居、⑦安居已來詣王舍城禮拜問訊世尊。

釈尊が王舍城におられた時、諸比丘が処々で雨安居を過ごし、雨安居を過ごし終えてから王舍城の釈尊のもとに至る。王舍城に到着した諸比丘は釈尊にあいさつした後、いろいろな精舎に住する。その1つの猿猴精舎で、旧住の比丘が猿と不淨を行う。「畜生と犯す者も波羅夷」。

[参考]

- Vinaya ‘Pārājika001’ (vol. III p.021) : ある比丘がヴェーサーリーの大林で不淨を行う。
- 四分律「波羅夷 001」（大正 22 p.571 上）：爾時一乞食比丘依林中住。有一雌獮猴先在彼林中。時乞食比丘到村乞食還在林中。食已餘食與此獮猴。如是漸漸調順。逐比丘後行乃至手捉不去。此比丘即捉獮猴共行不淨。
- 五分律「波羅夷 001」（大正 22 p.003 下）：佛在舍衛城。有阿練若比丘、在空閑處住。有獮猴群住彼左右。時一比丘念雌獮猴、以食誘之遂共行欲。
- 十誦律「波羅夷 001」（大正 23 p.002 上）：佛在舍衛國。爾時橋薩羅國有一比丘獨住林中。有雌獮猴常數來往此比丘所。比丘即與飲食誘之、獮猴心軟便共行婬。
- 根本有部律「波羅夷 001」（大正 23 p.629 下）：爾時世尊爲諸苾芻制斯學處已、在羯闍鐸迦池竹林園中。于時有一苾芻、去斯不遠在阿蘭若小室中住。於彼林中有一雌獮猴。貪飲食故至苾芻所。苾芻每以殘食與之、便即共行不淨行。

《53》 慈比丘尼と地比丘尼についての処置に従わなかった諸比丘尼が阿闍世王に放逐される。

[舍衛城]

<53-1>僧祇律「単提 004」（大正 22 p.328 下）：（憶念毘尼者。）佛住王舍城。慈地比丘尼作非梵行、遂便妊身到。…… (p.329b) 世尊於中時不語比丘僧、唯將阿難、經過五通居士聚落、向舍衛城。…… (p.330b) 爾時諸比丘尼作是念。⑭今已四月十二日夏坐已逼。又世尊復勅當受五通居士語。思惟是已。即便受請夏安居。……⑦諸比丘尼受自恣竟。我等當詣世尊、禮敬問訊。自說果證時。諸比丘尼向舍衛城。

釈尊が王舎城におられた時、慈比丘尼と地比丘尼が非梵行をなして妊娠する。これを聞いた六群比丘は恨みのあるダッバ・マッラップッタ（陀驃摩羅子）に罪を擦り付けるようになす。釈尊は慈比丘尼と地比丘尼を王舎城から駆出されるが、王舎城の諸比丘尼はこの処置が不平等であるとして従わない。そこで釈尊は阿難を伴い、五通居士聚落を通って舍衛城に去られる。阿闍世王が怒り、国内の諸比丘尼を放逐する。途方てくれた王舎城の諸比丘尼は、釈尊の後を1日の距離を保ちつつ後を追て、舍衛城に至る。その後、王舎城の諸比丘尼は五通居士の聚落に雨安居を過ごし、過ごし終えて後、阿難のもとに至る。

*ダッバ・マッラップッタが無根の波羅夷で誹謗されたことについては《70》にも記事がある。

《54》釈尊に会いに行こうとする諸比丘尼が、諸比丘と同行しようとして適わず、賊に襲われる。与尼期行戒の免除の条件。

[舍衛城（・祇園精舍）]

<54-1>僧祇律「单提 026」（大正 22 p.348 中）：復次佛住舍衛城。⑦毘舍離諸比丘夏安居訖、欲來禮觀世尊。諸比丘尼聞已即問比丘言。諸大德、欲往禮觀世尊。何日當發。諸比丘即語去日、女人長情計日、即先往道、次住待諸比丘。諸比丘見已問言。姊妹欲何所至。答言。欲往祇洹禮觀世尊。諸比丘聞已、恐畏犯戒故、即疾捨去。諸比丘尼中有年少者、即褰衣隨後疾行而逐。諸尼中有羸老者、行不及伴為賊所剥。諸比丘尼以上因緣白大愛道。大愛道即往世尊所頭面礼足却住一面。

（六群比丘と六群比丘尼に因んで「与尼期行戒」が制定された後）釈尊が舍衛城におられた時、諸比丘と諸比丘尼が毘舍離で雨安居を終わって、舍衛城・祇園精舍におられる釈尊に会いに行こうとしていた。諸比丘尼が諸比丘にあらかじめ出発日を尋ね、同行しようとするが、諸比丘は犯戒を恐れて置いていってしまう。若い比丘尼は追いつけたが、老比丘尼は置き去りにされて賊に襲われた。「危険・恐怖ある場合は隊をなしていいよ」。

<54-2>根本有部律「波逸底迦 026」（大正 23 p.806 下）：⑦佛在給孤独園。有衆多苾芻尼在王舎城、於王園寺三月安居、夏既終已欲詣給園禮世尊足出求商旅。於商人中見有苾芻、遂相謂曰。姊妹、此有苾芻。不合同去。當更別求。諸商旅中皆有苾芻。

釈尊が祇園精舍におられた時、諸比丘尼が王舎城の王園寺で雨安居を終えて釈尊に会いに行く。隊商と同行しようとするが、どの隊商にも比丘がいて、同行をできない。盜賊に襲われる。

[参考]

○○Vinaya ‘Pācittiya027’ (vol.IV p.063)：多くの比丘、比丘尼はサーケータより舍衛城に向かっていた。同道はいけないという学處があるので、比丘尼は後に行った。賊が出て比丘尼の衣類が奪われ汚された。「危険・恐怖ある場合は隊をなしていいよ」。

○○四分律「单提 027」（大正 22 p.652 中）：爾時衆多比丘、從舍衛國欲至毘舍離。時衆多比丘尼、亦從舍衛國欲至毘舍離。諸比丘尼問比丘言。……時諸比丘尼在後。為賊所劫失衣鉢。

○○五分律「墮 028」（大正 22 p.048 上）：爾時有一比丘尼、於險路中見一比丘、呼言。大德、速來。共同道去。……比丘便去。比丘尼於後為賊剥脱、裸形大喚言。賊剥我賊剥我。

○十誦律「波夜提 024」（大正 23 p.082 下）：佛在舍衛國。爾時諸比丘尼、從橋薩羅國遊行向舍衛

国。到陥道中待多伴。時有諸比丘、亦從橋薩羅遊行向舍衛國。諸比丘尼遙見諸比丘。……諸比丘尼隨後緩來。賊見女人衆少。尋出奪衣悉皆裸形放去。

《55》 ナンディヤ、キンビラ、バッディヤが塔山で雨安居を過ごしてから釈尊に会いに行く。

[舍衛城]

<55-1>僧祇律「単提 041」（大正 22 p.365 上）：復次佛住舍衛城。廣說如上。⑦爾時尊者難提金毘魯跋提在塔山安居竟。至舍衛城、禮觀世尊、著被雨衣染色脫壞。

（露地然火戒制定の後。）釈尊が舍衛城におられた時、難提、金毘魯、跋提が塔山で雨安居を終えて釈尊に会いに舍衛城に赴く。彼らは色落ちした雨衣を着ていた。釈尊が理由を尋ねると、「火を燃やすことを禁じられているために煮染して更に染めることができないから」と答える。「因縁あるを除く」。

《56》 「行時は水浴を許す」。

[舍衛城]

<56-1>僧祇律「単提 050」（大正 22 p.372 上）：復次①佛住舍衛城安居竟、與諸比丘往橋薩羅國人間遊行。道中草木深邃、下則熱氣所吸、上則爲日所炙、大生苦惱。

（半月浴過戒の制定の後）釈尊が舍衛城で雨安居を終えて諸比丘とともに遊行に出られる。道中、草木が茂って下は熱気がひどく、上は日光に炙られる苦しかった。「行時は浴を許す」。

[参考]

○○Vinaya 'Pācittiya057' (vol.IV p.119) : 因縁譚なし。

○○四分律「単提 056」（大正 22 p.675 上）：因縁譚なし。

○○五分律「墮 070」（大正 22 p.066 中）：因縁譚なし。

○十誦律「波夜提 060」（大正 23 p.109 下）：佛在舍衛國。爾時諸比丘從橋薩羅遊行向舍衛國。是土地多土塵。行時塵土坌身。不得浴故、身體痒悶吐逆。

○根本有部律「波逸底迦 060」（大正 23 p.847 上）：因縁譚なし。

※ここに挙げた『十誦律』を除く諸律では、半月浴過戒の緩和規定に「行時」を入れるのみ。

《57》 雨安居中に上座が法臘に従って房をとるので、諸比丘が引越ししていた。分臥坐具人を選ぶよう定める。

[舍衛城]

<57-1>僧祇律「雜誦跋渠法」（大正 22 p.445 中）：佛住舍衛城。廣說如上。③爾時比丘安居中間、上座來隨次第取房。比丘運輦出房。

釈尊が舍衛城におられた時、雨安居中に上座が法臘に従って房をとるたびに諸比丘が引越ししていた。「分臥坐具人を選べ」。

《58》 ある聚落によって雨安居していた比丘が、灌漑工事のために住処を一時離れざるを得なくなる。「求聽羯磨をして一時離れてよい」。

[舍衛城]

<58-1>僧祇律「雜誦跋渠法」（大正22 p.450下）：復次佛住舍衛城。③爾時有比丘、依聚落雨安居。有檀越營僧事、須水溉灌、求比丘白王通水。時比丘衣鉢隨身、數詣王門、不時得見。道路不近。恐失安居時。

釈尊が舍衛城におられた時に、ある聚落で雨安居していた比丘が、僧事を営む檀越から王に灌漑工事の依頼をしてくれるよう頼まれる。衣と鉢をもってしばしば王宮の門に赴くが王に謁見できず、また、道が近くはなかったので雨安居を失うことを恐れた。「求聴羯磨をして一時離れてよい」。

《59》諸比丘が雨安居に入る前に房舎を修理しなかった。「若し春末月に房舎を修理しなければ越威儀法」。

[舍衛城・祇園精舎]

<59-1>僧祇律「威儀法」（大正22 p.502下）：佛住舍衛城祇洹精舎。⑭爾時諸比丘、春末月不修治房舍。如來五事利益故。……見房舍破壞不治。佛治而故問比丘。是何等房破壞不治。諸比丘答言。安居比丘自當治事。佛言。從今日後、安居時房舍應如是治。……

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、諸比丘が春の末月に房舎を修理せず、壊れていのを見られて、若し春末月に房舎を修理しなければ越威儀法と定められる。

《60》房舎が雨漏りしていた。「雨安居中でも房舎を修理すべし」。

[舍衛城・祇園精舎]

<60-1>僧祇律「威儀法」（大正22 p.503上）：佛住舍衛城祇洹精舎。爾時世尊五事利益故、五日一行諸比丘房、見房舍漏壞不治事、雨潦瀾満水澆不通門戸蟲噉……①從今日後、夏安居中應如是治房舍床褥。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、房舎が雨漏りして門戸が虫に食われてしまった。「雨安居中でも房舎を修理すべし」。

《61》ある比丘が阿蘭若処で雨安居を過ごし終わって去った後に房舎が焼けてしまった。

「阿蘭若処で雨安居が終わって去る時に全員で立ち去ってはならない」。

[舍衛城]

<61-1>僧祇律「威儀法」（大正22 p.503中）：佛住舍衛城。③爾時比丘阿練若處安居竟、不囑便去。後野火來燒房舍。

釈尊が舍衛城におられた時、ある比丘が阿蘭若処で雨安居を過ごし終わって、誰にも囑せずに去り、房舎が焼けてしまう。「阿蘭若処で雨安居が終わって去る時に全員で立ち去ってはならない」。

《62》比丘尼が外道尼ともめる。訴訟戒の因縁

[舍衛城]

<62-1>僧祇律「（比丘尼）僧残004」（大正22 p.517下）：佛住舍衛城。比丘尼僧伽藍、外道尼住處、中隔牆崩。爾時偷蘭難陀比丘尼語外道尼言。汝當補治。汝等無羞人徒衆來往裸形出入。我此衆善好有慚羞。見汝等結使增長。彼答言。今是雨時不可得作。須雨時

過當作。比丘尼言。今當駛作不得待後。彼言。我不能作。……外道尼即作。晝成已夜雨便壞。③如是夏三月作不能使成。

比丘尼伽藍が裸行外道尼と壊れた塀を挟んで接していて、諸比丘尼が早く修理するよう申し入れる。雨期が終わるまで待ってほしいというのを無理やり官に訴え、官が仏教信者であったので、外道尼は修理する。しかし昼治しても夜雨が降ってまた壊れてしまう。そしてとうとう夏3ヶ月の間完成しなかった。外道尼は優婆塞に訴え、これを大愛道が聞く。「諍訟相言するならば僧残」。

《63》雨安居を終えたヴェーサーリーの比丘尼が舍衛城の釈尊のもとへ赴く途中に賊に襲われる。國外恐怖處遊行戒の因縁

[舍衛城]

<63-1>僧祇律「(比丘尼) 波逸提 118」(大正 22 p.539 中) : 佛住舍衛城。⑦爾時毘舍離比丘尼安居竟、欲向舍衛城禮拜世尊。

釈尊が舍衛城におられた時、毘舍離の比丘尼が雨安居を終え、釈尊に会うために舍衛城に赴こうとしていた。彼女は比丘精舎に行って何時出発するか尋ねる。比丘尼との同行は禁じられているので、諸比丘は速足で行ってしまう。年少比丘尼らはついて行くことができたが老病のものはついて行くことができず、賊に剥奪された。大愛道に報告した。「商人の随伴なく異国に遊行すると波逸提」。

[参考]

○Vinaya '(Bhikkhuni) Pācittiya 038' (vol.IV p.296) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、諸比丘尼が危険と思われる恐ろしい国外に隊商の随伴なしに遊行した。悪人に汚される。「いかなる比丘尼も、危険と思われる恐ろしい国外を隊商の随伴なしに遊行すれば、波逸提」。

○四分律「(比丘尼) 单提 097」(大正 22 p.746 下) : 爾時婆伽婆、在舍衛國祇樹給孤獨園。時王波斯匿、邊界人民反叛。時六群比丘尼、於彼人間有疑恐怖處遊行。時諸賊見已作是言。此六群比丘尼、皆是波斯匿王所供養。我等當共觸燒。

○○五分律「(比丘尼) 墓 096」(大正 22 p.089 下) : 爾時諸比丘尼於國內恐怖處行。無救護者、爲惡人剥奪。諸長老比丘尼見種種訶責。

○十誦律「(比丘尼) 波夜提 098」(大正 23 p.323 中) : 佛在王舍城。爾時阿闍世王國界邊。有小國反。集四種兵、象兵馬兵車兵歩兵、集四種兵已、王自往伐。諸比丘尼、從跋耆國向王舍城。道中見王軍。

釈尊が王舍城におられた時、小国で反乱があり、阿闍世王が兵を集めて討伐に出る。ヴァッジ国から王舍城に向かっていた諸比丘尼が行軍に出くわす。法を知る比丘尼が逃げるように他の比丘尼に警告するが、法を知らない年少比丘尼は阿闍世王は仏教徒だから大丈夫だと言って真っすぐ進み、前行の傭兵軍人に裸にされる。

○根本有部律「(比丘尼) 波逸提 103」(大正 23 p.1003 下) : 縁在王舍城。時未生怨王、於廣嚴城爲大怨讐欲行討擊。鳴鼓宣令告衆人曰。在我境內往廣嚴城者即斬其首。於要路處皆令防禦捉得依法。時有衆多苾芻尼、從王舍城欲向廣嚴、在路遭賊悉皆惶怖大聲叫喚。防守人聞尋聲即至。賊見王軍四散奔走。問諸尼曰。諸聖者等豈不聞王教。令往廣嚴者當斬首耶。又令我等境內守護。我若不在。聖者可不爲賊所擒。

釈尊が王舍城におられた時、反乱した廣嚴城を討伐に行くところであった未生怨王が、賊に襲われている諸比丘尼を助ける。「國中の賊のいるところを遊行すると波逸提」。

《64》迦梨比丘尼が他のところで雨安居を過ごし、帰ってきて自分の房を返せといって争いとなる。故意惑惱戒の因縁

[舍衛城]

<64-1>僧祇律「(比丘尼) 波逸提 137」(大正 22 p.542 下)：佛住舍衛城。③爾時迦梨比丘尼、到欲安居時、餘行去、受安居已還。房舍已分竟。

釈尊が舍衛城におられた時、迦梨比丘尼がまさに雨安居に入るという時に余所に去り、雨安居を受けてから帰ってきたが房舎の配分が終っていた。房舎を返せと言ってすでに入っていた他の比丘尼を悩ませる。「先に雨安居に入っていることを知りつつ、後に来て騒いだら波逸提」。

[参考]

○Vinaya '(Bhikkhunī) Pācittiya033' (vol.IV p.290)：釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、トゥッラナンダー比丘尼がバッダー・カーピラーニーの尊敬を受けているのに嫉妬してバッダー・カーピラーニーを悩ませる。

○四分律「(比丘尼) 单提 092」(大正 22 p.745 上)：爾時婆伽婆、在舍衛國祇樹給孤獨園。時六群比丘尼、爲惱故先住後至後至先住。故在前受教問義教授。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、他の比丘尼を悩ませようと六群比丘尼が故意に諸比丘尼を悩ませる。

○十誦律「(比丘尼) 波夜提 100」(大正 23 p.323 下)：佛在王舍城。爾時助調達比丘尼舊住。有善好比丘尼是客。時舊比丘尼往迎、與持衣鉢共相問訊、與湯洗足與油塗足與好床榻。客比丘尼言。然燈。舊比丘尼言。欲作何等。客比丘尼言。初夜當坐禪誦經唄呪願。舊比丘尼言。汝等行路疲極、但當臥。作是語已、即便自臥。客比丘尼作是念。我等云何初夜不坐禪不誦經唄不呪願便臥。即然燈坐禪誦經唄呪竟欲臥。助調達比丘尼聞聲已覺問言。善女、汝作何物。答言。我等坐禪誦經唄呪願竟欲臥。舊比丘尼言。諸善女、睡無果無報。佛讚不睡眠呵責睡眠。今我等覺不臥不睡眠、即展一脚坐。善比丘尼思惟。我等云何於燈明中臥。舊比丘尼於中夜分坐禪誦經唄呪願。至後夜分便臥。客比丘尼作是思惟。我等云何於後夜分臥。客比丘尼道路疲極。竟夜不得臥故。身體不安。是中有比丘尼。

釈尊が王舍城におられた時、先住比丘尼の助調達比丘尼が客比丘尼で善好なる後住比丘尼に嫌がらせをする。客比丘尼が坐禪などをしようとして先に寝てしまい、客比丘がようやく寝ようとするときだして誦經などを始める。

○根本有部律「(比丘尼) 波逸提 098」(大正 23 p.1002 下)：緣處同前。時有衆多苾芻尼、遊行人間至一聚落、爲求宿處、遂有長者許尼停止。時吐羅尼隨後而來、亦爲求宿。村人告曰。有餘尼衆於彼家停。聖者亦宜往彼求宿。尼即前入告諸尼曰。可容我宿。諸尼報言。此處窄狹不容。吐羅尼曰。隨宜即得。諸尼聞已蹲跪相容。時吐羅尼即以手足推排舊尼。諸尼告曰。聖者何爲如是相逼。報曰。不能住者任隨意去。諸尼議曰。此吐羅尼盛壯多力、苦見逼迫命難存濟。諸尼即起一時而出。

(緣處同前=室羅伐城) 釈尊が舍衛城におられた時、多くの比丘尼が遊行して一聚落に至り、宿を求めてある長者のところに泊めてもらう。そこに後からトゥッラナンダー(吐羅尼)が来て宿を求める。もうすでに他の比丘尼がいるからと断られるが無理矢理入っていって、しまいには先にいた比丘尼を追いかけてしまう。

《65》雨安居を終えて舍衛城の釈尊のもとに向かったある比丘が商主と同行する。商主が関税を支払いたくないため、彼に知らせずに一時預かる。第二波羅夷(盜賊)の因縁

[舍衛城・祇園精舎]

<65-1>根本有部律「波羅市迦 002」(大正 23 p.643 上)：佛在室羅伐城給孤獨園。於此

城中有一苾芻。……遊行人間至王舍城、⑦三月安居竟、欲求商旅往室羅伐城礼世尊足。

釈尊が舍衛城におられた時、舍衛城のある比丘が遊行して王舍城に至り、王舍城で雨安居を過ごしてから釈尊に会いに舍衛城に向かう。舍衛城に向かう商主を教化し、供養を受けて白疊を布施され、商主と同行する。税関を通るとき、商主は関税を比丘に払わせないために税関を通る時だけ預かろうとするが、比丘は罪になるといってそれを拒む。商主は比丘が村で乞食している間に彼の衣物の中から白疊を抜き取る。比丘はそれを知らずに税関で申告するが、衣物の中になかったために賊に盗まれたものと思う。ところが税関を過ぎてから商主から白疊を返される。釈尊はこれを無犯とされ、「行路の比丘が村で乞食する時、衣物を確認しなければ越法罪」と制せられる。（成立の条件）

《66》王舍城で雨安居を過ごし終えたある比丘が、壞色していない疊をそれと知らずにあやまって税関で申告する。第二波羅夷（盜戒）の因縁

〔舍衛城・祇園精舎〕

<66-1>根本有部律「波羅市迦002」（大正23 p.644上）：佛在室羅伐城給孤獨園。⑦時有苾芻在王舍城、夏三月安居竟未及分衣、欲向室羅伐城礼世尊足。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、ある比丘が王舍城で雨安居を終えて、衣の分配が終わらないうちに釈尊に会いに舍衛城に向かおうとする。一比丘から疊を譲られるが壞色する暇がなかったため知り合いの比丘に染めて荷物の中に入れておいてくれよう依頼したが、知り合いの比丘はこれを怠たる。それを知らずにその比丘は税関で「税物なし」と申告してしまう。釈尊は無犯と判定され、「染めたか否かを問わずにこれを取れば越法罪」と制せられる。

《67》目連がカッティカ賊に誘拐された給孤独長者の息子を神通力で救出する。

〔舍衛城・祇園精舎〕

<67-1>根本有部律「波羅市迦002」（大正23 p.649中）：佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。是時具壽大目乾連。於日初分執持衣鉢入室羅伐城。次第乞食至給孤獨長者宅。是時長者教其兒子。讀誦外典聲明雜論。……⑪然其國內於秋初時、常有迦粟底迦賊。③當諸苾芻夏安居竟。時諸秋賊共相議曰。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、給孤独長者が自分の子に外典・声明・雑論を教えているのを見た目連が、仏法を教えるように勧める。長者は目連のもとで子に仏法を学ばせる。雨安居の後、カッティカ賊に長者の子が誘拐され、長者が勝光王に助けを求め、毘盧宅加がカッティカ賊の討伐に出る。しかし目連が神通力で長者の子を助け出す。六群比丘が訴えるが、釈尊は無犯と判定される。

*次の《68》のピリンダヴァッチャと同工異曲である。

《68》ピリンダヴァッチャがカッティカ賊に誘拐された甥を神通力で救出する。

〔王舍城・竹林園〕

<68-1>根本有部律「波羅市迦002」（大正23 p.650中）：佛在王舍城竹林園中。時具壽畢隣陀婆蹉彌甥、於其舍中習讀外典。時畢隣陀婆蹉、於日初分執持衣鉢入王舍城、次第

乞食至妹夫舍、見兒學業問妹夫曰。此兒讀者是何書論。答言外典。尊者令棄外學勸習佛經、便爲妹夫親教兒子。廣說如上。乃至具諸瓔珞往竹林中。⑪被秋賊劫將安置船中沿流欲去。時彼從者見賊將去、奔走歸舍白大家曰。受業童子被秋賊劫去。……

(p.651 上) 佛在王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中。時頻毘婆羅王常法。每日恒往禮世尊足並諸大德上座苾芻。曾於一時禮佛足已、在一面坐聽佛說法。時佛爲彼頻毘婆羅說衆法要示教利喜。王聞法已禮佛而去、便往詣彼具壽畢隣陀婆蹉住處。時畢隣陀婆蹉於所住房有破壞處、躬自修葺。遙見王來便洗手足、至常坐處整容而坐。王前禮足在一面坐白言。聖者、何自執勞。答言。大王、夫出家者皆自執務。我既出家欲令誰作。王言。若如是者我爲聖者供給事人。白言。大王、願王無病長壽。如是乃至五返、皆如上白。我爲聖者供給事人。…… (p.652 上) 後於異時鄖波難陀次知僧事、告諸淨人曰。賢者、我是知僧事人。汝等明日早來入寺。③爾時王舍城内、於諸苾芻夏安居竟、⑫常有迦栗底迦賊。此諸秋賊共相議曰。我與汝等欲作何業。

釈尊が王舍城・竹林園におられた時、ピリンダヴァッチャが彼の妹の夫の家に乞食に行き、甥が外典を習っているのを見て、仏法を教えるように勧めて甥に親しく教える。カッティカ賊に甥が誘拐され、妹の夫がビンビサーラ王に助けを求め、阿闍世がカッティカ賊の討伐に出る。しかしピリンダヴァッチャが神通力で甥を助け出す。六群比丘が訴えるが、釈尊は無犯と判定される。

釈尊が王舍城・竹林園におられた時、ビンビサーラ王が、釈尊のもとで教えを聞いた後、ピリンダヴァッチャの住処に至る。彼が自ら自分の房を修理しているのを見て、王は給事人を提供することを約した。しかし、王は毎度忘れてしまって、同じ事を五返繰り返す。ピリンダヴァッチャの弟子が王にすでに約束が五返にわたることを告げる。王は500人の給事人を提供しようとして、ピリンダヴァッチャは釈尊の許しを得てこれを受ける。その後、僧に施入された給侍人は王役を免れたが、僧の給仕人と王役についている者との区別ができなくなってしまったため、王舍城と竹林園の中間に淨人房が造られる。その後、ウパナンダが知僧事人になる。その頃、いつも雨安居が終わるとカッティカ(迦栗底迦)賊が王舍城を襲っていた。カッティカ賊が淨人の財物を劫い去ろうとするが、ピリンダヴァッチャが神通力でこれを防ぐ。淨人たちはこれを知ってピリンダヴァッチャにお礼するために竹林に行き、ウパナンダに事情を話す。ウパナンダら六群比丘が舍利弗の制止も聞かず、ピリンダヴァッチャを挙罪しようとするが、釈尊は無犯とされる。

[参考]

○十誦律「比尼誦盜戒之余」(大正 23 p.432 下) : 長老畢陵伽婆蹉常出入一檀越舍。有一小兒。比丘到其舍時、一小兒接足作禮、接足而起。是小兒在水岸邊立戲。有船賊來漸漸誘進上船。長老畢陵伽婆蹉以天眼見、即入禪定、以神通力在船頭立。小兒見以如常法接足作禮、各以兩手捉一足。是長老即時飛去。小兒隨去到舍。諸比丘到畢陵伽婆蹉所言。汝得波羅夷。畢陵伽婆蹉言。何以故。諸比丘言。是小兒屬賊。汝便奪故。畢陵伽婆蹉生疑、是事白佛。佛知故問。汝云何救。答言。我以神通力。佛言。若以神通力救無罪。

(大正 23 p.433 上) 洋沙王與竹園中衆僧五百守園人。此五百人去竹園不遠、作大聚落止住其中。賊常來劫奪。長老畢陵伽婆蹉見以作是念。寧可使此人爲賊所嬲害耶、即入禪定、以神通力作高垣牆。賊夜來作高梯、未辦地以了。賊便怖畏捨去。諸比丘到畢陵伽婆蹉所言。汝得波羅夷。畢陵伽婆蹉言。

何以故。諸比丘言。賊來壞聚落。汝便奪故。畢陵伽婆蹉生疑、是事白佛。佛知故問。汝云何救。畢陵伽婆蹉言。我以神通力。佛言。若神通力救無罪。

*ここでは単に「賊」とされるのみであるので、雨安居と関連づけることはできない。

※《32》の〔参考〕に挙げた Vinaya ‘Nissaggiya023’、『五分律』「捨墮 015」、また同所の注に挙げた『僧祇律』「雜誦跋渠法」にも、ビンビサーラ王がピリンダヴァッチャに給仕人の提供を申し出る記事がある。

《69》カッティ力賊に襲われて身包み剥がれた諸比丘が裸で舍衛城に至る。

[舍衛城・祇園精舎]

<69-1>根本有部律「波羅市迦 003」（大正 23 p.666 上）：佛在室羅伐城給孤獨園。去此不遠有一聚落。彼有長者。……③此住處請六十苾芻夏安居竟、作隨意事已任緣而去。……復有六十苾芻人間遊行、屆斯聚落求覓停處。……願見哀愍於此夏安居。諸苾芻告長者曰。世尊法主今現住在室羅伐城、於時時中聞說授記。……我等往彼若法若食皆同受用。我等欲往。……上座告曰。諸具壽。今此住處花果豐盈。若前安居果實未熟。我等宜可作後安居。既籌議已遂後安居。……③時諸苾芻於此安居。多獲利養隨意事訖於此而住。⑪時有迦栗底迦賊、共相議曰。……至十五日。上座自說波羅底木叉。爲長淨已。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、舍衛城から遠くない聚落に信仰のある長者があり、僧伽の為に寺を造り 60 人の諸比丘を招いて雨安居を過ごさせる。そしてこの諸比丘が去った後には盜賊を怖れて番人を置いた。その後、さらに他の 60 人の諸比丘がこの聚落を訪れ、長者がそこで雨安居を過ごすよう願い出る。彼らは舍衛城で釈尊とともに雨安居を過ごすつもりであったが、重ねて長者に要請されてそこで後雨安居を過ごす。雨安居中に一莫訶羅比丘が、知らずにカッティ力賊のスパイに精舎の中を全て知らせてしまう。諸比丘が自恣を終えて誦経者が伽他を誦している時にカッティ力賊に踏み込まれて身ぐるみを剥がれる。諸比丘は裸で夜中に舍衛城に至るが、外道と間違えられ、なかなか中に入れてもらえないかった。「夜中に見ず知らずの者が来訪した場合、すぐに門を開けてはならない。誦経時に守護比丘を見張りに立てるなど、定められたことをしなければ越法罪」。

*ここには 2 回の雨安居の記事がある。

《70》ダッバ・マッラプラッタが分臥具人兼分食人になり、友比丘と地比丘が自分たちに劣悪な房舎、食事を割り当てられることを恨み、ダッバが波羅夷罪を犯したと無根の罪で彼を誹謗する。無根重罪謗他戒の因縁

[王舎城・竹林園]

<70-1>根本有部律「僧伽伐尸沙 008」（大正 23 p.691 中）：爾時薄伽梵在王舎城羯蘭鐸迦池竹林園中。……（p.695 上）③時馬勝苾芻所有弟子門人、隨其意樂所學差別悉令受已、詣餘村坊城邑聚落而作安居。至八月十五日前安居滿、作衣已竟執持衣鉢、往波波城水蛭林所。……⑦時實力子既蒙許去。……執持衣鉢詣王舎城、如前威儀洗手足已往詣佛所。

（ダッバ・マッラプラッタの誕生から説き起こして）パーヴァー（波婆）國の太子であったダッバ・マッラプラッタ（実力子）は六師外道を訪ね、その教えを聞くが満足できない。釈尊はアッサジをパーヴァーへ遣わされる。彼は王舎城からパーヴァーへ至り水蛭林に

住す。ダッバ・マッラップッタはアッサジのもとで出家し阿羅漢を得て、雨安居をアッサジらと過ごした後、許しを得て王舍城の釈尊のもとを訪れて、分臥具人兼分食人になる。慈(友)比丘と地比丘が、劣悪な房舎と食事を割り当てられることを恨み、彼が2人の妹である慈(友)比丘尼を犯したといって無根の波羅夷をもって彼を誹謗する。「惡瞋不滿にて無根の波羅夷を以て誹謗すれば僧残」。

[参考]

- Vinaya ‘Samghādisesa008’ (vol. III p.158) : 釈尊が王舍城・竹林園におられた時、ダッバ・マッラップッタは7歳で阿羅漢果を得て、分房舎人、差次請食人になる。慈比丘と地比丘が慈比丘尼を使ってダッバ・マッラップッタを無根の波羅夷で誹謗する。
- 四分律「僧残 008」(大正 22 p.587 上) : 爾時佛在羅閱祇耆闍崛山中。時尊者沓婆摩羅子得阿羅漢、在靜處思惟心自念言。此身不牢固我今當以何方便求牢固法耶。復作是念我今宜可以力供養分僧臥具差次受請飯食耶。
- 五分律「僧残 008」(大正 22 p.015 上) : 佛在王舍城。爾時瓶沙王、日日次請五百僧食城内。臣民亦復如是。時諸比丘各各行道、未有專知差次請者。六群比丘常往好處。諸人問言。我等爲僧次第設食。何故長老常來不見餘人。如是呵責。而猶不已。時陀婆力士子年十四出家爲道、在靜處作是念。……若我二十受具足戒得阿羅漢獲六神通。當爲衆僧作差會及分臥具人。至年十六便成羅漢得六神通年滿二十受具足戒。便作是念。我先願爲衆僧作差會及分臥具人。今時已至便應作之。即詣王舍城諸比丘所說先所願。
- 十誦律「僧残 008」(大正 23 p.022 上) : 佛在王舍城。爾時長老陀驃力士子、成就五法故、僧羯磨作知臥具人。
- 僧祇律「僧残 008」(大正 22 p.280 中) : 佛住舍衛城廣說如上。爾時有比丘、名陀驃摩羅子、衆僧拜典知九事。
 - *慈地比丘と六群比丘が共同してダッバ・マッラップッタを誹謗する点が異なる。
 - ※なお上記の記事は《53》の記事とも関連していると見られる。

《71》ウダーインは元の妻グッターの出家を待たずに王舍城に去ってそこで雨安居を過ごす。使非親尼浣故衣戒の因縁

[舍衛城・祇園精舎]

<71-1>根本有部律「泥薩祇波逸底迦 004」(大正 23 p.716 上) : (p.720 下) 時五百釈子苾芻極招利養。爾時世尊便作是念、此諸釈子本為解脱而求出家、今捨少欲耽着財利。世尊欲令絕利養故、即便旋往室羅伐城、在逝多林如昔安住。……時鄖陀夷便作是念。……便生追悔至天曉已、③執持衣鉢往王舍城、既至彼已安居坐夏。……(p.721 上) 時有摩訶羅苾芻、從室羅伐城夏安居已來至王城。時鄖陀夷於竹林精舎外近大道邊瞻望而住、遂遙見彼老苾芻來。……遂將入寺問言。爾從何來。報言。從室羅伐來。……汝摩訶羅既從彼來。得知世尊少病少惱起居輕利安樂行不。在室羅伐為夏安居。彼便報言。①世尊無病安樂在彼安居。

(菩薩の降兜卒から始めて、釈尊が帰郷して釈迦族を教化するまでの仏伝に統けて)
釈尊は、出家した釈子が贅沢になってしまうのを見て、再び舍衛城に行き、祇園精舎に住される。ウダーインが乞食しつつ、もとの妻のグッター(笈多)の家に来る。グッターに非難されたウダーインは、ヤショーダラー、ゴーピカ、ムリガジャーらさえも捨てて出家された釈尊を引き合いに出して、グッターを退ける。それでグッターも出家する

ことにしたが、ぐずぐずしている間にウダーインは「他の梵行者らから、六群比丘は比丘尼を度したと言って軽んじられるだろう」と追悔を生じて王舎城に去り、そこで雨安居を過ごす。やっと出家できるようになったグッターは祇園精舎に行ってみると、ウダーインがいないので泣き出す。比丘尼衆がグッターをマハーパジャーパティー・ゴータミーのもとに連れていって出家させる。

王舎城のウダーインのもとに、舎衛城で雨安居を終えた摩訶羅比丘がやってくる。ウダーインは、彼に舎衛城で雨安居された釈尊や、アンニヤー・コンダンニヤ、カッサパ（迦攝波）、舍利弗、目連、マハーパジャーパティー・ゴータミー、パセーナディ王、イシダッタ（仙授）長者・プラーナ（故旧）、ヴィサークー・ミガーラマーター、スジャークー（善生）夫人の安否を尋ねて、グッターが既に出家したことも聞く。ウダーインは、グッターの出家を知って舎衛城・祇園精舎に戻る。そこへグッターがやってくる。ウダーインは彼女に法を説くが、昔を思い出して欲心が盛んになり精をもらす。グッターはウダーインの衣を洗おうとして衣を受け取り、妊娠する。釈尊はグッターを不犯とし、その生まれる子のクマーラ・カッサパ（童子迦攝波）が後に出来て阿羅漢を得るであろうと告げ、「若し比丘にして、非親比丘尼をして故衣を浣い、染め、打たしめんには、泥薩祇波逸底迦なり」と制戒される。

[参考]

○Vinaya ‘Nissaggiya004’ (vol. III p.205) : 釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、ウダーインのものとの妻が出家して比丘尼になる。ウダーインと彼女は互いに行き来して互いに座った時に下半身がはだけてそのために不淨を泄し、比丘尼がこれを洗おうとして妊娠する。

○四分律「捨墮 005」(大正 22 p.607 上) : 爾時佛在舎衛國祇樹給孤獨園。……迦留陀夷繫意在偷蘭難陀。偷蘭難陀亦繫意在迦留陀夷。時迦留陀夷乞食時至著衣持鉢、到偷蘭難陀比丘尼所、在前露形而坐。比丘尼亦復露形而坐。各各欲心相視。迦留陀夷尋失不淨汚安陀會。

釈尊が舎衛城・祇園精舎におられた時、迦留陀夷とトゥッラナンダー比丘尼とは互いに好いていた。乞食時に迦留陀夷がトゥッラナンダーの所へ詣り、2人は露形にして坐して彼が不淨を失して衣を汚し、彼女がそれを洗い妊娠する。

○五分律「捨墮 005」(大正 22 p.026 下) : 佛在舎衛城。爾時跋難陀、晨朝著衣持鉢、往偷羅難陀比丘尼所。坐起輕脫不覺露形。跋難陀見失不淨。比丘尼知語言。長老、與我衣浣。便脫與之。彼既得衣、即以不淨自内形中。又諸比丘、亦與諸比丘尼衣、令浣染打。時諸比丘尼、以此多事、妨廢誦讀坐禪行道。

釈尊が舎衛城におられた時、ウパナンダ（跋難陀）がトゥッラナンダー比丘尼の所へ行く。坐起に軽脱して覚えず露形し、それを見たウパナンダは不淨を失する。彼女は彼の衣を洗う。また、諸比丘が諸比丘尼に衣を洗わせていて比丘尼は修行を妨げられ、信者もこれを非難する。

*妊娠の記事なし。

○十誦律「尼薩耆 005」(大正 23 p.043 上) : 佛在舎衛國。爾時長老迦留陀夷、與掘多比丘尼舊相識、共語來往。時迦留陀夷二月遊行他國。……掘多比丘尼、聞迦留陀夷二月遊行還舎衛國已、洗身體莊嚴面目……到迦留陀夷所……時迦留陀夷生染著心、諦視其面。比丘尼亦生染心、視比丘面。比丘尼作是念。時迦留陀夷單著泥洹僧……諦相視面便失不淨。

釈尊が舎衛城におられた時、カールダーイン（迦留陀夷）とグッター（掘多）比丘尼は旧知の仲であった。彼は2ヶ月他国に遊行して舎衛城に戻る。それを聞いたグッターはおめかしして彼のもとへ行く。彼は彼女を見て不淨を失す。彼女は洗ってあげると言って彼の衣をとり、妊娠し、おなかが大きくなつて、諸比丘尼に非難される。

○僧祇律「尼薩耆波夜提 005」（大正 22 p.300 中）：佛住舍衛城。爾時尊者優陀夷、持衣與大愛道比丘尼作是言。善哉瞿曇彌……

復次佛住舍衛城。爾時長老阿難陀、是偷蘭難陀比丘尼、本二不善觀察、與不淨衣浣。作是言。姊、爲我浣染打此衣。時偷蘭難陀、即持此衣到精舍、舒看見不淨著衣。即以此衣示諸比丘尼作是言。汝等看此衣上。是丈夫丈夫相。

釈尊が舍衛城におられた時、優陀夷がマーパジャーパティー・ゴータミー（大愛道比丘尼）に衣を浣わせ、染めさせ打たせる。復次ぎに、釈尊が舍衛城におられた時に阿難が出家前の妻であるトゥッラナンダー比丘尼に不淨衣を洗うように言って衣を渡すと、彼女はその汚れた衣を持ち帰つて諸比丘尼にこれを見せびらかす。近くにいた六群比丘が拍手大笑して諸比丘に言いふらし、釈尊の耳に入る。

《72》 釈尊が王舍城で雨安居を終えて舍衛城に赴かれる。王舍城の商人が舍衛城までの道のりの 2 由旬ごとに資具を用意する。ついてきた裸形外道がおこぼれに預かる。

与外道食戒の因縁

〔王舍城・竹林園〕

<72-1>根本有部律「波逸底迦 044」（大正 23 p.829 中）：佛在王舍城羯闍鐸迦池竹林園中。……時此城内有諸商人、來詣佛所……復詣具寿阿難陀所。……時諸商人既聞法已、即從坐起白言。大德、①世尊於此夏安居了當向何處。……爾時世尊三月夏了、命阿難陀曰。汝可告諸苾芻。世尊今欲往憍薩羅人間遊行。

釈尊が王舍城・竹林園におられた時、城内の諸商人が釈尊のもとに至り、阿難から雨安居を終えられたら釈尊が舍衛城に赴かれることを聞き、1日の行程の 2 由旬ごとに資具を用意する。釈尊の後を裸行外道がついて来ておこぼれに預かりながら、自身が福田であると言う。

釈尊が舍衛城に至られると、500人の女人が一錢ずつ持ちより僧伽を供養する。阿難が協力を頼まれるが、老若2人の裸行外道の女人が来て、阿難は誤って若い方に餅を2つ与えてしまう。「無衣外道の男女に手ずから食物を与えると波逸提」。

〔参考〕

○Vinaya ‘Pācittiya041’ (vol.IV p.091)：釈尊がヴェーサーリー・大林重閣講堂におられた時、僧伽に嚼食が多量にあり、釈尊に命じられて阿難が残飯食者に餅を与えることになった。列の中のある外道女に、阿難は間違えて餅を2個与えてしまう。他の外道女がその外道女に「この沙門は汝の愛人か」といって口論になる。「裸行外道、あるいは遍行外道男、遍行外道女に手ずから食物を与えると波逸提」。

○四分律「单提 041」（大正 22 p.664 中）：爾時佛將千二百五十弟子、從拘薩羅國遊行來至舍衛國。爾時諸檀越供養佛及衆僧大得餅食。時世尊告阿難。汝與衆僧分此餅。阿難即受教、以餅分與衆僧。分已、故有餘在、世尊復告阿難。以此餘餅與乞人。阿難即受教、人與一餅。時彼乞兒衆中、有一裸形外道家女、顏貌端正。時阿難賦餅、餅粘相著、謂是一餅、與此女人。

釈尊は 1250 の比丘とともにコーサラ国より遊行して舍衛城に至られる。諸信者が仏と僧伽に供養し、餅食をたくさん得る。釈尊に命じられて阿難が乞人に余った餅を与えることになった。容姿端麗な裸形外道家女に阿難があやまって2つの餅を与える。

○五分律「墮 040」（大正 22 p.054 中）：佛在王舍城。爾時此國飢饉、乞食難得。二十八鬼神將軍、來詣佛所頭面禮足白佛言。世尊、今世飢饉。願佛遊行人間。我等當化衆人使發善心。世尊默然許之。時四天王釋提桓因娑婆世界主梵天王、亦來詣佛頭面禮足却住一面、如上白佛。佛亦默然許之。於是

世尊、從王舍城、與大比丘僧千二百五十人俱、復有五百比丘尼五百優婆塞五百優婆夷、共遊摩竭國。復有外道男女千人五百乞兒。皆隨佛後求乞殘食。……於是世尊、進至安那頻頭邑。時有大婆羅門、名曰沙門、以五百乘車重載飲食逐佛。

釈尊が王舍城おられた時、飢餓で乞食が得にくかったため、二十八鬼神、四天王、帝釈、梵天が釈尊に「人々を化して善心を起させるから遊行に出て欲しい」と申し出る。釈尊が1250人の諸比丘、500人の比丘尼、500人の優婆塞、500人の優婆夷と共にマガダ国を遊行されると、この後に外道男女と乞食人が付き随った。人々から「沙門釈子は外道を供養する」という非難が起る。

釈尊がアンダカヴィンダ（安那頻頭）邑に至られる。「沙門」という名の大婆羅門があり、500台の車両に食料を積んで5ヶ月余り釈尊に付き従ってきたが、いまだ供養の機会を得られないまま農事のために帰らなければならなくなり、それを阿難に告げ、そこで供養が設けられることになる。阿難が少女を抱えていた外道の母に餅を2つ与え、非難が生じる。

○十誦律「波夜提 044」（大正23 p.100中）：爾時佛與阿耆達呪願竟、遊行跋耆向舍衛國。爾時有一裸形外道、隨逐佛後。是外道身體肥大多肉。復有一外道從前逆來、問裸形外道言。汝於此行爲何所得。答言。得如是如是食。問何因緣得。答言。因是禿居士得。……爾時佛但訶責而未結戒。佛次第遊行到舍衛國。爾時衆人聞佛三月噉馬麥故、猶多供養未息。有賣餅女人、爲佛及僧辦於飲食。時阿難於中知飲食事。……有二外道出家女人、從阿難乞餅。阿難不憶念。佛語。各與一餅。時有二餅相著故、一人得一。一人得二。

（【1】-<15-5>の記事に続けて）釈尊がヴァッジ（跋耆）から舍衛城に赴く途中、一裸行外道が比丘から食をもらい「禿頭居士から貰った」と悪口を言う（未制戒）。それから釈尊は舍衛国に至られ、釈尊がヴェーランジャーで3ヶ月間馬麦を食されたことを聞いた人々が多くの供養を行った。阿難が外道の出家の1人に誤って2つの餅を与え、喧嘩のもとになった。

○僧祇律「単提 052」（大正22 p.373中）：佛住舍衛城。廣說如上。爾時尊者阿難名字吉具足、性吉具足、家吉具足。此三事故、爲世人所重。每至吉日、若入新舍嫁娶穿耳時、恒先請阿難。時有一家、請尊者阿難食。有一外道出家人、黑色青眼大腹、來阿難所索食。阿難即與手掬噉已、以手拭身而去。復有一外道來、問言。汝何處得食。答言。我從此剃髮居士邊得。阿難聞此語已心不悅。後來乞者不與。……

復次佛住舍衛城。廣說如上。爾時世尊四月一剃髮。世人聞佛剃髮故、送種種供養。時世飢儉。有五百人、常隨世尊乞殘食。佛問阿難。有殘食不。答言有餅。佛言。分與乞食人。阿難即付人人與一番。中有外道出家女。阿難捉餅與。時兩番相著去。

釈尊が舍衛城におられた時、阿難は尊重されていたので、新築・嫁取りなどの日に呼ばれた。阿難は食物を一外道に与えたが、彼が余所で剃髮居士から貰ったと言ったと聞いて、不愉快になり、その後に来た乞者には食を与えるなかった。

また次ぎに釈尊が舍衛城におられた時、釈尊は4ヶ月に一度剃髪され、その際に人々は供養の食を送った。飢餓で500人が釈尊に従って残食を求めた。阿難が外道の出家の1人に誤って2コの餅を与え、喧嘩のもとになった。「無衣外道の男女に手ずから食物を与えると波逸提」。

《73》露地然火戒の因縁

[舍衛城・祇園精舎]

<73-1>根本有部律「波逸底迦052」（大正23 p.835上）：佛在室羅伐城逝多林給孤独園。時此城中有諸商人、往詣佛所禮雙足已、次至阿難陀廻問曰。①世尊夏了欲向何廻。阿難陀具答。廣說如前。觀其先兆欲向王舍城。……爾時世尊說是記已隨路而去、至一村隅林中而宿。如佛所說苾芻住處乃至樹下、亦應隨次共分。時六衆苾芻分得一枯樹。夜被寒逼以火燒樹。於此樹中有蛇依止。蛇被煙熏緣枝而上垂身欲下。六衆見蛇高聲唱言。欲墮欲

墮。時諸商人聞是聲已咸作斯念。有師子入營跳躡而墮。便大驚怖四向奔走。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、舍衛城の商人らが釈尊のもとを訪れて挨拶した後、阿難に釈尊の雨安居終了後の釈尊の行き先を尋ね、阿難は王舍城と答える。これを知った商人らは毎日前行して釈尊を供養する。阿難が岐路で釈尊に、猛獸がいて危険な真直ぐな道と安全な迂回路とどちらを選ばれるかを尋ね、釈尊は危険な道を選ばれてある聚落に到着される。その聚落で釈尊は、一人が鼓を鳴らしながら先導し、もう一人が弓矢をもって付き従って護衛すると申し出た2人の童子に、将来、法鼓音如来と施無畏如来になると記別を与えられる。

そこから去ってある村の外れにある林で止宿される。夜になって六群比丘が火を燃して暖を取る。煙に燻された蛇が出てきて、彼らが驚いて発した大声を聞いた商人らが「師子が出た」と勘違いし、驚いて四散する。釈尊は阿難に命じて商人らを呼び戻され、諸比丘に師子と六兎の因縁譚を説かれたのち、商人らが前を行くことを禁じられる。釈尊が諸比丘の前を進まれると師子が現れて釈尊を害そうとする。釈尊はこの師子を教化され、猛師子因縁譚を語られる。

釈尊が王舍城・竹林園に到着された後、六群比丘が火遊びをする。「火を燃やせば波逸提」。

[参考]

○Vinaya 'Pācittiya056' (vol. IV p.115) : 釈尊がバッガ (Bagga) 国・スンスマーラギラ (Sunsumāragira) ・ベーサカラーリ (Bhesakalāvana) ・鹿園 (Migadāya) におられた時、諸比丘は冬時に木を燃やして暖まっていた。その木に黒蛇が住んでいて比丘を襲った。比丘は散々に逃げ去った。「暖まるために木を燃やせば波逸提」。

○四分律「单提 057」(大正 22 p.675 上) : 爾時世尊在曠野城。時六群比丘自相謂言。我等在上座前不得隨意言語。即出房外在露地、拾諸柴草及大樹株然火向炙。時空樹株中有一毒蛇、得火氣熱逼從樹孔中出。

釈尊はが曠野城 (Ālavī) におられた時、六群比丘が露地で柴草や大樹株を燃やして暖まる。その樹株の孔に住んでいた毒蛇が炙られて出てきて諸比丘は散々に逃げ去り、火事になって講堂が焼けてしまう。「暖まるために木を燃やせば波逸提」。

○五分律「墮 068」(大正 22 p.064 中) : 佛在拘薩羅國、與大比丘僧千二百五十人遊行人間。諸比丘或得屋中或在樹下或在露地。時六群比丘、共十七群比丘、大聚薪草露地然火、在邊坐炙。時有一蛇、從木孔出。諸比丘見以物擲之、蛇即還入、得熱復出。諸比丘復更擲之、蛇復還入、須臾頃復出。擲一比丘齧之即死。諸比丘圍繞啼泣。

釈尊が大比丘僧 1250 人とコーサラ国に遊行された時、六群比丘が十七群比丘とともに露地で火を燃して暖を取る。蛇が孔から出てきて比丘が1人、噛まれて死ぬ。「火を燃やせば波逸提」。

○十誦律「波夜提 052」(大正 23 p.104 中) : 佛在橋薩羅國、與大比丘衆遊行。時有五百估客衆隨逐佛行、作是念。我等隨佛行。當得豐樂安隱。佛遊行到一林中欲宿。時估客各隨向火、拾薪草共燃火向。諸比丘亦隨所知識、共拾草木用燃火向。有一異摩訶盧比丘、拽空中木持著火中。木中有毒蛇得熱便出。比丘見之驚怖大喚。估客驚怪謂有賊來、共相謂言。各自捉矟刀盾弓箭聚集財物。諸估客即起捉諸器仗聚集財物、共相問言。賊在何處。比丘言。無賊但有毒蛇。諸估客言。若知是蛇何故大喚。以大喚故、諸估客衆或有相殺。我等幾相傷害。

釈尊が大比丘衆とともにコーサラ国を遊行された時、ある老比丘（摩訶盧比丘）が火を燃やして蛇が出てきたので大声を出した。商人たちが驚いて、賊が出たかと思って大騒ぎになった。「露地で火を燃すと波逸提」。

○○僧祇律「単提 041」（大正 22 p.364 下）：爾時世尊與諸比丘共住。秋月非時寒雨。比丘持空中大木然火。木中先有大蛇。蛇得火熱即出擎頭、逐諸比丘。諸比丘展轉相語。高聲大喚。蛇出蛇出。

《74》ビンビサーラとピリンダヴァッチャの姉の夫が同時期に供養を申し出る。「別請を受けてよい」。

〔王舍城・竹林園〕

<74-1>根本有部律「波逸底迦 074」（大正 23 p.855 上）：……①如是世尊制学処已、漸次遊行至王舍城、住竹林園中至坐夏時。

（「比丘が4ヶ月の請を受けて、それを過ぎて受けければ波逸提」と制戒された後）釈尊がカピラ城から竹林園に至り、雨安居を過ごされた時、ビンビサーラ王が3ヶ月の供養を申し出る。その時、ピリンダヴァッチャ（畢陵伽婆蹉）の姉の夫も供養を申し出たため、ピリンダヴァッチャがどうすべきか釈尊に尋ねる。「別請を受けてよい」。さらに王の更請、懇懃請、常請も許される。「4ヶ月の請を過ぎて受けると、餘時（別請、更請、懇懃請、常請）を除いて波逸提」。

《75》出家したロールカ王、ウドーラーヤナが殺害される。

〔王舍城・竹林園〕

<75-1>根本有部律「波逸底迦 082」（大正 23 p.873 中）：如是世尊在王舍城竹林園中。……贍部洲内有二大城。一名花子、二名勝音。此之二城互有衰盛。……（p.878 中）仙道聞已告商人曰。汝往彼國告諸人曰。勿爲憂惱。待我三月夏安居意、當自至彼誨語其王。……①時具壽仙道夏安居竟、往詣佛所頭面礼足。白佛言。世尊、我今欲往本勝音城。世尊告曰。隨汝意去。當須思念、業力難違。是時仙道禮辭佛已至所住房。囑授臥具執持衣鉢。往勝音城行過半路。

王舍城のビンビサーラ王とロールカ（Roruka, Rauruka 勝音）城のウドーラーヤナ（Udrāyāna, Rudrāyāna 仙道）王が友好関係を結び、贈り物の交換をする。ウドーラーヤナがビンビサーラから贈られた仏画を見て仏教へ入信する。先にマハーカートヤーヤナ長老が、後に宮中の女性の教化のためにシャイラー（Sailā 世羅）比丘尼が派遣される。王妃チャンドラプラバー（Candraprabhā 月光）の死を機縁にしてウドーラーヤナが王舍城に至って釈尊のもとで出家する。

ウドーラーヤナ王から王位を継いだロールカ（勝音）城のシカンディン（Sikhaṇḍin 頂髻）王はやがて非法を行うようになり、ヘールカ（Heruka, Hiru 利益）・ビルカ（Bhiruka, Bhiru 除患）の2大臣を遠ざけて、悪大臣を重用するようになる。このことをロールカ城から王舍城にやって来た商人から聞いたウドーラーヤナ比丘は、意見をするために雨安居を終えて出発したが、途中で悪大臣に殺される。

*パリーにおいて見出されない人名・地名を含むため、ここではサンスクリット語からのカタカナ表記に統一した。

〔参考〕

☆ *Divyāvadāna*, ed. by E. B. Cowell, R. A. Neil, Cambridge 1886, pp. 544- : (p. 565) ルドーラーヤナ長老は〔雨安居の〕3ヶ月が過ぎた後、衣を作り終え、衣時を終えて、鉢と衣を持って世尊のもとに行き……世尊に言った「大徳よ、私はラウルカ城へと遊行しようと思います」と (āyuṣmān

api rudrāyaṇas trayāṇāṁ māsānāṁ atyayāt kṛtacīvaraḥ samādāya pātracīvaraṁ yena bhagavāṁs tenopasam̄krāntah. bhagavantam idam avocat. icchāmy aham bhadanta raurukam̄ nagaram̄ janapadacārikām̄ caritum iti) 。

* Johann Nobel, *Udrāyaṇa, König von Roruka, Eine buddhistische Überersetzung, Die Tibetische Übersetzung des Sanskrittextes*, Wiesbaden, 1955, Erster Teil, p. 079

《76》ゴーシタ園の寄進

[舍衛城・祇園精舎]

<76-1>根本有部律「波逸底迦 082」（大正 23 p.882 上）：爾時橋閃毘城有一長者、名曰善財、語作金聲、家有一億金錢。……時人因即喚爲妙音長者。……（p.882 中）是時南方有五百隱逸遁俗之賓。故弊充衣少欲為務、遠涉艱險欲向橋閃毘國。……時五百人見斯事已更相告曰。由持戒故報得生天、我等亦應詣給孤独長者處、受襪灑陀八支淨戒。彼行漸次至妙音長者所設義堂。……妙音告曰。仁等可於此住待三月夏終。我當共去。答曰如是。③至夏終已。妙音長者與五百人至給孤独長者處。慰問訖具陳其事。時彼長者將此諸人往詣佛所。俱禮佛足在一面坐。

コーサンビー（俱舍弥）国にゴーシタ（妙音）長者があり、王はその人柄を見込んで大臣とする。ゴーシタ長者は義堂を造って衣食を供給する。南方から 500 人の隠遁者がコーサンビーに来る途中で一大樹の下に立ち寄り、その樹神から給孤独長者とのことを聞いて彼のもとで八斎戒を受けようと心に決める。その後、ゴーシタの義堂に泊まり、3ヶ月の雨期を過ごした後、彼らはゴーシタとともに給孤独の所へ行く。給孤独は彼らを釈尊のもとに連れていき、説法を聞いて預流果を得たゴーシタが釈尊をコーサンビーに招待する。釈尊はマハーチュンダ（大准陀）を営事を任命し、ゴーシタ園に精舎が完成すると、そこへ赴いて「7福業事」と「7無事福業」を説かれる。

[参考]

☆*Dhammapada-A.* (vol. I pp.203-) : コーサンビーの3人の長者ゴーシタ (Ghosita) 、クックタ (Kukkuṭa) 、パーヴァーリヤ (Pāvāriya) が、雨期が近づいてヒマラヤから到来した500人の苦行者を食事に招いて供養し、4ヶ月の雨安居を請う。苦行者らは雨安居を終えるとヒマラヤに戻る。それが毎年の習慣になるが、ある年、雨期が近づいて苦行者が戻ってくる途中、森の樹下で休憩し、その樹神から釈尊のことを聞く。彼らはすぐに釈尊のところへ行こうとするが、3人の長者との約束があるのでまずコーサンビーに行き、長者らにそのことを告げてから舍衛城の釈尊のもとに赴いて出家する。遅れて3人の長者も舍衛城に来て釈尊を供養し、釈尊をコーサンビーに招く。彼らはコーサンビー帰るとそれぞれ、ゴーシタ園 (Ghositārāma) 、クックタ園 (Kukkuṭārāma) 、パーヴァーリヤ園 (Pāvāriyārāma) の精舎を建立し、完成すると釈尊に手紙を送り、釈尊がコーサンビーに至って供養を受けられる。

《77》ヴィサーカー・ミガーラマーターが雨浴衣の布施を釈尊から許される。衣犍度の記事と雨衣過量戒の因縁

[舍衛城・祇園精舎]

<77-1>根本有部律「波逸底迦 089」（大正 23 p.896 上）：①佛在室羅伐城給孤獨園、三月夏安居時、毘舍併鹿子母往詣佛所、禮雙足已在一面坐、佛為説法示教利喜默然而住。時毘舍併即從座起、合掌恭敬白佛言。世尊願佛及僧明當就舍受我微供。爾時世尊默然而

受。……佛於其夜天將曉時、便於東方見多雲起。形如圓鉢遍滿虛空。如是之雲能降大雨充滿溝渠。爾時佛告阿難陀曰。汝今宜往告諸苾芻。今此雲起必降洪雨。此雨霑濡有大威力。若洗浴者能除衆病。

釈尊が舍衛城・祇園精舎で雨安居された時、ヴィサーカー・ミガーラマーター（毘舍併鹿子母）の食事の招待を受けられる。その翌朝、釈尊は雨が降るのを予見して諸比丘に洗浴するように指示される。食の支度ができたことを告げに来たヴィサーカーの婢が、洗浴している諸比丘を裸行外道と誤認する。ヴィサーカーが雨浴衣の布施など8つの布施を願い出て許される。

〔参考〕

- Vinaya ‘Pācittiya091’ (vol.IV p.172) : 釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、雨浴衣が許されていたので、六群比丘は量をわきまえない雨浴衣を着ていた。
- Vinaya ‘Civarakkhandaka’ (vol. I p.290) : 釈尊がバーラーナシーから舍衛城・祇園精舎に至られる。ヴィサーカー・ミガーラマーター (Visākhā Migāramātā) が釈尊に説法を受けてから、翌日の仏・僧伽への供養を願い出る。翌日、雨が降り、釈尊の指示にしたがって諸比丘が裸で水浴し、ヴィサーカーの婢に邪命外道と間違えられる。これを契機にヴィサーカーは、雨浴衣を施す、客比丘の食を施す、遠行比丘の食を施す、病比丘の食を施す、看病比丘の食を施す、病薬を施す、常に粥を施す、比丘尼衆に水浴衣を施す、という8願を願い出て許される。
- 四分律「單提 089」(大正 22 p.695 上) : 爾時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時毘舍併母聞如來聽諸比丘作雨浴衣、即大作雨浴衣、遣人持詣僧伽藍中與諸比丘。諸比丘得便分。佛言。此衣不應分。自今已去若得雨浴衣、隨上坐次付與。……時得貴價衣續次與
釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、釈尊が雨浴衣を許可されたことを聞いてヴィサーカーが多くの雨浴衣を寄進した。そこで釈尊は諸比丘に配分法を定められる。
- 四分律「衣犍度」(大正 22 p.864 上) : 同上。
- 五分律「墮 089」(大正 22 p.071 中) : 佛在舍衛城。爾時佛聽毘舍併母施僧雨浴衣。諸比丘便廣大作。諸居士譏呵。
釈尊が舍衛城におられた時、ヴィサーカーが雨浴衣を施すことを許される。諸比丘が広大に作り、釈尊が大きさを定められる。
- 五分律「衣法」(大正 22 p.140 中) : 時毘舍併母作是言。若住我所作房者、應著用我三衣襯身衣被衣雨浴衣復捨衣單敷衣遮壁虱衣蚊幠。不得著用餘人衣。諸比丘謂此屬四方僧。不敢襯身著之。以是白佛。佛言。若施主現在聽襯身著
ヴィサーカーが「私の作った房に住む比丘は私の施す三衣……だけを着けて欲しい」と願い出るが諸比丘は四方僧に属する物だとしてじかに身に着けようとしなかった。「施主が許すならじかに身に着けてよい」。
- 十誦律「波夜提 087」(大正 23 p.128 上) : 佛在舍衛國。爾時毘舍併鹿子母、往詣佛所頭面禮足却坐一面。佛以種種因縁説法示教利喜、示教利喜已默然。知佛説法示教利喜默然已、從坐起偏袒右肩合掌白佛言。世尊、願佛及僧受我明日請。佛默然受之。……佛是夜共阿難露地遊行。佛看星宿相、語阿難言。若今有人問知星宿相者、何時當雨、彼必言七歲當雨。
釈尊が舍衛城におられた時、ヴィサーカーの食事の招待を受けられ、その夜、阿難に雨が降ることを告げる。翌朝、食事の支度ができたことを告げに来たヴィサーカーの婢が、裸になって洗浴していた諸比丘を裸行外道と誤認する。ヴィサーカーが雨浴衣の布施など8つの布施を願い出て許される。
- 十誦律「衣法」(大正 23 p.195 中) : 同上。
- 僧祇律「尼薩耆波夜提 025」(大正 22 p.319 下) : 佛住舍衛城。四方各十二由旬内、施僧雨浴衣。如毘舍併鹿母因縁廣說。

○僧祇律「単提 088」（大正 22 p.393 中）：佛住舍衛城。廣說如上。如三十事中毘舍併鹿母廣說。乃至十二由延内、布施比丘雨浴衣。復次佛住舍衛城。廣說如上。爾時世尊聽比丘作雨浴衣。時諸比丘不截縷合縷作。※この『僧祇律』の記事は「単提 088」で詳細を「如三十事中」として「捨墮中の記事に譲る」としながら、「捨墮」（尼薩耆波夜提）の記述では「毘舍併鹿母因縁に譲る」とする。この「毘舍併鹿母因縁」が何を示すか不明。

《78》供養の食を運ぶ途中で釈迦族の婦女が賊に襲われる。有難蘭若受食戒の因縁

〔カピラ城・ニグローダ園〕

<78-1>根本有部律「波羅底提舍尼 004」（大正 23 p.900 下）：①佛在劫比羅伐窣覩城多根樹園、於此夏安居。時諸釋子知諸苾芻前安居了、於八月十四日俱往佛所、禮佛足已白佛言。世尊、明日聖衆夏了。我等送食來至住處。願佛及僧慈愍納受。世尊默然。時諸釋子知佛受已禮佛而退、便於明日以好飲食滿車載去。令諸使女隨從而行。既至半途諸賊來劫。賊帥令曰。其釋迦女勿爲劫奪。不用其言皆奪衣服。形露羞恥入草潛形。時六衆苾芻怪食遲至。

釈尊がカピラ城・ニグローダ園で雨安居され、諸釈子が前安居の終わりの前日に釈尊に、翌日に食事を送る旨を申し出て、その翌日に諸釈子が食事を車に満載して諸使女に随行させた。途中、盗賊に襲われ、彼女らは身ぐるみはがされた。六群比丘は恥ずかしがつている夫人たちに裸で給仕させた。「危険な場所では白二羯磨で選んで見張りを立てるべし」。「見張りを立てずに住処外で食を受けて食べてしまったなら、住処に帰ってから懺悔すべし」。

〔参考〕

○Vinaya ‘Pāṭidesaniya004’ (vol.IV p.181)：釈尊が釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた時、釈迦族の奴隸 (Sākiyadāsaka) らが叛乱を起こす。釈迦族の女人が阿蘭若住処に供養の食を運ぼうとして、道中、叛乱を起こした奴隸らに襲われる。賊の出る僧園において女人に危険を告げなかった比丘を人々が非難する。「盗賊の出るような場所は告げなければならない。告げなければ懺悔せよ」。

○四分律「提舍尼 004」（大正 22 p.697 下）：爾時佛在釋翅搜國迦維羅衛尼拘類園中。舍夷城中諸婦女、俱梨諸女人、持飲食詣僧伽藍中供養。時諸盜賊聞之、於道路燒觸。

釈尊が釈迦国・カピラ城・ニグローダ園におられた時、カピラ（舍夷）城中の諸夫人やコーリヤ（俱梨）の諸女人が飲食をもって僧園に行く途中で盗賊に襲われる。

○五分律「悔過 004」（大正 22 p.073 中）：佛在迦維羅衛城尼拘類園。爾時有諸比丘住阿練若處。諸白衣餉食爲賊所劫。便嫌呵言。何以不語我。我若知之當持杖自衛。亦可不來。……爾時諸釋五百奴叛、住阿練若處、諸釋婦女欲往問訊布施衆僧。諸奴聞已共議言。我等當於道中抄取。諸比丘聞便往語諸釋婦女。此中有賊欲抄取汝。汝等莫來。諸女便止。諸奴復言。諸釋婦女所以不來、必是諸比丘先往語之。即問諸比丘。諸比丘不妄語以實而答。奴便打諸比丘、盡奪衣鉢垂死乃置。

釈尊がカピラ城・ニグローダ園におられた時、人々は飲食をもって僧園に行く途中で盗賊に襲われた。なぜそれを告げないのかと非難された。「盗賊の出るような場所は告げなければならない。告げなければ懺悔せよ」。

次ぎに釈迦族の 500 人の奴隸が叛乱を起し、諸比丘はそれを告げて「賊が狙っているから来てはいけない」と教えた。奴隸は諸比丘が告げたことを怨んで、諸比丘に暴行をはたらく。「賊が出ると告げてはならない。ただ来てはいけないと告げるべきである」。

十誦律「波羅提提舍尼 004」（大正 23 p.132 下）：佛在迦維羅衛國。……諸釋婦女以好寶物自莊嚴身、持好飲食大語大笑來行向僧坊、作是言。佛今當先食我食。彼亦復言。佛先食我食、令我長夜得利益安樂。爾時尼俱陀林中有賊、先犯事擯入是林中。

釈尊がカピラ城におられた時、釈迦族の婦女たちが飲食をもって僧園に行く途中で盜賊に襲われ、身ぐるみはがれて裸になる。そこに六群比丘が来て「この食事を私に下さい」と言って、彼女らが裸であることを気にかけないことを非難される。

○僧祇律「提舍尼 001」（大正 22 p.396 中）：佛住迦維羅衛釋氏精舍。廣說如上。爾時諸比丘在阿練若處時、諸釋種父母姉妹親里家、遣使齋飲食送與比丘所。齋食人於道中食半。或食三分中一分。或都食盡。……親里聞已、……即便鞭打。此使人得苦痛、大啼喚言。坐是沙門令我得打。

釈尊がカピラ城・釈氏精舍におられた時、釈種の人々が使いに食事を持たせて、阿蘭若処に住している諸比丘に届けさせようとしたが、使人が途中で食べてしまい、人々は使人を鞭打った。使いが比丘を逆恨みする。

【5】その他

《1》釈尊が王舎城で比丘を講堂に集めて七不退法を説く。それからアンバラッティカーに赴く。

〔王舎城・耆闍崛山〕

<1-1>DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.076) : ヴァッジに攻めこもうとしていた阿闍世王の命で釈尊のもとに至った大臣ヴァッサカラに、釈尊が七不退法を説いて、これを遵守するヴァッジ族に衰亡はないであろうと説かれる。

それから世尊はヴァッサカラ大臣が立ち去ってまもなく、阿難長老に呼びかけた。

「⑯阿難よ、行きなさい。王舎城に住している比丘を全員講堂に集めなさい」と (atha kho bhagavā acirapakkante vassakāre brāhmaṇe magadhamahāmatte āyasmantam ānandaṁ āmantesi; gaccha tvam, ānanda, yāvati kā bhikkhū rājagahaṁ upanissāya viharanti, te sabbe upatṭhānasālāyam sannipātēhi ti)。講堂に集まった諸比丘に七不退転法を説いた後、それから世尊は王舎城に随意に滞在された後、阿難長老に呼びかけた。「阿難よ、われわれはアンバラッティカーに行こう」と (atha kho bhagavā rājagahe yathābhīrantam viharitvā āyasmantam ānandaṁ āmantesi; ‘āyām’ ānanda, yena ambalaṭṭhikā ten’ upasaṅkamissāmā’ ti)。

<1-2>長阿含 002 「遊行経」（大正 01 p.011 中）：時禹舍即從座起、遶佛三匝揖讓而退。其去未久、佛告阿難。⑯汝勅羅閱祇左右諸比丘盡集講堂。……爾時世尊於羅閱祇隨宜住已、告阿難言。汝等皆嚴。吾欲詣竹園。

<1-3>白法祖訳「仏般泥洹經」（大正 01 p.160 下）：即從坐起禮佛而去。去未久。⑯佛呼阿難勅之。往至鶴山中、請諸比丘僧皆聚會、著講堂中。……佛從羅致聚、呼阿難、去至巴隣聚。

<1-4>失訳「般泥洹經」（大正 01 p.176 中）：即從座起、禮佛而去。⑯是時佛勅賢者阿難。請鶴山中諸倚行比丘、令會講堂。即請悉會、稽首畢一面坐。……彼時佛。請賢者阿難。俱之巴連弗邑。即受教行。

<1-5>Mahāparinirvāṇasūtra (Waldschmidt, p.118) : ⑯そこで世尊は阿難長老に呼びかけ

た「耆闍崛山に住している比丘を全員講堂に集めなさい」(tatra bhagavān āyuṣmantam ānandam āmantrayate. yāvanto bhiksavo gr̄dhra)-kūṭaparvatam upaniśritya vaiharanti tān sarvān upasthānaśālāyām (sannipātaya)。……(p.134)そこで世尊は阿難長老に呼びかけた。「阿難よ、我々はパータリ村に赴こう」と((tatra) bhagavān āyuṣmantam ānandam āmantrayate. āgamayānanda yena pāṭaligrāmakah)。

《2》 プンナがスナーパランタに赴く。

[舍衛城・祇園精舎：摩鳩羅無種山中]

<2-1>MN.145 ‘Punṇovāda-s.’ (vol. III p.267) : ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (ekam̄ samayam̄ bhagavā sāvatthiyam̄ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。プンナが釈尊から簡略な説法を受けた後にスナーパランタに赴く意向を伝える。釈尊は「あそこの住民は粗暴である」などの言葉によってプンナの決心の固さを確かめられる。プンナはスナーパランタに赴き、③その雨期の間に (ten’ ev’ antaravassena) 500人の優婆塞と500人の優婆夷を導き、自らは三明を得て、後に (aparena samayena) 寂滅する。多くの比丘が釈尊のところに来て彼の寂滅を伝える。

<2-2>雜阿含 311 (大正 02 p.089 中) : 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。爾時尊者富樓那來詣佛所、稽首禮足退住一面……爾時富樓那聞佛所說、歡喜隨喜、作禮而去。

爾時尊者富樓那夜過晨朝、著衣持鉢、入舍衛城乞食。食已還出、付囑臥具、持衣鉢去、至西方輸盧那人間遊行。③到已夏安居、爲五百優婆塞說法、建立五百僧伽藍、繩床臥褥供養衆具悉皆備足。三月過已、具足三明。即於彼處、入無餘涅槃

<2-3>『満願子經』 (大正 02 p.502) : 聞如是。一時佛遊摩鳩羅無種山中、與大比丘俱比丘五百。爾時賢者邠耨、晡時從宴坐起往詣佛所、偏袒右肩右膝著地、稽首足下叉手白佛。……於是邠耨即從坐起、稽首佛足右遶三匝、自詣其室。即夜蓋藏床臥安眠。明晨著衣持鉢往詣彼國、③尋在其國於一夏中教化勸立。請清信士凡五百人、清信女五百人、興于寺舍五百、窟室床榻五百、及法坐具被枕各各五百。化五百人皆爲沙門。在於其歲證三達尋滅度。滅度未久、諸比丘衆無央數千、往詣佛所稽首足下、却在一面、俱白佛言。有一比丘名曰邠耨。佛爲粗舉說其要法。今已滅度已來未久。爲何所獲得何證乎。佛言。諸比丘、彼族姓子已興三達證得六通。……聖智具足已得羅漢。於時世尊莫不稱譽咨嗟無極邠耨文陀尼子。佛說如是。比丘莫不歡喜

<2-4>根本有部律「藥事」 (大正 24 p.) 爾時佛在室羅伐城給孤獨園。是時輸波羅迦城。有一長者。名曰自在。豪族富貴。……(p.012 中) 爾時具壽圓滿於逝多林給孤獨園、止宿而住。於晨朝時、著衣持鉢、入城乞食、飯食訖、攝持臥具、捨之而去、執持衣鉢、往詣輸那鉢羅得伽國、人間遊行。至於城外、而便止宿。於晨朝時、著衣持鉢、入城乞食、逢一獵師。……時彼獵師作如是念。……即生信心。于時具壽圓滿爲說妙法、遂令歸依三寶、受五學處。當此之時、別有五百男子爲鄒波索迦、五百女人爲鄒波斯迦。於彼城中、造五百毘訶羅、并給無量繩床木床大小臥具。③圓滿即於彼住、三月夏安居、三月滿已、於此身中、斷諸煩惱。證阿羅漢果。

スッパーラカ (輸波羅迦) 城に住むバヴァ (Bhava 自在) 長者に妻と3人の息子があつた。長者が病にかかった時に妻と子らは彼を捨て置いたが、婢の熱心な看病によって快

癒し、その婢と長者の間にプールナ（Pūrṇa 圓満）が生れる。後に圓満は商主となって航海に出て、船上で他の商人から舍衛城の釈尊のことを聞いて出家を願い、舍衛城に赴き、給孤独に祇園精舎に案内されて釈尊もとで出家する。プールナは釈尊から説法を受けて後、シュローナーパランタカ（Śronāparantaka）での布教を願う。釈尊はその決心を「あそこの住民は粗暴である」などの言葉で確かめられる。プールナはそこで会った獵師とその後、500人の優婆塞、500人優婆夷を入信させ、500の精舎が建立されてそこで雨安居する。雨安居明けに阿羅漢果を得る。

* この根本有部律の記事は *Divyāvadāna* の ‘Pūrṇāvadāna’ (ed. by E. B. Cowell, R. A. Neil, Cambridge 1886, pp. 024-) とほとんど一致する。

※ これらの記事に関して、形式上は表現様式の③が適応される。しかしながらここで舍衛城からの距離が問題になる。スナーパランタにはスッパーラカ（Suppāraka）港があったとされ、その港は舍衛城から南西 120 ヨージャナの地にあり (*Dhammapada-A.* vol. II p.214) 、およそ今のムンバイ（ボンベイ）辺りに比定されている (Malalasekera)。ブンナが春の大会時に舍衛城で釈尊から説法を受けたと仮定するならば、同年の雨安居をスナーパランタで過ごすことができるようには思われない。そのためブンナが釈尊から説法を受ける時点は雨安居とは無関係かもしれない。

[参考]

◎SN.035-088 (vol. IV p.060) : ブンナが釈尊から簡略な説法を受けた後にスナーパランタに赴く意向を伝える。釈尊は「あそこの住民は粗暴である」などの言葉によってブンナの決心の固さを確かめられる。ブンナはスナーパランタに赴き、その雨期の間に (ten' ev' antaravassena) 500人の優婆塞と 500人の優婆夷を導き、その雨期の間に自らは三明を得て、その雨期の間に寂滅する。多くの比丘が釈尊のところに来て彼の寂滅を伝える。

○雜阿含 215 (大正 02 p.054 中) : 如是我聞。一時佛住舍衛國、祇樹給孤獨園。爾時尊者富留那比丘、往詣佛所、稽首佛足、退住一面……佛說此經已、富留那比丘、聞佛所說。歡喜奉行

○僧祇律「雜誦跋渠法」(大正 22 p.415 下上) : 是居士方欲更興供養故、遣富樓那入海採寶。佛威神護念故、四大天王帝釋、及梵天王衛護此人。往還七返、大獲珍寶、不遭留難。富樓那白邠坻（給孤独）言。唯願居士聽我出家。居士即許、將至佛所、頭面禮足、却住一面。白佛言。此人欲出家。唯願世尊哀愍度脫。佛即度之。既出家已、白佛言。世尊、唯願爲我略說教誡。我欲到輸那國土、如說修行。佛即爲隨順教誡。如經中廣說。富樓那受教誡已、到輸那國。彼國中有一長者。名曰闡婆。爲立栴檀房。此中應廣說億耳因縁。乃至求請出家。

給孤独によってブンナが宝を採りに海に派遣される。7たび無事に帰還し、出家を望む。出家後、スナーパランタに赴く。そこで億耳を度す。

☆賢愚經 (大正 041 p.393 下) : 如是我聞。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時放鉢國。有一長者。…… (p.394 下) 時諸比丘、安居日近、佛聽各各隨意安居。時富那奇、往白佛言。弟子欲往至放鉢國安居三月。唯願見聽。於時世尊、告富那奇。彼國人惡、信邪倒見。

* この記事は上記の<2-4>に近い。この他、*MN.-A.* (vol. V p.084) 、*SN.-A.* (vol. II p.374) にも類話がある。

《3》 西方で雨安居を過ごそうとする諸比丘が舍利弗の説法を聞く。

[デーヴァダハ]

<3-1>SN. 022-002 (vol. III p.005) : ある時、世尊は釈迦国(デーヴァダハ村)におられた (ekam samayam bhagavā sakkesu viharati devadahan nāma sakyānam nigamo)。その時、西方に向かおうとする多くの比丘が世尊のもとに至った (atha kho sambahulā

pacchābhūmagāmikā bhikkhū yena bhagavā tenupasaṅkamim̄su)。彼らは釈尊に「⑭大徳よ、我々は西方の地に行こうと思います。西方の地に居を定めよう ⁽¹⁾ と思います」(icchāma mayam bhante pacchābhūmam janapadam gantum pacchābhūme janapade nivāsam kappetum) と言う。釈尊から舍利弗の許しを得ているかと尋ねられ、彼らはまだ許しを得ていなかったので、近くのエーラガラ一林 (Elagalāgumba) にいた舍利弗のもとにいて法を聞く。

(1) SN.-A. (vol. II p.256) によれば「居を定める」とは「3ヶ月の雨安居を過ごすこと」である (nivāsan ti temāsam vassāvāsam)。

<3-2>雑阿含 108 (大正 02 p.033 中) : 如是我聞。一時佛住釋氏天現聚落。⑭爾時有西方衆多比丘、欲還西方安居。詣世尊所。

釈尊が釈氏・天現聚落 (デーヴァダハ) におられた時、西方の多くの比丘が西方に還つて雨安居を過ごしたいと釈尊に辞を請う。釈尊に舍利弗にも辞を請うように命じられ、彼らは近くの一堅固樹下にいた舍利弗のもとに行って法を聞き、心解脱を得る。

※<3-2>では西方に向かう比丘が行った先で雨安居を過ごそうとしていることは明白である。<3-1>もアッタカターの情報に頼らなければならないが、同様に捉えることができよう。よって形式上は表現様式の⑭が適応できるが、これも「西方」がどれほどの距離の地であるか不明であるため、遠方の地であるならば、これは春の大会の時点の記事ではないかもしれない。夏の大会の時点である可能性も否定できないが、これをもって釈尊がデーヴァダハで雨安居を過ごされたとするには説得力の弱い資料である。

[参考]

○増一阿含 041-004 (大正 02 p.745 中) : 聞如是。一時佛在釋迦毘羅越城尼拘廻園、與大比丘衆五百人俱。是時衆多比丘往至世尊所、頭面禮足在一面坐。爾時衆多比丘白世尊言。我等欲詣北方遊化。世尊告曰。宜知是時。世尊復告比丘曰。汝等、爲辭舍利弗比丘乎。諸比丘對曰。不也、世尊。爾時世尊告諸比丘。汝等、往辭舍利弗比丘。所以然者。舍利弗比丘、恒與諸梵行人教誡其法、說法無厭足。爾時世尊與諸比丘、說微妙之法。諸比丘聞法已即從座起、禮世尊足遶佛三匝便退而去。爾時舍利弗在釋迦神寺中遊。爾時衆多比丘往至舍利弗所。

釈尊がカピラ城・ニグローダ園におられた時、北方に向かおうとする多くの比丘が釈尊のもとに行く。舍利弗に辞を述べたか尋ねられ、諸比丘は舍利弗のもとに言って法を聞く。

《4》釈尊が不淨觀を説いて後、独坐に入り、その間に不淨觀を修した諸比丘が自殺してしまう。釈尊が独坐から立たれて数息觀を説く。

[ヴェーサーリー (・大林重閣講堂)]

<4-1>SN.054-009 (vol. V p.320) : ある時、世尊はヴェーサーリーの大林重閣講堂におられた (ekam samayam bhagavā vesāliyam viharati mahāvane kūṭāgarasālāyam)。釈尊が諸比丘に不淨觀を説いて褒め称えた後、「私は半月間、独坐しようと思う。食事を運ぶ者以外は近づいてはならない (icchām' aham bhikkhave addhamāsam paṭisallīyitum. nāmhi kenaci upasaṅkamitabbo, aññatra ekene piṇḍapātanīhārakena)」と言われて半月間、独坐される。釈尊が独坐されている間に諸比丘が不淨觀を修して自身の身体を厭い、自害してしまう。

半月後に釈尊が独坐から立たれて、比丘の人数が減っているのを見て阿難に訊ね、阿難が釈尊に事情を話し、釈尊は「⑮それならばヴェーサーリーに住するかぎりの諸比丘を

講堂に集めなさい（tenhānanda yāvatikā bhikkhū vesālim upanissāya viharanti. te sabbe upatṭhānasālāyam sannipātehi）」と言って集めさせ、諸比丘に数息觀を説かれる。
<4-2>Vinaya ‘Pārājika003’ (vol. III p.069) : 同上。ただし、諸比丘を殺害する鹿杖沙門 (migalañḍika samanakuttaka) の記事が加わる。

<4-3>四分律「波羅夷 003」(大正 22 p.575 下) : 爾時世尊、遊毘舍離獮猴江邊講堂中。以無數方便與諸比丘說不淨行歎不淨行、歎思惟不淨行。……爾時世尊觀諸比丘衆減少。諸大德比丘有名聞者皆不復見。爾時世尊知而故問阿難言。衆僧何故減少。諸名聞大德者、今爲所在皆不見耶。爾時阿難以先因緣具白佛言。……唯願世尊、與諸比丘更作方便說法。使心開解永無疑惑。⑯佛告阿難。今可集諸比丘會講堂。時阿難受佛教、即集諸比丘會講堂集比丘僧已、往世尊所。

* 半月独坐の記事なし。

<4-4>五分律「波羅夷 003」(大正 22 p.007 上) : 佛在毘舍離。爾時世尊告諸比丘、修不淨觀得大果利。時諸比丘即皆修習、深入厭惡恥愧此身。……⑯佛告阿難。汝今宣令依止毘舍離比丘、皆使來集普會講堂。阿難受教、即呼來集。

* 半月独坐の記事なし。

[参考]

○雜阿含 809 (大正 02 p.207 中) : 如是我聞。一時佛住金剛聚落、跋求摩河側、薩羅梨林中。爾時世尊爲諸比丘、說不淨觀、讚歎不淨觀言。諸比丘修不淨觀。多修習者、得大果大福利。時諸比丘、修不淨觀已、極厭患身、或以刀自殺……爾時世尊。至十五日說戒時。於衆僧前坐。告尊者阿難。何因何緣。諸比丘。轉少轉減轉盡。

* 半月独坐の記事なし。また比丘の集まる理由を布薩とし、阿難に諸比丘を集めさせる記述がない。

○十誦律「波羅夷 003」(大正 23 p.007 中) : 佛在跋耆國跋求摩河上。是時佛語諸比丘、修習不淨觀得大果大利……月十五日說戒時至衆僧減少。佛知故問阿難言。今說戒日衆僧都集。何故減少。

* 半月独坐の記事なし。また比丘の集まる理由を布薩とし、阿難に諸比丘を集めさせる記述がない。

○僧祇律「波羅夷 003」(大正 22 p.254 中) : 復次佛住毘舍離。廣說如上。時鹿杖外道殺比丘已。……爾時世尊爲諸比丘說不淨觀。時諸比丘修不淨觀患厭身苦。……爾時世尊月十五日坐於僧中、前後圍邊欲作布薩。世尊左右觀察見衆僧少、問阿難言。

* 半月独坐の記事なし。また比丘の集まる理由を布薩とし、阿難に諸比丘を集めさせる記述がない。

○根本有部律「波羅市迦 003」(大正 23 p.659 下) : 佛在廣嚴城勝慧河側娑羅雉林、爲諸苾芻說不淨觀讚修不淨觀。汝諸苾芻應修不淨觀、由於此觀修習多修習故得大果利。……爾時苾芻衆漸減少。佛於十五日褒灑陀時、於如常座既安坐已觀苾芻衆、告具壽阿難陀曰。何故苾芻數漸減少存者無幾。

* 半月独坐の記事なし。また比丘の集まる理由を布薩とし、阿難に諸比丘を集めさせる記述がない。

また數息觀を説かない。

《5》ソーナ・コーティカンナがマハーカッチャーナのもとでようやく出家してから釈尊に会いにくる。

[舍衛城・祇園精舎：王舍城・耆闍崛山]

<5-1>Udāna 005-006 (p.057) : ある時、世尊は舍衛城・祇園精舎におられた (ekam samayam bhagavā sāvatthiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme)。アヴァンティ (Avanti) 国のクララガラ・パヴァッタ (Kuraraghara-pavatta) 山にマハーカッチャーナのもとでソーナ・コーティカンナ (Sona-Koṭikāṇṇa) 優婆塞が出家を願う。アヴァンティとダッキナーパタには比丘が少なかったため、マハーカッチャーナは3年を過ぎて

ようやく 10 人の比丘を集め、ソーナに具足戒を授ける。

⑦それから雨安居を過ごし終わったソーナ長老は釈尊にお会いしたい旨をマハーカッチャーナに願い出て許され、舍衛城・祇園精舎におられる釈尊のもとへ赴く (atha kho āyasmato soṇassa vassam vutthassa evañ cetaso parivitakko udapādi sace maṇi upajjhāyo anujāneyya, gacchey' āham bhagavantam dassanāya.)。釈尊がソーナに「⑫比丘よ、がまんできるか。元気にしているか。労苦なくやって来られたか。乞食に苦勞しなかったか (kacci bhikkhu khamanīyam, kacci yāpanīyam, kacci 'si appakilamathena addhānam āgato, na ca piṇḍakena kilanto 'si)」と声をかけられる。釈尊はソーナと同室を望み、阿難に言って臥具を用意させる。釈尊はソーナに法を誦するよう命じられ、ソーナは 16 からなるアッタカヴァッガを唱える。

釈尊とソーナの間に「比丘よ、汝は法臘何歳か」「1 歳です」(‘kativassosi tvam bhikkhū’ ti. ‘ekavasso aham bhagavā’ ti) というやりとりがある。

<5-2> *Vinaya ‘Cammakkhandaka’* (vol. I p.194) : マハーカッチャーナがアヴァンティ国のクララガラ・パペータ (Kuraraghara-papāta) 山にいた時、優婆塞であったソーナ・クティカンナ (Sona-Kuṭikāṇa) が受戒を希望するが、当時アヴァンティとダッキナーパタには比丘が少なかったために 10 人の比丘がそろわず、3 年間具足戒を授けることができなかった。⑦ソーナ長老は雨安居を終えて、舍衛城の祇園精舎におられる釈尊のもとへ行く (atha kho āyasmato soṇassa vassam vutthassa rahogatassa paṭisallinassa evam cetaso parivatakko udapādi gaccheyyāham tam bhagavantam dassanāya āyasmā soṇo anupubbena yena sāvatthi jetavanam anāthapiṇḍikassa ārāmo yena bhagavā ten' upasamkami.)。釈尊は阿難に言って彼のための臥具床座を設えさせる。ソーナはマハーカッチャーナの言づてで、アヴァンティと南路における規則の緩和を求め、許される。

* 「がまんできるか……」なし

<5-3> 四分律「皮革捷度」(大正 22 p.845 中) : 爾時大迦旃延、在阿盤提國、在拘留歡喜山曲中住、與億耳優婆塞使人俱。……爾時億耳……便欲見佛……億耳聞世尊在王舍城耆闍崛山住。時億耳持三衣鉢、往到佛所頭面禮足已却住一面。佛即慰勞言。⑫住止安樂不、不以飲食爲苦耶。

<5-4> 十誦律「皮革法」(大正 23 p.178 上) : 佛在舍衛城。……(p.181 上) 長老迦旃延、即與億耳出家。是時阿濕摩伽阿槃地國土、少比丘十衆難得。③是沙弥夏安居過自恣竟。長老迦旃延共住弟子近住弟子。諸方來見師問訊。爾時比丘滿十衆。是時與億耳受具足戒。時諸比丘欲遊行東方國、到佛所見佛供養。億耳問諸比丘。長老那去。諸人言。欲至舍衛國見佛世尊親近礼拜。……億耳向長老迦旃延所。……我今安居竟。欲遊行東方國見佛世尊親近礼拜。願聽我去。迦旃延言。欲往隨意。……⑫是時億耳、受長老迦旃延語誦利、從坐處起頭面禮長老摩訶迦旃延竟、已即向自房付臥具、持衣鉢遊行諸國土、漸漸到舍衛國見佛、頭面禮足一面坐。諸佛常法。有客比丘來、以如是語問訊。忍不足不、安樂住不、乞食不難、道路不疲耶。爾時佛以是語問億耳。忍不足不、安樂住不、乞食不難。道路不疲耶。

釈尊が舍衛城におられた時、(阿濕摩伽阿槃提國の王薩婆聚落にあった大富居士の子で

ある沙門億耳が宝を求めて大海に入って冒険し、王薩婆聚落に帰ってくる) (p.180 下)
 億耳は迦旃延のもとで出家を願う。父母に許可をもとめると、死ぬまで待つように言われ、12年間父母に仕える。父母が亡くなると迦旃延のところに行って出家をもとめる。阿濕摩伽阿槃提国に比丘が10人に満たなかつたので、雨安居の間沙弥でいて、自恣が終わると迦旃延は共住弟子、近住弟子、遠くから来た弟子を集めて10人に満たし、億耳に具足戒を授ける。億耳は舍衛国におられる釈尊のもとに行くことを迦旃延に願い、五事を託されて出発する。釈尊は阿難に言って房内に床臥具を敷かせ、やって来た億耳と同宿され、億耳は「波羅延薩遮陀舍修姤路」を誦す。億耳が五事を伝え、「辺国中にては持律第五にて受具足戒を聽す」などと許される。

<5-5>根本有部律「皮革事」(大正24, p.1048下) : 爾時薄伽梵在室羅筏城逝多林給孤獨園。時婆索迦聚落。彼有長者。名曰力軍。……(p.1052上) 爾時聖者既觀察已、即與億耳出家、而爲求寂證一來果。時彼住處、是其邊地。少有苾芻、難得受具且爲求寂。所有求寂行法悉已教之、證不還果。⑫諸佛常法歲二大會。一切苾芻悉皆來集。言二時者、所爲春末及以夏後凡有大小聲聞等衆、普皆雲集。⑬具壽聖者迦多演那弟子、及諸苾芻等、在於餘處三月安居、安居既竟洗浣衣訖、著衣持鉢漸漸遊行、往婆索婆村、方滿十衆。時聖者迦多演那、即與億耳近圓。……時諸苾芻等、往聖者迦多演那所白言。大德……今欲禮觀大師世尊。聖者報言。善哉隨去。既蒙許已、嚴持衣鉢、往室羅筏城。于時聖者億耳、從坐而起整衣服合掌恭敬、白迦多演那言。……願見聽許。我今但見鄖波駄耶、未見世尊。雖見法身、未見色身。若親教聽我見如來色身相好者、今亦欲去。

釈尊が舍衛城・祇園精舎におられた時、(阿濕婆蘭德伽国婆索婆聚落にあった力軍という長者の子である聞俱胝耳が宝を求めて大海に入って冒険し、婆索迦聚落に帰ってきて)父母が亡くなるまで待ってから聞俱胝耳は迦多演那のところで出家を願う。比丘が10人に満たなかつたので、3ヶ月の雨安居の間沙弥でいて、雨安居が終わると婆索婆聚落に来た弟子があつて10人に満ち、聞俱胝耳は具足戒を受ける。聞俱胝耳は室羅筏城におられる釈尊のもとに行くことを迦多演那に願い、五事を託されて出発する。釈尊は阿難に言って臥具を敷かせて、やって来た聞俱胝耳と同宿され、聞俱胝耳は経を誦す。それから億耳が五事を伝え、釈尊はそれを許される。

※表現様式の⑦を適用する場合、釈尊が雨安居終了後に遊行に出発される前、同地に滞在されている間(作衣時を含む)に、別の地で雨安居を過ごした諸比丘が1ヶ月か2ヶ月ほどで釈尊のおられる地に到達できなければならない。しかしこのケースでは、ソーナがアヴァンティ国を自恣の直後に出発したと仮定しても、釈尊が遊行に出られる前にソーナが舍衛城に到着するのは困難であると思われる。しかしながら<4-4>は表現様式の⑫を含む。

[参考]

○五分律「皮革法」(大正22 p.144上) : 佛在舍衛城。爾時摩訶迦旃延、在阿濕波河雲頭國波樓多山中住。彼國有長者名沙門億耳。信樂佛法常供給諸比丘。

釈尊が舍衛城におられた時、摩訶迦旃延がアッサカ(阿濕波)・アヴァンティ(阿雲頭)国の波樓多山中に在つて、長者である沙門億耳は彼のもとに行って出家を願うが、当時、比丘が10人に満たなかつたので、具足戒を受けるのに6年かかってしまう。億耳は釈尊のもとへ行く。釈尊は億耳と共に宿を望まれ、阿難に言って臥具を敷かせる。釈尊は億耳に説法するよう命じられ、億耳は十六義品経を唱える。億耳は大迦旃延の言づてで、阿濕波・阿雲頭国における規則の緩和を求める。

○僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.415下) : 富樓那受教誠已、到輸那國。彼國中有一長者、名曰

闍婆、爲立栴檀房。此中應廣說億耳因縁。乃至求請出家。富樓那度令出家、作沙彌。乃至七年衆僧難得、不得受具足。

ブンナ（富樓那）が辺境の地であるスナーパランタ（輸那）国に布教に出て、億耳を沙弥にする。億耳は7年間待ってやっと十僧が集まり、具足戒を受ける。それから、五衆具足戒を含む五願を託されて舍衛城の釈尊のところに至る。釈尊は彼との同宿を望まれ、阿難に言って客比丘のために床褥を敷かせる。億耳は、釈尊から「どの経を誦するか」と問われて「八跋祇經」を誦する。その後、五願を乞い許される。

*マハーカッチャーナの役割をここではブンナが担っている。